

昭和四十七年労働省令第三十二号

労働安全衛生規則

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

目次

第一編 通則

第一章 総則（第一条）

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者（第二条―第三条の二）

第二節 安全管理者（第四条―第六条）

第三節 衛生管理者（第七条―第十二条）

第三節の二 安全衛生推進者及び衛生推進者（第十二条の二―第十二条の四）

第三節の三 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者（第十二条の五・第十二条の六）

第四節 産業医等（第十三条―第十五条の二）

第五節 作業主任者（第十六条―第十八条の二）

第六節 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者（第十八条の二―第二十條）

第七節 安全委員会、衛生委員会等（第二十一条―第二十三条の二）

第八節 指針の公表（第二十四条）

第八節の二 自主的活動の促進のための指針（第二十四条の二）

第二章の二 労働者の救護に関する措置（第二十四条の三―第二十四条の九）

第二章の三 技術上の指針等の公表（第二十四条の十）

第二章の四 危険性又は有害性等の調査等（第二十四条の十一―第二十四条の十六）

第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制（第二十五条―第二十九条の四）

第二節 危険物及び有害物に関する規制（第三十条―第三十四条の二）

第四章 安全衛生教育（第三十五条―第四十条の三）

第五章 就業制限（第四十一条・第四十二条）

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節 作業環境測定（第四十二条の二・第四十二条の三）

第一節の二 健康診断（第四十三条―第五十二条）

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等（第五十二条の二―第五十二条の八）

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等（第五十二条の九―第五十二条の二十一）

第二節 健康管理手帳（第五十二条の二十二―第六十条）

第三節 病者の就業禁止（第六十一条）

第四節 指針の公表（第六十一条の二）

第六章の二 快適な職場環境の形成のための措置（第六十一条の三）

第七章 免許等

第一節 免許（第六十二条―第七十二条）

第二節 教習（第七十三条―第七十七条）

第三節 技能講習（第七十八条―第八十三条）

第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の三）

第九章 監督等（第八十五条―第九十八条の四）

第十章 雑則（第九十九条―第一百条の二）

第二編 安全基準

第一章 機械による危険の防止

第二節 一般基準（第一百一条―第一百一十一条）

第二節 工作機械（第一百二十二条―第一百三十条）

第三節 木材加工用機械（第一百三十一条―第一百三十条）

第三節の二 食品加工用機械（第一百三十一条の二―第一百三十一条の九）

第四節 プレス機械及びシヤ―（第一百三十一条―第一百三十七条）

第五節 遠心機械（第一百三十八条―第一百四十一条）

第六節 粉碎機及び混合機（第一百四十二条―第一百四十三条）

第七節 ロール機等（第一百四十四条―第一百四十八条）

第八節 高速回転体（第一百四十九条―第一百五十条の二）

第九節 産業用ロボット（第一百五十条の三―第一百五十一条）

第一章の二 荷役運搬機械等

第一節 車両系荷役運搬機械等

第一款 総則（第一百五十一条の二―第一百五十一条の十五）

第二款 フォークリフト（第一百五十一条の十六―第一百五十一条の二十）

第三款 ショベルローダー等（第一百五十一条の二十一―第一百五十一条の三十五）

第四款 ストラドルキヤリヤ―（第一百五十一条の三十六―第一百五十一条の四十二）

第五款 不整地運搬車（第一百五十一条の四十三―第一百五十一条の五十八）

第六款 構内運搬車（第一百五十一条の五十九―第一百五十一条の六十四）

第七款 貨物自動車（第一百五十一条の六十五―第一百五十一条の七十六）

第二款 コンペヤ―（第一百五十一条の七十七―第一百五十一条の八十三）

第一章の三 木材伐出機械等

第一節 車両系木材伐出機械

第一款 総則（第一百五十一条の八十四―第一百五十一条の百一）

第二款 伐木等機械（第一百五十一条の百一十二・第一百五十一条の百一十三）

第三款 走行集材機械（第一百五十一条の百一十四―第一百五十一条の百一十九）

第四款 架線集材機械（第一百五十一条の百二十一―第一百五十一条の百二十三）

第二節 機械集材装置及び運材索道（第一百五十一条の百二十四―第一百五十一条の百五十一）

第三節 簡易架線集材装置（第一百五十一条の百五十二―第一百五十一条の百七十四）

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第一款 総則（第一百五十一条の百七十五）

第一款の二 構造（第一百五十二条・第一百五十二条の五）

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止（第五十四条―第六十六条）

第三款 定期自主検査等（第六十七條―第七十一条）

第四款 コンクリートポンプ車（第七十一条の二・第七十一条の三）

第五款 解体用機械（第七十一条の四―第七十一条の六）

第二款の二 くい打機、くい拔機及びボーリングマシン（第七十二条―第九十四条の三）

第二款の三 高所作業車（第九十四条の七）

第三款 軌道装置及び手押し車両

第一款 総則（第九十五条）

第二款 軌道等（第九十六条―第二百七条）

第三款 車両（第二百八条―第二百四七条）

第四款 巻上げ装置（第二百五条―第二百二十八条）

第五款 軌道装置の使用に係る危険の防止（第二百九条―第二百二十七条）

第六款 定期自主検査等（第二百二十八条―第二百三十三条）

第七款 手押し車両（第二百三十四條―第二百三十六條）

第三章 型わく支保工

第一節 材料等(第二百三十七条―第二百三十九条)
 第二節 組立て等の場合の措置(第二百四十条―第二百四十七条)
 第四章 爆発、火災等の防止
 第一節 溶融高熱物等による爆発、火災等の防止(第二百四十八条―第二百五十五条)

第二節 危険物等の取扱い等(第二百五十六条―第二百六十七条)

第三節 化学設備等(第二百六十八条―第二百七十八条)

第四節 火気等の管理(第二百七十九条―第二百九十二条)

第五節 乾燥設備(第二百九十三条―第三百条)

第六節 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置

第一款 アセチレン溶接装置(第三百一条―第三百七条)

第二款 ガス集合溶接装置(第三百八条―第三百十一条)

第三款 管理(第三百十二条―第三百十七条)

第七節 発破の作業(第三百十八条―第三百二十一条)

第七節のニコンクリート破砕器作業(第三百二十一条の二―第三百二十二条の四)

第八節 雑則(第三百二十二条―第三百二十八条の五)

第五章 電気による危険の防止

第一節 電気機械器具(第三百二十九条―第三百三十五条)

第二節 配線及び移動電線(第三百三十六條―第三百三十八條)

第三節 停電作業(第三百三十九条・第三百四十条)

第四節 活線作業及び活線近接作業(第三百四十一条―第三百四十九条)

第五節 管理(第三百五十条―第三百五十三條)

第六節 雑則(第三百五十四条)

第六章 掘削作業等における危険の防止

第一節 掘削の作業

第一款 掘削の時期及び順序等(第三百五十五条―第三百六十七条)
 第二款 土止め支保工(第三百六十八条―第三百七十五条)
 第三款 潜函内作業等(第三百七十六条―第三百七十八条)

第二節 ずい道等の建設の作業等

第一款 調査等(第三百七十九条―第三百八十三条の五)

第一款のニ落盤、地山の崩壊等による危険の防止(第三百八十四条―第三百八十八条)

第一款の三爆発、火災等の防止(第三百八十九条―第三百八十九条の六)

第一款の四 退避等(第三百八十九条の七―第三百八十九条の十一)

第二款 ずい道支保工(第三百九十条―第三百九十六条)

第三款 ずい道型わく支保工(第三百九十七条・第三百九十八条)

第三節 採石作業

第一款 調査、採石作業計画等(第三百九十九条―第四百零六条)

第二款 地山の崩壊等による危険の防止(第四百零七条―第四百十二条)

第三款 運搬機械等による危険の防止(第四百十三條―第四百十六條)

第七章 荷役作業等における危険の防止

第一節 貨物取扱作業等

第一款 積卸し等(第四百十七條―第四百二十六条)

第二款 はい付け、はいくずし等(第四百二十七条―第四百四十八条)

第二節 港湾荷役作業

第一款 通行のための設備等(第四百四十九条―第四百五十四条)

第二款 荷積み及び荷卸し(第四百五十五条―第四百六十四条)

第三款 揚貨装置の取扱い(第四百六十五条―第四百七十六条)

第八章 伐木作業等における危険の防止(第四百七十七條―第四百七十七條)

第八章のニ建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止(第五百

十七条の二―第五百十七條の五)
 第八章の三鋼橋架設等の作業における危険の防止(第五百十七條の六―第五百十七條の十)
 第八章の四木造建築物の組立て等の作業における危険の防止(第五百十七條の十一―第五百十七條の十三)

第八章の五コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止(第五百十七條の十四―第五百十七條の十九)

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第一節 墜落等による危険の防止(第五百十八條―第五百三十三條)

第二節 飛来崩壊災害による危険の防止(第五百三十四條―第五百三十九條)

第三節 ロープ高所作業における危険の防止(第五百三十九條の二―第五百三十九條の九)

第十章 通路、足場等

第一節 通路等(第五百四十條―第五百五十八條)

第二節 足場

第一款 材料等(第五百五十九條―第五百六十三條)

第二款 足場の組立て等における危険の防止(第五百六十四條―第五百六十八條)

第三款 丸太足場(第五百六十九條)

第四款 鋼管足場(第五百七十條―第五百七十三條)

第五款 つり足場(第五百七十四條・第五百七十五條)

第十一章 作業構台(第五百七十五條の二―第五百七十五條の八)

第十二章 土石流による危険の防止(第五百七十五條の九―第五百七十五條の十六)

第三編 衛生基準

第一章 有害な作業環境(第五百七十六條―第五百九十二条)
 第一章のニ廃棄物の焼却施設に係る作業(第五百九十二条の二―第五百九十二条の八)

第二章 保護具等(第五百九十三条―第五百九十九条)

第三章 気積及び換気(第六百條―第六百三三條)

第四章 採光及び照明(第六百四條・第六百五條)

第五章 温度及び湿度(第六百六條―第六百七十二條)

第六章 休養(第六百十三條―第六百十八條)

第七章 清潔(第六百十九條―第六百二十八條の二)

第八章 食堂及び炊事場(第六百二十九條―第六百三十二條)

第九章 救急用具(第六百三十三條・第六百三十四條)

第四編 特別規制

第一章 特定元方事業者等に関する特別規制(第六百三十四條の二―第六百六十四條)

第二章 機械等貸与者等に関する特別規制(第六百六十五條―第六百六十九條)

第三章 建築物貸与者に関する特別規制(第六百七十條―第六百七十八條)

附則

第一編 通則

第一章 総則

(共同企業体)

第一条 労働安全衛生法(以下「法」という。)

第五条 第一項の規定による代表者の選定は、出資の割合その他工事施行に当たつての責任の程度を考慮して行なわなければならない。

2 法第五条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る仕事の開始の日の十四日前までに、様式第一号による届書を、当該仕事が行われる場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 法第五条第三項の規定による届出をしようとする者は、代表者の変更があつた後、遅滞なく、様式第一号による届書を前項の都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 前二項の規定による届書の提出は、当該仕事を
が行なわれる場所を管轄する労働基準監督署長
を経由して行なうものとする。

第二章 安全衛生管理体制

第一節 総括安全衛生管理者

総括安全衛生管理者の選任

第二条 法第十条第一項の規定による総括安全衛
生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任
すべき事由が発生した日から十四日以内に行な
わなければならない。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したと
きは、遅滞なく、様式第三号による報告書を、
当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署
長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）
に提出しなければならない。

（総括安全衛生管理者の代理者）

第三条 事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、
疾病、事故その他やむを得ない事由によつて職
務を行なうことができないときは、代理者を選
任しなければならない。

（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）

第三条の二 法第十条第一項第五号の厚生労働省
令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関するこ
と。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の
三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の
調査及びその結果に基づき講ずる措置に関す
ること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価
及び改善に関すること。

第二節 安全管理者

（安全管理者の選任）

第四条 法第十一条第一項の規定による安全管理
者の選任は、次に定めるところにより行わなけ
ればならない。

- 一 安全管理者を選任すべき事由が発生した日
から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。た
だし、二人以上の安全管理者を選任する場合
において、当該安全管理者の中に次条第二号
に掲げる者がいるときは、当該者のうち一人
については、この限りでない。
- 三 化学設備（労働安全衛生法施行令（以下
「令」という。）第九条の三第一号に掲げる化
学設備をいう。以下同じ。）のうち、発熱反
応が行われる反応器等異常化学反応又はこれ

に類する異常な事態により爆発、火災等を生
ずるおそれのあるもの（配管を除く。以下
「特殊化学設備」という。）を設置する事業場
であつて、当該事業場の所在地を管轄する都
道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局
長」という。）が指定するもの（以下「指定
事業場」という。）にあつては、当該都道府
県労働局長が指定する生産施設の単位につい
て、操業中、常時、法第十条第一項各号の業
務のうち安全に係る技術的事項を管理するの
に必要な数の安全管理者を選任すること。

四 次の表の上欄に掲げる事業場に於ては、常時
同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用す
る事業場にあつては、その事業場全体につい
て法第十条第一項各号の業務のうち安全に係
る技術的事項を管理する安全管理者のうち少
なくとも一人を専任の安全管理者とするこ
と。ただし、同表四の項の業種にあつては、
過去三年間の労働災害による休業一日以上の
死傷者数の合計が百人を超える事業場に限
る。

一	建設業	三百人
二	有機化学工業製品製造業 石油製品製造業	五百人
三	無機化学工業製品製造業 化学肥料製造業 道路貨物運送業 港湾運送業	千人
四	紙・パルプ製造業 鉄鋼業 造船業	二千人
五	令第二条第一号及び第二号 に掲げる業種（一の項から 三の項までに掲げる業種を 除く。）	二千人

2 第二条第二項及び第三条の規定は、安全管理
者について準用する。

（安全管理者の資格）

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定め
る資格を有する者は、次のとおりとする。
一 次のいずれかに該当する者で、法第十条第
一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項
を管理するのに必要な知識についての研修で
あつて厚生労働大臣が定めるものを修了した
もの
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六
号）による大学（旧大学令（大正七年勅令

第三百八十八号）による大学を含む。以下
同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令
（明治三十六年勅令第六十一号）による専
門学校を含む。以下同じ。）における理科
系統の正規の課程を修めて卒業した者（独
立行政法人大学改革支援・学位授与機構
（以下「大学改革支援・学位授与機構」と
いう。）により学士の学位を授与された者
当該課程を修めた者に限る。）若しくはこ
れと同等以上の学力を有すると認められる
者又は当該課程を修めて同法による専門職
大学の前期課程（以下「専門職大学前期課
程」という。）を修了した者を含む。第十
八条の四第一号において同じ。）で、その
後二年以上産業安全の実務に従事した経験
を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校（旧中等学校
令（昭和十八年勅令第三十六号）による中
等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育
学校において理科系統の正規の学科を修め
て卒業した者で、その後四年以上産業安全
の実務に従事した経験を有するもの

二 労働安全コンサルタント
三 前二号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が
定める者

（安全管理者の巡視及び権限の付与）

第六条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設
備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、
直ちに、その危険を防止するため必要な措置を
講じなければならない。

2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する
措置をなし得る権限を与えなければならない。

第三節 衛生管理者

（衛生管理者の選任）

第七条 法第十二条第一項の規定による衛生管理
者の選任は、次に定めるところにより行わなけ
ればならない。

- 一 衛生管理者を選任すべき事由が発生した日
から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。た
だし、二人以上の衛生管理者を選任する場合
において、当該衛生管理者の中に第十条第三
号に掲げる者がいるときは、当該者のうち一
人については、この限りでない。
- 三 次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに
掲げる者のうちから選任すること。
イ 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業
（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、

水道業、熱供給業、運送業、自動車整備
業、機械修理業、医療業及び清掃業 第一
種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管
理者免許を有する者又は第十条各号に掲げ
る者

ロ その他の業種 第一種衛生管理者免許、
第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛
生管理者免許を有する者又は第十条各号に
掲げる者

四 次の表の上欄に掲げる事業場の規模に応じ
て、同表の下欄に掲げる数以上の衛生管理者
を選任すること。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管 理者数
五十人以上二百人以下	一人
二百人を超え五百人以下	二人
五百人を超え千人以下	三人
千人を超え二千人以下	四人
二千人を超え三千人以下	五人
三千人を超える場合	六人

五 次に掲げる事業場にあつては、衛生管理者
のうち少なくとも一人を専任の衛生管理者と
すること。

イ 常時千人を超える労働者を使用する事
業場

ロ 常時五百人を超える労働者を使用する事
業場、坑内労働又は労働基準法施行規則
（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第十
八条各号に掲げる業務に常時三十人以上の
労働者を従事させるもの
六 常時五百人を超える労働者を使用する事
業場、坑内労働又は労働基準法施行規則第十
八条第一号、第三号から第五号まで若しくは
第九号に掲げる業務に常時三十人以上の労働
者を従事させるものにあつては、衛生管理者
のうち一人を衛生工学衛生管理者免許を受け
た者のうちから選任すること。

2 第二条第二項及び第三条の規定は、衛生管理
者について準用する。

（衛生管理者の選任の特例）

第八条 事業者は、前条第一項の規定により衛生
管理者を選任することができないやむを得ない
事由がある場合で、所轄都道府県労働局長の許
可を受けたときは、同項の規定によらないこと
ができる。

（共同の衛生管理者の選任）

第九条 都道府県労働局長は、必要であると認め
るときは、地方労働審議会の議を経て、衛生管

理者を選任することを要しない二以上の事業場で、同一の地域にあるものについて、共同して衛生管理者を選任すべきことを勧告することができる。

(衛生管理者の資格)

第十条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 労働衛生コンサルタント
- 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める者

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第十一条 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

(衛生工学に関する事項の管理)

第十二条 事業者は、第七条第一項第六号の規定により選任した衛生管理者に、法第十条第一項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものを管理させなければならない。

第三節の二 安全衛生推進者及び衛生推進者

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第十二条の二 法第十二条の二の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時十人以上五十人未満の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生推進者等の選任)

第十二条の三 法第十二条の二の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第十条第一項各号の業務(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当するため必要な能力を有すると認められる者の中から、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者

のうちから選任するときは、この限りでない。い。

2 次に掲げる者は、前項の講習の講習科目(安全衛生推進者に係るものに限る。)のうち厚生労働大臣が定めるものの免除を受けることができる。

一 第五条各号に掲げる者

二 第十条各号に掲げる者

(安全衛生推進者等の氏名の周知)

第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

第三節の三 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者

(化学物質管理者が管理する事項等)

第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。)をしなければならない令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」という。)を製造し、又は取り扱う事業場(以下「化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示(表示する事項及び標準に関することに限る。)、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に関することに限る。)(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この項において「他の事業場」という。)において行つていない場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

着管理責任者

のうちに選任するときは、この限りでない。い。

1 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する事項。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場(前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。)(以下「化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示(表示する事項及び標準に関することに限る。)、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に関することに限る。)(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この項において「他の事業場」という。)において行つていない場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

七 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する事項。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場(前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。)(以下「化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示(表示する事項及び標準に関することに限る。)、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に関することに限る。)(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この項において「他の事業場」という。)において行つていない場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

三 第五百七十七条の二第二項及び第二項の措置その他法第五十七條の三第二項の措置の内容及びその実施に関する事項。

四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事項。

五 第三十四条の二の八第一項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。

六 第五百七十七条の二第二項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関する事項。

七 第一号から第四号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関する事項。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場(前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。)(以下「化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示(表示する事項及び標準に関することに限る。)、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第一項の規定による通知(通知する事項に関することに限る。)(以下この条において「表示等」という。)並びに第七号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。)を、当該事業場以外の事業場(以下この項において「他の事業場」という。)において行つていない場合においては、表示等及び教育管理に係る技術的事項については、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。

3 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場

厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場

イに定める者のほか、第一項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

4 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

5 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

(保護具着用管理責任者の選任等)

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

一 保護具の適正な選択に関する事項。

二 労働者の保護具の適正な使用に関する事項。

三 保護具の保守管理に関する事項。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

第四節 産業医等

(産業医の選任等)

第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。

二 次に掲げる者(イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)(以下この条のうちから選任すること。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

三 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

四 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ホ 異常気圧下における業務
 - ヘ さく岩機、鋸、打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
 - ト 重量物の取扱ひ等重激な業務
 - チ ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - リ 坑内における業務
 - 又 深夜業を含む業務
 - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
 - ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
 - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。
- 2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において「認定こども園法を含む。」の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。
- 3 第八条の規定は、産業医について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替へるものとする。
- 4 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその

- 理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。
- （産業医及び産業歯科医の職務等）
- 第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - 二 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - 四 作業環境の維持管理に関すること。
 - 五 作業の管理に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 - 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - 八 衛生教育に関すること。
 - 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。
- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
 - 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であつて、その大学が行う実習を履修したものであるもの
 - 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
 - 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師

- （常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
- 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 4 事業者は、産業医が法第十三条第五項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- 5 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時五十人以上の労働者を従事させる事業場については、第一項各号に掲げる事項のうち当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項については、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。
- 6 前項の事業場の労働者に対して法第六十六条第三項の健康診断を行つた歯科医師は、当該事業場の事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働者の健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る。）を防止するため必要な事項を勧告することができる。
- 7 産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- 第十四条の二 法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
- 一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項（法第六十六条の八の二第二項又は第六十六条の八の四第四項において読み替へて準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）
 - 二 第五十二條の二第一項、第五十二條の七の二第一項又は第五十二條の七の四第一項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

- 2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項（法第六十六条の八の二第二項又は第六十六条の八の四第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行つた後、遅滞なく提供すること。
 - 二 前項第二号に掲げる情報 第五十二條の二第二項（第五十二條の七の二第二項又は第五十二條の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により同号の超えた時間の算定を行つた後、速やかに提供すること。
 - 三 前項第三号に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。
- 第十四条の三 産業医は、法第十三条第五項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、事業者の意見を求めるものとする。
- 2 事業者は、法第十三条第五項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
- 一 当該勧告の内容
 - 二 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）
- 3 法第十三条第六項の規定による報告は、同条第五項の勧告を受けた後遅滞なく行うものとする。
- 4 法第十三条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該勧告の内容
 - 二 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）
- 第十四条の四 事業者は、産業医に対し、第十四条第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。
- 2 前項の権限には、第十四条第一項各号に掲げる事項に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。

一 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。

二 第十四条第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。

三 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

第十五条 産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ていないときは、少なくとも二回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等

第十五条の二 法第十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たつては、労働者の健康管理等を行う同項に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。

第十四条の二 第二項の規定は法第十三条の二第二項において準用する法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報について、第十四条の二第二項の規定は法第十三条の二第二項において準用する法第十三条第四項の規定による情報の提供について、それぞれ準用する。

第五節 作業主任者

第十六条 法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に

応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 事業者は、令第六条第十七号の作業のうち、圧縮酸素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行（以下「運行」という。）の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに用いられる第一種圧力容器及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）の適用を受ける第一種圧力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）の定めるところにより、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

第十八条の二 令第六条第十三号の厚生労働省令で定める船舶

で定める船舶は、船員の育成及び確保に資することを目的とする船員室の新設、増設又は拡大により総トン数五百トン以上五百十トン未満となつたと認められる船舶とする。

第六節 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者

第十八条の二の二 令第七条第二項第一号の厚生労働省令で定める場所は、人口が集中している

第十八条の二の二 令第七条第二項第一号の厚生労働省令で定める場所は、人口が集中している

地域内における道路上若しくは道路に隣接した場所又は鉄道の軌道上若しくは軌道に隣接した場所とする。

第十八条の三 法第十五条の二第二項の規定による元方安全衛生管理者の選任は、その事業場に専属の者を選任して行わなければならない。

第十八条の四 法第十五条の二第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後三年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 前二号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

第十八条の五 事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

第十八条の六 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める労働者の数は、次の各号の仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 令第七条第二項第一号の仕事及び主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事 常時二十人

二 前号の仕事以外の仕事 常時五十人

2 建設業に属する事業の仕事を行う事業者であつて、法第十五条第二項に規定するところにより、当該仕事を行う場所において、統括安全衛生責任者の職務を行う者を選任し、並びにその者に同条第一項又は第三項及び同条第四項の指揮及び統括管理をさせ、並びに法第十五条の二第一項の資格を有する者のうちから元方安全衛生管理者の職務を行う者を選任し、及びその者に同項の事項を管理させているもの（法第十五

第十八条の七 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。別表第五第一号の表及び別表第五第一号の二の表において同じ。）で、その後三年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。別表第五第一号の表及び第一号の二の表において同じ。）で、その後五年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 八年以上建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者

四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

第十八条の八 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 少なくとも毎月一回法第十五条の三第一項又は第二項の労働者が作業を行う場所を巡視すること

二 法第十五条の三第一項又は第二項の労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること

三 法第三十条第一項第一号の協議組織の会議に随時参加すること

四 法第三十条第一項第五号の計画に關し同号の措置が講ぜられていることについて確認すること

第十八条の八 法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 少なくとも毎月一回法第十五条の三第一項又は第二項の労働者が作業を行う場所を巡視すること

二 法第十五条の三第一項又は第二項の労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握すること

三 法第三十条第一項第一号の協議組織の会議に随時参加すること

四 法第三十条第一項第五号の計画に關し同号の措置が講ぜられていることについて確認すること

(安全衛生責任者の職務)

第十九条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 統括安全衛生責任者との連絡
- 二 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡
- 三 前号の統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該請負人に係るものの実施についての管理
- 四 当該請負人がその労働者の作業の実施に關し計画を作成する場合における当該計画と特定元事業者が作成する法第三十条第一項第五号の計画との整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整
- 五 当該請負人の労働者の行う作業及び当該労働者以外の者の行う作業によつて生ずる法第十五条第一項の労働災害に係る危険の有無の確認
- 六 当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整

(統括安全衛生責任者等の代理者)

第二十条 第三条の規定は、統括安全衛生責任者、元安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者について準用する。

第七節 安全委員会、衛生委員会等

(安全委員会の付議事項)

第二十一条 法第十七条第一項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に關すること。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に關すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に關すること。
- 五 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に關すること。

(衛生委員会の付議事項)

第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 衛生に関する規程の作成に關すること。
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に關すること。
- 四 衛生教育の実施計画の作成に關すること。
- 五 法第五十七条の四第一項及び第五十七条の五第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に關すること。
- 六 法第六十五条第一項又は第五項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に關すること。
- 七 定期に行われる健康診断、法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行われる臨時健康診断、法第六十六条の二の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に關すること。
- 八 労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に關すること。
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に關すること。
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に關すること。
- 十一 第五百七十七条の二第一項、第二項及び第八項の規定により講ずる措置に關すること並びに同条第三項及び第四項の医師又は歯科医師による健康診断の実施に關すること。
- 十二 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に關すること。

(委員会の会議)

第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月一回以上開催するようにしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
- 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容
- 二 前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの

5 産業医は、衛生委員会又は安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

(関係労働者の意見の聴取)

第二十三条の二 委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

第八節 指針の公表

第二十四条 法第十九条の二第二項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

第八節の二 自主的活動の促進のための指針

第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

三 安全衛生に関する目標の設定

四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

第二章の二 労働者の救護に関する措置

(救護に關し必要な機械等)

第二十四条の三 法第二十五条の二第一項に規定する事業者（以下この章において「事業者」という。）は、次の各号に掲げる機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）を備え付けなければならない。ただし、メタン又は硫化水素が発生するおそれのないときは、第二号に掲げるメタン又は硫化水素に係る測定器具については、この限りでない。

- 一 空気呼吸器又は酸素呼吸器（第三項において「空気呼吸器等」という。）
- 二 メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するため必要な測定器具
- 三 懐中電灯等の携帯用照明器具
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の救護に關し必要な機械等

2 事業者は、前項の機械等については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時まで具備付けなければならない。

- 一 令第九条の二第一号に掲げる仕事 出入口からの距離がメートルの場所において作業を行うこととなる時又はたて坑（通路として用いられるものに限る。）の深さが五十メートルとなる時
- 二 令第九条の二第二号に掲げる仕事 ゲージ圧力が〇・一メガパスカルの圧気工法による作業を行うこととなる時

3 事業者は、第一項の機械等については、常時有効に保持するとともに、空気呼吸器等については、常時清潔に保持しなければならない。

(救護に關する訓練)

第二十四条の四 事業者は、次に掲げる事項についての訓練を行わなければならない。

- 一 前条第一項の機械等の使用方法に關すること。
- 二 救急生ずるの方法その他の救急処置に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、安全な救護の方法に關すること。

2 事業者は、前項の訓練については、前条第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに一回、及びその後一年以内ごとに一回行わなければならない。

3 事業者は、第一項の訓練を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 訓練を受けた者の氏名
- 三 訓練の内容

(救護の安全に関する規程)

第二十四条の五 事業者は、第二十四条の第三項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、労働者の救護の安全に関し次の事項を定めなければならない。

- 一 救護に関する組織に関すること。
- 二 救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。
- 三 救護に関する訓練の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、救護の安全に関すること。

(人員の確認)

第二十四条の六 事業者は、第二十四条の第三項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和三十五年法律第二百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の内部又は高圧室内(潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部をいう。)において作業を行う労働者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。

(救護に関する技術的事項を管理する者の選任)

第二十四条の七 法第二十五条の第二項の規定による救護に関する技術的事項を管理する者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 第二十四条の第三項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。

2 第三条及び第八十条の規定は、救護に関する技術的事項を管理する者について準用する。この場合において、同条中「前条第一項」とあるのは「第二十四条の七第一項第二号」と、「同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(救護に関する技術的事項を管理する者の資格)

第二十四条の八 法第二十五条の第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものとす。

一 令第九条の第二一号に掲げる仕事 三年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者

二 令第九条の第二二号に掲げる仕事 三年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者

(権限の付与)

第二十四条の九 事業者は、救護に関する技術的事項を管理する者に対し、労働者の救護の安全に関し必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

第二章の三 技術上の指針等の公表

第二十四条の十 第二十四条の規定は、法第二十八条第一項又は第三項の規定による技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針の公表について準用する。

第二章の四 危険性又は有害性等の調査等

(危険性又は有害性等の調査)

第二十四条の十一 法第二十八条の第二項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第二十八条の第二項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第二条第一号に掲げる業種及び同条第二号に掲げる業種(製造業を除く。)とする。

(指針の公表)

第二十四条の十二 第二十四条の規定は、法第二十八条の第二項の規定による指針の公表について準用する。

(機械に関する危険性等の通知)

第二十四条の十三 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械(以下単に「機械」という。)を譲渡し、又は貸与する者(次項において「機械譲渡者等」という。)は、文書の交付等により当該機械に関する次に掲げる事項を、当該機械

の譲渡又は貸与を受ける相手方の事業者(次項において「相手方事業者」という。)に通知するよう努めなければならない。

一 型式、製造番号その他の機械を特定するために必要な事項

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある箇所に関する事項

三 機械に係る作業のうち、前号の箇所に起因する危険又は健康障害を生ずるおそれのある作業に関する事項

四 前号の作業ごとに生ずるおそれのある危険又は健康障害のうち最も重大なものに関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項

2 厚生労働大臣は、相手方事業者の法第二十八条の第二項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として機械譲渡者等が行う前項の通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するよう努めなければならない。

- 一 次に掲げる事項
- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱上の注意
- ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- ホ 注意喚起語
- ヘ 安定性及び反応性

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は

提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の第二項に規定する通知対象物を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)

を譲渡し、又は提供する者は、特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、フлакシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、譲渡し、又は提供する相手方の事業者へ通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
- 十一 適用される法令
- 十二 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項第四号の事項について、直近の確認を行った日から起算して五年以内ごと一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行うよう努めなければならない。

3 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供

する者は、第一項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書若しくは

磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、フックシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者者に通知し、当該相手方が閲覧できるように努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

第一節 機械等に関する規制

第二十五条 法第四十三条の厚生労働省令で定める防護のための措置は、次のとおりとする。

- 一 作動部分上の突起物については、埋頭型とし、又は覆いを設けること。
 - 二 動力伝導部分又は調速部分については、覆い又は囲いを設けること。
- （規格を具備すべき防毒マスク）**
- 第二十六条 令第十三条第五項の厚生労働省令で定める防毒マスクは、次のとおりとする。**
- 一 酸化炭素用防毒マスク
 - 二 アンモニア用防毒マスク
 - 三 亜硫酸ガス用防毒マスク
- （規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具）**

第二十六条の二 令第十三条第五項の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。

- 一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

（規格に適合した機械等の使用）

第二十七条 事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等に

ついては、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

（通知すべき事項）

第二十七条の二 法第四十三条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 通知の対象である機械等であることを識別できる事項
 - 二 機械等が法第四十三条の二各号のいずれかに該当することを示す事実
- （安全装置等の有効保持）**

第二十八条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行わなければならない。

第二十九条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
- 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
- 三 前号の許可を受け安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせるときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
- 四 安全装置等を取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。

2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

（型式検定を受けなければならない）

第二十九条の二 令第十四条の二第六号の厚生労働省令で定める防毒マスクは、次のとおりとする。

- 一 酸化炭素用防毒マスク
- 二 アンモニア用防毒マスク
- 三 亜硫酸ガス用防毒マスク

（型式検定を受けなければならない）

第二十九条の三 令第十四条の二第十四号の厚生労働省令で定める防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は、次のとおりとする。

- 一 アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

二 亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具

（自主検査指針の公表）

第二十九条の四 第二十四条の規定は、法第四十五条第三項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

第二節 危険物及び有害物に関する規制

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物含有量が異なる物、別表第二の下欄に掲げる物の含有量が異なる物、別表第二の上欄に掲げる物の含有量が異なる物、別表第二の下欄に掲げる物の含有量が異なる物（同欄に定める値である物並びに四アルギン鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量がパーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

- 一 危険物（令別表第一に掲げる危険物を行う。以下同じ。）
- 二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条 令第十八条第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。

- 一 ジクロロベンゼン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンゼン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファナフチルアミン及びその塩の含有量が重量のパーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量のパーセントであるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量のパーセントであるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

（名称等の表示）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ロからニまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
 - 二 注意喚起語
 - 三 安定性及び反応性
- 第三十三条の二 事業者は、令第十七条に規定する物又は令第十八条各号に掲げる物を容器に入れ、又は包装して保管するとき（法第五十七条第一項の規定による表示がされた容器又は包装により保管するときを除く。）は、当該物の名称及び人体に及ぼす作用について、当該物の保管に用いる容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により、当該物を取り扱う者に、明示しなければならない。**

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する場合に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

(名称等)を通知すべき危険物及び有害物)
第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物(九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。)を除く。)とする。

第三十四条の二の二 令第十八条の二第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。
一 ジクロルベンジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロルベンジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
三 塩素化ビフェニル(別名PCB)を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
五 ジアニジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下(合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下)であるもの
七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの
(名称等の通知)

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電

子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とする。
第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
二 危険性又は有害性の要約
三 安定性及び反応性
四 想定される用途及び当該用途における使用上の注意
五 適用される法令
六 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。
2 法第五十七条の二第一項の通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、同項第四号の事項について、直近の確認を行った日から起算して五年以内ごとに一回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から一年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。
3 前項の者は、同項の規定により法第五十七条の二第一項第四号の事項に変更を行つたときは、変更後の同号の事項を、適切な時期に、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するものとし、文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、ファクシミリ装置を用いた送信若しくは電子メールの送信又は当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達により、変更後の当該事項を、当該相手方の事業者が閲覧できるようにしなければならない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び

令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、一・四・ジクロロ一・二・プロパンストロン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることに、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。
(リスクアセスメントの実施時期等)

第三十四条の二の七 リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。
一 リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき
二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき
三 前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
2 リスクアセスメントは、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法(リスクアセスメントのうち危険性に係る部分にあつては、第一号又は第三号(第一号に係る部分に限る。))に掲げる方法に限る。)により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
一 当該リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該リスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
二 当該業務に従事する労働者が当該リスクアセスメント対象物にさらされる程度及び当該

リスクアセスメント対象物の有害性の程度を考慮する方法
三 前二号に掲げる方法に準ずる方法
(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知)
第三十四条の二の八 事業者は、リスクアセスメントを行つたときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間(リスクアセスメントを行つた日から起算して三年以内)に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行つたときは、(三年間)保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
一 当該リスクアセスメント対象物の名称
二 当該業務の内容
三 当該リスクアセスメントの結果
四 当該リスクアセスメントの結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容
2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
(指針の公表)

第三十四条の二の九 第二十四条の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による指針の公表について準用する。
(改善の指示等)

第三十四条の二の十 労働基準監督署長は、化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれがある事業場の事業者に対し、当該事業場において化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると認めるときは、当該事業場にお

令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、一・四・ジクロロ一・二・プロパンストロン、硫酸ジエチル、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることに、契約又は交渉に関し、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者の求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならない。
(リスクアセスメントの実施時期等)
第三十四条の二の七 リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。
一 リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき
二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき
三 前二号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
2 リスクアセスメントは、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法(リスクアセスメントのうち危険性に係る部分にあつては、第一号又は第三号(第一号に係る部分に限る。))に掲げる方法に限る。)により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
一 当該リスクアセスメント対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該リスクアセスメント対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
二 当該業務に従事する労働者が当該リスクアセスメント対象物にさらされる程度及び当該

る化学物質の管理の状況について改善すべき旨を指示することができる。

2 前項の指示を受けた事業者は、遅滞なく、事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下この条において「化学物質管理専門家」という。）から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言を受けなければならない。

3 前項の確認及び助言を求められた化学物質管理専門家は、同項の事業者に対し、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認結果及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助言について、速やかに、書面により通知しなければならない。

4 事業者は、前項の通知を受けた後、一月以内、当該通知の内容を踏まえた改善措置を実施するための計画を作成するとともに、当該計画作成後、速やかに、当該計画に従い必要な改善措置を実施しなければならない。

5 事業者は、前項の計画を作成後、遅滞なく、当該計画の内容について、第三項の通知及び前項の計画の写しを添えて、改善計画報告書（様式第四号）により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

6 事業者は、第四項の規定に基づき実施した改善措置の記録を作成し、当該記録について、第三項の通知及び第四項の計画とともに三年間保存しなければならない。

(有害性の調査)
第三十四条の三 法第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 変異原性試験、化学物質のがん原性に関する変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこと。
二 組織、設備等に関する有害性の調査を適正に行うために必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこと。

2 前項第二号の試験施設等が具備すべき組織、設備等に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
(新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出)
第三十四条の四 法第五十七条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の

三による届書に、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下この節において「新規化学物質」という。）について行つた前条第一項に規定する有害性の調査の結果を示す書面、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する書面及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等)
第三十四条の五 法第五十七条の四第一項第一号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十四条の六 前条の確認を受けた事業者は、同条の申請書又は書面に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十四条の七 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第一項第一号の確認をした後において、前条の規定による届出その他の資料により労働者が新規化学物質にさらされるおそれがあると認めらるるに至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認に係る事業者に通知するものとする。

(新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請)
第三十四条の八 法第五十七条の四第一項第二号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第五十七条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性)
第三十四条の九 法第五十七条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性は、がん原性とする。

(少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認の申請等)
第三十四条の十 令第十八条の四の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化

学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
第三十四条の十一 令第十八条の四の確認は、二年を限り有効とする。
(通知)
第三十四条の十二 厚生労働大臣は、第三十四条の五、第三十四条の八及び第三十四条の十の申請書を受理したときは、遅滞なく、審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

(法第五十七条の四第一項第四号の厚生労働省令で定めるとき)
第三十四条の十三 法第五十七条の四第一項第四号の厚生労働省令で定めるときは、本邦の地域内において労働者に小分け、詰め替え等の作業を行わせないとき等労働者が新規化学物質にさらされるおそれがないときとする。

(新規化学物質の名称の公表)
第三十四条の十四 法第五十七条の四第三項の規定による新規化学物質の名称の公表は、同条第一項の規定による届出の受理又は同項第二号の確認をした後一年以内に（当該新規化学物質に関して特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第三十六条第一項の規定による願書の提出がなされた場合においては、同法第六十四条第一項の規定による出願公開又は同法第六十六条第三項の規定による特許公報への掲載がなされた後速やかに）、次項に定めるところにより行うものとする。

2 新規化学物質の名称の公表は、三月以内ごとに一回、定期に、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(学識経験者からの意見聴取)
第三十四条の十五 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、速やかに、次条の変異原性試験等結果検討委員候補者名簿に記載されている者のうちから、検討すべき内容に応じて、検討委員を指名し、その意見を聴くものとする。

(変異原性試験等結果検討委員候補者名簿)
第三十四条の十六 厚生労働大臣は、化学物質の有害性の調査について高度の専門的知識を有する者のうちから、変異原性試験等結果検討委員候補者を委嘱して変異原性試験等結果検討委員候補者名簿を作成し、これを公表するものとする。

(労働政策審議会への報告)
第三十四条の十七 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第四項の規定により新規化学物質の有害

性の調査の結果について学識経験者の意見を聴いたときは、その内容を、同条第三項の規定による当該新規化学物質の名称の公表後一年以内に、労働政策審議会に報告するものとする。
(化学物質の有害性の調査の指示)
第三十四条の十八 法第五十七条の五第一項の規定による指示は、同項に規定する有害性の調査を行うべき化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の方法その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(法第五十七条の五第一項の厚生労働省令で定める事業者)
第三十四条の十九 法第五十七条の五第一項の厚生労働省令で定める事業者は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造し、輸入し、又は使用したことがある事業者とする。

(準用)
第三十四条の二十 第三十四条の十五及び第三十四条の十六の規定は、法第五十七条の五第三項の規定により学識経験者の意見を聴く場合に準用する。この場合において、これらの規定中「変異原性試験等結果検討委員候補者名簿」とあるのは、「がん原性試験指示検討委員候補者名簿」と、第三十四条の十六中「変異原性試験等結果検討委員候補者」とあるのは、「がん原性試験指示検討委員候補者」と読み替えるものとする。

(労働政策審議会への報告)
第三十四条の二十一 厚生労働大臣は、法第五十七条の五第一項の規定による指示に基づき化学物質の有害性の調査の結果について事業者から報告を受けたときは、その内容を当該報告を受けた後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

第四章 安全衛生教育
第三十五条 (雇入れ時等の教育)
第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項について、教育を行わなければならない。

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

十六号) 第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。) 若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。)) 又はこれらによつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。)) を取り扱う業務

二十八の三 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。)の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う業務

二十八の四 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号。以下「除染規則」という。)第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。)により汚染された物であつて、電離則第二条第二項に規定するものの処分の業務

二十八の五 電離則第七条の二第三項の特例緊急作業に係る業務

二十九 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん規則」という。)第二条第一項第三号の特定粉じん作業(設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第三条各号に掲げる作業に該当するものを除く。)に係る業務

三十 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業(当該ずい道等の内部において行われるものに限る。)に係る業務

三十一 マニプレータ及び記憶装置(可変シークエンス制御装置及び固定シークエンス制御装置を含む。以下この号において同じ。))を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械(研究開発中のものその他

厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。)の可動範囲(記憶装置の情報に基づきマニプレータその他の産業用ロボットの各部の動くことができる最大の範囲をいう。以下同じ。))内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認(以下「教示等」という。)(産業用ロボットの駆動源を遮断して行うものを除く。以下この号において同じ。))又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と同じとして当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務

三十二 産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整(教示等に該当するものを除く。))若しくはこれら結果の確認(以下この号において「検査等」という。)(産業用ロボットの運転中に行うものに限る。以下この号において同じ。))又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と同じとして当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務

三十三 自動車(二輪自動車を除く。))用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務

三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。))においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。)

三十五 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務

三十六 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務

三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿規則」という。))第四条第一項に掲げる作業に係る業務

三十八 除染則第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務

三十九 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。)

四十 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具(労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを繫結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具(第五百三十九条の二及び第五百三十九条の三において「身体保持器具」という。))を取り付けたものをいう。))を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。))に係る業務

四十一 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具(令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。))のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別教育(以下「特別教育」という。))の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。(特別教育の記録の保存)

第三十八条 事業者は、特別教育を行なつたときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておくなければならない。(特別教育の細目)

第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。(職長等の教育)

第四十条 法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の

調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
二 異常時等における措置に関すること。
三 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。
2 法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事項	時間
法第六十条第一号に掲げる事項	二時間
一 作業手順の定め方	
二 労働者の適正な配置の方法	
法第六十条第二号に掲げる事項	二・五時間
一 指導及び教育の方法	
二 作業中における監督及び指示の方法	

事項	時間
前項第一号に掲げる事項	四時間
一 危険性又は有害性等の調査の方法	
二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置	
三 設備、作業等の具体的な改善の方法	
前項第二号に掲げる事項	一・五時間
一 異常時における措置	
二 災害発生時における措置	
前項第三号に掲げる事項	二時間
一 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	
二 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	

3 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。(指針の公表)

第四十条の二 第二十四条の規定は、法第六十条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。

第四十条の三 事業者は、指定事業場又は所轄都道府県労働局長が労働災害の発生率等を考慮して指定する事業場について、法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための(指定事業場等における安全衛生教育の計画及び実施結果報告)

教育に関する具体的な計画を作成しなければならない。

2 前項の事業者は、四月一日から翌年三月三十一日までに行つた法第五十九条又は第六十条の規定に基づく安全又は衛生のための教育の実施結果を、毎年四月三十日までに、様式第四号の五により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五章 就業制限

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

(職業訓練の特例)

第四十二条 事業者は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を受ける労働者(以下「訓練生」という。)に技能を修得させるため令第二十条第二号、第三号、第五号から第八号まで又は第十一号から第十六号までに掲げる業務に就かせる必要がある場合において、次の措置を講じたときは、法第六十一条第一項の規定にかかわらず、職業訓練開始後六月(訓練期間が六月の訓練に係る訓練生で、令第二十条第二号、第三号又は第五号から第八号までに掲げる業務に就かせるものにあつては五月、当該訓練科に係る訓練生で、同条第十一号から第十六号までに掲げる業務に就かせるものにあつては三月)を経過した後は、訓練生を当該業務に就かせることができる。

一 訓練生が当該業務に従事する間、訓練生に対し、当該業務に関する危険又は健康障害を防止するため必要な事項を職業訓練指導員に指示させること。

二 訓練生に対し、当該業務に関し必要な安全又は衛生に関する事項について、あらかじめ、教育を行なうこと。

2 事業者は、訓練生に技能を修得させるため令第二十条第十号に掲げる業務につかせる必要がある場合において、前項の措置を講じたときは、法第六十一条第一項の規定にかかわらず、職業訓練開始後直ちに訓練生を当該業務につかせることができる。

3 前二項の場合における当該訓練生については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節 作業環境測定

第四十二条の二 第二十四条の規定は、法第六十五条第三項の規定による作業環境測定指針の公表について準用する。

(作業環境測定の指示)

第四十二条の三 法第六十五条第五項の規定による指示は、作業環境測定を実施すべき作業場所その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

第一節の二 健康診断

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
四 胸部エックス線検査
五 血圧の測定

六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)

七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビククトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランススベプチダーゼ(γ-GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)

八 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)

九 血糖検査

十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)

十一 心電図検査

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に

対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
五 血圧の測定
六 貧血検査
七 肝機能検査
八 血糖検査
九 血中脂質検査
十 尿検査
十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないことを認めるときは、省略することができる。

3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(満十五歳以下の者の健康診断の特例)

第四十四条の二 事業者は、前二条の健康診断を行おうとする日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)において満十五歳以下の年齢に達する者で、当該年度において学校保健安全法第十条又は第十三条(認定こども園法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による健康診断を受けたもの又は受けることが予定されているものについては、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による健康診断(学校教育法による中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者に係る第四十三条の健康診断を除く。)を行わないことができる。

2 前二条の健康診断を行おうとする日の属する年度において満十五歳以下の年齢に達する者

で、前項に規定する者以外のものについては、医師が必要でないことを認めるときは、当該健康診断の項目の全部又は一部を省略することができる。

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 事業者は、第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。

2 前項の健康診断(定期のものに限る。)は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないことを認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3 第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4 第一項の健康診断(定期のものに限る。)の項目のうち第四十四条第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、前回の健康診断において当該項目については健康診断を受けた者又は四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(海外派遣労働者の健康診断)

第四十五条の二 事業者は、労働者を本邦外の地域に六月以上派遣しようとするときは、あらかじめ、当該労働者に対し、第四十四条第一項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、本邦外の地域に六月以上派遣した労働者を本邦の地域内における業務に就かせるとき(一時的に就かせるときを除く。)は、当該労働者に対し、第四十四条第一項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち医

師が必要であると認める項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

3 第一項の健康診断は、第四十三條、第四十四條、前條又は法第六十六條第二項前段の健康診断を受けた者（第四十三條第一項ただし書に規定する書面を提出した者を含む。）については、当該健康診断の実施の日から六月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第四十四條第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同條第二項中「、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは、「及び第九号」と読み替えるものとする。

第四十六條 削除

（給食従業員の検便）

第四十七條 事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。

（歯科医師による健康診断）

第四十八條 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内に一回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。（健康診断の指示）

第四十九條 法第六十六條第四項の規定による指示は、実施すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。（労働者の希望する医師等による健康診断の証明）

第五十條 法第六十六條第五項ただし書の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。（自発的健康診断）

第五十條の二 法第六十六條の二の厚生労働省令で定める要件は、常時使用され、同条の自ら受けた健康診断を受けた日前六月間を平均して一月当たり四回以上同条の深夜業に従事したこととする。

第五十條の三 前条で定める要件に該当する労働者は、第四十四條第一項各号に掲げる項目の全部又は一部について、自ら受けた医師による健

康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。ただし、当該健康診断を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第五十條の四 法第六十六條の二の書面は、当該労働者の受けた健康診断の項目ごとに、その結果を記載したものでなければならない。（健康診断結果の記録の作成）

第五十一條 事業者は、第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條から第四十八條までの健康診断若しくは法第六十六條第四項の規定による指示を受けて行った健康診断（同条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第四十三條等の健康診断」という。）又は法第六十六條の二の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第五号）を作成して、これを五年間保存しなければならない。（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第五十一條の二 第四十三條等の健康診断の結果に基づく法第六十六條の四の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。一 第四十三條等の健康診断が行われた日（法第六十六條第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。二 聴取した医師又は歯科医師の意見を健康診断個人票に記載すること。三 法第六十六條の二の自ら受けた健康診断の結果に基づく法第六十六條の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。一 当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から二月以内に行うこと。二 聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること。

3 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。（指針の公表）

第五十一條の三 第二十四條の規定は、法第六十六條の五第二項の規定による指針の公表について準用する。

（健康診断の結果の通知）

第五十一條の四 事業者は、法第六十六條第四項又は第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條から第四十八條までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。（健康診断結果報告）

第五十二條 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四條又は第四十五條の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。二 事業者は、第四十八條の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第六号の二）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第一節の三 長時間にわたる労働に関する面接指導等

第五十二條の二 法第六十六條の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を超えて労働させた場合を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に法第六十六條の八第一項又は第六十六條の八の二第一項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて法第六十六條の八第一項に規定する面接指導（以下この節において「法第六十六條の八の面接指導」という。）を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。3 事業者は、第一項の超えた時間の算定を行うときは、速やかに、同項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者に対し、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならない。（面接指導の実施方法等）

第五十二條の三 法第六十六條の八の面接指導は、前条第一項の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。2 前項の申出は、前条第二項の期日後、遅滞なく、行うものとする。

3 事業者は、労働者から第一項の申出があつたときは、遅滞なく、法第六十六條の八の面接指導を行わなければならない。

4 産業医は、前条第一項の要件に該当する労働者に対して、第一項の申出を行うよう勧奨することができる。（面接指導における確認事項）

第五十二條の四 医師は、法第六十六條の八の面接指導を行うに当たつては、前条第一項の申出を行った労働者に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。一 当該労働者の勤務の状況。二 当該労働者の疲労の蓄積の状況。三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況。

（労働者の希望する医師による面接指導の証明）

第五十二條の五 法第六十六條の八第二項ただし書の書面は、当該労働者の受けた法第六十六條の八の面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。一 実施年月日。二 当該労働者の氏名。三 法第六十六條の八の面接指導を行った医師の氏名。四 当該労働者の疲労の蓄積の状況。五 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況。（面接指導結果の記録の作成）

第五十二條の六 事業者は、法第六十六條の八の面接指導（法第六十六條の八第二項ただし書の場合において当該労働者が受けたものを含む。次条において同じ。）の結果に基づき、当該法第六十六條の八の面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項及び法第六十六條の八第四項の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）

第五十二條の七 法第六十六條の八の面接指導の結果に基づく法第六十六條の八第四項の規定による医師からの意見聴取は、当該法第六十六條の八の面接指導が行われた後（同条第二項ただし書の場合にあつては、当該労働者が当該法第六十六條の八の面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

(法第六十六条の八の二第一項の厚生労働省令で定める時間等)

第五十二条の七の二 法第六十六条の八の二第一項の厚生労働省令で定める時間は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とする。

2 第五十二条の二第二項、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四から前条までの規定は、法第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導について準用する。この場合において、第五十二条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の七の二第二項」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項の要件に該当する労働者の申出により」とあるのは「前条第二項の期日後、遅滞なく」と、第五十二条の四中「前条第一項の申出を行った労働者」とあるのは「労働者」と読み替えるものとする。

(法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法等)

第五十二条の七の三 法第六十六条の八の三の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

2 事業者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

(法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間等)

第五十二条の七の四 法第六十六条の八の四第一項の厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十一条の二第一項第三号に規定する健康管理時間をいう。)が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とする。

2 第五十二条の二第二項、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四から第五十二条の七までの規定は、法第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導について準用する。この場合において、第五十二条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の七の四第一項」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項の要件に該当する労働者の申出により」とあるのは「前条第二項の期日後、遅滞なく」と、第五十二条の四

中「前条第一項の申出を行った労働者」とあるのは「労働者」と読み替えるものとする。

(法第六十六条の九の必要な措置の実施)

第五十二条の八 法第六十六条の九の必要な措置は、法第六十六条の八の面接指導の実施又は法第六十六条の八の面接指導に準ずる措置(第三項に該当する者にあつては、法第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導の実施)とする。

2 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

3 労働基準法第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、当該労働者の申出により行うものとする。

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下この節において「検査」という。)を行わなければならない。

一 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目

二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目

三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(以下この節において「医師等」という。)とする。

- 一 医師
二 保健師
三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行った医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師等から、遅滞なく、当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行った医師等から当該労働者の検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(面接指導の対象となる労働者の要件)

第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、同項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出(以下この条及び次条において「申出」という。)は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。

2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

3 検査を行った医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導における確認事項)

第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行った労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
二 当該労働者の心理的な負担の状況
三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 実施年月日
二 当該労働者の氏名
三 面接指導を行った医師の氏名
四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。

(検査及び面接指導結果の報告)

第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の三)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二節 健康管理手帳

第五十二条の二十二 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等(屋内)

内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）とする。

（健康管理手帳の交付）

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業務	要件
令第二十三条 第一号、第二号又は第十二号の業務	当該業務に三月以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第三号の業務	じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第十三条第二項（同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により決定されたじん肺管理区分が管理二又は管理三であること。
令第二十三条 第四号の業務	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第五号の業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第六号の業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第七号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第八号の業務	両肺野にペリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
令第二十三条 第九号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第十号の業務	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条 第十一号の業務	次のいずれかに該当すること。 一 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
令第二十三条 第十二号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。

いう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）

二 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材料、耐火被覆材等の張付け、補修の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんによく露した日から十年以上を経過していること。

三 石綿等を取り扱う作業（前号の作業を除く。）に十年以上従事した経験を有していること。
四 前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

令第二十三条
第十三号の業務
当該業務に二年以上従事した経験を有すること。

令第二十三条
第十四号の業務
当該業務に五年以上従事した経験を有すること。

令第二十三条
第十五号の業務
当該業務に二年以上従事した経験を有すること。

の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならぬ。

（手帳の様式）
第五十四条 手帳は、様式第八号による。
（受診の勧告）
第五十五条 都道府県労働局長は、手帳を交付するときは、当該手帳の交付を受ける者に対し、厚生労働大臣が定める健康診断を受けることを勧告するものとする。

第五十六条 都道府県労働局長は、前条の勧告をするときは、手帳の交付を受ける者に対し、その者が受ける健康診断の回数、方法その他当該健康診断を受けることについて必要な事項を通知するものとする。
（手帳の提出等）
第五十七条 手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）は、第五十五条の勧告に係る健康診断（以下この条において「健康診断」という。）を受けるときは、手帳を当該健康診断を行なう医療機関に提出しなければならない。

2 前項の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行なつたときは、その結果をその者の手帳に記載しなければならない。
3 第一項の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行つたときは、遅滞なく、様式第九号による報告書を当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（手帳の書替え）
第五十八条 手帳所持者は、氏名又は住所を変更したときは、三十日以内に、健康管理手帳書替申請書（様式第十号）に手帳を添えてその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、手帳の書替えを受けなければならない。

第五十九条 手帳所持者は、手帳を滅失し、又は損傷したときは、健康管理手帳再交付申請書（様式第十号）をその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、手帳の再交付を受けなければならない。
第六十条 手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者の相続人又は法定代理人は、遅滞なく、手帳をその者の住所を管轄する都道府県労働局長に返還しなければならない。
第三節 病者の就業禁止
第六十一条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。
一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかつた者
二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかつた者
三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかつた者
2 事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。
第四節 指針の公表
第六十一条の二 第二十四条の規定は、法第七十条の二第一項の規定による指針の公表について準用する。
第六章の二 最適な職場環境の形成のための措置
第六十一条の三 都道府県労働局長は、事業者が最適な職場環境の形成のための措置の実施に関して必要な計画を作成し、提出した場合において、当該計画が法第七十一条の三の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
2 都道府県労働局長は、法第七十一条の四の援助を行うに当たっては、前項の認定を受けた事業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第七章 免許等
第一節 免許

(免許を受けることができる者)

第六十二条 法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許(以下「免許」という。)を受けることができる者は、別表第四の上欄に掲げる免許の種類に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

(免許の欠格事項)

第六十三条 ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許、発破技士免許又は揚貨装置運転士免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(免許の重複取得の禁止)

第六十四条 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類を兼ねて受けることができない。ただし、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。

一 クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。)第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運動式クレーン(クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運動式クレーンをいう。以下同じ。)に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者

二 クレーン則第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーン・デリック運転士免許を受けている者

三 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その者が現に受けている必要の条件を付して、発破技士免許又はガス溶接作業主任者免許を与えることができる。

(免許の取消し等)

第六十六条 法第七十四条第二項第五号の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 当該免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があつたとき。
二 免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。

第六十五条 発破技士免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要なせん孔機械、装てん機若しくは発破器の操作、結線又は不発の装薬若しくは残薬の点検及び処理を適切に行うことができないう者とする。

2 揚貨装置運転士免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要な揚貨装置の操作又は揚貨装置の周囲の状況の確認を適切に行うことができないう者とする。

3 ガス溶接作業主任者免許に係る法第七十二条第三項の厚生労働省令で定める者は、身体又は精神の機能の障害により当該免許に係る業務を適正に行うに当たつて必要な溶接機器の操作を適切に行うことができないう者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第六十五条の二 都道府県労働局長は、発破技士免許、揚貨装置運転士免許又はガス溶接作業主任者免許の申請を行った者がそれぞれ前条第一項、第二項又は第三項に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならぬ。

(条件付免許)

第六十五条の三 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その者が行うことのできる作業を限定し、その他作業についての必要の条件を付して、発破技士免許又はガス溶接作業主任者免許を与えることができる。

2 都道府県労働局長は、身体又は精神の機能の障害がある者に対して、その取り扱うことのできる揚貨装置の種類を限定し、その他作業についての必要の条件を付して、揚貨装置運転士免許を与えることができる。

(免許の取消し等)

第六十六条 法第七十四条第二項第五号の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 当該免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があつたとき。
二 免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
三 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があつたとき。

を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項(その者が現に受けている免許の中にその異なる種類の免許の下級の資格についての免許がある場合にあっては、当該下級の資格についての免許に係る事項を除く。)を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

3 クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運動式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

第六十六条の三 免許試験に合格した者で、免許を受けようとするもの(次項の者を除く。)は、当該免許試験に合格した後、遅滞なく、免許申請書(様式第十二号)を当該免許試験を行った都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 法第七十五条の二の指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)が行う免許試験に合格した者で、免許を受けようとするものは、当該免許試験に合格した後、遅滞なく、前項の免許申請書に第七十一条の二に規定する書面を添えて当該免許試験を行った指定試験機関の事務所所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 免許試験に合格した者以外の者で、免許を受けようとするものは、第一項の免許申請書をその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(免許証の再交付又は書替え)

第六十七条 免許証の交付を受けた者で、当該免許に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものは、これを滅失し、又は損傷したときは、免許証再交付申請書(様式第十二号)を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の再交付を受けなければならない。

2 前項に規定する者は、氏名を変更したときは、免許証書替申請書(様式第十二号)を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、免許証の書替えを受けなければならない。

(免許の取消しの申請手続)

第六十七条の二 免許を受けた者は、当該免許の取消しの申請をしようとするときは、免許取消申請書(様式第十三号)を免許証の交付を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(免許証の返還)

第六十八条 法第七十四条の規定により免許の取消しの処分を受けた者は、遅滞なく、免許の取消しをした都道府県労働局長に免許証を返還しなければならない。

2 前項の規定により免許証の返還を受けた都道府県労働局長は、当該免許証に当該取消しに係る免許と異なる種類の免許に係る事項が記載されているときは、当該免許証から当該取消しに係る免許に係る事項を抹消して、免許証の再交付を行うものとする。

(免許試験)

第六十九条 法第七十五条第一項の厚生労働省令で定める免許試験の区分は、次のとおりとする。

- 一 第一種衛生管理者免許試験
- 二 第二種衛生管理者免許試験
- 三 高圧室内作業主任者免許試験
- 四 ガス溶接作業主任者免許試験
- 五 林業架線作業主任者免許試験
- 六 特級ボイラー技士免許試験
- 七 一級ボイラー技士免許試験
- 八 二級ボイラー技士免許試験

- 八 エツクス線作業主任者免許試験
- 八の二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験
- 九 発破技士免許試験
- 十 揚貨装置運転士免許試験
- 十一 特別ボイラー溶接士免許試験
- 十二 普通ボイラー溶接士免許試験
- 十三 ボイラー整備士免許試験
- 十四 クレーン・デリック運転士免許試験
- 十五 移動式クレーン運転士免許試験
- 十六 潜水士免許試験
- (受験資格、試験科目等)
- 第七十条 前条第一号、第一号の二、第三号、第四号、第九号及び第十号の免許試験の受験資格及び試験科目並びにこれらの免許試験について法第七十五条第三項の規定により試験科目の免除を受けることができる者及び免除する試験科目は、別表第五のとおりとする。
- (受験手続)
- 第七十一条 免許試験を受けようとする者は、免許試験受験申請書(様式第十四号)を都道府県労働局長(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。
- (合格の通知)
- 第七十一条の二 都道府県労働局長又は指定試験機関は、免許試験に合格した者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- (免許試験の細目)
- 第七十二条 前三条に定めるもののほか、第六十九号第一号、第一号の二、第三号、第四号、第九号及び第十号に掲げる免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

- 第二節 教習
- 第七十三条 削除
- (教習科目)
- 第七十四条 揚貨装置運転実技教習の教習科目は、次のとおりとする。
- 一 揚貨装置の基本運転
- 二 揚貨装置の応用運転
- 三 合図の基本作業
- (教習を受けるための手続)
- 第七十五条 法第七十五条第三項の教習(以下「教習」という。)を受けようとする者は、様式第十五号による申込書を当該教習を行う法第七十七条第三項の登録教習機関(以下「登録教習機関」という。)に提出しなければならない。
- (教習修了証の交付)
- 第七十六条 教習を行った登録教習機関は、当該教習を修了した者に対し、遅滞なく、教習修了証(様式第十六号)を交付しなければならない。
- (教習の細目)
- 第七十七条 前三条に定めるもののほか、揚貨装置運転実技教習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
- 第三節 技能講習
- 第七十八条 削除
- (技能講習の受講資格及び講習科目)
- 第七十九条 法別表第十八号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする。
- (受講手続)
- 第八十条 技能講習を受けようとする者は、技能講習受講申込書(様式第十五号)を当該技能講習を行う登録教習機関に提出しなければならない。
- (技能講習修了証の交付)
- 第八十一条 技能講習を行った登録教習機関は、当該講習を修了した者に対し、遅滞なく、技能講習修了証(様式第十七号)を交付しなければならない。
- (技能講習修了証の再交付等)
- 第八十二条 技能講習修了証の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものは、これを滅失し、又は損傷したときは、第三項に規定する場合を除き、技能講習修了証の再交付(様式第十八号)を技能講習修了証の提出し、技能講習修了証の再交付を受けなければならない。
- 前項に規定する者は、氏名を変更したときは、第三項に規定する場合を除き、技能講習修了証の再交付(様式第十八号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関が当該技能講習の業務を廃止した場合(当該登録を取り消された場合)及び当該登録がその効力を失った場合を含む)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第二十四条第一項ただし書に規定する場合に、これを滅失し、若しくは損傷したとき又は氏名を変更したときは、技能講習修了証の再交付(様式第十八号)を技能講習修了証の提出し、当該技能講習を修了したことを証する書面の交付を受けなければならない。
- 4 前項の場合において、厚生労働大臣が指定する機関は、同項の書面の交付を申し込んだ者が同項に規定する技能講習以外の技能講習を修了しているときは、当該技能講習を行った登録教習機関からその者の当該技能講習の修了に係る情報の提供を受けて、その者に対して、同項の書面に当該技能講習を修了した旨を記載して交付することができる。
- (都道府県労働局長が技能講習の業務を行う場合における規定の適用)
- 第八十二条の二 法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が技能講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前三条の規定の適用については、第八十条、第八十一条並びに前条第一項及び第二項中「登録教習機関」とあるのは、「都道府県労働局長又は登録教習機関」とする。
- (技能講習の細目)
- 第八十三条 第七十九条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

- 第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画
- (特別安全衛生改善計画の作成の指示等)
- 第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 労働者が死亡したもの
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- 1 前項の重大な労働災害(以下この条において「重大な労働災害」という。)を生じさせた事業者が、当該重大な労働災害を生じさせた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を生じさせた場合
- 2 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六条第六項第一号、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第十九号)により行うものとする。
- 4 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画(同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画の対象とする事業場
- 三 計画の期間及び実施体制
- 四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項
- 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。
- (特別安全衛生改善計画の変更の指示等)
- 第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛

- 労働省令第四十四号)第二十四条第一項ただし書に規定する場合に、これを滅失し、若しくは損傷したとき又は氏名を変更したときは、技能講習修了証の再交付(様式第十八号)を技能講習修了証の提出し、当該技能講習を修了したことを証する書面の交付を受けなければならない。
- 4 前項の場合において、厚生労働大臣が指定する機関は、同項の書面の交付を申し込んだ者が同項に規定する技能講習以外の技能講習を修了しているときは、当該技能講習を行った登録教習機関からその者の当該技能講習の修了に係る情報の提供を受けて、その者に対して、同項の書面に当該技能講習を修了した旨を記載して交付することができる。
- (都道府県労働局長が技能講習の業務を行う場合における規定の適用)
- 第八十二条の二 法第七十七条第三項において準用する法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が技能講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における前三条の規定の適用については、第八十条、第八十一条並びに前条第一項及び第二項中「登録教習機関」とあるのは、「都道府県労働局長又は登録教習機関」とする。
- (技能講習の細目)
- 第八十三条 第七十九条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
- 第八章 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画
- (特別安全衛生改善計画の作成の指示等)
- 第八十四条 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める重大な労働災害は、労働災害のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 労働者が死亡したもの
- 二 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)別表第一第一級の項から第七級の項までの身体障害欄に掲げる障害のいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの
- 2 法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
- 1 前項の重大な労働災害(以下この条において「重大な労働災害」という。)を生じさせた事業者が、当該重大な労働災害を生じさせた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場において、当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害を生じさせた場合
- 2 前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六条第六項第一号、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合
- 3 法第七十八条第一項の規定による指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第十九号)により行うものとする。
- 4 法第七十八条第一項の規定により特別安全衛生改善計画(同項に規定する特別安全衛生改善計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画作成指示書に記載された提出期限までに次に掲げる事項を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画の対象とする事業場
- 三 計画の期間及び実施体制
- 四 当該事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害の再発を防止するための措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、前号の重大な労働災害の再発を防止するため必要な事項
- 特別安全衛生改善計画には、法第七十八条第二項に規定する意見が記載された書類を添付しなければならない。
- (特別安全衛生改善計画の変更の指示等)
- 第八十四条の二 法第七十八条第四項の規定による変更の指示は、厚生労働大臣が、特別安全衛

生改善計画変更指示書（様式第十九号の二）により行うものとする。

2 法第七十八条第四項の規定により特別安全衛生改善計画の変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更指示書に記載された提出期限までに特別安全衛生改善計画を変更し、特別安全衛生改善計画変更届（様式第十九号の三）により、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（安全衛生改善計画の作成の指示）
第八十四条の三 法第七十九条第一項の規定による指示は、所轄都道府県労働局長が、安全衛生改善計画作成指示書（様式第十九号の四）により行うものとする。

第九章 監督等

（計画の届出をすべき機械等）

第八十五条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第七の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。
一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ）、架設通路及び足場以外の機械等（法第三十七条第一項の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの
二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

（計画の届出等）
第八十六条 事業者は、別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第

八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

3 石綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。
（法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置）

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
一 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の二の指針に従って事業者が行う自主的活動
（認定の単位）

第八十七条の二 法第八十八条第一項ただし書の規定による認定（次条から第八十八条までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。
（欠格事項）
第八十七条の三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
一 法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
二 認定を受けようとする事業場について第八十七条の九の規定により認定を取り消されたその取消の日から起算して二年を経過しない者
三 法人で、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
（認定の基準）

第八十七条の四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。
一 第八十七条の措置を適切に実施していること
二 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていることと認められること
三 申請の前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと

（認定の申請）
第八十七条の五 認定の申請をしようとする事業者は、認定を受けようとする事業場ごとに、計画届免除認定申請書（様式第二十号の二）に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 第八十七条の三各号に該当しないことを説明した書面
二 第八十七条の措置の実施状況について、申請の前日前三月以内に二人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び当該評価の概要を記載した書面
三 前号の評価について、一人以上の安全に関して優れた識見を有する者及び一人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面
四 前条第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証する書面（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）
五 前項第二号及び第三号の安全に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。
一 労働安全コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十条の二の指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
三 第一項第二号及び第三号の衛生に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。
一 労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十条の二の指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
三 申請の前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと

（認定の更新）
第八十七条の六 認定は、三年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 第八十七条の三、第八十七条の四及び前条第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。
（実施状況等の報告）
第八十七条の七 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場（次条において「認定事業場」という。）ごとに、一年以内ごとに一回、実施状況等報告書（様式第二十号の四）に第八十七条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
（措置の停止）
第八十七条の八 認定を受けた事業者は、認定事業場において第八十七条の措置を行わなくなつたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
（認定の取消し）
第八十七条の九 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。
一 第八十七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき
二 第八十七条の四第一号又は第二号に適合しなくなつたときと認めるとき
三 第八十七条の四第三号に掲げる労働災害を発生させたとき
四 第八十七条の七の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき
五 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき
（建設業の特例）
第八十八条 第八十七条の二の規定にかかわらず、建設業に属する事業の仕事をを行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う。
2 前項の認定についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

4 所轄労働基準監督署長は、認定をしたときは、様式第二十号の三による認定証を交付するものとする。

第八十 七条の 三第 一	事業場	建設業に属する事業の 仕事に係る請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場（以下「 店社等 」という。）
第八十 七条の 四	当該事業場の属する業種	建設業
第八十 七条の 七	認定に係る事業場（次条において「認定事業場」という。）	認定に係る店社等
第八十 七条の 八	認定事業場	認定に係る店社等

（仕事の範囲）

第八十九条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 一 高さが三百メートル以上の塔の建設の仕事
 - 二 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さ）をいう。）が百五十メートル以上のダム（ダム）の建設の仕事
 - 三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（橋梁）の建設の仕事
 - 四 長さが三千メートル以上のずい道等の建設の仕事
 - 五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のため坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
 - 六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事
- 第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。
- 一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
 - 二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第十八条の二の二の場所において行われるものに限る。）

三 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）

四 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事

五 圧気工法による作業を行う仕事

五の二 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

五の三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

五の四 ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事

六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 四 工法の概要を示す書面又は図面
- 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 六 工程表
- 七 前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第九十二条 土石採取業に係る計画の届出（土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。）

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 三 採取の方法を示す書面又は図面
- 四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

第九十二条の二 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める工事は、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

第九十二条の三 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

第九十三条 厚生労働大臣は、法第八十九条第二項の規定により学識経験者の意見をきくときは、次条の審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名するものとする。

（審査委員候補者名簿）

第九十四条 厚生労働大臣は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、審査委員候補者を委嘱して審査委員候補者名簿を作成し、これを公表するものとする。

（計画の範囲）

第九十四条の二 法第八十九条の二第一項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事の計画とする。

- 一 高さが百メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 埋設物その他地下に存する工作物（第二編第六章第一節及び第六百三十四条の二において「埋設物等」という。）がふくそうする場所に近接する場所で行われるものであるもの
 - ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの
- 二 堤高が百メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械（令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの
- 三 最大支間三百メートル以上の橋梁の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 当該橋梁のけたが曲線けたであるもの
 - ロ 当該橋梁のけた下高さが三十メートル以上のもの
- 四 長さが千メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの
- 五 掘削する土の量が二十万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの
 - ロ 当該作業が狭い場所において車両系建設機械を用いて行われるもの
- 六 ゲージ圧力が〇・二メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所等で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの
(審査の対象除外)

第九十四条の三 法第八十九条の第二項ただし書の厚生労働省令で定める計画は、国又は地方公共団体その他の公共団体が法第三十条第二項に規定する発注者として注文する建設業に属する事業の仕事の計画とする。
(技術上の審査等)

第九十四条の四 第九十三条及び第九十四条の規定は、法第八十九条の第二項の審査について準用する。この場合において、第九十三条中「法第八十九条第二項」とあるのは、「法第八十九条の第二項において準用する法第八十九条第二項」と読み替えるものとする。
(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第九十五条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、法に基づく省令に定めるもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。
3 法第九十一条第三項の証票は、労働基準法施行規則様式第十八号によるものとする。
(労働衛生指導医の任期)

第九十五条の二 労働衛生指導医の任期は、二年とする。
2 労働衛生指導医の任期が満了したときは、当該労働衛生指導医は、後任者が任命されるまでの職務を行うものとする。
(立入検査をする職員の証票)

第九十五条の三 法第九十六条第五項において準用する法第九十一条第三項の証票は、様式第二十一号の二によるものとする。
第九十五条の四 法第九十六条の二第五項において準用する法第九十一条第三項の証票は、様式第二十一号の三によるものとする。
第九十五条の五 削除
(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物の

ばく露の防止に關し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)

ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
二 令第一条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
四 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損
ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

五 移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき
イ 転倒、倒壊又はジブの折損
ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
六 デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)の次の事故が発生したとき
イ 倒壊又はブームの折損
ロ ワイヤロープの切断

七 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
ロ ワイヤロープの切断
ハ 建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落

九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)
イ 搬器の墜落
ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
イ 逸走、転倒、落下又はブームの折損
ロ ワイヤロープの切断

二 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出しようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。
(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月までの期間から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
(疾病の報告)

第九十七条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務を行う事業場において、一年以内に二人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該罹患が業務に起因するかどうかについて、遅滞なく、医師の意見を聴かなければならない。
2 事業者は、前項の医師が、同項の罹患が業務に起因するものと疑われると判断したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
一 がんが罹患した労働者が当該事業場で従事した業務において製造し、又は取り扱った化学物質の名称(化学物質を含有する製剤にあっては、当該製剤が含有する化学物質の名称)

二 がんが罹患した労働者が当該事業場において従事していた業務の内容及び当該業務に従事していた期間

三 がんが罹患した労働者の年齢及び性別
(報告)
第九十八条 厚生労働大臣、都道府県労働局長は労働基準監督署長は、法第百条第一項の規定により、事業者、労働者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。
一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由
二 出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項
(法令等の周知の方法等)

第九十八条の二 法第百一条第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の厚生労働省令で定める方法は、第二十三号第三項各号に掲げる方法とする。
2 法第百一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 事業場における産業医(法第百一条第三項において準用する場合にあつては、法第十三条の二第二項に規定する者。以下この項において同じ。)の業務の具体的内容
二 産業医に対する健康相談の申出の方法
三 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法
3 法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
二 書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
(指針の公表)

第九十八条の三 第二十四条の規定は、法第百四条第三項の規定による指針の公表について準用する。
(疫学的調査等の結果の労働政策審議会への報告)

第九十八条の四 厚生労働大臣は、法第百八条の二第一項に基づき同項の疫学的調査等を行った

ときは、その結果について当該疫学的調査等の終了後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

第十章 雑則

（申請書の提出部数）

第九十九条 法及びこれに基づく命令に定める許可、認定、検査、検定等の申請書（様式第十二号の申請書を除く。）は、正本にその写し一通を添えて提出しなければならない。

（様式の任意性）

第一百条 法に基づく省令に定める様式（様式第三号、様式第六号から様式第六号の三まで、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

（電子情報処理組織による申請書の提出等）

第一百零一条 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行うおとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

第二編 安全基準

第一章 機械による危険の防止

第一節 一般基準

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第一百零二条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリッパ、踏切橋等を設けなければならない。

2 事業者は、回転軸、歯車、プリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆いを設けなければならない。

3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。

4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

（ベルトの切断による危険の防止）

第一百零三条 事業者は、通路又は作業箇所の上にあるベルトで、プリー間の距離が三メートル以上、幅が十五センチメートル以上及び速度が毎秒十メートル以上であるものには、その下方に囲いを設けなければならない。

（動力しや断装置）

第一百零四条 事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しや断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しや断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しや断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

（運転開始の合図）

第一百零五条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

（加工物等の飛来による危険の防止）

第一百零六条 事業者は、加工物等が切断し、又は欠損して飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該加工物等を飛散させる機械に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（切削屑の飛来等による危険の防止）

第一百零七条 事業者は、切削屑が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該切削屑を生ずる機械に覆い又は囲いを設けなければならない。ただし、覆い又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（掃除等の場合の運転停止等）

第一百零八条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所を覆い設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

（刃部の掃除等の場合の運転停止等）

第一百零九条 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

（作業帽等の着用）

第一百一十条 事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髪又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

（手袋の使用禁止）

第一百一十一条 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

第二節 工作機械

第一百十二条 削除

第一百十三条 削除

第一百十四条 削除

第一百十五条 削除

第一百十六条 削除

第一百十七条 削除

第一百十八条 削除

第一百十九条 削除

第一百二十条 削除

(突出した加工物の覆い等)
第一百十三条 事業者は、立旋盤、タレット旋盤等から突出して回転している加工物が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

(帯のこ盤の歯等の覆い等)
第一百十四条 事業者は、帯のこ盤(木材加工用帯のこ盤を除く。)の歯の切断に必要な部分以外の部分及びのこ車には、覆い又は囲いを設けなければならない。

(丸のこ盤の歯の接触予防装置)
第一百十五条 事業者は、丸のこ盤(木材加工用丸のこ盤を除く。)には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

(立旋盤等のテーブルへのとう乗の禁止)
第一百十六条 事業者は、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルには、労働者を乗せてはならない。ただし、テーブルに乗った労働者又は操作盤に配置された労働者が、直ちに機械を停止することができるときは、この限りでない。

(研削といしの覆い)
第一百十七条 事業者は、回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆いを設けなければならない。ただし、直径が五十ミリメートル未満の研削といしについては、この限りでない。

(研削といしの試運転)
第一百十八条 事業者は、研削といしについては、その日の作業を開始する前には一分間以上、研削といしを取り替えたときには三分間以上試運転をしなければならない。

(研削といしの最高使用周速度をこえる使用の禁止)
第一百十九条 事業者は、研削といしについては、その最高使用周速度をこえて使用してはならない。

(研削といしの側面使用の禁止)
第一百二十条 事業者は、側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用してはならない。

(バフの覆い)
第一百二十一条 事業者は、バフ盤(布バフ、コルクバフ等を使用するバフ盤を除く。)のバフの研削に必要な部分以外の部分には、覆いを設けなければならない。

(丸のこ盤の反ばつ予防装置)
第一百二十二条 事業者は、木材加工用丸のこ盤(横切丸のこ盤その他反ばつにより労働者に危険を及ぼすおそれのないものを除く。)には、割刃その他の反ばつ予防装置を設けなければならない。

(製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)
第一百二十三条 事業者は、木材加工用丸のこ盤(製材用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。)には、歯の接触予防装置を設けなければならない。

(帯のこ盤の歯及びのこ車の覆い等)
第一百二十四条 事業者は、木材加工用帯のこ盤の歯の切断に必要な部分以外の部分及びのこ車には、覆い又は囲いを設けなければならない。

(帯のこ盤の送りローラーの覆い等)
第一百二十五条 事業者は、木材加工用帯のこ盤のスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーには、送り側を除いて、接触予防装置又は覆いを設けなければならない。ただし、作業者がスパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーを停止することができるときは、この限りでない。

(手押しかな盤の刃の接触予防装置)
第一百二十六条 事業者は、手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設けなければならない。

(面取り盤の刃の接触予防装置)
第一百二十七条 事業者は、面取り装置を有するものを除く。)には、刃の接触予防装置を設けなければならない。ただし、接触予防装置を設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に治具又は工具を使用したときは、この限りでない。

労働者は、前項ただし書の場合において、治具又は工具の使用を命じられたときは、これらを使用しなければならない。

(立入禁止)
第一百二十八条 事業者は、自動送材車式帯のこ盤の送材車と歯との間に労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

労働者は、前項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入ってはならない。

(木材加工用機械作業主任者の選任)
第一百二十九条 事業者は、令第六条第六号の作業主任者について、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木材加工用機械作業主任者を選任しなければならない。

(木材加工用機械作業主任者の職務)
第一百三十条 事業者は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。
- 二 木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。
- 三 木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めたとときは、直ちに必要な措置をとること。
- 四 作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。

(切断機等の覆い等)
第一百三十一条 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)
第一百三十二条 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合には、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等への転落等における危険の防止)
第一百三十三条 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さ九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な

場合において、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止)
第一百三十四条 事業者は、前条第一項の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を送給する場合には、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)
第一百三十五条 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)
第一百三十六条 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

プレスマシナリー
第一百三十七条 事業者は、プレスマシナリー(以下「プレスマシナリー」という。)については、安全

場合において、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

場合において、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置（手払い式安全装置を除く。）を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。

一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。

二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。

三 プレスブレーキ用レバー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

3 前二項の措置は、行程の切替えスイツチ、操作の切替えスイツチ若しくは操作ステーションの切替えスイツチ又は安全装置の切替えスイツチを備えるプレス等については、当該切替えスイツチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。（スライドの下降による危険の防止）

第百三十一条の二 事業者は、動力プレスの金型の取付け、取外し又は調整の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者の身体の一部が危険限界に入るときは、スライドが不意に下降することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全ブロックを使用させる等の措置を講じなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全ブロックを使用する等の措置を講じなければならない。

第百三十一条の三 事業者は、プレス機械の金型（金型の調整）の調整のためスライドを作動させるときは、寸動機構を有するものにあつては寸動により、寸

動機構を有するもの以外のものにあつては手回しにより行わなければならない。（クラツチ等の機能の保持）

第百三十二条 事業者は、プレス等のクラツチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持しなければならない。（プレス機械作業主任者の選任）

第百三十三条 事業者は、令第六条第七号の作業については、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、プレス機械作業主任者を選任しなければならない。（プレス機械作業主任者の職務）

第百三十四条 事業者は、プレス機械作業主任者は、次の事項を行なわなければならない。

一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二 プレス機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイツチを設けたときは、当該キースイツチを保管すること。

四 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。（切替えキースイツチのキースイツチの保管等）

第百三十四条の二 事業者は、動力プレスによる作業のうち令第六条第七号の作業以外の作業を行う場合において、動力プレス及びその安全装置に切替えキースイツチを設けたときは、当該キースイツチを保管する者を定め、その者に当該キースイツチを保管させなければならない。（定期自主検査）

第百三十四条の三 事業者は、動力プレスについては、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない動力プレスの当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 クラックシヤフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無

二 クラツチ、ブレーキその他制御系統の異常の有無

六 電磁弁、油圧ポンプその他油圧系統の異常の有無

七 リミットスイツチ、リレーその他電気系統の異常の有無

八 ダイクツション及びその附属機器の異常の有無

九 スライドによる危険を防止するための機構の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の動力プレスについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第百三十五条 事業者は、動力により駆動されるシヤーについては、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないシヤーの当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 クラツチ及びブレーキの異常の有無

二 スライド機構の異常の有無

三 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無

四 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無

五 配線及び開閉器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のシヤーについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。（定期自主検査の記録）

第百三十五条の二 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第百三十五条の三 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）は、第百三十四条の三に規定する自主検査とする。

2 動力プレスに係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したものの
イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。第百五十一条の二十四第二項第一号イにおいて同じ。）で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの
ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、動力プレスの点検若しくは整備の業務に四年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に七年以上従事した経験を有するもの
ハ 動力プレスの点検若しくは整備の業務に七年以上従事し、又は動力プレスの設計若しくは工作の業務に十年以上従事した経験を有する者
ニ 法別表第十八第二号に掲げるプレス機械作業主任者技能講習を修了した者で、動力プレスによる作業に十年以上従事した経験を有するもの
二 その他厚生労働大臣が定める者

3 動力プレスに係る特定自主検査を法第四十五条第二項の検査業者（以下「検査業者」という。）に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

4 事業者は、動力プレスに係る特定自主検査を行ったときは、当該動力プレスの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができ、検査標準章をはり付けなければならない。（作業開始前の点検）

第百三十六条 事業者は、プレス等を用いて作業を行うときには、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

一 クラツチ及びブレーキの機能

二 クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリューのボルトのゆるみの有無

三 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の機能

四 スライド又は刃物による危険を防止するための機構の機能

五 プレス機械にあつては、金型及びボルスターの状態

六 シヤードにあつては、刃物及びテーブルの状態

(プレス等の補修)

第百三十七条 事業者は、第百三十四条の三若しくは第百三十五条の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第五節 遠心機械

(ふたの取付け)

第百三十八条 事業者は、遠心機械には、ふたを設けなければならない。

(内容物を取り出す場合の運転停止)

第百三十九条 事業者は、遠心機械(内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。

(最高使用回転数をこえる使用の禁止)

第百四十条 事業者は、遠心機械については、その最高使用回転数をこえて使用してはならない。

(定期自主検査)

第百四十一条 事業者は、動力により駆動される遠心機械については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない遠心機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 回転体の異常の有無
- 二 主軸の軸受部の異常の有無
- 三 ブレーキの異常の有無
- 四 外わくの異常の有無
- 五 前各号に掲げる部分のボルトのゆるみの有無

2 事業者は、前項ただし書の遠心機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

4 事業者は、第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第六節 粉砕機及び混合機

(転落等の危険の防止)

第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十二条の五第一項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十七センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(内容物を取り出す場合の運転停止)

第百四十三条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十二条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止しない内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第七節 ロール機等

(紙等を通すロール機の囲い等)

第百四十四条 事業者は、紙、布、金属箔等を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い、ガイドロール等を設けなければならない。

(織機のシヤツトルガード)

第百四十五条 事業者は、シヤツトルを有する織機には、シヤツトルガードを設けなければならない。

(伸線機の引抜きブロック等の覆い等)

第百四十六条 事業者は、伸線機の引抜きブロック又はより線機のケージで労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、覆い、囲い等を設けなければならない。

(射出成形機等による危険の防止)

第百四十七条 事業者は、射出成形機、鋳造造形機、型打ち機等(第百三十二条の九及び本章第四節の機械を除く。)に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

2 前項の戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない。

(扇風機による危険の防止)

第百四十八条 事業者は、扇風機の羽根で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、網又は囲いを設けなければならない。

(回転試験中の危険防止)

第百四十九条 事業者は、高速回転体(タービンローター、遠心分離機のバスケット等の回転体で、周速度が毎秒二十五メートルをこえるものをいう。以下この節において同じ。)の回転試験を行なうときは、高速回転体の破壊による危険を防止するため、専用の堅固な建設物内又は堅固な障壁等で隔離された場所で行なわなければならない。ただし、次条の高速回転体以外の高速回転体の回転試験を行なう場合において、試験設備に堅固な覆いを設ける等当該高速回転体の破壊による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(回転軸の非破壊検査)

第百五十条 事業者は、高速回転体(回転軸の重量が一トンを超え、かつ、回転軸の周速度が毎秒二百メートルをこえるものに限る。)の回転試験を行なうときは、あらかじめ、その回転軸について、材質、形状等に応じた種類の非破壊検査を行ない、破壊の原因となるおそれのある欠陥のないことを確認しなければならない。

(回転試験の実施方法)

第百五十一条 事業者は、前条の高速回転体の回転試験を行うときは、遠隔操作の方法による

等その制御、測定等の作業を行う労働者に当該高速回転体の破壊による危険を及ぼすおそれのない方法によつて行わなければならない。

第九節 産業用ロボット

(教示等)

第百五十条の三 事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等の作業を行うときは、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。ただし、第一号及び第二号の措置については、産業用ロボットの駆動源を遮断して作業を行うときは、この限りでない。

- 一 次の事項について規程を定め、これにより作業を行わせること。
 - イ 産業用ロボットの操作の方法及び手順
 - ロ 作業中のマニピュレータの速度
 - ハ 複数の労働者に作業を行わせる場合における合図の方法
- 二 異常時における措置
- ホ 異常時に産業用ロボットの運転を停止した後、これを再起動させるとき措置
- ヘ その他産業用ロボットの不意の作動による危険又は産業用ロボットの誤操作による危険を防止するために必要な措置

二 作業に従事している労働者又は当該労働者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三 作業を行つている間産業用ロボットの起動スイッチ等に作業中である旨を表示する等作業に従事している労働者以外の者が当該起動スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

(運転中の危険の防止)

第百五十条の四 事業者は、産業用ロボットを運転する場合(教示等のために産業用ロボットを運転する場合及び産業用ロボットの運転中に次条に規定する作業を行わなければならない場合において産業用ロボットを運転するときを除く。)において、当該産業用ロボットに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、さく又は囲いを設ける等当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第百五十条の二 事業者は、前条の高速回転体の回転試験を行うときは、遠隔操作の方法による

(検査等)
第一百五十一条の五 事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査、修理、調整(教示等に該当するものを除く)、掃除若しくは給油又はこれらの結果の確認の作業を行うときは、当該産業用ロボットの運転を停止するとともに、当該作業を行っている間当該産業用ロボットの起動スイッチに錠をかけ、当該産業用ロボットの起動スイッチに作業中であることを表示する等当該作業に従事している労働者以外の者が当該起動スイッチを操作することを防止するための措置を講じなければならない。ただし、産業用ロボットの運転中に作業を行わなければならない場合において、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 次の事項について規程を定め、これにより作業を行わせること。
- イ 産業用ロボットの操作の方法及び手順
- ロ 複数の労働者に作業を行わせる場合における合図の方法
- ハ 異常時における措置
- ニ 異常時に産業用ロボットの運転を停止した後、これを再起動させるときの措置
- ホ その他産業用ロボットの不意の作動による危険又は産業用ロボットの誤操作による危険を防止するために必要な措置

二 作業に従事している労働者又は当該労働者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三 作業を行っていない間産業用ロボットの運転状態を切り替えるためのスイッチ等に作業中であることを表示する等作業に従事している労働者以外の者が当該スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

(点検)
第一百五十一条 事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等(産業用ロボットの駆動源を遮断して行うものを除く)の作業を行うときは、その作業を開始する前に、次の事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

一 外部電線の被覆又は外装の損傷の有無

二 マニピレータの作動の異常の有無

三 制動装置及び非常停止装置の機能
第一章の二 荷役運搬機械等
第一節 車両系荷役運搬機械等
第一款 総則

(定義)
第一百五十一条の二 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 ショベルローダー
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキヤリヤ
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車(専ら荷を運搬する構造の自動車(長さが四・七メートル以下、幅が一・七メートル以下、高さが二・〇メートル以下のものに限り)のうち、最高速度が毎時十五キロメートル以下のもの(前号に該当するものを除く)をいう。)
- 七 貨物自動車(専ら荷を運搬する構造の自動車(前二号に該当するものを除く)をいう。)

(作業計画)
第一百五十一条の三 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第一百五十一条の七までにおいて同じ)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。
(作業指揮者)
第一百五十一条の四 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。(制限速度)
第一百五十一条の五 事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時十キロメートル以下のもの

を除く)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。
(転落等の防止)
第一百五十一条の六 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。
(接触の防止)
第一百五十一条の七 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。
(合図)
第一百五十一条の八 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。
(立入禁止)
第一百五十一条の九 事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等

が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。
(荷の積載)
第一百五十一条の十 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。(運転位置から離れる場合の措置)
第一百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置を運転するための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く)を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場
合において、前項の措置を講じなければなら
ない。

(車両系荷役運搬機械等の移送)
第二百五十一条の十二 事業者は、車両系荷役運搬
機械等を送送するため自走又はけん引により貨
物自動車に積卸しを行う場合において、道板、
盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬
機械等の転倒、転落等による危険を防止するた
め、次に定めるところによらなければならない。
一 積卸しは、平坦で堅固な場所において行
うこと。
二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及
び強度を有する道板を用い、適当なこう配で
確実に取り付けること。
三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な
幅及び強度並びに適当なこう配を確保するこ
と。

(搭乗の制限)
第二百五十一条の十三 事業者は、車両系荷役運搬
機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く)
を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所
に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落に
よる労働者の危険を防止するための措置を講じ
たときは、この限りでない。
(主たる用途以外の使用の制限)
第二百五十一条の十四 事業者は、車両系荷役運搬
機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車
両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に
使用してはならない。ただし、労働者に危険を
及ぼすおそれのないときは、この限りでない。
(修理等)
第二百五十一条の十五 事業者は、車両系荷役運搬
機械等の修理又はアタッチメントの装着若しく
は取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮
する者を定め、その者に次の事項を行わせなけ
ればならない。
一 作業手順を決定し、作業を直接指揮するこ
と。
二 第二百五十一条の九第一項ただし書に規定す
る安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監
視すること。

第二款 フォークリフト
(前照灯及び後照灯)
第二百五十一条の十六 事業者は、フォークリフト
については、前照灯及び後照灯を備えたもので

なければならない。ただし、作業を
安全に行うため必要な照度が保持されている場
所においては、この限りでない。
(ヘッドガード)
第二百五十一条の十七 事業者は、フォークリフト
については、次に定めるところに適合するヘッ
ドガードを備えたものでなければ使用してはな
らない。ただし、荷の落下によりフォークリフ
トの運転者に危険を及ぼすおそれのないとき
は、この限りでない。
一 強度は、フォークリフトの最大荷重の二倍
の値(その値が四トンを超えるものにあつて
は、四トン)の等分布静荷重に耐えるもので
あること。
二 上部わくの各開口の幅又は長さは、十六セ
ンチメートル未満であること。
三 運転者が座つて操作する方式のフォークリ
フトにあつては、運転者の座席の上面からヘ
ッドガードの上部わくの下面までの高さは、
九十五センチメートル以上であること。
四 運転者が立つて操作する方式のフォークリ
フトにあつては、運転者席の床面からヘッド
ガードの上部わくの下面までの高さは、一・
八メートル以上であること。
(バックレスト)
第二百五十一条の十八 事業者は、フォークリフト
については、バックレストを備えたものでなけ
れば使用してはならない。ただし、マストの後
方に荷が落下することにより労働者に危険を及
ぼすおそれのないときは、この限りでない。
(パレット等)
第二百五十一条の十九 事業者は、フォークリフト
による荷役運搬の作業に使用するパレット又は
スキッドについては、次に定めるところによら
なければならない。
一 積載する荷の重量に応じた十分な強度を有
すること。
二 著しい損傷、変形又は腐食がないこと。
(使用の制限)
第二百五十一条の二十 事業者は、フォークリフト
については、許容荷重(フォークリフトの構造
及び材料並びにフォーク等(フォーク、ラム等
荷を積載する装置をいう。)に積載する荷の重
心位置に応じた負荷させることができる最大の荷
重をいう。)その他の能力を超えて使用しては
ならない。
(定期自主検査)
第二百五十一条の二十一 事業者は、フォークリフ
トについては、一年を超えない期間ごとに一

回、定期に、次の事項について自主検査を行
なければならない。ただし、一年を超える期間
使用しないフォークリフトの当該使用しない期
間においては、この限りでない。
一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の
有無
二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他
他動力伝達装置の異常の有無
三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装
置の異常の有無
四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツク
ル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の
有無
五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ
一その他制動装置の異常の有無
六 フォーク、マスト、チエーン、チエーンホ
イールその他荷役装置の異常の有無
七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、
安全弁その他油圧装置の異常の有無
八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
九 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報
装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常
の有無
二 事業者は、前項ただし書のフォークリフトに
ついては、その使用を再び開始する際に、同項
各号に掲げる事項について自主検査を行わな
ければならない。
第二百五十一条の二十二 事業者は、フォークリフ
トについては、一月を超えない期間ごとに一
回、定期に、次の事項について自主検査を行
なければならない。ただし、一月を超える期間
使用しないフォークリフトの当該使用しない期
間においては、この限りでない。
一 制動装置、クラツチ及び操縦装置の異常の
有無
二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
三 ヘッドガード及びバックレストの異常の
有無
二 事業者は、前項ただし書のフォークリフトに
ついては、その使用を再び開始する際に、同項
各号に掲げる事項について自主検査を行わな
ければならない。
(定期自主検査の記録)
第二百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主
検査を行ったときは、次の事項を記録し、これ
を三年間保存しなければならない。
一 検査年月日

二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じ
たときは、その内容
(特定自主検査)
第二百五十一条の二十四 フォークリフトに係る特
定自主検査は、第二百五十一条の二十一に規定す
る自主検査とする。
二 フォークリフトに係る法第四十五条第二項の
厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、
次の各号のいずれかに該当する者とする。
一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大
臣が定める研修を修了したもの
イ 学校教育法による大学又は高等専門学校
において工学に関する学科を専攻して卒業
した者で、フォークリフトの点検若しくは
整備の業務に二年以上従事し、又はフォ
ークリフトの設計若しくは工作の業務に五年
以上従事した経験を有するもの
ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育
学校において工学に関する学科を専攻して
卒業した者で、フォークリフトの点検若し
くは整備の業務に四年以上従事し、又はフ
ォークリフトの設計若しくは工作の業務に
七年以上従事した経験を有するもの
ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業
務に七年以上従事し、又はフォークリフト
の設計若しくは工作の業務に十年以上従事
した経験を有する者
ニ フォークリフトの運転の業務に十年以上
従事した経験を有する者
二 その他厚生労働大臣が定める者
三 事業者は、運行の用に供するフォークリフト
(道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受
けるものに限る。)について、同項の規定に基
づいて点検を行った場合には、当該点検を行
つた部分については第二百五十一条の二十一の自主
検査を行うことを要しない。
四 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業
者に実施させた場合における前条の規定の適用
については、同条第五号中「検査を実施した者
の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とす
る。
五 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を
行つたときは、当該フォークリフトの見やすい

回、定期に、次の事項について自主検査を行
なければならない。ただし、一年を超える期間
使用しないフォークリフトの当該使用しない期
間においては、この限りでない。
一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の
有無
二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他
他動力伝達装置の異常の有無
三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装
置の異常の有無
四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツク
ル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の
有無
五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ
一その他制動装置の異常の有無
六 フォーク、マスト、チエーン、チエーンホ
イールその他荷役装置の異常の有無
七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、
安全弁その他油圧装置の異常の有無
八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
九 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報
装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常
の有無
二 事業者は、前項ただし書のフォークリフトに
ついては、その使用を再び開始する際に、同項
各号に掲げる事項について自主検査を行わな
ければならない。
第二百五十一条の二十二 事業者は、フォークリフ
トについては、一月を超えない期間ごとに一

回、定期に、次の事項について自主検査を行
なければならない。ただし、一年を超える期間
使用しないフォークリフトの当該使用しない期
間においては、この限りでない。
一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の
有無
二 デフアレンシヤル、プロペラシヤフトその他
他動力伝達装置の異常の有無
三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装
置の異常の有無
四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツク
ル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の
有無
五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ
一その他制動装置の異常の有無
六 フォーク、マスト、チエーン、チエーンホ
イールその他荷役装置の異常の有無
七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、
安全弁その他油圧装置の異常の有無
八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
九 車体、ヘッドガード、バックレスト、警報
装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常
の有無
二 事業者は、前項ただし書のフォークリフトに
ついては、その使用を再び開始する際に、同項
各号に掲げる事項について自主検査を行わな
ければならない。
第二百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主
検査を行ったときは、次の事項を記録し、これ
を三年間保存しなければならない。
一 検査年月日

箇所には、特定自主検査を行った年月を明らかにすることが出来る検査標準をはり付けなければならない。

(点検)

第二百五十一条の二十五 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
二 荷役装置及び油圧装置の機能
三 車輪の異常の有無
四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第二百五十一条の二十六 事業者は、第二百五十一条の二十一若しくは第二百五十一条の二十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第三款 ショベルローダー等

(前照灯及び後照灯)

第二百五十一条の二十七 事業者は、ショベルローダー又はフォークローダー(以下「ショベルローダー等」という。)については、前照灯及び後照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第二百五十一条の二十八 事業者は、ショベルローダー等については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりショベルローダー等の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(荷の積載)

第二百五十一条の二十九 事業者は、ショベルローダー等については、運転者の視野を妨げないように荷を積載しなければならない。

(使用の制限)

第二百五十一条の三十 事業者は、ショベルローダー等については、最大荷重その他の能力を超えて使用してはならない。

(定期自主検査)

第二百五十一条の三十一 事業者は、ショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行

わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

第二百五十一条の三十二 事業者は、ショベルローダー等については、一月を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(定期自主検査の記録)

- 一 検査年月日
二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第二百五十一条の三十四 事業者は、ショベルローダー等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
二 荷役装置及び油圧装置の機能
三 車輪の異常の有無
四 前照灯、後照灯、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)
第二百五十一条の三十五 事業者は、第二百五十一条の三十一若しくは第二百五十一条の三十二の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第四款 ストラドルキヤリヤ

(前照灯及び後照灯)

第二百五十一条の三十六 事業者は、ストラドルキヤリヤについては、前照灯及び後照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(使用の制限)

第二百五十一条の三十七 事業者は、ストラドルキヤリヤについては、最大荷重その他の能力を超えて使用してはならない。

(定期自主検査)

第二百五十一条の三十八 事業者は、ストラドルキヤリヤについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないストラドルキヤリヤの当該使用しない期間においては、この限りでない。

(定期自主検査)

- 一 原動機の異常の有無
二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

第二百五十一条の三十九 事業者は、ストラドルキヤリヤについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第二百五十一条の四十 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(昇降設備)

第二百五十一条の四十五 事業者は、最大積載量が五トン以上の不整地運搬車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が五トン以上の不整地運搬車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の四十六 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第二百五十一条の四十七 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の四十八 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の四十九 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の五十 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の五十一 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の五十二 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の五十三 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(昇降設備)

第二百五十一条の五十四 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

昇降するための設備を使用しなければならぬ。
（不適格な繊維ロープの使用禁止）
第百五十一条の四十六 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 ストラッドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

（繊維ロープの点検）
第百五十一条の四十七 事業者は、繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用するとき、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

（積卸し）
第百五十一条の四十八 事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを不整地運搬車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は不整地運搬車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

第百五十一条の四十五第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

（中抜き禁止）
第百五十一条の四十九 事業者は、不整地運搬車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはならない。
（荷台への乗車制限）
第百五十一条の五十 事業者は、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台上に労働者を乗車させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の荷台上に乗車してはならない。

第百五十一条の五十一 事業者は、荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、当該荷台上に労働者を乗車させるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
- 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。

- イ あおりを確実に閉じること。
- ロ あおりその他不整地運搬車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らなければならないこと。
- ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部）を超えて乗らないこと。

2 前項第二号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。
（保護帽の着用）
第百五十一条の五十二 事業者は、最大積載量が五トン以上の不整地運搬車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が五トン以上の不整地運搬車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。
（定期自主検査）
第百五十一条の五十三 事業者は、不整地運搬車については、二年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、二年を超える期間使用しない不整地運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- 二 クラッチ、トランスミッション、ファイナルドライブその他動力伝達装置の異常の有無
- 三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- 四 ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無

5 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ一その他制動装置の異常の有無
6 荷台、テールゲートその他荷役装置の異常の有無
7 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンドラ、安全弁その他油圧装置の異常の有無
8 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
9 車体、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無
2 事業者は、前項ただし書の不整地運搬車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
第百五十一条の五十四 事業者は、不整地運搬車については、一月を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない不整地運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の不整地運搬車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

（定期自主検査の記録）
第百五十一条の五十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

（特定自主検査）
第百五十一条の五十六 不整地運搬車に係る特定自主検査は、第百五十一条の五十三に規定する自主検査とする。

2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第百五十一条の五十三の自主検査を行うことを要しない。
4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者が実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
5 事業者は、不整地運搬車に係る自主検査を行ったときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができ、検査標章をはり付けなければならない。
（点検）
第百五十一条の五十七 事業者は、不整地運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 履帯又は車輪の異常の有無
- 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警報装置の機能

（補修等）
第百五十一条の五十八 事業者は、第百五十一条の五十三若しくは第百五十一条の五十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第六款 構内運搬車
（制動装置等）
第百五十一条の五十九 事業者は、構内運搬車（運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。）については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第四号の規定は、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所で行う構内運搬車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。
- 二 警音器を備えていること。
- 三 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が六十五センチメートル以上あるもの又は運転者席が車室内にあるものにあつ

た、有効な制動装置を備えていること。

ては、左右に一個ずつ方向指示器を備えていること。

四 前照灯及び尾灯を備えていること。

(連結装置)

第百五十一条の六十 事業者は、構内運搬車に被けん引車を連結するときは、確実な連結装置を用いなければならない。

(使用の制限)

第百五十一条の六十一 事業者は、構内運搬車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(積卸し)

第百五十一条の六十二 事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを構内運搬車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は構内運搬車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。

(点検)

第百五十一条の六十三 事業者は、構内運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警告器の機能

(補修等)

第百五十一条の六十四 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第七款 貨物自動車

(制動装置等)

第百五十一条の六十五 事業者は、貨物自動車(運行の用に供するものを除く。以下この条に

おいて同じ。)については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第八号の規定は、最高速度が毎時二十キロメートル以下の貨物自動車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。
- 二 運転者席は、運転者が安全な運転を行うことができる視界を有し、かつ、透明で運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスを前面に使用していること。
- 三 空気入りゴムタイヤは、き裂、コード層の露出その他の著しい損傷のないものであること。
- 四 前照灯及び尾灯を備えていること。
- 五 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が六十五センチメートル以上あるもの又は運転者席が車室内にあるものにあつては、当該貨物自動車の車両中心線上の前方及び後方三十メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に左右に一個ずつ方向指示器を備えていること。
- 六 警告器を備えていること。
- 七 運転者が安全に運転することができると後写鏡及び当該貨物自動車の直前にある障害物を確認することができる鏡を備えていること。
- 八 速度計を備えていること。

(使用の制限)

第百五十一条の六十六 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(昇降設備)

第百五十一条の六十七 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第百五十一条の六十八 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用してはならない。

一 ストランドが切断しているもの

(繊維ロープの点検)

第百五十一条の六十九 事業者は、繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

(積卸し)

第百五十一条の七十 事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第百五十一条の六十七第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

(中抜き禁止)

第百五十一条の七十一 事業者は、貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

(荷台への乗車制限)

第百五十一条の七十二 事業者は、荷台にありおかない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の七十三 事業者は、荷台にありおかない貨物自動車を走行させるときは、次に定めるところにより労働者を乗車させなければならない。

- 一 荷の移動により労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
- 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。

- イ あおりを確実に閉じること。
- ロ あおりその他貨物自動車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
- ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ(荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部)を超えて乗らないこと。

(保護帽の着用)

第百五十一条の七十四 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が五トン以上のもの
 - 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
 - 三 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの(前号に該当するものを除く。)
- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(点検)

第百五十一条の七十五 事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警告器の機能

(補修等)

第百五十一条の七十六 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直

ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第二節 コンベヤー

(逸走等の防止)

第百五十一条の七十七 事業者は、コンベヤー(フローコンベヤー、スクリーンコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。)については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置(第百五十一条の八十二において「逸走等防止装置」という。)を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(非常停止装置)

第百五十一条の七十八 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(第百五十一条の八十二において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。

(荷の落下防止)

第百五十一条の七十九 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、当該コンベヤーに覆い又は囲いを設ける等荷の落下を防止するための措置を講じなければならない。

(トロリーコンベヤー)

第百五十一条の八十 事業者は、トロリーコンベヤーについては、トロリーとチェーン及びハンガーとが容易に外れないよう相互に確実に接続されているものでなければ使用してはならない。

(搭乗の制限)

第百五十一条の八十一 事業者は、運転中のコンベヤーに労働者を乗せてはならない。ただし、労働者を運搬する構造のコンベヤーについては、墜落、接触等による労働者の危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

(点検)

第百五十一条の八十二 事業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 原動機及びブリーリーの機能
- 二 逸走等防止装置の機能
- 三 非常停止装置の機能
- 四 原動機、回転軸、歯車、ブリーリー等の覆い、囲い等の異常の有無

(補修等)

第百五十一条の八十三 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第一章の三 木材伐出機械等

第一節 車両系木材伐出機械

第一款 総則

(定義)

第百五十一条の八十四 この省令において車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械(機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。以下この節において同じ。)をいう。

(前照灯の設置)

第百五十一条の八十五 事業者は、車両系木材伐出機械については、前照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第百五十一条の八十六 事業者は、車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

(調査及び記録)

第百五十一条の八十八 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)

第百五十一条の八十九 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、

め、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
- 二 車両系木材伐出機械の運行経路
- 三 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
- 四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 事業者は、第二項の作業計画を定めるときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第百五十一条の九十 事業者は、車両系木材伐出機械(伐木等機械を除く。)を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(制限速度)

第百五十一条の九十一 事業者は、車両系木材伐出機械(最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系木材伐出機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

(転落等の防止等)

第百五十一条の九十二 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系木材伐出機械の運行経路について必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株等の障害物を除去すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系木材伐出機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系木材伐出機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系木材伐出機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第百五十一条の九十三 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(合図)

第百五十一条の九十四 事業者は、車両系木材伐出機械について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

(接触の防止)

第百五十一条の九十五 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第百五十一条の九十六 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所(当該作業を行つていない場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。)に労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第百五十一条の九十七 事業者は、車両系木材伐出機械(構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(走行のための運転位置から離れる場合の措置)

第百五十一条の九十八 事業者は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離

れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 木材グラツプル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系木材伐出機械の木材グラツプルにあつては荷台上の最低降下位置）に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 事業者は、第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該車両系木材伐出機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

（作業装置の運転のための運転位置からの離脱の禁止）

第二百五十一条の九十九 事業者は、前条第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転者を当該作業装置の運転のための運転位置から離れさせなければならない。

2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転のための運転位置を離れてはならない。

（車両系木材伐出機械の移送）

第二百五十一条の百 事業者は、車両系木材伐出機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車を使用するときは、当該車両系木材伐出機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。

三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保すること。

（搭乗の制限）

第二百五十一条の百一 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、乗車席又は荷台以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

（使用の制限）

第二百五十一条の百二 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転倒若しくは逸走又はブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系木材伐出機械についてその構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重等を守らなければならない。

（主たる用途以外の使用の制限）

第二百五十一条の百三 事業者は、車両系木材伐出機械を、木材グラツプルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合には、適用しない。

（修理等）

第二百五十一条の百四 事業者は、車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。

二 第二百五十一条の九十七第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

（作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限）

第二百五十一条の百五 事業者は、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せてはならない。

（悪天候時の作業禁止）

第二百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

（保護帽の着用）

第二百五十一条の百七 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

（検査）

第二百五十一条の百八 事業者は、車両系木材伐出機械については、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。

一 原動機の異常の有無

二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無

三 制動装置及び操縦装置の異常の有無

四 作業装置及び油圧装置の異常の有無

五 車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系木材伐出機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について検査を行うよう努めなければならない。

（点検）

第二百五十一条の百十 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

一 制動装置及び操縦装置の機能

二 作業装置及び油圧装置の機能

三 ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無

四 前照灯の機能

（補修等）

第二百五十一条の百十一 事業者は、第二百五十一条の百八若しくは第二百五十一条の百九の検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第二款 伐木等機械

（伐木作業における危険の防止）

第二百五十一条の百十二 事業者は、伐木等機械を用いて伐木の作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなければならない。

2 前項の運転者は、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなければならない。

（造材作業における危険の防止）

第二百五十一条の百十三 事業者は、伐木等機械を用いて造材の作業を行うときは、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、当該作業を行うおそれとする運転者に、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講じさせなければならない。

2 前項の運転者は、同項の措置を講じなければならない。

第三款 走行集材機械

（ワイヤロープの安全係数）

第二百五十一条の百十四 事業者は、走行集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第百五十一条の百十五 事業者は、走行集材機械のウインチ若しくはスリングに用いるワイヤロープ又は積荷の固定に用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したものを十パーセント以上の素線の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 三 キンクしたもの
- 四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

第百五十一条の百十六 事業者は、走行集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(合図)
第百五十一条の百十七 事業者は、走行集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たっては、当該合図を使用させなければならない。

2 前項の走行集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。
(原木等の積載)
第百五十一条の百十八 事業者は、走行集材機械に原木等を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
 - 二 荷崩れ又は原木等の落下による労働者の危険を防止するため、積荷をワイヤロープで固定する等必要な措置を講ずること。
- (荷台への乗車制限)
第百五十一条の百十九 事業者は、荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に労働者を乗車させてはならない。
- 2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第四款 架線集材機械

(ワイヤロープの安全係数)
第百五十一条の百二十 事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。
(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第百五十一条の百二十一 事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したものを十パーセント以上の素線の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 三 キンクしたもの
- 四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

第百五十一条の百二十二 事業者は、架線集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリングの状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(合図)
第百五十一条の百二十三 事業者は、架線集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たっては、当該合図を使用させなければならない。

2 前項の架線集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。
第二節 機械集材装置及び運材索道
(調査及び記録)
第百五十一条の百二十四 事業者は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行うときは、集材機又は運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について広さ、地形、地盤の状態等、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)
第百五十一条の百二十五 事業者は、林業架線作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 支柱及び主要機器の配置の場所
- 二 使用するワイヤロープの種類及びその直径
- 三 中央垂下比
- 四 最大使用荷重、搬器と搬器の間隔及び搬器ごとの最大積載荷重
- 五 機械集材装置の集材機の種類及び最大けん引力
- 六 林業架線作業の方法
- 七 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 前項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号の事項について関係労働者に周知させなければならない。
(林業架線作業主任者の選任)
第百五十一条の百二十六 事業者は、令第六条第三号の作業については、林業架線作業主任者免許を受けた者のうちから、林業架線作業主任者を選任しなければならない。

(林業架線作業主任者の職務)
第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業指揮者)
第百五十一条の百二十八 事業者は、林業架線作業（令第六条第三号の作業を除く。）を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に第百五十一条の百二十五第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。
(制動装置等)
第百五十一条の百二十九 事業者は、機械集材装置又は運材索道については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 搬器又はつり荷を制動させる必要がない場合を除き、搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
- 二 主索、控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに二回以上巻き付け、かつ、クリツブ、ク

ランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

- 三 支柱の頂部を安定させるための控索は、二以上とし、控索と支柱とのなす角度を三十度以上とすること。
- 四 サドルブロック、ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落するおそれのないシヤツクル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付けること。
- 五 搬器、主索支持器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用すること。
- 六 えい索又は作業索の端部を搬器又はロージングブロックに取り付けるときは、クリツブ止め、アイスブライス等の方法により確実に取り付けること。

(ワイヤロープの安全係数)
第百五十一条の百三十 事業者は、機械集材装置又は運材索道の次の表の上欄に掲げる索については、その用途に応じて、安全係数が同表の下欄に掲げる値以上であるワイヤロープを使用しなければならない。

ワイヤロープの用途	安全係数
主索	二・七
えい索	四・〇
作業索（巻上げ索を除く。）	四・〇
巻上げ索	六・〇
控索	四・〇
台付け索	四・〇
荷吊り索	六・〇

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該機械集材装置又は運材索道の組立ての状態及び当該ワイヤロープにかかる荷重に応じた最大張力の値で除した値とする。
(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第百五十一条の百三十一 事業者は、機械集材装置又は運材索道のワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したものを十パーセント以上の素線の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 三 キンクしたもの
- 四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

(作業索)
第百五十一条の百三十二 事業者は、機械集材装置の作業索(エンドレスのものを除く。)については、次に定める措置を講じなければならない。

一 作業索は、これを最大に使用した場合において、集材機の巻胴に二巻以上を残すことができる長さとする。
二 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

(巻過ぎ防止)
第百五十一条の百三十三 事業者は、機械集材装置については、巻過ぎ防止装置を備える等巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(集材機又は運材機)
第百五十一条の百三十四 事業者は、機械集材装置の集材機又は運材機の運材機については、次に定める措置を講じなければならない。

一 浮き上がり、ずれ又は振れが生じないように据え付けること。
二 歯止装置又は止め金つきブレーキを備え付けること。

2 事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、次に定める措置を講じなければならない。

一 架線集材機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の架線集材機械の逸走を防止する措置を講ずること。
二 アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

(転倒時保護構造等)
第百五十一条の百三十五 事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、路肩、傾斜地等であつて、架線集材機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の架線集材機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(ヘッドガード)
第百五十一条の百三十六 事業者は、機械集材装置の集材機については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)
第百五十一条の百三十七 事業者は、機械集材装置の集材機については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

(最大使用荷重等の表示)
第百五十一条の百三十八 事業者は、機械集材装置については、最大使用荷重を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 事業者は、機械集材装置については、前項の最大使用荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

第百五十一条の百三十九 事業者は、運材索道については、次の事項を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 最大使用荷重
二 搬器と搬器との間隔
三 搬器ごとの最大積載荷重
2 事業者は、運材索道については、前項第一号の最大使用荷重及び同項第三号の搬器ごとの最大積載荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

(接触の防止)
第百五十一条の百四十 事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(合図等)
第百五十一条の百四十一 事業者は、林業架線作業を行うときは、機械集材装置又は運材索道の運転者と荷掛け又は荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、電話、電鈴等の装置を設け、又は一定の合図を定め、それぞれ当該装置を使用する者を指名してその者に使用させ、又は当該合図を行う者を指名してその者に行わせるなければならない。

2 前項の運転者は、同項の指名を受けた者による指示又は同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)
第百五十一条の百四十二 事業者は、林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

一 主索の下で、原木等が落下し、又は降下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
二 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下で、原木等が転落し、又は滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

三 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等に反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

(ブーム等の降下による危険の防止)
第百五十一条の百四十三 事業者は、架線集材機械(構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)を機械集材装置の集材機として用いる場合であつて、架線集材機械のブーム、アーム等を用いて、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(搭乗の制限)
第百五十一条の百四十四 事業者は、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錘等の物で、つり下げられているものに、労働者を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2 事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合を除き、同項のつり下げられている物に乗ってはならない。

(悪天候時の作業禁止)
第百五十一条の百四十五 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(点検)
第百五十一条の百四十六 事業者は、林業架線作業については、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替へなければならない。

点検を要する場合	点検事項
組立て又は変更を行った場合	支柱及びアンカの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態
試運転を行った場合	主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の異常の有無及びその取付けの状態 搬器又はローピングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態
合	第百五十一条の百四十一第一項の電話、電鈴等の装置の異常の有無 支柱及びアンカの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態 主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の取付けの状態 第百五十一条の百四十一第一項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
その日の作業を開始しようとする場合	集材機、運材機及び制動機の機能 荷吊り索の異常の有無 運材索道の搬器の異常の有無及び搬器とえい索との緊結部の状態 第百五十一条の百四十一第一項の電話、電鈴等の装置の機能

(運転位置から離れる場合の措置)
第百五十一条の百四十七 事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合において、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

一 作業装置を地上に下ろすこと。
二 原動機を止めること。
2 前項の運転者は、架線集材機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)
第百五十一条の百四十八 事業者は、機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、当該機

械集材装置又は運材索道の運転者を運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、運転位置を離れてはならない。

(主索の安全係数の検定等)

第百五十一条の百四十九 事業者は、機械集材装置若しくは運材索道を組み立て、又は主索の張力に変化を生ずる変更をしたときは、主索の安全係数を検定し、かつ、その最大使用荷重の荷重で試運転を行わなければならない。

(保護帽の着用)

第百五十一条の百五十 事業者は、林業架線作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(適用除外)

第百五十一条の百五十一 第百五十一条の百三十一項及び第百五十一条の百四十九の規定は、最大使用荷重が二百キログラム未満で、支間の斜距離の合計が三百五十メートル未満の運材索道については、適用しない。

第三節 簡易架線集材装置

(調査及び記録)

第百五十一条の百五十二 事業者は、簡易林業架線作業(簡易架線集材装置の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこの設備による集材の作業をいう。以下同じ。)を行うときは、集材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について広さ、地形、地盤の状態等、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)

第百五十一条の百五十三 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 支柱及び主要機器の配置の場所
- 二 使用するワイヤロープの種類及びその直径
- 三 最大使用荷重

四 簡易架線集材装置の集材機の種類及び最大けん引力

五 簡易林業架線作業の方法

六 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第百五十一条の百五十四 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(制動装置等)

第百五十一条の百五十五 事業者は、簡易架線集材装置については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 搬器又はつり荷を適時停止させることができ、きる有効な制動装置を備えること。
- 二 控索及び固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等の固定物で堅固なものに二回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等の緊結具を用いて確実に取り付けなければならない。
- 三 控えて頂部を安定させる必要がない場合は、支柱の頂部を安定させるための控索は、二以上とし、控索と支柱とのなす角度を三十度以上とすること。
- 四 ガイドブロック等は、取付け部が受ける荷重により破壊し、又は脱落するおそれのないシヤツクル、台付け索等の取付け具を用いて確実に取り付けなければならない。
- 五 搬器その他の附属器具は、十分な強度を有するものを使用すること。
- 六 作業索の端部を搬器又はロージングブロックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けること。

(ワイヤロープの安全係数)

第百五十一条の百五十六 事業者は、簡易架線集材装置の索に用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第百五十一条の百五十七 事業者は、簡易架線集材装置のワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

一 ワイヤロープ一よりの間において素線(フイラ線を除く。以下本号において同じ。)数の十パーセント以上の素線が切断したものを

二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるものを

三 キンクしたものを

四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

(作業索)

第百五十一条の百五十八 事業者は、簡易架線集材装置の作業索(エンドレスのものを除く。)については、次に定める措置を講じなければならない。

一 作業索は、これを最大に使用した場合において、集材機の巻胴に二巻以上を残すことができる長さとする。

二 作業索の端部は、集材機の巻胴にクランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。

(巻過ぎ防止)

第百五十一条の百五十九 事業者は、簡易架線集材装置については、巻過防止装置を備える等巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(集材機)

第百五十一条の百六十 事業者は、簡易架線集材装置の集材機については、次に定める措置を講じなければならない。ただし、架線集材機を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合は、この限りでない。

一 浮き上がり、ずれ又は振れが生じないように据え付けること。

二 歯止装置又は止め金つきブレーキを備え付けること。

2 事業者は、架線集材機を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合は、次に定める措置を講じなければならない。

一 架線集材機の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の架線集材機の逸走を防止する措置を講ずること。

二 アウトリガーを必要に応じて張り出し、又はプレートを上にする等の架線集材機の転倒又は転落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

(転倒時保護構造等)

第百五十一条の百六十一 事業者は、架線集材機を簡易架線集材装置の集材機として用いる場

合は、路肩、傾斜地等であつて、架線集材機が転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の架線集材機を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるよう努めなければならない。

(防護柵等)

第百五十一条の百六十二 事業者は、簡易架線集材装置の集材機については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

(最大使用荷重の表示)

第百五十一条の百六十三 事業者は、簡易架線集材装置については、最大使用荷重を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 事業者は、簡易架線集材装置については、前項の最大使用荷重を超える荷重をかけて使用してはならない。

(接触の防止)

第百五十一条の百六十四 事業者は、架線集材機を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(合図等)

第百五十一条の百六十五 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、簡易架線集材装置の運転者と荷掛け又は荷外しをする者との間の連絡を確実にするため、電話、電鈴等の装置を設け、又は一定の合図を定め、それぞれ当該装置を使用する者を指名してその者に使用させ、又は当該合図を行う者を指名してその者に行わせなければならない。

2 前項の運転者は、同項の指名を受けた者による指示又は同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第百五十一条の百六十六 事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、次の箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

- 一 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることに

より労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

二 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ

(ブーム等の降下による危険の防止)

第二百五十一条の百六十七 事業者は、架線集材機械(構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合であつて、架線集材機械のブーム、アーム等を受け、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(搭乗の制限)

第二百五十一条の百六十八 事業者は、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の物で、つり下げられているものに、労働者を乗せてはならない。

2 事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

労働者は、第一項のつり下げられている物に乗つてはならない。

(運搬の制限)

第二百五十一条の百六十九 事業者は、簡易架線集材装置を用いて集材の作業を行うときは、集材機の転倒等による労働者の危険を防止するため、当該簡易架線集材装置の運転者に原木等を空中において運搬させてはならない。

2 前項の運転者は、原木等を空中において運搬してはならない。

(悪天候時の作業禁止)

第二百五十一条の百七十 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、簡易架線集材作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(点検)

第二百五十一条の百七十一 事業者は、簡易架線集材装置の点検については、次の表の上欄に掲げる事項に点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

点検を要する場合	点検事項
その日の作業を開始しようとする場合	支柱及びアンカの状態 集材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態 作業索、控索、台付け索及び荷吊り索の異常の有無及びその取付けの状態 搬器又はロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態 第二百五十一条の百六十五第一項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後の場合	支柱及びアンカの状態 集材機及び制動機の異常の有無及びその据付けの状態 作業索、控索、台付け索及び荷吊り索の異常の有無及びその取付けの状態 第二百五十一条の百六十五第一項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
(運転位置から離れる場合の措置)	
第二百五十一条の百七十二 事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いる場合において、架線集材機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。	一 作業装置を地上に下ろすこと。 二 原動機を止めること。
2 前項の運転者は、架線集材機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。	
(運転位置からの離脱の禁止)	
第二百五十一条の百七十三 事業者は、簡易架線集材装置が運転されている間は、当該簡易架線集材装置の運転者を運転位置から離れさせてはならない。	
2 前項の運転者は、簡易架線集材装置が運転されている間は、運転位置を離れてはならない。	
(保護帽の着用)	
第二百五十一条の百七十四 事業者は、簡易架線集材装置を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。	
2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。	

第二章 建設機械等

第一節 車両系建設機械

第一款 総則

(定義等)

第二百五十一条の百七十五 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧砕機
- 三 解体用つかみ機

第一款の二 構造

(前照灯の設置)

第二百五十二条 事業者は、車両系建設機械には、前照灯を備えなければならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する車両系建設機械については、この限りでない。

(ヘッドガード)

第二百五十三条 事業者は、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械(ブルドーザー、トラクター・ショベル、ザリ積機、パワー・ショベル、ドラッグ・ショベル及び解体用機械に限る。)を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

第二款 車両系建設機械の使用に係る危険の防止

(調査及び記録)

第二百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)

第二百五十五条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路

三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(制限速度)

第二百五十六条 事業者は、車両系建設機械(最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地質の状態等に応じた車両系建設機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の制限速度をこえて車両系建設機械を運転してはならない。

(転落等の防止等)

第二百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第二百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(接触の防止)

第二百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

第百五十九条 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。

(合図)
2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

第百六十条 事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 バケット、ジツパー等の作業装置を地上に下ろすこと。
- 二 原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系建設機械の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(車両系建設機械の移送)

第百六十一条 事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行なうこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適度な勾配を確保すること。

(とく乗の制限)

第百六十二条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

第百六十三条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転倒及びブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

(主たる用途以外の使用の制限)
第百六十四条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・シヨベルによる荷のつり上げ、クラムシエルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 一 荷のつり上げの作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
 - ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

- (1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。
- (2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

(3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

2 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であつて、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

3 事業者は、前項第一号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、労働者としてつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 荷のつり上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせること。
- 二 平たんな場所で行なうこと。
- 三 つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

四 当該車両系建設機械の構造及び材料にに応じて定められた負荷させることができる最大の荷重を超える荷重を掛けて作業を行わないこと。

五 ワイヤロープを玉掛用具として使用する場合にあっては、次のいずれにも該当するワイヤロープを使用すること。

イ 安全係数(クレーン則第二百十三条第二項に規定する安全係数をいう。)の値が六以上のものであること。

ロ ワイヤロープより間の間において素線(フィラ線を除く。)のうち切断しているものが十パーセント未満のものであること。

ハ 直径の減少が公称径の七パーセント以下のものであること。

ニ キンクしていないものであること。

ホ 著しい形崩れ及び腐食がないものであること。

六 つりチェーンを玉掛用具として使用する場合にあっては、次のいずれにも該当するつりチェーンを使用すること。

イ 安全係数(クレーン則第二百十三条の第二項に規定する安全係数をいう。)の値が、次の(一)又は(二)に掲げるつりチェーンの区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる値以上のものであること。

- (1) 次のいずれにも該当するつりチェーン
四 (i) 切断荷重の二分の一の荷重で引つ張つた場合において、その伸びが〇・五パーセント以下のものであること。

(ii) その引張強さの値が四百ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、その伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上となるものであること。

引張強さ(単位 ニュートン毎平方ミリメートル)	伸び(単位 パーセント)
四百以上六百三十未満	二十
六百三十以上千未満	十七
千以上	十五

(2) (一)に該当しないつりチェーン
五 伸びが、当該つりチェーンが製造されたときの長さの五パーセント以下のものであること。

ハ リンクの断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセント以下のものであること。

七 ワイヤロープ及びつりチェーン以外のものを玉掛用具として使用する場合にあっては、著しい損傷及び腐食がないものを使用すること。

(修理等)
第百六十五条 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタツチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を指揮すること。
- 二 次条第一項に規定する安全支柱、安全ブロック等及び第百六十六条の第二項に規定する架台の使用状況を監視すること。

(ブーム等の降下による危険の防止)
第百六十六条 事業者は、車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(アタツチメントの倒壊等による危険の防止)
第百六十六条の二 事業者は、車両系建設機械のアタツチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタツチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

(アタツチメントの装着の制限)
第百六十六条の三 事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタツチメントを装着してはならない。

(アタツチメントの重量の表示等)
第百六十六条の四 事業者は、車両系建設機械のアタツチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタツチメントの重量(バケット、ジツパー等を装着したときは、当該バケット、ジツパー等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。)を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタツチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第三款 定期自主検査等

(定期自主検査)

第六十七條 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無

二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デフアレンシヤルその他動力伝達装置の異常の有無

三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無

四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の有無

五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ一その他ブレーキの異常の有無

六 ブレード、ブーム、リンク機構、バケツト、ワイヤロープその他作業装置の異常の有無

七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンドア、安全弁その他油圧装置の異常の有無

八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無

九 車体、操作装置、ヘッドガード、バックスツッパー、昇降装置、ロツク装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

二 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第六十八條 事業者は、車両系建設機械については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置の異常の有無

二 ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無

三 バケツト、ジツパー等の損傷の有無

四 第六十七條の四の特定解体用機械にあつては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第六十九條 事業者は、前二條の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

第六十九條の二 車両系建設機械に係る特定自主検査は、第六十七條に規定する自主検査とする。

2 第五十一條の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるものに係る法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一條の二十四第二項第一号からハまでの規定中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げるもの」と、同号中「フォークリフト」とあるのは「車両系建設機械のうち令別表第七第一号、第二号又は第六号に掲げるもの」と読み替へるものとする。

3 第五十一條の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるものに係る法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一條の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの」と読み替へるものとする。

4 第五十一條の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるものに係る法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一條の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第四号に掲げるもの」と読み替へるものとする。

5 第五十一條の二十四第二項の規定は、車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるものに係る法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一條の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「車両系建設機械のうち令別表第七第五号に掲げるもの」と読み替へるものとする。

6 事業者は、運行の用に供する車両系建設機械(道路運送車両法第四十八條第一項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第六十七條の自主検査を行うことを要しない。

7 車両系建設機械に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前條の規定の適用については、同條第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

8 事業者は、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(作業開始前点検)

第七十條 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行なわなければならない。(補修等)

第七十一條 事業者は、第六十七條若しくは第六十八條の自主検査又は前條の点検を行なつた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第四款 コンクリートポンプ車

(輸送管等の脱着及び振れの防止等)

第七十一條の二 事業者は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 輸送管を継手金具を用いて輸送管又はホースに確実に接続すること、輸送管を堅固な建設物に固定させること等当該輸送管及びホースの脱着及び振れを防止する措置を講ずること。

二 作業装置の操作を行う者とホースの先端部を保持する者との間の連絡を確実にするた

め、電話、電鈴等の装置を設け、又は一定の合図を定め、それぞれ当該装置を使用する者を指名してその者に使用させ、又は当該合図を行う者を指名してその者に行わせること。

三 コンクリート等の吹出しにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。

四 輸送管又はホースが閉そくした場合で、輸送管及びホース(以下この条及び次条において「輸送管等」という。)の接続部を切り離そうとするときは、あらかじめ、当該輸送管等の内部の圧力を減少させるため空気圧縮機のパルプ又はコックを開放すること等コンクリート等の吹出しを防止する措置を講ずること。

五 洗浄ボールを用いて輸送管等の内部を洗浄する作業を行うときは、洗浄ボールの飛出しによる労働者の危険を防止するための器具を当該輸送管等の先端部に取り付けること。

(作業指揮)

第七十一條の三 事業者は、輸送管等の組立て又は解体を行うときは、作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知させ、かつ、作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮の下に作業を行わせなければならない。

第五款 解体用機械

(使用の禁止)

第七十一條の四 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械(以下この条において「特定解体用機械」という。)の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、特定解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所において、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第七十一條の五 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(立入禁止等)

第七十一條の六 事業者は、解体用機械を用いて作業を行うときは、次の措置(令第六條第十五号の二、第十五号の三及び第十五号の五の作

業にあつては、第二号の措置を除く。）を講じなければならない。
一 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

第二節 くい打機、くい抜機及びボーリングマシン
(強度等)
第七十二条 事業者は、動力を用いるくい打機及びくい抜機（不特定の場所に自走できるものを除く。）並びにボーリングマシンの機体、附属装置及び附属品については、次の要件に該当するものでなければ、使用してはならない。

- 一 使用の目的に適応した必要な強度を有すること。
- 二 著しい損傷、摩耗、変形又は腐食のないものであること。

第七十三条 事業者は、動力を用いるくい打機（以下「くい打機」という。）、動力を用いるくい抜機（以下「くい抜機」という。）又はボーリングマシンについては、倒壊を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 軟弱な地盤に据え付けるときは、脚部又は架台の沈下を防止するため、敷板、敷角等を使用すること。
- 二 施設、仮設物等に据え付けるときは、その耐力を確認し、耐力が不足しているときは、これを補強すること。
- 三 脚部又は架台が滑動するおそれのあるときは、くい、くさび等を用いてこれを固定させること。
- 四 軌道又はころで移動するくい打機、くい抜機又はボーリングマシンにあつては、不意に移動することを防止するため、レールクランプ、歯止め等でこれを固定させること。
- 五 控え（控線を含む。以下この節において同じ。）のみで頂部を安定させるときは、控えは、三以上とし、その末端は、堅固な控えぐい、鉄骨等に固定させること。
- 六 控線のみで頂部を安定させるときは、控線を等間隔に配置し、控線の数を増やす等の方法により、いずれの方向に対しても安定させること。

七 バランスウエイトを用いて安定させるときは、バランスウエイトの移動を防止するため、これを架台に確実に取り付けること。
(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第七十四条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープについては、次の各号のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 継目のあるもの
- 二 ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの
- 三 直径の減少が公称径の七パーセントをこえるもの
- 四 キンクしたもの
- 五 著しい形くずれ又は腐食があるもの

(巻上げ用ワイヤロープの安全係数)
第七十五条 事業者は、くい打機又はくい抜機の巻上げ用ワイヤロープの安全係数については、六以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる荷重の最大値で除した値とする。
(巻上げ用ワイヤロープ)
第七十六条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープについては、次の措置を講じなければならない。

- 一 巻上げ用ワイヤロープは、落錘又はハンマーが最低の位置にある場合、矢板等の抜き始めの場合、ロッド等のつり具が最低の位置にある場合等において、巻上げ装置の巻胴に少なくとも二巻を残すことができる長さのものであること。
- 二 巻上げ用ワイヤロープは、巻上げ装置の巻胴にクランプ、クリップ等を用いて、確実に取り付けること。
- 三 くい打機の巻上げ用ワイヤロープと落錘、ハンマー等との取付け又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープと滑車装置、ホイステイニングスィベル等との取付けは、クリップ、クランプ等を用いて確実にすること。

(矢板、ロッド等との連結)
第七十七条 事業者は、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープ、滑車装置等については十分な強度を有するシャックル、つり金具、ホイステイニングスィベル等を用いて、くい、矢板、ロッド等と確実に連結しておくなければならない。

て、くい、矢板、ロッド等と確実に連結しておくなければならない。
(ブレイキ等の備付け)
第七十八条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンに使用するウインチについては、歯止め装置又は止め金付きブレイキを備え付けなければならない。ただし、バンドブレイキ等のブレイキを備えるボーリングマシンに使用するウインチについては、この限りでない。

(ウインチの据付け)
第七十九条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンのウインチについては、浮き上がり、ずれ、振れ等が起らないように据え付けなければならない。

(みぞ車の位置)
第八十条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ装置の巻胴の軸と巻上げ装置から第一番のみぞ車の軸との間の距離については、巻上げ装置の巻胴の幅の十五倍以上としなければならない。

2 前項のみぞ車は、巻上げ装置の巻胴の中心を通り、かつ、軸に垂直な面上になければならない。
3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの構造上、巻上げ用ワイヤロープが乱巻となるおそれのないとき。
- 二 ずい道等の著しく狭い場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域への労働者の立ち入りを禁止したとき。

(みぞ車等の取付け)
第八十一条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンのみぞ車又は滑車装置については、取付部が受ける荷重によつて破壊するおそれのない取付金具、シャックル、ワイヤロープ等で、確実に取り付けておかなければならない。

第八十二条 事業者は、やぐら、二本構等とウインチが一体となつていないくい打機、くい抜機又はボーリングマシンのみぞ車については、巻上げ用ワイヤロープの水平分力がやぐら、二本構等に作用しないように配置しなければならぬ。ただし、やぐら、二本構等については、脚部にやぐら等を取付け、脚部をワイヤロープで支持する等の措置を講ずるときは、当該脚部にみぞ車を取り付けることができる。

(蒸気ホース等)
第八十三条 事業者は、蒸気又は圧縮空気を動力とするくい打機又はくい抜機を使用するときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 ハンマーの運動により、蒸気ホース又は空気ホースとハンマーとの接続部が破損し、又ははずれのを防止するため、当該接続部以外の箇所では蒸気ホース又は空気ホースをハンマーに固着すること。
- 二 蒸気又は空気をしや断するための装置をハンマーの運転者が容易に操作することができる位置に設けること。

(乱巻時の措置)
第八十四条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ装置の巻胴に巻上げ用ワイヤロープが乱巻となつてるときは、巻上げ用ワイヤロープに荷重をかけさせてはならない。

(巻上げ装置停止時の措置)
第八十五条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ装置に荷重をかけたまま巻上げ装置を停止しておくときは、歯止め装置により歯止めを行い、止め金付きブレイキを用いて制動しておく等確実に停止しておくなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)
第八十六条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの運転者を巻上げ装置に荷重をかけたまま運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、巻上げ装置に荷重をかけたまま運転位置を離れてはならない。
(立入禁止)
第八十七条 事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープがはね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側に労働者を立ち入らせてはならない。

(矢板、ロッド等をつり上げ時の措置)
第八十八条 事業者は、くい打機又はボーリングマシンで、くい、矢板、ロッド等をつり上げ

るときは、その玉掛部が巻上げ用みぞ車又は滑車装置の直下になるようにつり上げさせなければならない。くい打機にジンポール等の物上げ装置を取り付けて、くい、矢板等をつり上げる場合においても、同様とする。

(合図)

第百八十九条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たっては、当該合図を使用させなければならない。

2 くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの運転者は、前項の合図に従わなければならない。(作業指揮)

第百九十条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動を行うときは、作業の方法、手順等を定め、これらを労働者に周知させ、かつ、作業を指揮する者を指名して、その直接の指揮の下に作業を行わせなければならない。

(くい打機等の移動) 第百九十一条 事業者は、控えて支持するくい打機又はくい抜機の二本構、支柱等を建てたまま、動力によるウインチその他の機械を用いて、これらの脚部を移動させるときは、脚部の引過ぎによる倒壊を防止するため、反対側からテンションブロック、ウインチ等で、確実に制動しながら行なわなければならない。

(点検) 第百九十二条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンを組み立てたときは、次の事項について点検し、異常がないことを確認してからでなければ、これを使用させてはならない。

- 一 機体の緊結部のゆるみ及び損傷の有無
二 巻上げ用ワイヤロープ、みぞ車及び滑車装置の取付状態
三 巻上げ装置のブレーキ及び歯止め装置の機能
四 ウインチの据付状態
五 控えて頂部を安定させるくい打機又はくい抜機にあつては、控えのとり方及び固定の状態

(控線をゆるめる場合の措置) 第百九十三条 事業者は、くい打機又はくい抜機の控線(仮控線を含む。以下この条において同じ。)をゆるめるときは、テンションブロック

又はウインチを用いる等適当な方法により、控線をゆるめる労働者に、その者が容易に支持することができない限度をこえる荷重がかからないようにさせなければならない。

(ガス導管等の損壊の防止)

第百九十四条 事業者は、くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合において、ガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物(以下この条において「ガス導管等」という。)の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所について、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する措置を講じなければならない。

(ロッダの取付時等の措置) 第百九十四条の二 事業者は、ボーリングマシンのロッダ、ビット等を取り付け又は取り外すときは、クラッチレバーをストップパーで固定する等によりロッダ等を回転させる動力を確実に遮断しなければならない。

2 事業者は、ボーリングマシンのロッダを取り外すとき及びビット等を取り付け又は取り外すときは、ロッダをロッダホルダー等により確実に保持しなければならない。

(ウオータースイベル用ホースの固定等) 第百九十四条の三 事業者は、ボーリングマシンのウオータースイベルに接続するホースについては、当該ホースがロッダ等の回転部分に巻き込まれることによる労働者の危険を防止するため、当該ホースをやぐらに固定する等の措置を講じなければならない。

第二節の二 ジャッキ式つり上げ機械(保持機構等)

第百九十四条の四 事業者は、建設工事の作業において使用するジャッキ式つり上げ機械については、次の要件に該当するものでなければ、使用してはならない。

- 一 使用の目的に適応した必要な強度を有すること。
二 保持機構については、ワイヤロープ等を保持するために必要な能力を有すること。
三 すべての保持機構が同時に開放されることを防止する機構を有していること。
四 著しい損傷、磨耗、変形又は腐食のないものであること。

(作業計画) 第百九十四条の五 事業者は、建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
二 使用するジャッキ式つり上げ機械の崩壊及び倒壊を防止するための方法
三 作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法
四 使用する機械等の種類及び能力

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(ジャッキ式つり上げ機械による作業) 第百九十四条の六 事業者は、建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立ち入り禁止すること。
二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
三 ジャッキ式つり上げ機械を施設、仮設物等に据え付けるときは、ボルト等を用いて当該ジャッキ式つり上げ機械を確実に固定させること。
四 ジャッキ式つり上げ機械を施設、仮設物等に据え付けるときは、当該施設、仮設物等の耐力を確認し、耐力が不足しているときは、これを補強すること。

(保護帽の着用) 第百九十四条の七 事業者は、建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第二節の三 高所作業車(前照灯及び尾灯)

第百九十四条の八 事業者は、高所作業車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、前照灯及び尾灯を備えなければならない。

なければならない。ただし、走行の作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する高所作業車については、この限りでない。

(作業計画)

第百九十四条の九 事業者は、高所作業車を用いて作業(道路上の走行の作業を除く。以下第百九十四条の十一までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該高所作業車による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者) 第百九十四条の十 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(転落等の防止) 第百九十四条の十一 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、高所作業車の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、アウトリガーを張り出すこと、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

(合図) 第百九十四条の十二 事業者は、高所作業車を用いて作業を行う場合で、作業床以外の箇所で作業床を操作するときは、作業床上の労働者と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間の連絡を確実にするため、一定の合図を定め、当該合図を行う者を指名してその者に行わせる等必要な措置を講じなければならない。

(運転位置から離れる場合の措置) 第百九十四条の十三 事業者は、高所作業車の運転者が走行のための運転位置から離れるとき(作業床に労働者が乗って作業を行い、又は作業を行おうとしている場合を除く。)は、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 作業床を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の高所作業車の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 事業者は、高所作業車の作業床に労働者が乗って作業を行い、又は行おうとしている場合であつて、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせなければならない。

4 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

（高所作業車の移送）
第九十四條の十四 事業者は、高所作業車を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該高所作業車の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 積卸しは、平坦で堅固な場所において行うこと。

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。

三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

（搭乗の制限）
第九十四條の十五 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席及び作業床以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

（使用の制限）
第九十四條の十六 事業者は、高所作業車については、積載荷重（高所作業車の構造及び材料に応じて、作業床に人又は荷を乗せて上昇させることができて最大荷重をいう。）その他の能力を超えて使用してはならない。

（主たる用途以外の使用の制限）
第九十四條の十七 事業者は、高所作業車を荷のつり上げ等当該高所作業車の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

（修理等）
第九十四條の十八 事業者は、高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業を行

行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。

二 次条第一項に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

（ブーム等の降下による危険の防止）
第九十四條の十九 事業者は、高所作業車のブーム等を用いて作業を行うときは、ブーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

（作業床への搭乗制限等）
第九十四條の二十 事業者は、高所作業車（作業床において走行の操作をする構造のものを除く。以下この条において同じ。）を走行させるときは、当該高所作業車の作業床に労働者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合で、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一 誘導者を配置し、その者に高所作業車を誘導させること。

二 一定の合図を定め、前号の誘導者に当該合図を行わせること。

三 あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定め、それにより運転者に運転させること。

労働者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の高所作業車の作業床に乗ってはならない。

3 第一項ただし書の高所作業車の運転者は、同項第一号の誘導者が行う誘導及び同項第二号の合図に従わなければならない。かつ、同項第三号の制限速度を超えて高所作業車を運転してはならない。

第九十四條の二十一 事業者は、作業床において走行の操作をする構造の高所作業車を平坦で堅固な場所以外の場所で走行させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずること。

二 あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ、作業に

係る場所の地形及び地盤の状態等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定め、それにより運転者に運転させること。

2 前条第三項の規定は、前項の高所作業車の運転者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（要求性能墜落制止用器具等の使用）
第九十四條の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

（定期自主検査）
第九十四條の二十三 事業者は、高所作業車については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない高所作業車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無

二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デフアレンシヤルその他動力伝達装置の異常の有無

三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無

四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無

五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユ一その他制動装置の異常の有無

六 ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床その他作業装置の異常の有無

七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンド一、安全弁その他油圧装置の異常の有無

八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無

九 車体、操作装置、安全装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の高所作業車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第九十四條の二十四 事業者は、高所作業車については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない高所作業車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無

二 作業装置及び油圧装置の異常の有無

三 安全装置の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の高所作業車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

5 事業者は、高所作業車に係る特定自主検査を行うときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、

（定期自主検査の記録）
第九十四條の二十五 事業者は、前二条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

（特定自主検査）
第九十四條の二十六 高所作業車に係る特定自主検査は、第九十四條の二十三に規定する自主検査とする。

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限り。）について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第九十四條の二十三の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

事業者は、高所作業車に係る自主検査を行うときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、

事業者は、高所作業車に係る自主検査を行うときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、

事業者は、高所作業車に係る自主検査を行うときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、

事業者は、高所作業車に係る自主検査を行うときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、

特定自主検査を行った年月を明らかにすることができない検査標準をはり付けなければならない。

（作業開始前点検）

第百九十四条の二十七 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置、操作装置及び作業装置の機能について点検を行わなければならない。

（補修等）

第百九十四条の二十八 事業者は、第百九十四条の二十三若しくは第百九十四条の二十四の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第三節 軌道装置及び手押し車両

第一款 総則

（定義）

第百九十五条 この省令で軌道装置とは、事業場附帯の軌道及び車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者又は荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）をいう。

第二款 軌道等

（軌条の重量）
第百九十六条 事業者は、軌条の重量については、次の表の上欄に掲げる車両重量に応じて、同表の下欄に掲げる軌条重量以上としなければならない。

車両重量	軌条重量
五トン未満	九キログラム
五トン以上十トン未満	十二キログラム
十トン以上十五トン未満	十五キログラム
十五トン以上	二十二キログラム

（軌条の継目）

第百九十七条 事業者は、軌条の継目については、継目板を用い、溶接を行なう等により堅固に固定しなければならない。

（軌条の敷設）

第百九十八条 事業者は、軌条の敷設については、大きく、止め金具等を用いて、軌条をまくら木、コンクリート道床等に堅固に締結しなければならない。

（まくら木）

第百九十九条 事業者は、まくら木の大きさ及び配置の間隔については、軌条を安定させるた

め、車両重量、道床の状態等に応じたものとしなければならない。

2 事業者は、腐食しやすい箇所又は取替えの困難な箇所を用いるまくら木については、耐久性を有するものとしなければならない。

（道床）

第二百条 事業者は、車両重量五トン以上の動力車を運転する軌道のうち道床が碎石、砂利等で形成されているものについては、まくら木及び軌条を安全に保持するため、道床を十分つき固め、かつ、排水を良好にするための措置を講じなければならない。

（曲線部）

第二百一条 事業者は、軌道の曲線部については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 曲線半径は、十メートル以上とすること。
- 二 適当なカント及びストラックを保つこと。
- 三 曲線半径に応じ、護輪軌条を設けること。

（軌道のこう配）

第二百二条 事業者は、動力車を使用する区間の軌道のこう配については、千分の五十以下としなければならない。

（軌道の分岐点等）

第二百三条 事業者は、軌道の分岐する部分には、確実な機能を有する転てつ器及びてつさを設け、軌道の終端には、確実な車止め装置を設けなければならない。

（逸走防止装置）

第二百四条 事業者は、車両が逸走するおそれのあるときは、逸走防止装置を設けなければならない。

（車両と側壁等との間隔）

第二百五条 事業者は、建設中のずい道等の内部に軌道装置を設けるときは、通行中の労働者に運行する車両が接触する危険を防止するため、その片側において、当該車両と側壁又は障害物との間隔を〇・六メートル以上としなければならない。ただし、ずい道等の断面が狭小であること等により当該間隔を〇・六メートル以上とすることが困難な場合で、次のいずれかの措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 明確に識別できる回避所を適当な間隔で設けること。
- 二 信号装置の設置、監視人の配置等により運行中の車両の進行方向上に労働者を立ち入らせないこと。

（車両と乗者の接触予防措置）

第二百六条 事業者は、建設中のずい道等の内部に軌道装置を設けるときは、車両の乗者がずい道等の内部の側壁、天盤、障害物等に接触する危険を防止するため、当該車両と当該側壁、天盤、障害物等との間に必要な距離を保持しなければならない。ただし、地山の荷重により変形した支保工等障害物があるときに、当該車両の乗者が当該障害物に接触する危険を防止するため、車両と乗者が容易に識別できる措置を講じたときは、この限りでない。

（信号装置）

第二百七条 事業者は、軌道装置の状況に応じて信号装置を設けなければならない。

第三款 車両

（動力車のブレーキ）

第二百八条 事業者は、動力車には、手用ブレーキを備え、かつ、十トン以上の動力車には、動力ブレーキをあわせ備えなければならない。

2 事業者は、ブレーキの制輪子に作用する圧力と制動車輪の軌条に対する圧力との割合を、動力ブレーキにあつては百分の五十以上百分の七十五以下、手用ブレーキにあつては百分の二十以上としなければならない。

（動力車の設備）

第二百九条 事業者は、動力車については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 汽笛、警鈴等の合図の装置を備えること。
- 二 夜間又は地下において使用するとき、前照灯及び運転室の照明設備を設けること。
- 三 内燃機関車には、潤滑油の圧力を表示する計器を備えること。
- 四 電気機関車には、自動しや断器を備え、かつ、架空線式の場合には避雷器を備えること。

（動力車の運転者席）

第二百十條 事業者は、動力車の運転者席については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

- 一 運転者が安全な運転を行なうことができる視界を有する構造とすること。
- 二 運転者の転落による危険を防止するため、囲い等を設けること。

（人車）

第二百一十條 事業者は、労働者の輸送に用いる専用の車両（以下「人車」という。）については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 労働者が安全に乗車できる座席、握り棒等の設備を設けること。

二 囲い及び乗降口を設けること。

三 斜道において用いる巻上げ装置によりけん引される人車については、巻上げ機の運転者と人車の乗者が緊急時に連絡できる設備を設けること。

四 前号の人車については、ワイヤロープの切断、速度超過等による危険を防止するため、非常停止装置を設けること。

五 傾斜角三十度以上の斜道に用いる人車については、脱線予防装置を設けること。

（車輪）

第二百十二條 事業者は、車輪については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 タイヤの幅は、フランジが最も摩耗した状態で、最大軌間を通過するときに、なおその踏面が軌条に安全に乗る広さとすること。

二 フランジの厚さは、最も摩耗したときに、十分な強さを有し、かつ、分岐及びつさの通過に差しつかえない厚さ以下とすること。

三 フランジの高さは、タイヤが軌条からはずれない高さ以上で、継目板及びてつさに乗る上げない高さとする。

（連結装置）

第二百十三條 事業者は、車両を連結するときには、確実な連結装置を用いなければならない。

（斜道における人車の連結）

第二百十四條 事業者は、斜道において人車を用いる場合において、人車と人車又はワイヤロープソケットをチェーン又はリンクで連結するときは、当該チェーン又はリンクの切断等による人車の逸走を防止するため、予備のチェーン又はワイヤロープで連結しておかなければならない。

第四款 巻上げ装置

（巻上げ装置のブレーキ）

第二百五十五條 事業者は、巻上げ装置には、車両に最大の荷重をかけた場合において、車両をすみやかに停止させ、かつ、その停止状態を保持することができるブレーキを備えなければならない。

(ワイヤロープ)
第二百十六条 事業者は、巻上げ装置に用いるワイヤロープについては、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 安全係数は六以上(人車に用いるワイヤロープにあつては、十以上)とすること。この場合の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

二 リンクを使用する等確実な方法により、車両に取付けること。
(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第二百十七条 事業者は、次のいずれかに該当するワイヤロープを巻上げ装置の巻上げ用ワイヤロープとして使用してはならない。

一 ワイヤロープ一よりの間において素線の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの。
二 直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの。
三 キンクしたもの。
四 著しい形くずれ又は腐食があるもの

(深度指示器)
第二百十八条 事業者は、斜坑において人車を用いる場合において、巻上げ機の運転者が人車の位置を確認することが困難なときは、当該運転者が容易に確認できる深度指示器を備えなければならない。

第五款 軌道装置の使用に係る危険の防止
(信号装置の表示方法)
第二百十九条 事業者は、信号装置を設けたときは、あらかじめ、当該信号装置の表示方法を定め、かつ、関係労働者に周知させなければならない。

(合図)
第二百二十条 事業者は、軌道装置の運転については、あらかじめ、当該運転に関する合図方法を定め、かつ、これを関係労働者に周知させなければならない。

2 前項の軌道装置の運転者は、同項の合図方法により運転しなければならない。
(人車の使用)
第二百二十一条 事業者は、軌道装置により労働者を輸送するときは、人車を使用しなければならない。ただし、少数の労働者を輸送する場合又は臨時に労働者を輸送する場合において、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一 車両に転落防止のための囲い等を設けると。
二 転位、崩壊等のおそれのある荷と労働者と同乗させないこと。
(制限速度)
第二百二十二条 事業者は、車両の運転については、あらかじめ、軌条重量、軌間、こう配、曲線半径等に応じ、当該車両の制限速度を定め、これにより運転者に、運転させなければならない。

2 前項の車両の運転者は、同項の制限速度をこえて車両を運転してはならない。
(とう乗定員)
第二百二十三条 事業者は、人車については、その構造に応じたとう乗定員数を定め、かつ、これを関係労働者に周知させなければならない。
(車両の後押し運転時における措置)
第二百二十四条 事業者は、建設中のずい道等の内部において動力車による後押し運転をするときは、次の措置を講じなければならない。ただし、後押し運転をする区間を定め、当該区間への労働者の立入りを禁止したときは、この限りでない。

一 誘導者を配置し、その者に当該動力車を誘導させること。
二 先頭車両に前照灯を備えること。
三 誘導者と動力車の運転者が連絡でき、かつ、誘導者が緊急時に警報のできる装置を備えること。

(誘導者を車両にとう乗させる場合の措置)
第二百五条 事業者は、前条の誘導者を車両にとう乗させるときは、誘導者が車両から転落する危険を防止するため、誘導者を囲い設けた車両又は乗車台にとう乗させる等の措置を講じなければならない。
(運転席から離れる場合の措置)
第二百二十六条 事業者は、動力車の運転者が運転席から離れるときは、ブレーキをかける等車両の逸走を防止する措置を講じなければならない。

2 前項の運転者は、運転席から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。
(運転位置からの離脱の禁止)
第二百二十七条 事業者は、巻上げ機が運転されている間は、当該巻上げ機の運転者を運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、巻上げ機が運転されている間は、運転位置から離れてはならない。

第六款 定期自主検査等
(定期自主検査)
第二百二十八条 事業者は、電気機関車、蓄電池機関車、電車、蓄電池電車、内燃機関車、内燃動車、蒸気機関車及び巻上げ装置(以下この款において「電気機関車等」という。)については、三年以内ごとに一回、定期に、当該電気機関車等の各部分の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。ただし、三年をこえる期間使用しない電気機関車等の当該使用しない期間においては、この限りでない。
2 事業者は、前項ただし書の電気機関車等については、その使用を再び開始する際に、当該電気機関車等の各部分の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。
第二百二十九条 事業者は、電気機関車等については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。
一 電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車にあつては、電動機、制御装置、ブレーキ、自動しや断器、台車、連結装置、蓄電池、避雷器、配線、接続器具及び各種計器の異常の有無
二 内燃機関車及び内燃動車にあつては、機関、動力伝達装置、制御装置、ブレーキ、台車、連結装置及び各種計器の異常の有無
三 蒸気機関車にあつては、シリンダー、弁室、蒸気管、加減弁、安全弁及び各種計器の異常の有無
四 巻上げ装置にあつては、電動機、動力伝達装置、巻胴、ブレーキ、ワイヤロープ、ワイヤロープ取付金具、安全装置及び各種計器の異常の有無
2 事業者は、前項ただし書の電気機関車等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

第二百三十条 事業者は、電気機関車等については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しない電気機関車等の当該使用しない期間においては、この限りでない。
一 電気機関車、蓄電池機関車、電車及び蓄電池電車にあつては、電路、ブレーキ及び連結装置の異常の有無
二 内燃機関車及び内燃動車にあつては、ブレーキ及び連結装置の異常の有無
三 蒸気機関車にあつては、火室内部、可溶栓、火粉止め、水面測定装置、給水装置、ブレーキ及び連結装置の異常の有無
四 巻上げ装置にあつては、ブレーキ、ワイヤロープ、ワイヤロープ取付金具の異常の有無
2 事業者は、前項ただし書の電気機関車等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
(定期自主検査の記録)
第二百三十一条 事業者は、前三条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
一 検査年月日
二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
(点検)
第二百三十二条 事業者は、軌道装置を用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行ななければならない。
一 ブレーキ、連結装置、警報装置、集電装置、前照灯、制御装置及び安全装置の機能
二 空気等の配管からの漏れの有無
2 事業者は、軌道については、随時、軌条及び路面の状態の異常の有無について点検を行ななければならない。
(補修)
第二百三十三条 事業者は、第二百二十八条から第二百三十条までの自主検査及び前条の点検を行なった場合において異常を認めるときは、直ちに、補修しなければならない。
第七款 手押し車両
第二百三十四条 事業者は、手押し車両を用いる軌道については、次に定めるところによらなければならない。
一 軌道の曲線半径は、五メートル以上とすること。
二 こう配は、十五分の一以下とすること。

三 軌条の重量は、六キログラム以上とするこ
と。
四 径九センチメートル以上のまくら木を適当
な間隔に配置すること。
2 第九十七条及び第二百三十二条第二項の規
定は、手押し車両の軌道に準用する。
(ブレイキの具備)

第二百三十五条 事業者は、こう配が千分の十以
上の軌道区間で使用する手押し車両について
は、有効な手用ブレイキを備えなければならな
い。

(車両間隔等)
第二百三十六条 事業者は、労働者が手押し車両
を運転するときは、次の事項を行なわせなけれ
ばならない。
一 車両の間隔は、上りこう配軌道又は水平軌
道の区間では六メートル以上、下りこう配軌
道の区間では二十メートル以上とすること。
二 車両の速度は、下りこう配で毎時十五キロ
メートルをこえないこと。

2 前項の労働者は、手押し車両を運転するとき
は、同項各号の事項を行なわなければならない。
第三章 型わく支保工

第一節 材料等

第二百三十七条 事業者は、型わく支保工の材料
については、著しい損傷、変形又は腐食がある
ものを使用してはならない。
(主要な部分の鋼材)

第二百三十八条 事業者は、型わく支保工に使用
する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分
の鋼材については、日本産業規格G三二〇一
(一般構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三二〇
六(溶接構造用圧延鋼材)、日本産業規格G三
四四四(一般構造用炭素鋼管)若しくは日本
工業規格G三三五〇(建築構造用冷間成形軽量
形鋼)に定める規格に適合するもの又は日本産
業規格Z二二四一(金属材料引張試験方法)に
定める方法による試験において、引張強さの値
が三百三十三ニュートン毎平方ミリメートル以上
で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の
種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に
応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるもの
でなければ、使用してはならない。

鋼材の種類	引張強さ(単位 ニュートン/平方 ミリメートル)	伸び(単 位パーセ ント)
鋼管	三百三十以上四百 未滿	二十五以上
	四百以上四百九十 未滿	二十以上
	四百九十以上	十以上
鋼板、形鋼 、平鋼又は 軽量形鋼	三百三十以上四百 未滿	二十一以上
	四百以上四百九十 未滿	十六以上
	四百九十以上五百 九十未滿	十二以上
	五百九十以上	八以上
棒鋼	三百三十以上四百 未滿	二十五以上
	四百以上四百九十 未滿	二十以上
	四百九十以上	十八以上

(型わく支保工の構造)
第二百三十九条 事業者は、型わく支保工につい
ては、型わくの形状、コンクリートの打設の方
法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使
用してはならない。
第二節 組立て等の場合の措置

(組立図)
第二百四十条 事業者は、型わく支保工を組み立
てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立
図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋か
い等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示さ
れているものでなければならない。
3 第一項の組立図に係る型枠支保工の設計は、
次に定めるところによらなければならない。
一 支柱、はり又ははりの支持物(以下この条
において「支柱等」という。)が組み合わさ
れた構造のものでないときは、設計荷重(型
枠支保工が支える物の重量に相当する荷重
に、型枠一平方メートルにつき百五十キログ
ラム以上の荷重を加えた荷重をいう。以下こ
の条において同じ。)により当該支柱等に生
ずる応力の値が当該支柱等の材料の許容応力
の値を超えないこと。
二 支柱等が組み合わされた構造のものである
ときは、設計荷重が当該支柱等を製造した者
の指定する最大使用荷重を超えないこと。

三 鋼管枠を支柱として用いるものであるとき
は、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の百
分の二・五に相当する水平方向の荷重が作用
しても安全な構造のものとする。
四 鋼管枠以外のものを支柱として用いるもの
であるときは、当該型枠支保工の上端に、設
計荷重の百分の五に相当する水平方向の荷重
が作用しても安全な構造のものとする。
(許容応力の値)
第二百四十一条 前条第三項第一号の材料の許容
応力の値は、次に定めるところによる。

一 鋼材の許容曲げ応力及び許容圧縮応力の値
は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの
値の四分の三の値のうち小さい値の
三分の二の値以下とすること。
二 鋼材の許容せん断応力の値は、当該鋼材の
降伏強さの値又は引張強さの値の四分の三の
値のうち小さい値の百分の三十八の
値以下とすること。
三 鋼材の許容座屈応力の値は、次の式により
計算を行つて得た値以下とすること。

1/iIA>Vの場合

$$\sigma_{cc} = (1 - 0.4(1 - i/V)) / V$$

$$\sigma_{cc} = (0.29 / (1 - i/V)) / V$$

$$1/iV>Vの場合$$

$$\sigma_{cc} = (1 - 0.4(1 - i/V)) / V$$

$$\sigma_{cc} = (0.29 / (1 - i/V)) / V$$

(これらの式において、1、i、V、σ_{cc}、σ_c及びFは、それぞれ次の値を表すものとする。
 1 支柱の長さ(支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ)(単位 センチメートル)
 i 支柱の最小断面二次半径(単位 センチメートル)
 V 限界細長比 $\sqrt{a^2 E / 0.6}$
 F 円周率
 E 当該鋼材のヤング係数
 a 当該鋼材のヤング係数
 σ_c 許容座屈応力の値(単位 ニュートン/平方センチメートル)
 σ_{cc} 安全率 $1.5 + 0.57(1 - i/V)^2$

F 当該鋼材の降伏強さの値又は引張強
さの値の四分の三の値のうち小さい値(小
さい値(単位 ニュートン/平方センチメ
ートル))
四 木材の繊維方向の許容曲げ応力、許容圧縮
応力及び許容せん断応力の値は、次の表の上
欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表
の下欄に掲げる値以下とすること。

木材の種類	許容応力の値(単位 ニュ ートン/平方センチメー トル)
曲げ	一、三 二〇
圧縮	一、一 八〇
せん断	一〇三 七四
木材の種類	許容応力の値(単位 ニュ ートン/平方センチメー トル)
あかまつ、 くるまつ、 からまつ、 ひば、ひの き、つが、 べいまつ又 はべいひ	一、〇 三〇
えぞまつ、 とどまつ、 べいすぎ又 はべいつが	一、九 二〇
かし	一、三 二一〇
くり、なら、 ぶな又はけ やき	一、四 三〇

五 木材の繊維方向の許容座屈応力の値は、次
の式により計算を行つて得た値以下とするこ
と。

$$1/iIA > 100 \text{ の場合 } f_{fc} (1 - 0.07 \sqrt{1/i})$$

$$1/iV > 100 \text{ の場合 } f_{fc} / 0.3$$

(これらの式において、1、i、f_c及びf_kは、それぞれ次の値を表すものとする。
 1 支柱の長さ(支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さ

のうち最大の長さ) (単位 センチメートル)

i 支柱の最小断面二次半径 (単位 センチメートル)

f 許容圧縮応力の値 (単位 ニュートン毎平方センチメートル)

f_k 許容座屈応力の値 (単位 ニュートン毎平方センチメートル)

(型枠支保工についての措置等)

第二百四十二条 事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

一 敷角の使用、コンクリートの打設、くい打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。

二 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。

三 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手とする。

四 鋼材と鋼材との接続部及び交差部は、ボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。

五 型枠が曲面のものであるときは、控えの取付け等当該型枠の浮き上がりを防止するための措置を講ずること。

五の二 H型鋼又はI型鋼 (以下この号において「H型鋼等」という。) を大引き、敷角等の水平材として用いる場合であつて、当該H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所に集中荷重が作用することにより、当該H型鋼等の断面が変形するおそれがあるときは、当該接続する箇所に補強材を取り付けること。

六 鋼管 (パイプサポートを除く。以下この条において同じ。) を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管の部分について次に定めるところによること。

イ 高さ二メートル以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ロ はり又は大引きを上端に載せるときは、当該上端に鋼製の端板を取り付け、これをはり又は大引きに固定すること。

七 パイプサポートを支柱として用いるものにあつては、当該パイプサポートの部分について次に定めるところによること。

イ パイプサポートを三以上継いで用いないこと。

ロ パイプサポートを継いで用いるときは、四以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。

ハ 高さが三・五メートルを超えるときは、前号イに定める措置を講ずること。

八 鋼管柱と鋼管柱との間に交差筋かいを設けること。

ロ 最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における五層以内ごとの箇所、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

イ 鋼管柱と鋼管柱との間に交差筋かいを設けること。

ロ 最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における五層以内ごとの箇所、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

ハ 最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び五層以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。

二 第六号ロに定める措置を講ずること。

九 組立て鋼柱を支柱として用いるものにあつては、当該組立て鋼柱の部分について次に定めるところによること。

イ 第六号ロに定める措置を講ずること。

ロ 高さが四メートルを超えるときは、高さ四メートル以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。

九の二 H型鋼を支柱として用いるものにあつては、当該H型鋼の部分について第六号ロに定める措置を講ずること。

十 木材を支柱として用いるものにあつては、当該木材の部分について次に定めるところによること。

イ 第六号イに定める措置を講ずること。

ロ 木材を継いで用いるときは、二個以上の添え物を用いて継ぐこと。

ハ はり又は大引きを上端に載せるときは、添え物を用いて、当該上端をはり又は大引きに固定すること。

十一 はりで構成するものにあつては、次に定めるところによること。

イ はりの両端を支持物に固定することにより、はりの滑動及び脱落を防止すること。

ロ はりとはりとの間につなぎを設けることにより、はりの横倒れを防止すること。

(段状の型わく支保工)

第二百四十三条 事業者は、敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型わく支保工については、前条各号に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 型わくの形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を二段以上はさまないこと。

二 敷板、敷角等を継いで用いるときは、当該敷板、敷角等を緊結すること。

三 支柱は、敷板、敷角等に固定すること。

(コンクリートの打設の作業)

第二百四十四条 事業者は、コンクリートの打設の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

一 その日の作業を開始する前に、当該作業に係る型わく支保工について点検し、異状を認めるときは、補修すること。

二 作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておくこと。

(型わく支保工の組立て等の作業)

第二百四十五条 事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 当該作業を行なう区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。

三 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させないこと。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)

第二百四十六条 事業者は、令第六条第十四号の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第四章 爆発、火災等の防止

第一節 溶融高熱物等による爆発、火災等の防止

(高熱物を取り扱う設備の構造)

第二百四十八条 事業者は、火炉その他多量の高熱物を取り扱う設備については、火災を防止するため必要な構造としなければならない。

(溶融高熱物を取り扱うピット)

第二百四十九条 事業者は、水蒸気爆発を防止するため、溶融した高熱の鉱物 (以下「溶融高熱物」という。) を取り扱うピット (高熱の鉱さいを水で処理するものを除く。) については、次の措置を講じなければならない。

一 地下水が内部に浸入することを防止できる構造とすること。ただし、内部に滞留した地下水を排出できる設備を設けたときは、この限りでない。

二 作業用水又は雨水が内部に浸入することを防止できる隔壁その他の設備を周囲に設けること。

(建築物の構造)

第二百五十条 事業者は、水蒸気爆発を防止するため、溶融高熱物を取り扱う設備に内部に有する建築物については、次の措置を講じなければならない。

一 床面は、水が滞留しない構造とすること。

二 屋根、壁、窓等は、雨水が浸入することを防止できる構造とすること。

(溶融高熱物を取り扱う作業)

第二百五十一条 事業者は、溶融高熱物を取り扱う作業 (高熱の鉱さいを水で処理する作業及び高熱の鉱さいを廃棄する作業を除く。) を行なうときは、水蒸気爆発を防止するため、第二百四十九条のピット、前条の建築物の床面その他当該溶融高熱物を取り扱う設備について、これらに水が滞留し、又はこれらが水により湿潤していないことを確認した後でなければ、当該作業を行なつてはならない。

(高熱の鉱さいの水処理等)

第二百五十二条 事業者は、水蒸気爆発を防止するため、高熱の鉱さいを水で処理し、又は廃棄する場所については、次の措置を講じなければならない。ただし、水砕処理を行なうときは、この限りでない。

一 高熱の鉱さいを水で処理し、又は廃棄する場所は、排水が良いところとする。

二 高熱の鉱さいを廃棄する場所には、その場所である旨の表示をすること。

第二百五十三条 事業者は、高熱の鉱さいを水で処理し、又は廃棄する作業を行なうときは、水蒸気爆発を防止するため、前条の場所に水が滞留していないことを確認した後でなければ、当該作業を行なうてはならない。ただし、水砕処理を行なうときは、この限りでない。

(金属溶解炉に金属くずを入れる作業)
第二百五十四條 事業者は、金属の溶解炉に金属くずを入れる作業を行なうときは、水蒸気爆発その他の爆発を防止するため、当該金属くずが水、火薬類、危険物、密閉された容器等がはいっていないことを確認した後でなければ、当該作業を行なうてはならない。

(火傷等の防止)
第二百五十五條 事業者は、溶鉱炉、溶銑炉又はガラス溶解炉その他の多量の高熱物を取り扱う作業を行なう場所については、当該高熱物の飛散、流出等による火傷その他の危険を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の場所には、火傷その他の危険を防止するため、適当な保護具を備えなければならない。

3 労働者は、第一項の作業を行なうときは、前項の保護具を使用しなければならない。

第二節 危険物等の取扱い等
第二百五十六條 事業者は、危険物を製造し、又は取り扱うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 爆発性の物（令別表第一第一号に掲げる爆発性の物をいう。）については、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。
二 発火性の物（令別表第一第二号に掲げる発火性の物をいう。）については、それぞれの種類に応じ、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物若しくは水に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えないこと。
三 酸化性の物（令別表第一第三号に掲げる酸化性の物をいう。以下同じ。）については、

みだりに、その分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えないこと。

四 引火性の物（令別表第一第四号に掲げる引火性の物をいう。以下同じ。）については、みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、若しくは注ぎ、蒸発させ、又は加熱しないこと。

五 危険物を製造し、又は取り扱う設備のある場所を常に整理整頓し、及びその場所に、みだりに、可燃性の物又は酸化性の物を置かないこと。

2 労働者は、前項の場合には、同項各号に定めるところによらなければならない。

(作業指揮者)
第二百五十七條 事業者は、危険物を製造し、又は取り扱う作業（令別表第二号又は第八号に掲げる作業を除く。）を行なうときは、当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、次の事項を行なわせなければならない。

一 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の附属設備について、随時点検し、異常を認めたとときは、直ちに、必要な措置をとること。

二 危険物を製造し、又は取り扱う設備及び当該設備の附属設備がある場所における温度、湿度、遮光及び換気の状態等について、随時点検し、異常を認めたとときは、直ちに、必要な措置をとること。

三 前各号に掲げるもののほか、危険物の取扱いの状況について、随時点検し、異常を認めたとときは、直ちに、必要な措置をとること。

四 前各号の規定によりとった措置について、記録しておくこと。
第二百五十八條 事業者は、引火性の物又は可燃性ガス（令別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）で液状のものを、ホースを用いて化学設備（配管を除く）、タンク自動車、タンク車、ドラムかん等に注入する作業を行うときは、ホースの結合部を確実に締め付け、又ははめ合わせたことを確認した後でなければ、当該作業を行なうてはならない。

(ガソリンが残存している設備への灯油等の注入)
第二百五十九條 事業者は、ガソリンが残存している化学設備（危険物を貯蔵するものに限るものとし、配管を除く。次条において同じ）、タンク自動車、タンク車、ドラムかん等に灯油又は軽油を注入する作業を行うときは、あらかじめ、その内部について、洗浄し、ガソリンの蒸気を不活性ガスで置換する等により、安全な状態にしたことを確認した後でなければ、当該作業を行なうてはならない。

2 労働者は、前項の作業に従事するときは、同項に定めるところによらなければならない。

(エチレンオキシド等の取扱い)
第二百六十條 事業者は、エチレンオキシド、アセトアルデヒド又は酸化プロピレンを化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラムかん等に注入する作業を行うときは、あらかじめ、その内部の不活性ガス以外のガス又は蒸気を不活性ガスで置換した後でなければ、当該作業を行なうてはならない。

2 事業者は、エチレンオキシド、アセトアルデヒド又は酸化プロピレンを化学設備、タンク自動車、タンク車、ドラムかん等に貯蔵するときは、常にもその内部の不活性ガス以外のガス又は蒸気を不活性ガスで置換しておかなければならない。

(通風等による爆発又は火災の防止)
第二百六十一條 事業者は、引火性の物の蒸気、可燃性ガス又は可燃性の粉じんが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、当該蒸気、ガス又は粉じんによる爆発又は火災を防止するため、通風、換気、除じん等の措置を講じなければならない。

(通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業)
第二百六十二條 事業者は、通風又は換気が不十分な場所において、可燃性ガス及び酸素（以下の条及び次条において「ガス等」という。）を用いて溶接、溶断又は金属の加熱の作業を行なうときは、当該場所におけるガス等の漏えい又は放出による爆発、火災又は火傷を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 ガス等のホース及び吹管については、損傷、摩耗等によるガス等の漏えいのおそれがないものを使用すること。

二 ガス等のホースと吹管及びガス等のホース相互の接続箇所については、ホースバンド、ホースクランプ等の締付具を用いて確実に締付けを行なうこと。

三 ガス等のホースにガス等を供給しようとするときは、あらかじめ、当該ホースに、ガス等が放出しない状態にした吹管又は確実な止めせんを装着した後に行なうこと。

四 使用中のガス等のホースのガス等の供給口のバルブ又はコックには、当該バルブ又はコックに接続するガス等のホースを使用する者の名札を取り付ける等ガス等の供給についての誤操作を防ぐための表示をすること。

五 溶断の作業を行なうときは、吹管からの過剰酸素の放出による火傷を防止するため十分な換気を行なうこと。

六 作業の中断又は終了により作業箇所を離れるときは、ガス等の供給口のバルブ又はコックを閉止してガス等のホースを当該ガス等の供給口から取りはずし、又はガス等のホースを自然通風若しくは自然換気が十分な場所へ移動すること。

2 労働者は、前項の作業に従事するときは、同項各号に定めるところによらなければならない。

(ガス等の容器の取扱い)
第二百六十三條 事業者は、ガス溶接等の業務（令別表第十号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に使用するガス等の容器については、次に定めるところによらなければならない。

一 一次の場所においては、設置し、使用し、貯蔵し、又は放置しないこと。
イ 通風又は換気の不十分な場所
ロ 火気を使用する場所及びその附近
ハ 火薬類、危険物その他の爆発性若しくは発火性の物又は多量の易燃性の物を製造し、又は取り扱う場所及びその附近
ニ 容器の温度を四十度以下に保つこと。
三 転倒のおそれがないように保持すること。
四 衝撃を与えないこと。
五 運搬するときは、キャップを施すこと。
六 使用するときには、容器の口金に付着している油類及びじんあいを除去すること。
七 バルブの開閉は、静かに行なうこと。
八 溶解アセチレンの容器は、立てて置くこと。

九 使用前又は使用中の容器とこれら以外の容器との区別を明らかにしておくこと。

第二百六十四条 事業者は、異種の物が接触する

ことにより発火し、又は爆発するおそれのあるときは、これらの物を接近して貯蔵し、又は同一の運搬機に積載してはならない。ただし、接触防止のための措置を講じたときは、この限りでない。

第二百六十五条 事業者は、起毛、反毛等の作業

又は綿、羊毛、ぼろ、木毛、わら、紙くずその他可燃性の物を多量に取り扱う作業を行なう場所、設備等については、火災防止のため適当な位置又は構造としなければならない。

第二百六十六条 事業者は、自然発火の危険がある

物を積み重ねるときは、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。

第二百六十七条 事業者は、油又は印刷用インキ

類によって浸染したボロ、紙くず等については、不燃性の有がい容器に収める等火災防止のための措置を講じなければならない。

第二百六十八条 事業者は、化学設備（配管を除く。）

を内部に設ける建築物については、当該建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等（当該化学設備に近接する部分に限る。）を不燃性の材料で造らなければならない。

第二百六十九条 事業者は、化学設備（バルブ又

はコックを除く。）のうち危険物又は引火点が六十五度以上の物（以下「危険物等」という。）が接触する部分については、当該危険物等による当該部分の著しい腐食による爆発又は火災を防止するため、当該危険物等の種類、温度、濃度等に応じ、腐食しにくい材料で造り、内張り等を施す等の措置を講じなければならない。

第二百七十条 事業者は、化学設備のふた板、フ

ランジ、バルブ、コック等の接合部については、当該接合部から危険物等が漏えいすることによる爆発又は火災を防止するため、ガasketトを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講じなければならない。

（バルブ等の開閉方向の表示等）
第二百七十一条 事業者は、化学設備のバルブ若しくはコック又はこれら进行操作するためのスイッチ、押しボタン等については、これらの誤操作による爆発又は火災を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 開閉の方向を表示すること。
 - 二 色分け、形状の区分等を行うこと。
- 2 前項第二号の措置は、色分けのみによるものであつてはならない。

第二百七十二条 事業者は、化学設備のバルブ又

はコックについては、次に定めるところによりなければならない。

- 一 開閉のひん度及び製造又は取扱いに係る危険物等の種類、温度、濃度等に応じ、耐久性のある材料で造ること。
- 二 化学設備の使用にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した化学設備（配管を除く。以下この号において同じ。）との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該化学設備の間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。

第二百七十三条 事業者は、化学設備（配管を除く。）

に原材料を送給する労働者が当該送給を誤ることによる爆発又は火災を防止するため、当該労働者が見やすい位置に、当該原材料の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。

第二百七十三条の二 事業者は、特殊化学設備に

ついては、その内部における異常な事態を早期には握るために必要な温度計、流量計、圧力計等の計測装置を設けなければならない。

第二百七十三条の三 事業者は、特殊化学設備

（製造し、又は取り扱う危険物等の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）については、その内部における異常な事態を早期には握るために必要な自動警報装置を設けなければならない。

第二百七十五条 事業者は、前項に規定する措置を講ずること

が困難なときは、監視人を置き、当該特殊化学

設備の運転中は当該設備を監視させる等の措置を講じなければならない。

第二百七十三条の四 事業者は、特殊化学設備に

ついては、異常な事態の発生による爆発又は火災を防止するため、原材料の送給を断し、又は製品等を放出するための装置、不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置等当該事態に対処するための装置を設けなければならない。

第二百七十四条の二 事業者は、化学設備から危

険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

2 事業者は、前項の場合には、労働者が危険物等による労働災害を被るおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第二百七十五条 事業者は、化学設備又はその附

属設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、これらの設備を分解する作業を行い、又はこれらの設備の内部で作業を行うときは、次に定めるところによりなければならない。

- 一 当該作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを関係労働者に周知させること。
- 二 当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させること。
- 三 作業箇所に危険物等が漏えいし、又は高温の水蒸気等が逸出しないように、バルブ若しくはコックを二重に閉止し、又はバルブ若しくはコックを閉止するとともに閉止板等を施すこと。
- 四 前号のバルブ、コック又は閉止板等に施錠し、これらを開放してはならない旨を表示し、又は監視人を置くこと。
- 五 第三号の閉止板等を取り外す場合において、危険物等又は高温の水蒸気等が流出するおそれのあるときは、あらかじめ、当該閉止板等とそれに最も近接したバルブ又はコックとの間の危険物等又は高温の水蒸気等の有無を確認する等の措置を講ずること。

第二百七十五条の二 事業者は、前条の作業を行

うときは、随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定しなければならない。

第二百七十五条の三 事業者は、前条の作業を行

うときは、随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定しなければならない。

六 試料の採取
七 特殊化学設備にあつては、その運転が一時又は部分的に中断された場合の運転中断中及び運転再開時における作業の方法

第二百七十五条の四 事業者は、前条の作業を行

うときは、随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定しなければならない。

第二百七十五条の五 事業者は、特殊化学設備、

特殊化学設備の配管又は特殊化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによりなければならない。

- 一 動力源の異常による爆発又は火災を防止するための直ちに使用することができる予備動力源を備えること。
- 二 バルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行うこと。

第二百七十五条の六 事業者は、特殊化学設備、

特殊化学設備の配管又は特殊化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによりなければならない。

- 一 動力源の異常による爆発又は火災を防止するための直ちに使用することができる予備動力源を備えること。
- 二 バルブ、コック、スイッチ等については、誤操作を防止するため、施錠、色分け、形状の区分等を行うこと。

第二百七十五条の七 事業者は、特殊化学設備、

特殊化学設備の配管又は特殊化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによりなければならない。

第二百七十五条の八 事業者は、特殊化学設備、

特殊化学設備の配管又は特殊化学設備の附属設備に使用する動力源については、次に定めるところによりなければならない。

(定期自主検査)

第二百七十六條 事業者は、化学設備（配管を除く。以下この条において同じ。）及びその附属設備については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、二年を超える期間使用しない化学設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無
二 内部及び外面の著しい損傷、変形及び腐食の有無
三 ふた板、フランジ、バルブ、コック等の状態
四 安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置の機能
五 冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能
六 予備動力源の機能
七 前各号に掲げるもののほか、爆発又は火災を防止するため特に必要な事項

2 事業者は、前項ただし書の化学設備及びその附属設備については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の自主検査の結果、当該化学設備又はその附属設備に異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらの設備を使用してはならない。

4 事業者は、第一項又は第二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
二 検査方法
三 検査箇所
四 検査の結果
五 検査を実施した者の氏名
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

（使用開始時の点検）
第二百七十七條 事業者は、化学設備（配管を除く。以下この条において同じ。）又はその附属設備を初めて使用するとき、分解して改造若しくは修理を行ったとき、又は引き続き一年以上使用しなかつたときは、これらの設備について前条第一項各号に掲げる事項を点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これらの設備を使用してはならない。

2 事業者は、前項の場合のほか、化学設備又はその附属設備の用途の変更（使用する原材料の種類を変更する場合を含む。以下この項において同じ。）を行なうときは、前条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項並びにその用途の変更のために改造した部分の異常の有無を点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これらの設備を使用してはならない。

（安全装置）
第二百七十八條 事業者は、異常化学反応その他の異常な事態により内部の気体の圧力が大気圧を超えるおそれのある容器については、安全弁又はこれに代わる安全装置を備えているものでなければ、使用してはならない。

2 事業者は、前項の容器の安全弁又はこれに代わる安全装置については、その作動に伴つて排出される危険物（前項の容器が引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、又は取り扱う化学設備（配管を除く。）である場合にあっては、当該物。以下この項において同じ。）による爆発又は火災を防止するため、密閉式の構造のものとし、又は排出される危険物を安全な場所へ導き、若しくは燃焼、吸収等により安全に処理することができる構造のものとしなければならない。

（危険物等がある場所における火気等の使用禁止）
第二百七十九條 事業者は、危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所においては、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

2 労働者は、前項の場所においては、同項の点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用してはならない。

（爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具）
第二百八十條 事業者は、第二百六十一條の場所のうち、同条の措置を講じても、なお、引火性の物の蒸気又は可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具（電動機、変圧器、コード接続器、開閉器、分電盤、配電盤等電気を通ずる機械、器具

その他の設備のうち配線及び移動電線以外のものをいう。以下同じ。）を使用するときは、当該蒸気又はガスに対しその種類及び爆発の危険のある濃度に達するおそれに応じた防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

2 労働者は、前項の箇所においては、同項の防爆構造電気機械器具以外の電気機械器具を使用してはならない。

（油類等の存在する配管又は容器の溶接等）
第二百八十一條 事業者は、第二百六十一條の場所のうち、同条の措置を講じても、なお、可燃性の粉じん（マグネシウム粉、アルミニウム粉等可燃性の粉じんを除く。）が爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具を使用するときは、当該粉じんに対し防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

2 労働者は、前項の箇所においては、同項の防爆構造電気機械器具以外の電気機械器具を使用してはならない。

（修理作業等の適用除外）
第二百八十二條 事業者は、爆発性の粉じんが存在して爆発の危険のある場所において電気機械器具を使用するときは、当該粉じんに対して防爆性能を有する防爆構造電気機械器具でなければ、使用してはならない。

2 労働者は、前項の場所においては、同項の防爆構造電気機械器具以外の電気機械器具を使用してはならない。

（点検）
第二百八十三條 前四條の規定は、修理、変更等臨時の作業を行なう場合において、爆発又は火災の危険が生ずるおそれのない措置を講ずるときは適用しない。

（油類等の存在する配管又は容器の溶接等）
第二百八十四條 事業者は、第二百八十条から第二百八十二条までの規定により、当該各条の防爆構造電気機械器具（移動式又は可搬式のものに限る。）を使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該防爆構造電気機械器具及びこれに接続する移動電線の外装並びに当該防爆構造電気機械器具と当該移動電線との接続部の状態を点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

（静電気帯電防止作業等）
第二百八十五條 事業者は、危険物以外の引火性の油類若しくは可燃性の粉じん又は危険物が存在するおそれのある配管又はタンク、ドラムか

ん等の容器については、あらかじめ、これらの危険物以外の引火性の油類若しくは可燃性の粉じん又は危険物を除去する等爆発又は火災の防止のための措置を講じた後でなければ、溶接、溶断その他火気を使用した作業又は火花を発生するおそれのある作業をさせてはならない。

2 労働者は、前項の措置が講じられた後でなければ、同項の作業をしてはならない。

（静電気帯電防止作業等）
第二百八十六條 事業者は、第二百八十条及び第二百八十一条の箇所並びに第二百八十二条の場所において作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に静電気帯電防止作業服及び静電気帯電防止用作業靴を着用させる等労働者の身体、作業服等に帯電する静電気を除去するための措置を講じなければならない。

2 労働者は、前項の作業に従事するときは、同項に定めるところによらなければ、当該作業を行つてはならない。

（静電気帯電防止作業等）
第二百八十七條 事業者は、次の設備を使用する場合には、静電気による爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、接地、除電剤の使用、湿気の付与、点火源となるおそれのない除電装置の使用その他静電気を除去するための措置を講じなければならない。

- 一 危険物をタンク自動車、タンク車、ドラムかん等に注入する設備
二 危険物を収納するタンク自動車、タンク車、ドラムかん等の設備
三 引火性の物を含有する塗料、接着剤等を塗布する設備
四 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第二条第一項

に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。で、危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥するもの（以下「危険物乾燥設備」という。）又はその附属設備

五 可燃性の粉状の物のスパウト移送、ふるい分け等を行なう設備
六 前各号に掲げる設備のほか、化学設備（配管を除く。）又はその附属設備

（立入禁止等）
第二百八十八条 事業者は、火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止しなければならない。

（消火設備）

第二百八十九条 事業者は、建築物及び化学設備（配管を除く。）又は乾燥設備がある場所その他危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所（以下この条において「建築物等」という。）には、適当な箇所に、消火設備を設けなければならない。

2 前項の消火設備は、建築物等の規模又は広さ、建築物等において取り扱われる物の種類等により予想される爆発又は火災の性状に適應するものでなければならない。

（防火措置）

第二百九十条 事業者は、火炉、加熱装置、鉄製煙突その他火災を生ずる危険のある設備と建築物その他可燃性物体との間には、防火のため必要の間隔を設け、又は可燃性物体をしや熱材料で防護しなければならない。

（火気使用場所の火災防止）

第二百九十一条 事業者は、喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。
2 労働者は、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。
3 火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

（灰捨場）

第二百九十二条 事業者は、灰捨場については、延焼の危険のない位置に設け、又は不燃性の材料で造らなければならない。

第五節 乾燥設備

（危険物乾燥設備を有する建築物）

第二百九十三条 事業者は、危険物乾燥設備（乾燥室に限る。以下この条において同じ。）を設

ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物若しくは同条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、この限りでない。

（乾燥設備の構造等）

第二百九十四条 事業者は、乾燥設備については、次に定めるところによらなければならない。ただし、乾燥物の種類、加熱乾燥の程度、熱源の種類等により爆発又は火災が生ずるおそれのないものについては、この限りでない。

一 乾燥設備の外面は、不燃性の材料で造ること。
二 乾燥設備（有機過酸化物を加熱乾燥するものを除く。）の内面、内部のたな、わく等は、不燃性の材料で造ること。

三 危険物乾燥設備は、その側部及び底部を堅固なものとすること。
四 危険物乾燥設備は、周囲の状況に應じ、その上部を軽量な材料で造り、又は有効な爆発戸、爆発孔等を設けること。ただし、当該危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物が爆発する場合に生じる圧力に耐える強度を有するものについては、この限りでない。

五 危険物乾燥設備は、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉じんで爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出することができる構造のものとすること。

六 液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備は、点火の際の爆発又は火災を防止するため、燃焼室その他点火する箇所を換気することができる構造のものとすること。

七 乾燥設備の内部は、掃除しやすい構造のものとする。

八 乾燥設備ののぞき窓、出入口、排気孔等の開口部は、発火の際延焼を防止する位置に設け、かつ、必要があるときに、直ちに密閉できる構造のものとすること。

九 乾燥設備には、内部の温度を随時測定することができる装置及び内部の温度を安全な温度に調整することができる装置を設け、又は内部の温度を自動的に調整することができる装置を設けること。

十 危険物乾燥設備の熱源として直火を使用しないこと。

十一 危険物乾燥設備以外の乾燥設備の熱源として直火を使用するときは、炎又ははね火により乾燥物が燃焼することを防止するため、有効な覆い又は隔壁を設けること。

（乾燥設備の附属電気設備）

第二百九十五条 事業者は、乾燥設備に附属する電熱器、電動機、電灯等に接続する配線及び開閉器については、当該乾燥設備に専用のもので使用しなければならない。

2 事業者は、危険物乾燥設備の内部には、電気火花を発生することにより危険物の点火源となるおそれのある電気機械器具又は配線を設けてはならない。

（乾燥設備の使用）

第二百九十六条 事業者は、乾燥設備を使用して作業を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一 危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部を掃除し、又は換気すること。
二 危険物乾燥設備を使用するときは、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉じんで爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出すること。

三 危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物は、容易に脱落しないように保持すること。

四 第二百九十四条第六号の乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、燃焼室その他点火する箇所を換気した後に点火すること。

五 高温で加熱乾燥した可燃性の物は、発火の危険がない温度に冷却した後に格納すること。

六 乾燥設備（外面が著しく高温にならないものを除く。）に近接した箇所には、可燃性の物を置かないこと。

（乾燥設備作業主任者の選任）
第二百九十七条 事業者は、令第六条第八号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければならない。

（乾燥設備作業主任者の職務）
第二百九十八条 事業者は、乾燥設備作業主任者に次の事項を行なわせなければならない。

一 乾燥設備をはじめ使用するときは、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。

二 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。

三 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。

四 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所にみだりに可燃性の物を置かないこと。

（定期自主検査）

第二百九十九条 事業者は、乾燥設備及びその附属設備については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない乾燥設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の有無
二 危険物乾燥設備にあつては、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉じんで爆発又は火災の危険があるものを排出するための設備の異常の有無

三 第二百九十四条第六号の乾燥設備にあつては、燃焼室その他点火する箇所の換気のための設備の異常の有無

四 のぞき窓、出入口、排気孔等の開口部の異常の有無

五 内部の温度の測定装置及び調整装置の異常の有無

六 内部に設ける電気機械器具又は配線の異常の有無

七 事業者は、前項ただし書の乾燥設備及びその附属設備については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

八 事業者は、前二項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(補修等)

第三百七条 事業者は、前条第一項又は第二項の主検査の結果、当該乾燥設備又はその附属設備に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらの設備を使用してはならない。

第六節 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置

第一款 アセチレン溶接装置

(圧力の制限)

第三百一条 事業者は、アセチレン溶接装置(令第一号に掲げるアセチレン溶接装置をいう。以下同じ。)を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、ゲージ圧力百三十キロパスカルを超える圧力を有するアセチレンを発生させ、又はこれを使用してはならない。(発生器室)

第三百二条 事業者は、アセチレン溶接装置のアセチレン発生器(以下「発生器」という。)については、専用の発生器室(以下「発生器室」という。)内に設けなければならない。

2 事業者は、発生器室については、直上に階を有しない場所であつて、火気を使用する設備から相当離れたところに設けなければならない。

3 事業者は、発生器室を屋外に設けるときは、その開口部を他の建築物から一・五メートル以上の距離に保たなければならない。

第三百三条 事業者は、発生器室については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 壁は、不燃性のものとし、次の構造又はこれと同等以上の強度を有する構造のものとする。
- イ 厚さ四センチメートル以上の鉄筋コンクリートとすること。
- ロ 鉄骨若しくは木骨に厚さ三センチメートル以上のメタルラス張モルタル塗りをし、又は鉄骨に厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板張りをしたものとする。

二 屋根及び天井には、薄鉄板又は軽い不燃性の材料を使用すること。

三 床面積の十六分の一以上の断面積をもつ排気筒を屋上に突出させ、かつ、その開口部は窓、出入口その他の孔口から一・五メートル以上離すこと。

四 出入口の戸は、厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板を使用し、又は不燃性の材料を用い

てこれと同等以上の強度を有する構造とすること。

五 壁と発生器との間隔は、発生器の調整又はカーバイド送給等の作業を妨げない距離とすること。

(格納室)

第三百四条 事業者は、移動式のアセチレン溶接装置については、第三百二条第一項の規定にかかわらず、これを使用しないときは、専用の格納室に収容しなければならない。ただし、気筒を分離し、発生器を洗浄した後保管するときはこの限りでない。

2 事業者は、前項の格納室については、木骨鉄板張、木骨スレート張等耐火性の構造としなければならない。

(アセチレン溶接装置の構造規格)

第三百五条 事業者は、ゲージ圧力(以下この条において「圧力」という。)七キロパスカル以上のアセチレンを発生し、又は使用するアセチレン溶接装置(発生器及び安全器を除く。)については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ガスだめは、次に定めるところによるものであること。

二 主要部分は、次の表の上欄に掲げる内径に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる厚さ以上の鋼板又は鋼管で造られていること。

内径(単位:センチメートル)	鋼板又は鋼管(単位:ミリメートル)
六十未満	二
六十以上百二十未満	二・五
百二十以上二百未満	三・五
二百以上	五

ロ 主要部分の鋼板又は鋼管の接合方法は、溶接、びょう接又はボルト締めによるものであること。

ハ アセチレンと空気との混合ガスを排出するためのガス逃がし弁又はコックを備えていること。

二 発生器から送り出された後、圧縮装置により圧縮されたアセチレンのためのガスだめにあつては、前号に定めるところによるほか、次に定める安全弁及び圧力計を備えていること。

イ 安全弁

(イ) ガスだめ内の圧力が百四十キロパスカルに達しないうちに作動し、かつ、その

圧力が常用圧力から十キロパスカル低下するまでの間に閉止するものであること。

と。

(ロ) 発生器が大量のアセチレンを発生する場合において、ガスだめ内の圧力を百五十キロパスカル未満に保持する能力を有するものであること。

圧力計

(イ) 目もり盤の径は、定置式のガスだめに取り付けるものにあつては七十五ミリメートル以上、移動式のガスだめに取り付けるものにあつては五十ミリメートル以上であること。

(ロ) 目もり盤の最大指度は、常用圧力の

一・五倍以上、かつ、五百キロパスカル以下の圧力を示すものであること。

(ハ) 目もりには、常用圧力を示す位置に見やすい表示がされているものであること。

三 ガスだめ、清浄器、導管等のアセチレンと接触する部分は、鋼又は銅を七十パーセント以上含有する合金を使用しないものであること。

2 事業者は、前項のアセチレン溶接装置以外のアセチレン溶接装置の清浄器、導管等アセチレンが接触するおそれのある部分には、銅を使用してはならない。

(安全器の設置)

第三百六条 事業者は、アセチレン溶接装置については、その吹管ごとに安全器を備えなければならない。ただし、主管に安全器を備え、かつ、吹管に最も近接した分岐管ごとに安全器を備えたときは、この限りでない。

2 事業者は、ガスだめが発生器と分離しているアセチレン溶接装置については、発生器とガスだめの間に安全器を設けなければならない。

(カーバイドのかすだめ)

第三百七条 事業者は、カーバイドのかすだめについては、これを安全な場所に設け、その構造は、次に定めるところに適合するものとしなければならない。ただし、出張作業等で、移動式のアセチレン溶接装置を使用するときは、この限りでない。

一 れんが又はコンクリート等を使用するこ

二 容積は、カーバイドでん充器の三倍以上とすること。

と。

(ガス集合装置の設置)

第三百八条 事業者は、令第一号のガス集合装置(以下「ガス集合装置」という。)については、火気を使用する設備から五メートル以上離れた場所に設けなければならない。

2 事業者は、ガス集合装置で、移動して使用するもの以外のものについては、専用の室(以下「ガス装置室」という。)に設けなければならない。

3 事業者は、ガス装置室の壁とガス集合装置との間隔については、当該装置の取扱い、ガスの容器の取替え等をするために十分な距離に保たなければならない。

(ガス装置室の構造)

第三百九条 事業者は、ガス装置室については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 ガスが漏えいしたときに、当該ガスが滞留しないこと。

二 屋根及び天井の材料が軽い不燃性の物でないこと。

三 壁の材料が不燃性の物であること。

(ガス集合溶接装置の配管)

第三百十條 事業者は、令第一号に掲げるガス集合溶接装置(以下「ガス集合溶接装置」という。)の配管については、次に定めるところによらなければならない。

一 フランジ、バルブ、コック等の接合部には、ガスケットを使用し、接合面を相互に密接させる等の措置を講ずること。

二 主管及び分岐管には、安全器を設けること。この場合において、一の吹管について、安全器が二以上になるようにすること。

(銅の使用制限)

第三百十一条 事業者は、溶解アセチレンのガス集合溶接装置の配管及び附属器具には、銅又は銅を七十パーセント以上含有する合金を使用してはならない。

第三款 管理

(アセチレン溶接装置の管理等)

第三百十二条 事業者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 発生器（移動式のアセチレン溶接装置の発生器を除く。）の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス発生算定量及び一回のカーバイド送給量を発生器室内の見やすい箇所に掲示すること。

二 発生器室には、係員のほかみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を適当に表示すること。

三 発生器から五メートル以内又は発生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火気の使用又は火花を発生させるおそれのある行為を禁止し、かつ、その旨を適当に表示すること。

四 導管には、酸素用とアセチレン用との混同を防ぐための措置を講ずること。

五 アセチレン溶接装置の設置場所には、適当な消火設備を備えること。

六 移動式のアセチレン溶接装置の発生器は、高温の場所、通風又は換気の不十分な場所、振動の多い場所等にすえつけないこと。

七 当該作業を行なう者に保護眼鏡及び保護手袋を着用させること。

（ガス集合溶接装置の管理等）

第三百十三条 事業者は、ガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

一 使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所に掲示すること。

二 ガスの容器を取り替えるときは、ガス溶接作業主任者に立ち合わせることを。

三 ガス装置室には、係員のほかみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。

四 ガス集合装置から五メートル以内の場所では、喫煙、火気の使用又は火花を発生させるおそれのある行為を禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。

五 パルプ、コック等の操作要領及び点検要領をガス装置室の見やすい箇所に掲示すること。

六 導管には、酸素用とガス用との混同を防止するための措置を講ずること。

七 ガス集合装置の設置場所に適当な消火設備を設けること。

八 当該作業を行なう者に保護眼鏡及び保護手袋を着用させること。

（ガス溶接作業主任者の選任）

第三百十四条 事業者は、令第六条第二号の作業については、ガス溶接作業主任者免許を有する者のうちから、ガス溶接作業主任者を選任しなければならない。

（ガス溶接作業主任者の職務）

第三百十五条 事業者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行なうときは、ガス溶接作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。

二 アセチレン溶接装置の取扱いに従事する労働者に次の事項を行なわせること。

イ 使用中の発生器に、火花を発生させるおそれのある工具を使用し、又は衝撃を与えないこと。

ロ アセチレン溶接装置のガス漏れを点検するときは、石けん水を使用する等安全な方法によること。

ハ 発生器の気鐘の上のみだりに物を置かないこと。

ニ 発生器室の出入口の戸を開放しておかないこと。

ホ 移動式のアセチレン溶接装置の発生器にカーバイドを詰め替えるときは、屋外の安全な場所で行なうこと。

ヘ カーバイド罐を開封するときは、衝撃その他火花を発生させるおそれのある行為をしないこと。

三 当該作業を開始するときは、アセチレン溶接装置を点検し、かつ、発生器内に空気とアセチレンの混合ガスが存在するときは、これを排除すること。

四 安全器は、作業中、その水位を容易に確かめることができる箇所に置き、かつ、一日一回以上これを点検すること。

五 アセチレン溶接装置内の水の凍結を防ぐために、保温し、又は加熱するときは、温水又は蒸気を使用する等安全な方法によること。

六 発生器の使用を休止するときは、その水室の水位を水と残留カーバイドが接触しない状態に保つこと。

七 発生器の修繕、加工、運搬若しくは格納をしようとするとき、又はその使用を継続して休止しようとするときは、アセチレン及びカーバイドを完全に除去すること。

八 カーバイドのかすは、ガスによる危険がなくなるまでかすだめに入れる等安全に処置すること。

九 当該作業に従事する労働者の保護眼鏡及び保護手袋の使用状況を監視すること。

十 ガス溶接作業主任者免許証を携帯すること。

第三百十六条 事業者は、ガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行なうときは、ガス溶接作業主任者に次の事項を行なわせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を指揮すること。

二 ガス集合装置の取扱いに従事する労働者に次の事項を行なわせること。

イ 取り付けるガスの容器の口金及び配管の取付け口に付着している油類、じんあい等を除去すること。

ロ ガスの容器の取替えを行なつたときは、当該容器の口金及び配管の取付け口の部分のガス漏れを点検し、かつ、配管内の当該ガスと空気との混合ガスを排除すること。

ハ ガス漏れを点検するときは、石けん水を使用する等安全な方法によること。

ニ パルプ又はコックの開閉を静かに行なうこと。

三 ガスの容器の取替えの作業に立ち合うこと。

四 当該作業を開始するときは、ホース、吹管、ホースバンド等の器具を点検し、損傷、摩耗等によりガス又は酸素が漏れいするおそれがあると認めるときは、補修し、又は取り替えること。

五 安全器は、作業中、その機能を容易に確かめることができる箇所に置き、かつ、一日一回以上これを点検すること。

六 当該作業に従事する労働者の保護眼鏡及び保護手袋の使用状況を監視すること。

七 ガス溶接作業主任者免許証を携帯すること。

（定期自主検査）

第三百十七条 事業者は、アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（これらの配管のうち、地下に埋設された部分を除く。以下この条において同じ。）については、一年以内ごとに一回、定期に、当該装置の損傷、変形、腐食等の有無及びその機能について自主検査を行なわなければならない。

一 事業者は、前項ただし書のアセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置については、その使用を再び開始する際に、同項に規定する事項について自主検査を行なわなければならない。

二 事業者は、前二項の自主検査の結果、当該アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。

三 事業者は、第一項又は第二項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第七節 発破の作業

（発破の作業の基準）

第三百十八条 事業者は、令第二十条第一号の業務（以下「発破の業務」という。）に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。

一 凍結したダイナマイトは、火気に接近させ、蒸気管その他の高熱物に直接接触させる等危険な方法で融解しないこと。

二 火薬又は爆薬を装てんするときは、その付近で裸火の使用又は喫煙をしないこと。

三 装てん具は、摩擦、衝撃、静電気等による爆発を生ずるおそれのない安全なものを使用すること。

四 込物は、粘土、砂その他の発火又は引火の危険のないものを使用すること。

五 点火後、装てんされた火薬類が爆発しないとき、又は装てんされた火薬類が爆発したことの確認が困難であるときは、次に定めるところによること。

イ 電気雷管によつたときは、発破母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火できないように措置を講じ、その後五分以上経過した後でなければ

ば、火薬類の装てん箇所接近しないこと。

ロ 電気雷管以外のものによつたときは、点火後十五分以上経過した後でなければ、火薬類の装てん箇所に接近しないこと。

2 前項の業務に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(導火線発破作業の指揮者)

第三百十九條

事業者は、導火線発破の作業を行なうときは、発破の業務につくことができる者の中から作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行なわせなければならない。

一 点火前に、点火作業に従事する労働者以外の労働者に対して、退避を指示すること。

二 点火作業に従事する労働者に対して、退避の場所及び経路を指示すること。

三 一人の点火数が同時に五以上のときは、発破時計、捨て導火線等の退避時期を知らせる物を使用すること。

四 点火の順序及び区分について指示すること。

五 点火の合図をすること。

六 点火作業に従事した労働者に対して、退避の合図をすること。

七 不発の装薬又は残薬の有無について点検すること。

2 導火線発破の作業の指揮者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

3 導火線発破の作業に従事する労働者は、前項の規定により指揮者が行なう指示及び合図に従わなければならない。

(電気発破作業の指揮者)

第三百二十條

事業者は、電気発破の作業を行なうときは、発破の業務につくことができる者のうちから作業の指揮者を定め、その者に前条第一項第五号及び第七号並びに次の事項を行なわせなければならない。

一 当該作業に従事する労働者に対し、退避の場所及び経路を指示すること。

二 点火前に危険区域内から労働者が退避したことを確認すること。

三 点火者を定めること。

四 点火場所について指示すること。

2 電気発破の作業の指揮者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

3 電気発破の作業に従事する労働者は、前項の規定により指揮者が行なう指示及び合図に従わなければならない。

(避難)

第三百二十一條

事業者は、発破の作業を行なう場合において、労働者が安全な距離に避難し得ないときは、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

第七節の二 コンクリート破砕器作業 (コンクリート破砕器作業の基準)

第三百二十一條の二

事業者は、コンクリート破砕器を用いて破砕の作業を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 コンクリート破砕器を装てんするときは、その付近での裸火の使用又は喫煙を禁止すること。

二 装てん具は、摩擦、衝撃、静電気等によりコンクリート破砕器が発火するおそれのない安全なものを使用すること。

三 込物は、セメントモルタル、砂その他の発火又は引火の危険のないものを使用すること。

四 破砕された物等の飛散を防止するための措置を講ずること。

五 点火後、装てんされたコンクリート破砕器が発火しないとき、又は装てんされたコンクリート破砕器が発火したことの確認が困難であるときは、コンクリート破砕器の母線を点火器から取り外し、その端を短絡させておき、かつ、再点火できないように措置を講じ、その後五分以上経過した後でなければ、当該作業に従事する労働者をコンクリート破砕器の装てん箇所に接近させないこと。

(コンクリート破砕器作業主任者の選任)

第三百二十一條の三

事業者は、令第六条第八号の二の作業については、コンクリート破砕器作業主任者技能講習を修了した者のうちから、コンクリート破砕器作業主任者を選任しなければならない。

(コンクリート破砕器作業主任者の職務)

第三百二十一條の四

事業者は、コンクリート破砕器作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二 作業に従事する労働者に対し、退避の場所及び経路を指示すること。

三 点火前に危険区域内から労働者が退避したことを確認すること。

四 点火者を定めること。

五 点火の合図をすること。

六 不発の装薬又は残薬の有無について点検すること。

第八節 雑則

(地下作業場等)

第三百二十二條

事業者は、可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行うとき(第三百八十二条に規定するずい道等の建設の作業を行うときを除く)、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において掘削の作業(地山の掘削又はこれに伴う土石の運搬等の作業(地山の掘削の作業が行われる箇所及びこれに近接する箇所において行われるものに限る。)をいう。以下同じ。)を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 これらのガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたとときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。

二 これらのガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めるときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

第三百二十三條及び第三百二十四條 削除

(強烈な光線を発散する場所)

第三百二十五條

事業者は、アーク溶接のアーケその他強烈な光線を発散して危険のおそれのある場所については、これを区画しなければならない。ただし、作業上やむを得ないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の場所については、適当な保護具を備えなければならない。

(腐食性液体の圧送設備)

第三百二十六條

事業者は、硫酸、硝酸、塩酸、酢酸、クロールスルホン酸、か性ソーダ溶液、クレゾール等皮膚に対して腐食の危険を生ずる液体(以下「腐食性液体」という。)をホースをとおして、動力を用いて圧送する作業を行うときは、当該圧送に用いる設備について、次の措置を講じなければならない。

一 圧送に用いる設備の運転を行う者(以下この条において「運転者」という。)が見やすい位置に圧力計を、運転者が容易に操作することが

ことができる位置に動力を遮断するための装置を、それぞれ備え付けること。

二 ホース及びその接続用具は、圧送する腐食性液体に対し、耐食性、耐熱性及び耐寒性を有するものを用いること。

三 ホースについては、水圧試験等により、安全に使用することができる圧力を定め、これを当該ホースに表示し、かつ、当該圧力を超えて圧送を行わないこと。

四 ホースの内部に異常な圧力が加わるおそれのあるときは、圧送に用いる設備にアンローダ、リターンバルブ等の過圧防止装置を備え付けること。

五 ホースとホース以外の管及びホース相互の接続箇所については、接続用具を用いて確実に接続すること。

六 ゲージ圧力二百キロパスカルを超える圧力で圧送を行うときは、前号の接続用具については、ねじ込結合方式、三鉤式結合方式等の方式による接続用具で、ホースを装着する部分に三箇以上の谷を有するもの等当該圧力により離脱するおそれのない構造のものを用いること。

七 運転者を指名し、その者に圧送に用いる設備の運転及び圧力計の監視を行わせること。

八 ホース及びその接続用具は、その日の使用を開始する前に点検し、損傷、腐食等の欠陥により、圧送する腐食性液体が飛散し、又は漏れいするおそれのあるときは、取り換えること。

(保護具)

第三百二十七條

事業者は、腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者に、腐食性液体の飛散、漏れい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用させなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、腐食性液体の飛散、漏れい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを用いなければならない。

(空気以外のガスの使用制限)

第三百二十八條

事業者は、圧縮したガスの圧力を動力として用いて腐食性液体を圧送する作業

ことができる位置に動力を遮断するための装置を、それぞれ備え付けること。

二 ホース及びその接続用具は、圧送する腐食性液体に対し、耐食性、耐熱性及び耐寒性を有するものを用いること。

三 ホースについては、水圧試験等により、安全に使用することができる圧力を定め、これを当該ホースに表示し、かつ、当該圧力を超えて圧送を行わないこと。

四 ホースの内部に異常な圧力が加わるおそれのあるときは、圧送に用いる設備にアンローダ、リターンバルブ等の過圧防止装置を備え付けること。

五 ホースとホース以外の管及びホース相互の接続箇所については、接続用具を用いて確実に接続すること。

六 ゲージ圧力二百キロパスカルを超える圧力で圧送を行うときは、前号の接続用具については、ねじ込結合方式、三鉤式結合方式等の方式による接続用具で、ホースを装着する部分に三箇以上の谷を有するもの等当該圧力により離脱するおそれのない構造のものを用いること。

七 運転者を指名し、その者に圧送に用いる設備の運転及び圧力計の監視を行わせること。

八 ホース及びその接続用具は、その日の使用を開始する前に点検し、損傷、腐食等の欠陥により、圧送する腐食性液体が飛散し、又は漏れいするおそれのあるときは、取り換えること。

(保護具)

第三百二十七條

事業者は、腐食性液体を圧送する作業に従事する労働者に、腐食性液体の飛散、漏れい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用させなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、腐食性液体の飛散、漏れい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の保護具の着用を命じられたときは、これを用いなければならない。

(空気以外のガスの使用制限)

第三百二十八條

事業者は、圧縮したガスの圧力を動力として用いて腐食性液体を圧送する作業

を行なうときは、空気以外のガスを当該圧縮したガスとして使用してはならない。ただし当該作業を終了した場合において、直ちに当該ガスを排除するとき、又は当該ガスが存在することを表示する等労働者が圧送に用いた設備の内部に立ち入ることによる窒息の危険が生ずるおそれのない措置を講ずるときは、窒素又は炭酸ガスを使用することができる。

第三百二十八条の二 事業者は、自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤ（以下この条において「タイヤ」という。）の組立てを行う場合において、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする作業を行うときは、タイヤの破裂等による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に、タイヤの種類に応じて空気の圧力を適正に調節させ、及び安全囲い等破裂したタイヤ等の飛来を防止するための器具を使用させなければならない。

第三百二十八条の三 事業者は、船舶の改造、修理、清掃等を行う場合に、船倉等当該船舶の内部又はこれに接する場所において、火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となつて点火源となるおそれのある機械等又は火気を使用する作業を行うときは、当該作業を開始するとき及び当該作業中随時、作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定しなければならない。

第三百二十八条の四 事業者は、液化酸素を製造する設備の改造、修理、清掃等を行う場合において、当該設備の内部で作業を行うときは、次に定めることによらなければならない。

- 一 当該作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを関係労働者に周知させること。
- 二 当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させること。
- 三 作業箇所内酸素が漏えいしないように、バルブ若しくはコックを二重に閉止し、又はバルブ若しくはコックを閉止するとともに閉止板等を施すこと。
- 四 前号のバルブ、コック又は閉止板等に施錠し、これを開放してはならない旨を表示し、又は監視人を置くこと。

（ヒドロキシルアミン等の製造等）

第三百二十八条の五 事業者は、ヒドロキシルアミン及びその塩（以下この条において「ヒドロキシルアミン等」という。）を製造し、又は取り扱うときは、爆発を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 ヒドロキシルアミン等への鉄イオン等の混入を防止すること等のヒドロキシルアミン等と鉄イオン等との異常反応を防止するための措置を講ずること。
- 二 ヒドロキシルアミン等の加熱の作業を行うときは、その温度を調整すること。

第五章 電気による危険の防止

第一節 電気機械器具

第三百二十九条 事業者は、電気機械器具の充電部分（電熱器の発熱部分、抵抗溶接機の電極の部分等電気機械器具の使用の目的により露出することがやむを得ない充電部分を除く。）で、労働者が作業中又は通行の際に、接触（導電体を介する接触を含む。以下この章において同じ。）し、又は接近することにより感電の危険を生ずるおそれのあるものについては、感電を防止するための囲い又は絶縁覆いは設けなければならない。ただし、配電盤室、変電室等区画された場所、事業者が第三十六条第四号の業務に就いている者（以下「電気取扱者」という。）以外の者の立入りを禁止したところに設置し、又は電柱上、塔上等隔離された場所、電気取扱者以外の者が接近するおそれのないところに設置する電気機械器具については、この限りでない。

第三百三十条 事業者は、移動電線に接続する手持型の電灯、仮設の配線又は移動電線に接続する架空つり下げ電灯等には、口金に接触することによる感電の危険及び電球の破損による危険を防止するため、ガードを取り付けなければならない。

- 2 事業者は、前項のガードについては、次に定めることにより適合するものとしなければならない。
 - 一 電球の口金の露出部分に容易に手が触れない構造のものとする。
 - 二 材料は、容易に破損又は変形をしないものとする。
- 第三百三十一条** 事業者は、溶接棒等（自動溶接を除く。）の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。
- 第三百三十二条** 事業者は、船舶の二重底若しくはピークタンクの内部、ボイラーの胴若しくはドームの内部等導電体に囲まれた場所若しくは狭いところ又は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以上の場所等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあるところにおいて、交流アーク溶接等（自動溶接を除く。）の作業を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用しなければならない。

（漏電による感電の防止）

第三百三十三条 事業者は、電動機を有する機械又は器具（以下「電動機械器具」という。）で、対地電圧が百五十ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のものは水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものについては、漏電による感電の危険を防止するため、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を、次に定めるところにより接地して使用しなければならない。
- 一 接地極への接続は、次のいずれかの方法によること。
- イ 一心を専用の接地線とする移動電線及び一端子を専用の接地端子とする接続器具を用いて接地極に接続する方法
- ロ 移動電線に添えた接地線及び当該電動機械器具の電源コンセントに近接する箇所に設けられた接地端子を用いて接地極に接続する方法
- 二 前号イの方法によるときは、接地線と電路に接続する電線との混用及び接地端子と電路に接続する端子との混用を防止するための措置を講ずること。
- 三 接地極は、十分に地中に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

（適用除外）

第三百三十四条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する電動機械器具については、適用しない。

- 一 非接地方式の電路（当該電動機械器具の電源側の電路に設けた絶縁変圧器の二次電圧が三百ボルト以下であり、かつ、当該絶縁変圧器の負荷側の電路が接地されていないものに限る。）に接続して使用する電動機械器具
- 二 絶縁台の上で使用する電動機械器具
- 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第二項の特定電気用品であつて、同法第十条第一項の表示が付された二重絶縁構造の電動機械器具

第三百三十五条 事業者は、電気機械器具の操作の際に、感電の危険又は誤操作による危険を防止するため、当該電気機械器具の操作部分について必要な照度を保持しなければならない。

第二節 配線及び移動電線

第三百三十六条 事業者は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの（第三十六条第四号の業務において電気取扱者のみが接触し、又は接触するおそれがあるものを除く。）又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。

第三百三十七条 事業者は、水その他導電性の高い液体によつて湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。

第三百三十八条 事業者は、仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。

3 労働者は、前二項の作業において、絶縁用防具の装着、絶縁用保護具の着用又は活線作業用器具の使用を事業者から命じられたときは、これを装着し、着用し、又は使用しなければならない。

(絶縁用保護具等)

第三百四十八条 事業者は、次の各号に掲げる絶縁用保護具等については、それぞれの使用の目的に適合する種別、材質及び寸法のものを使用しなければならない。

- 一 第三百四十一条から第三百四十三条までの絶縁用保護具
- 二 第三百四十一条及び第三百四十二条の絶縁用具
- 三 第三百四十一条及び第三百四十三条から第三百四十五条までの活線作業用装置
- 四 第三百四十一条、第三百四十三条及び第三百四十四条の活線作業用器具
- 五 第三百四十六条及び第三百四十七条の絶縁用保護具及び活線作業用器具並びに第三百四十七條の絶縁用具

2 事業者は、前項第五号に掲げる絶縁用保護具、活線作業用器具及び絶縁用具で、直流で七百五十ボルト以下又は交流で三百ボルト以下の充電電路に対して用いられるものにあつては、当該充電電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用しなければならない。

(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)

第三百四十九条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

第五節 管理

(電気工事の作業を行なう場合の作業指揮等)

第三百五十条 事業者は、第三百二十九条、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十四条第一項又は第三百四十五条第一項の作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に対し、作業を行なう期間、作業の内容並びに取り扱う電路及びこれに近接する電路の系統について周知させ、かつ、作業の指揮者を定めて、その者に次の事項を行なわせなければならない。

- 一 労働者にあらかじめ作業の方法及び順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮すること。
- 二 第三百四十五条第一項の作業を同項第二号の措置を講じて行なうときは、標識等の設置又は監視人の配置の状態を確認した後に作業の着手を指示すること。
- 三 電路を開路して作業を行なうときは、当該電路の停電の状態及び開路に用いた開閉器の施錠、通電禁止に関する所要事項の表示又は監視人の配置の状態並びに電路を開路した後における短絡接地器具の取付けの状態を確認した後に作業の着手を指示すること。

(絶縁用保護具等の定期自主検査)

第三百五十一条 事業者は、第三百四十八条第一項各号に掲げる絶縁用保護具等(同項第五号に掲げるものにあつては、交流で三百ボルトを超える低圧の充電電路に対して用いられるものに限る。以下この条において同じ。)については、六月以内ごとに一回、定期に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。ただし、六月を超える期間使用しない絶縁用保護具等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の絶縁用保護具等については、その使用を再び開始する際に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。

3 事業者は、第一項又は第二項の自主検査の結果、当該絶縁用保護具等に異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。

- 4 事業者は、第一項又は第二項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
- 一 検査年月日
- 二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(電気機械器具等の使用前点検等)

第三百五十二条 事業者は、次の表の上欄に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めたとときは、直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。

電気機械器具等の種別	点検事項
第三百三十一条の溶接棒等のホルダー	絶縁防護部分及びホルダー用ケールの接続部の損傷の有無
第三百三十二条の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	作動状態
第三百三十三条第一項の感電防止用漏電しや断装置	接地線の切断、接地極の浮上及び等の異常の有無
第三百三十三条の電動機械器具で、同条第二項に定める方法により接地をしたもの	被覆又は外装の損傷の有無
第三百三十七条の移動電線及びこれに附属する接続器具	検電性能
第三百三十九条第一項第三号の検電器具	取付金具及び接地導線の損傷の有無
第三百三十九条第一項第三号の短絡接地器具	ひび、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態
第三百四十一条から第三百四十二条の絶縁用防具	
第三百四十一条及び第三百四十二条の絶縁用防具	
第三百四十一条から第三百四十五条までの活線作業用装置	
第三百四十一条、第三百四十二条及び第三百四十四条の活線作業用器具	

第三百四十六条及び第三百四十七条の絶縁用保護具及び活線作業用器具並びに第三百四十七条の絶縁用防具

第三百四十九条第三号及び第五百七十条第一項第六号の絶縁用保護具

(電気機械器具の囲い等の点検等)

第三百五十三条 事業者は、第三百二十九条の囲い及び絶縁覆いについて、毎月一回以上、その損傷の有無を点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

第六節 雑則

第三百五十四条 この章の規定は、電気機械器具、配線又は移動電線で、対地電圧が五十ボルト以下であるものについては、適用しない。

第六章 掘削作業等における危険の防止

第一節 掘削の時期及び順序等

第一款 掘削の時期及び順序等

(作業箇所等の調査)

第三百五十五条 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

- 一 形状、地質及び地層の状態
- 二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 三 埋設物等の有無及び状態
- 四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

(掘削面のこう配の基準)

第三百五十六条 事業者は、手掘り(パワー・シヨベル、トラクター・シヨベル等の掘削機械を用いずに行なう掘削の方法をいう。以下次条において同じ。)により地山(崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になつてゐる地山を除く。以下この条において同じ。)の掘削の作業を行なうときは、掘削面(掘削面に奥行きが二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。)のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同

表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。

掘削面の高さ (単位 メートル)	掘削面のこう配 (単度)	地山の種類	
		岩盤又は堅い粘土からなる地山	その他の地山
五未満	九十	五未満	二未満
五以上	七十五	五以上	二以上五未満
			七十五
			六十

2 前項の場合において、掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できないときは、当該掘削面について、同項の基準に従い、それよりも崩壊の危険が大きくないようにならなければならない。

第三百五十七條 事業者は、手掘りにより砂からなる地山又は発破等により崩壊しやすい状態になつてゐる地山の掘削の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

一 砂からなる地山にあつては、掘削面のこう配を三十五度以下とし、又は掘削面の高さを五メートル未満とすること。

二 発破等により崩壊しやすい状態になつてゐる地山にあつては、掘削面のこう配を四十五度以下とし、又は掘削面の高さを二メートル未満とすること。

2 前条第二項の規定は、前項の地山の掘削面に傾斜の異なる部分があるため、そのこう配が算定できない場合について、準用する。

(点検)

第三百五十八條 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。

二 点検者を指名して、発破を行なつた後、当該発破を行なつた箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

(地山の掘削作業主任者の選任)

第三百五十九條 事業者は、令第六条第九号の作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地

山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

山の掘削作業主任者を選任しなければならない。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十條 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。

二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の崩壊等による危険の防止)

第三百六十一條 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(埋設物等による危険の防止)

第三百六十二條 事業者は、埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建築物に近接する箇所での明り掘削の作業を行なう場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらを補強し、移設する等当該危険を防止するための措置を講じられた後でなければ、作業を行なつてはならない。

2 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合の前項の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行ない、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。

3 事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行なわせなければならない。

(掘削機械等の使用禁止)

第三百六十三條 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。

(運搬機械等の運行の経路等)

第三百六十四條 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、あらかじめ、運搬機械、掘削機械及

び積込機械(車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械等を除く。以下この章において「運搬機械等」という。)の運行の経路並びにこれらの機械の土石の積卸し場所への出入の方法を定め、これを関係労働者に周知させなければならない。

(誘導者の配置)

第三百六十五條 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、運搬機械等が、労働者の作業箇所へ後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者にこれらの機械を誘導させなければならない。

2 前項の運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

(保護帽の着用)

第三百六十六條 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(照度の保持)

第三百六十七條 事業者は、明り掘削の作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

第二款 土止め支保工

(材料)

第三百六十八條 事業者は、土止め支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

(構造)

第三百六十九條 事業者は、土止め支保工の構造については、当該土止め支保工を設ける箇所の地山に係る形状、地質、地層、き裂、含水、湧水、凍結及び埋設物等の状態に応じた堅固なものとしなければならない。

(組立図)

第三百七十條 事業者は、土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、矢板、くい、背板、腹おこし、切りばり等の部材の配置、寸法及び材質並びに取付けの時期及び順序が示されているものでなければならない。

(部材の取付け等)

第三百七十一條 事業者は、土止め支保工の部材の取付け等については、次に定めるところによらなければならない。

一 切りばり及び腹おこしは、脱落を防止するため、矢板、くい等に確実に取り付けること。

二 圧縮材(火打ちを除く。)の継手は、突合せ継手とすること。

三 切りばり又は火打ちの接続部及び切りばりと切りばりとの交さ部は、当て板をあててボルトにより緊結し、溶接により接合する等の方法により堅固なものとすること。

四 中間支持柱を備えた土止め支保工にあつては、切りばりを当該中間支持柱に確実に取り付けること。

五 切りばりを建築物の柱等部材以外の物により支持する場合にあつては、当該支持物は、これにかかる荷重に耐えうるものとする。

(切りばり等の作業)

第三百七十二條 事業者は、令第六条第十号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

一 当該作業を行なう箇所には、関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。

二 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(点検)

第三百七十三條 事業者は、土止め支保工を設けたときは、その後七日をこえない期間ごと、中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に、次の事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補強し、又は補修しなければならない。

一 部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態

二 切りばりの緊圧の度合

三 部材の接続部、取付け部及び交さ部の状態

(土止め支保作業主任者の選任)

第三百七十四條 事業者は、令第六条第十号の作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保作業主任者を選任しなければならない。

(土止め支保作業主任者の職務)

第三百七十五條 事業者は、土止め支保作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 土止め支保工の構造、寸法及び材質並びに取付けの時期及び順序が示されているものでなければならない。

二 土止め支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

三 土止め支保工の構造については、当該土止め支保工を設ける箇所の地山に係る形状、地質、地層、き裂、含水、湧水、凍結及び埋設物等の状態に応じた堅固なものとしなければならない。

四 土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

五 土止め支保工の部材の取付け等については、次に定めるところによらなければならない。

一 浮石落しが行なわれている箇所又は当該箇所
の下方で、浮石が落下することにより労働
者に危険を及ぼすおそれのあるところ
二 ずい道支保工の補強作業又は補修作業が行
なわれている箇所、落盤又は肌落ちにより
労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
(視界の保持)

第三百八十七条 事業者は、ずい道等の建設の作
業を行なう場合において、ずい道等の内部にお
ける視界が排気ガス、粉じん等により著しく制
限される状態にあるときは、換気を行ない、視
界をまく等当該作業を安全に行なうため必要な視
界を保持するための措置を講じなければならない。
(準用)

第三百八十八条 第三百六十四条から第三百六
七条までの規定は、ずい道等の建設の作業につ
いて準用する。

第一款の三 爆発、火災等の防止

(発火具の携帯禁止等)
第三百八十九条 事業者は、第三百八十二条の二
の規定による測定の結果、可燃性ガスが存在す
るときは、作業の性質上やむを得ない場合を除
き、火気又はマッチ、ライターその他発火火のお
それのある物をずい道等の内部に持ち込むこと
を禁止し、かつ、その旨をずい道等の出入口付
近の見やすい場所に掲示しなければならない。
(自動警報装置が作動した場合の措置)

第三百八十九條の二 事業者は、第三百八十二條
の三の自動警報装置が作動した場合に関係労働
者が可燃性ガスによる爆発又は火災を防止する
ために講ずべき措置をあらかじめ定め、これを
当該労働者に周知させなければならない。
(ガス抜き等の措置)

第三百八十九條の二の二 事業者は、ずい道等の
掘削の作業を行う場合において、可燃性ガスが
突出するおそれのあるときは、当該可燃性ガス
による爆発又は火災を防止するため、ボリン
グによるガス抜きその他可燃性ガスの突出を防
止するため必要な措置を講じなければならない。
(ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置)

第三百八十九條の三 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行う場合において、当該ずい道等の内
部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶
接、溶断又は加熱の作業を行うときは、火災を
防止するため、次の措置を講じなければならない。
い。

一 付近にあるぼろ、木くず、紙くずその他の
可燃性の物を除去し、又は当該可燃性の物に
不燃性の物による覆いをし、若しくは当該作
業に伴う火花等の飛散を防止するための隔壁
を設けること。
二 第二百五十七条の指揮者に、同条各号の事
項のほか、次の事項を行わせること。
イ 作業に従事する労働者に対し、消火設備
の設置場所及びその使用方法を周知させる
こと。
ロ 作業の状況を監視し、異常を認めたと
きは、直ちに必要な措置をとること。
ハ 作業終了後火花等による火災が生ずるお
それのないことを確認すること。

第三百八十九條の四 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行うときは、当該ずい道等の内部の火
気又はアークを使用する場所(前条の作業を行
う場所を除く。)について、防火担当者指名
し、その者に、火災を防止するため、次の事項
を行わせなければならない。
一 火気又はアークの使用の状況を監視し、異
常を認めたとときは、直ちに必要な措置をとる
こと。
二 残火の始末の状況について確認すること。
(消火設備)

第三百八十九條の五 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行うときは、当該ずい道等の内部の火
気若しくはアークを使用する場所又は配電盤、
変圧器若しくはしや断器を設置する場所には、
適当な箇所に、予想される火災の性状に適応す
る消火設備を設け、関係労働者に対し、その設
置場所及び使用方法を周知させなければならない。
(たて坑の建設の作業)

第三百八十九條の六 前三条の規定は、たて坑の
建設の作業について準用する。
第一款の四 退避等
(退避)

第三百八十九條の七 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行う場合において、落盤、出水等によ
る労働災害発生の急迫した危険があるときは、
直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退
避させなければならない。
第三百八十九條の八 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行う場合であつて、当該ずい道等の内
部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値

の三十パーセント以上であることを認めたと
きは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、
及び火気その他点火源となるおそれのあるもの
の使用を停止し、かつ、通風、換気等の措置を
講じなければならない。
2 事業者は、前項の場合において、当該ずい道
等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限
界の値の三十パーセント未満であることを確認
するまでの間、当該ずい道等の内部に係る者以
外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨
を見やすい箇所に表示しなければならない。
(警報設備等)
第三百八十九條の九 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、
火災その他非常の場合に関係労働者にこれを速
やかに知らせるため、次の各号の区分に応じ、
当該各号に掲げる設備等を設け、関係労働者に
対し、その設置場所を周知させなければならない。
一 出入口から切羽までの距離(以下この款に
おいて「切羽までの距離」という。)が百メ
ートルに達したとき(次号に掲げる場合を除
く。) サイレン、非常ベル等の警報用の設備
(以下この条において「警報設備」という。)
二 切羽までの距離が五百メートルに達したと
き 警報設備及び電話機等の通話装置(坑外
と坑内の間において通話することができるも
のに限る。以下この条において「通話装置」
という。)
2 事業者は、前項の警報設備及び通話装置につ
いては、常時、有効に作動するように保持して
おかなければならない。
3 事業者は、第一項の警報設備及び通話装置に
使用する電源については、当該電源に異常が生
じた場合に直ちに使用することができない予備電
源を備えなければならない。
(避難用器具)
第三百八十九條の十 事業者は、ずい道等の建設
の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、
火災その他非常の場合に労働者を避難させるた
め、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる
避難用器具を適当な箇所に備え、関係労働者に
対し、その備付け場所及び使用方法を周知させ
なければならない。
一 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ず
るおそれのあるずい道等以外のずい道等に
あつては、切羽までの距離が百メートルに達し

たとき(第三号に掲げる場合を除く。)懐中
電灯等の携帯用照明器具(以下この条におい
て「携帯用照明器具」という。)その他避難
に必要な器具
二 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ず
るおそれのあるずい道等にあつては、切羽ま
での距離が百メートルに達したとき(次号に
掲げる場合を除く。) 一酸化炭素用自己救命
器等の呼吸用保護具(以下この条において
「呼吸用保護具」という。)、携帯用照明器具
その他避難に必要な器具
三 切羽までの距離が五百メートルに達したと
き 呼吸用保護具、携帯用照明器具その他避
難に必要な器具
2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、
同時に就業する労働者(出入口付近において作
業に従事する者を除く。次項において同じ。)
の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に
保持しなければならない。
3 事業者は、第一項の携帯用照明器具について
は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を
備え、常時有効に保持しなければならない。た
だし、同項第一号の場合において、同時に就業
する労働者が集団で避難するために必要な照明
を確保する措置を講じているときは、この限り
でない。
(避難等の訓練)

第三百八十九條の十一 事業者は、切羽までの距
離が百メートル(可燃性ガスが存在して爆発又
は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のず
い道等にあつては、五百メートル)以上となる
ずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うと
きは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じた
ときに備えるため、関係労働者に対し、当該ず
い道等の切羽までの距離が百メートルに達する
までの期間内に一回、及びその後六月以内ごと
に一回、避難及び消火の訓練(以下「避難等の
訓練」という。)を行わなければならない。
2 事業者は、避難等の訓練を行ったときは、次
の事項を記録し、これを三年間保存しなければ
ならない。
一 実施年月日
二 訓練を受けた者の氏名
三 訓練の内容

たとき(第三号に掲げる場合を除く。)懐中
電灯等の携帯用照明器具(以下この条におい
て「携帯用照明器具」という。)その他避難
に必要な器具
二 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ず
るおそれのあるずい道等にあつては、切羽ま
での距離が百メートルに達したとき(次号に
掲げる場合を除く。) 一酸化炭素用自己救命
器等の呼吸用保護具(以下この条において
「呼吸用保護具」という。)、携帯用照明器具
その他避難に必要な器具
三 切羽までの距離が五百メートルに達したと
き 呼吸用保護具、携帯用照明器具その他避
難に必要な器具
2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、
同時に就業する労働者(出入口付近において作
業に従事する者を除く。次項において同じ。)
の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に
保持しなければならない。
3 事業者は、第一項の携帯用照明器具について
は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を
備え、常時有効に保持しなければならない。た
だし、同項第一号の場合において、同時に就業
する労働者が集団で避難するために必要な照明
を確保する措置を講じているときは、この限り
でない。
(避難等の訓練)

第三百八十九條の十一 事業者は、切羽までの距
離が百メートル(可燃性ガスが存在して爆発又
は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のず
い道等にあつては、五百メートル)以上となる
ずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うと
きは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じた
ときに備えるため、関係労働者に対し、当該ず
い道等の切羽までの距離が百メートルに達する
までの期間内に一回、及びその後六月以内ごと
に一回、避難及び消火の訓練(以下「避難等の
訓練」という。)を行わなければならない。
2 事業者は、避難等の訓練を行ったときは、次
の事項を記録し、これを三年間保存しなければ
ならない。
一 実施年月日
二 訓練を受けた者の氏名
三 訓練の内容

たとき(第三号に掲げる場合を除く。)懐中
電灯等の携帯用照明器具(以下この条におい
て「携帯用照明器具」という。)その他避難
に必要な器具
二 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ず
るおそれのあるずい道等にあつては、切羽ま
での距離が百メートルに達したとき(次号に
掲げる場合を除く。) 一酸化炭素用自己救命
器等の呼吸用保護具(以下この条において
「呼吸用保護具」という。)、携帯用照明器具
その他避難に必要な器具
三 切羽までの距離が五百メートルに達したと
き 呼吸用保護具、携帯用照明器具その他避
難に必要な器具
2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、
同時に就業する労働者(出入口付近において作
業に従事する者を除く。次項において同じ。)
の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に
保持しなければならない。
3 事業者は、第一項の携帯用照明器具について
は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を
備え、常時有効に保持しなければならない。た
だし、同項第一号の場合において、同時に就業
する労働者が集団で避難するために必要な照明
を確保する措置を講じているときは、この限り
でない。
(避難等の訓練)

第三百八十九條の十一 事業者は、切羽までの距
離が百メートル(可燃性ガスが存在して爆発又
は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のず
い道等にあつては、五百メートル)以上となる
ずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うと
きは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じた
ときに備えるため、関係労働者に対し、当該ず
い道等の切羽までの距離が百メートルに達する
までの期間内に一回、及びその後六月以内ごと
に一回、避難及び消火の訓練(以下「避難等の
訓練」という。)を行わなければならない。
2 事業者は、避難等の訓練を行ったときは、次
の事項を記録し、これを三年間保存しなければ
ならない。
一 実施年月日
二 訓練を受けた者の氏名
三 訓練の内容

たとき(第三号に掲げる場合を除く。)懐中
電灯等の携帯用照明器具(以下この条におい
て「携帯用照明器具」という。)その他避難
に必要な器具
二 可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ず
るおそれのあるずい道等にあつては、切羽ま
での距離が百メートルに達したとき(次号に
掲げる場合を除く。) 一酸化炭素用自己救命
器等の呼吸用保護具(以下この条において
「呼吸用保護具」という。)、携帯用照明器具
その他避難に必要な器具
三 切羽までの距離が五百メートルに達したと
き 呼吸用保護具、携帯用照明器具その他避
難に必要な器具
2 事業者は、前項の呼吸用保護具については、
同時に就業する労働者(出入口付近において作
業に従事する者を除く。次項において同じ。)
の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に
保持しなければならない。
3 事業者は、第一項の携帯用照明器具について
は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を
備え、常時有効に保持しなければならない。た
だし、同項第一号の場合において、同時に就業
する労働者が集団で避難するために必要な照明
を確保する措置を講じているときは、この限り
でない。
(避難等の訓練)

第三百八十九條の十一 事業者は、切羽までの距
離が百メートル(可燃性ガスが存在して爆発又
は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のず
い道等にあつては、五百メートル)以上となる
ずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うと
きは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じた
ときに備えるため、関係労働者に対し、当該ず
い道等の切羽までの距離が百メートルに達する
までの期間内に一回、及びその後六月以内ごと
に一回、避難及び消火の訓練(以下「避難等の
訓練」という。)を行わなければならない。
2 事業者は、避難等の訓練を行ったときは、次
の事項を記録し、これを三年間保存しなければ
ならない。
一 実施年月日
二 訓練を受けた者の氏名
三 訓練の内容

第二款 ずい道支保工

(材料)

第三百九十条 事業者は、ずい道支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

2 事業者は、ずい道支保工に使用する木材については、あかまつ、くろまつその他じん性に富み、かつ、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がないものでなければ、使用してはならない。

(ずい道支保工の構造)

第三百九十一条 事業者は、ずい道支保工の構造については、当該ずい道支保工を設ける箇所の地山に係る地質、地層、含水、湧水、き裂及び浮石の状態並びに掘削の方法に応じた堅固なものとしなければならない。

(標準図)

第三百九十二条 事業者は、ずい道支保工を組み立てるときは、あらかじめ、標準図を作成し、かつ、当該標準図により組み立てなければならない。

2 前項の標準図は、ずい道支保工の部材の配置、寸法及び材質が示されているものでなければならない。

(組立て又は変更)

第三百九十三条 事業者は、ずい道支保工を組み立て、又は変更するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 主材を構成する一組の部材は、同一平面内に配置すること。
- 二 木製のずい道支保工にあつては、当該ずい道支保工の各部材の緊圧の度合が均等になるようにすること。

(ずい道支保工の危険の防止)

第三百九十四条 事業者は、ずい道支保工については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 脚部には、その沈下を防止するため、皿板を用いる等の措置を講ずること。
- 二 鋼アーチ支保工にあつては、次に定めるところによること。

- ロ 主材がアーチ作用を十分に行なうようにするため、くさびを打ち込む等の措置を講ずること。
- ハ つなぎボルト及びつなぎばり、筋かい等を用いて主材相互を強固に連結すること。

二 ずい道等の出入口の部分には、やらすを設けること。

ホ 鋼アーチ支保工のずい道等の縦方向の長さが短い場合その他当該鋼アーチ支保工にずい道等の縦方向の荷重がかかることによりその転倒又はねじれを生ずるおそれのあるときは、ずい道等の出入口の部分以外の部分にもやらすを設ける等その転倒又はねじれを防止するための措置を講ずること。

イ 大引きは、変位を防止するため、鼻ばり等により地山に固定すること。

ロ 両端にはやらすを設けること。

ハ 木製支柱式支保工にずい道等の縦方向の荷重がかかることによりその転倒又はねじれを生ずるおそれのあるときは、両端以外の部分にもやらすを設ける等その転倒又はねじれを防止するための措置を講ずること。

二 部材の接続部はなじみよいものとし、かつ、かすがい等により固定すること。

ホ ころがしは、にない内ばり又はけたつなぎばりを含む鉛直面内に配置しないこと。

ヘ にない内ばり及びけたつなぎばりが、アーチ作用を十分に行なう状態にすること。

四 鋼アーチ支保工及び木製支柱式支保工以外のずい道支保工にあつては、ずい道等の出入口の部分には、やらすを設けること。

(部材の取りはずし)

第三百九十五条 事業者は、荷重がかかっているずい道支保工の部材を取りはずすときは、当該部材にかかっている荷重をずい道型わく支保工等に移す措置を講じた後でなければ、当該部材を取りはずしてはならない。

(点検)

第三百九十六条 事業者は、ずい道支保工を設けたときは、毎日及び中震以上の地震の後、次の事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに補強し、又は補修しなければならない。

- 一 部材の損傷、変形、腐食、変位及び脱落の有無及び状態
- 二 部材の緊圧の度合
- 三 部材の接続部及び交さ部の状態

四 脚部の沈下の有無及び状態

第三款 ずい道型わく支保工

(材料)

第三百九十七条 事業者は、ずい道型わく支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

(構造)

第三百九十八条 事業者は、ずい道型わく支保工の構造については、当該ずい道型わく支保工にかかる荷重、型わくの形状等に応じた堅固なものとしなければならない。

第三節 採石作業

第一款 調査、採石作業計画等 (調査及び記録)

第三百九十九条 事業者は、採石作業 (岩石の採取のための掘削の作業、採石場において行なう岩石の小割、加工及び運搬の作業その他これらの作業に伴う作業をいう。以下同じ) を行なうときは、地山の崩壊、掘削機械の転落等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該採石作業に係る地山の形状、地質及び地層の状態を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

第四百零一条 事業者は、採石作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する採石作業計画を定め、かつ、当該採石作業計画により作業を行なわなければならない。

(採石作業計画)

2 前項の採石作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 露天掘り又は坑内掘りの別及び露天掘りにあつては、階段採掘法、傾斜面掘削法又はグロリーホール法の別
- 二 掘削面の高さ及びこう配
- 三 掘削面の段の位置及び奥行き
- 四 坑内における落盤、肌落ち及び側壁の崩壊防止の方法
- 五 発破の方法
- 六 岩石の小割の方法
- 七 岩石の加工の場所
- 八 土砂又は岩石の積込み及び運搬の方法並びに運搬の経路
- 九 使用する掘削機械、小割機械、積込機械又は運搬機械の種類及び能力
- 十 表土又は湧水の処理の方法

(点検)

第四百零二条 事業者は、採石作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。

二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

(採石作業計画の変更)

第四百零三条 事業者は、採石作業を行なう場合において、第四百零二条第一項の採石作業計画が前条の規定による点検等により知り得た地山の状態に適應しなくなつたときは、遅滞なく、当該採石作業計画を当該地山の状態に適應するよう変更し、かつ、変更した採石作業計画によつて作業を行なわなければならない。

(採石のための掘削作業主任者の選任)

第四百零四条 事業者は、令第六条第十一号の作業主任者について、採石のための掘削作業主任者技能講習を修了した者のうちから、採石のための掘削作業主任者を選任しなければならない。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百零五条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- 四 退避の方法を、あらかじめ、指示すること。

(隣接採石場との連絡の保持)

第四百零六条 事業者は、地山の崩壊、土石の飛来等による労働者の危険を防止するため、隣接する採石場で行なわれる発破の時期、浮石落しの方法等必要な事項について当該採石場との間の連絡を保持しなければならない。

(照度の保持)

第四百零七条 事業者は、採石作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

第二款 地山の崩壊等による危険の防止

(掘削面のこう配の基準)

第四百七条 事業者は、岩石の採取のための掘削の作業(坑内におけるものを除く。以下この条において同じ。)を行なうときは、掘削面のこう配を、次の表の上欄に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下としなければならない。ただし、パワー・シヨベル、トラクター・シヨベル等の掘削機械を用いて掘削の作業を行なう場合において、地山の崩壊又は土石の落下により当該機械の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

地山の種類	掘削面の	
	高さ(単位)	掘削面のこう配(単位度)
一 崩壊又は落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山	二十未満	九十
二 前号の岩盤以外の岩盤からなる地山	五未満	九十
三 前各号に掲げる地山以外	二未満	六十
四 以上の地山	二以上	九十

(崩壊等による危険の防止)

第四百八条 事業者は、採石作業(坑内で行なうものを除く。)を行なう場合において、崩壊又は落下により労働者に危険を及ぼすおそれのある土石、立木等があるときは、あらかじめ、これらを取り除き、防護網を張る等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(落盤等による危険の防止)

第四百九条 事業者は、坑内で採石作業を行なう場合において、落盤、肌落ち又は側壁の崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、支柱又は残柱を設け、天井をアーチ状とし、ロックボルトを施す等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(掘削箇所附近での作業禁止)

第四百十条 事業者は、掘削箇所の附近で岩石の小割又は加工の作業を行なつてはならない。ただし、当該岩石を移動させることが著しく困難なときは、この限りでない。

(立入禁止)

第四百十一条 事業者は、岩石の採取のための掘削の作業が行なわれている箇所の下方で土石の

落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。(保護帽の着用)

第四百十二条 事業者は、採石作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

労働者は、前項の保護帽の着用を命じられたときは、同項の保護帽を着用しなければならない。

第三款 運搬機械等による危険の防止

(運搬機械等の運行の経路等)

第四百十三条 事業者は、採石作業を行なうときは、あらかじめ、運搬機械等及び小割機械の運行の経路並びに運搬機械等及び小割機械の土石の積卸し場所への出入の方法を定めて、これを関係労働者に周知させなければならない。

事業者は、前項の運行の経路については、次の措置を講じなければならない。

- 一 必要な幅員を保持すること。
- 二 路肩の崩壊を防止すること。
- 三 地盤の軟弱化を防止すること。
- 四 必要な箇所に標識又はさくを設けること。

事業者は、第一項の運行の経路について補修その他経路を有効に保持するための作業を行なうときは、監視人を配置し、又は作業中である旨の掲示をしなければならない。

(運行の経路上での作業の禁止)

第四百十四条 事業者は、前条第一項の経路上で、岩石の小割又は加工の作業を行なつてはならない。ただし、やむを得ない場合で、監視人を配置し、作業中である旨の掲示をする等運搬機械等及び小割機械に接触することによる労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(立入禁止)

第四百十五条 事業者は、採石作業を行なうときは、運転中の運搬機械等及び小割機械に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。(誘導者の配置等)

第四百十六条 事業者は、採石作業を行なう場合において、運搬機械等及び小割機械が労働者の作業箇所へ後進して接近するとき、又は転落するおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該運搬機械等及び小割機械を誘導させなければならない。

前項の運搬機械等及び小割機械を運転する労働者は、同項の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

第七章 荷役作業等における危険の防止

第一節 積卸し等

第一款 積卸し等

第四百十七条 削除

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第四百十八条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(点検)

第四百十九条 事業者は、繊維ロープを貨車の荷掛けに使用するとき、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取替えなければならない。(作業指揮者の選任及び職務)

第四百二十条 事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを貨車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること。

(中抜き禁止)

第四百二十一条 事業者は、貨車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはならない。

第四百二十二条から第四百二十五条まで 削除

(ふ頭等の荷役作業場)

第四百二十六条 事業者は、ふ頭、岸壁等の荷役作業を行なう場所については、次の措置を講じなければならない。

一 作業場及び通路の危険な部分には、安全で有効な照明の方法を講ずること。

二 ふ頭又は岸壁の線に沿つて、通路を設けるときは、その幅を九十センチメートル以上とし、かつ、この区域から固定の設備及び使用中の装置以外の障害物を除くこと。

三 陸上における通路及び作業場所で、ぐう角、橋又は船きよのこう門をこえる歩道等の危険な部分には、適当な囲い、さく等を設けること。

第二款 はい付け、はいくずし等

(はいの昇降設備)

第四百二十七条 事業者は、はい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。以下同じ。)の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間に安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間に昇降するとき、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(はい作業主任者の選任)

第四百二十八条 事業者は、令第六条第十二号の作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。

(はい作業主任者の職務)

第四百二十九条 事業者は、はい作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行なう箇所を通行する労働者を安全に通行させるため、その者に必要な事項を指示すること。
- 四 はいくずしの作業を行なうときは、はいの崩壊の危険がないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること。

第四百二十七条第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

(はいの間隔)
第四百三十条 事業者は、床面からの高さが二メートル以上のはい(容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるものに限る。)については、当該はいと隣接のはいとの間隔を、はいの下端において十センチメートル以上としなければならない。

(はいくずし作業)
第四百三十一条 事業者は、床面からの高さが二メートル以上のはいについて、はいくずしの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。
一 中抜きをしないこと。
二 容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段(最下段を除く。)の高さは一・五メートル以下とすること。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。
(はいの崩壊等の危険の防止)
第四百三十二条 事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行なう等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(立入禁止)
第四百三十三条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行なわれている箇所では、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(照度の保持)
第四百三十四条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(保護帽の着用)
第四百三十五条 事業者は、はいの上における作業(作業箇所の高さが床面から二メートル以上のものに限る。)を行なうときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。
第四百三十六条から第四百四十八条まで 削除

第二節 港湾荷役作業

第一節 通行のための設備等

(船倉への通行設備)
第四百四十九条 事業者は、ばく露甲板の上面から船倉の底までの深さが一・五メートルをこえる船倉の内部において荷の取扱いの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が当該甲板と当該船倉との間を安全に通行するための設備を設けなければならない。ただし、安全に通行するための設備が船舶に設けられている場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、ばく露甲板と船倉との間を通行するときは、同項の通行するための設備が船舶に設けられていない場合は、この限りでない。
第四百五十条 事業者は、令第六条第十三号の作業については、船内荷役作業主任者技能講習を修了した者のうちから、船内荷役作業主任者を選任しなければならない。
(船内荷役作業主任者の職務)
第四百五十一条 事業者は、船内荷役作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。
一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
二 通行設備、荷役機械、保護具並びに器具及び工具を点検整備し、これらの使用状況を監視すること。
三 周辺の作業者との連絡調整を行なうこと。
(通行の禁止)
第四百五十二条 事業者は、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリック(以下この節において「揚貨装置等」という。)を用いて、荷の巻上げ又は巻卸しの作業を行なっている場合において、第四百四十九条第一項の通行するための設備を使用して通行する労働者に荷が落下し、又は激突するおそれのあるときは、その通行をさせてはならない。

(立入禁止)
第四百五十三条 事業者は、次の場所に労働者を立ち入らせてはならない。
一 ハッチボードの開閉又はハッチビームの取付け若しくは取りはずしの作業が行なわれている場所の下方で、ハッチボード又はハッチビームが落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。
二 揚貨装置のビームの起伏の作業が行なわれている場合において、当該ビームが倒れるこ

とにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ
(照度の保持)
第四百五十四条 事業者は、港湾荷役作業(船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業をいう。以下同じ。)を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。
第二款 荷積み及び荷卸し
(有害物、危険物等による危険の防止)
第四百五十五条 事業者は、港湾荷役作業を開始する前に、当該作業が行われる船倉の内部、ばく露甲板の上又は岸壁の上にある荷の中に、塩素、シアン酸、四アルキル鉛等急性中毒を起こすおそれのある物、腐食性液体その他の腐食性の物、火薬類又は危険物が存するかどうかを調べ、これらの物が存するときは、次の措置を講じなければならない。
一 これらの物の安全な取扱いの方法を定め、当該作業に従事する労働者に周知させ、作業の実施について当該取扱いの方法によること。
二 これらの物が飛散し又は漏えいしたときの処置を定めて、当該作業に従事する労働者に周知させ、これらの物の飛散又は漏えいの際には、当該処置を採らせること。
(ハッチビーム等の点検)
第四百五十六条 事業者は、揚貨装置等を用いて、船倉の内部から荷を巻き上げ、又は船倉の内部へ荷を巻き卸す作業を行なうときは、当該作業を開始する前に、ハッチビーム又は開放されたようつがい付きハッチボードの固定の状態について点検し、これらが確実に固定されていることを確認した後でなければ、当該作業に労働者を従事させてはならない。
(シフティングボード等の取りはずしの確認)
第四百五十七条 事業者は、船倉の内部の小麦、大豆、とうもろこし等ばら物の荷を卸す作業を行なう場合において、シフティングボード、フイダボックス等荷の移動を防止するための隔壁が倒壊し又は落下することにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該隔壁が取りはずされた後でなければ、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(同時作業の禁止)
第四百五十八条 事業者は、同一の船倉の内部において、同時に異なる層で作業を行なつてはならない。ただし、防網、防布等荷の落下を防止するための設備が設けられているときは、この限りでない。
(巻出索の使用等)
第四百五十九条 事業者は、揚貨装置等を用いて、船倉の内部の荷で、ハッチの直下にあるもの以外のものを巻き上げる作業を行なうときは、巻出索を使用する等により、あらかじめ、当該荷をハッチの直下に移してから行なわなければならない。
(みぞ車の取付け)
第四百六十条 事業者は、揚貨装置等を用いて、荷の巻出し又は引込みの作業を行なうときは、巻出索又は引込索に用いるみぞ車を、ビームクランプ、シャックル等の取付具により船のフレームに確実に取り付けなければならない。
(立入禁止)
第四百六十一条 事業者は、揚貨装置等を用いて、巻出索又は引込索により荷を引いているときは、当該索の内角側で、当該索又はみぞ車が脱落することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。
(フック付きスリングの使用)
第四百六十二条 事業者は、揚貨装置等を用いて、フック付きスリングによりドラムかん、たる等の荷の巻上げの作業を行なうときは、ドラムスリングその他当該荷がはずれるおそれのない構造のフック付きスリングを使用しなければならない。
(ベール包装貨物の取扱い)
第四百六十三条 事業者は、揚貨装置等を用いて、綿花、羊毛、コルク等でベール包装により包装されているものの巻上げの作業を行なうときは、労働者に、当該包装に用いられている帯鉄、ロープ又は針金にスリングのフックをかけることはならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の帯鉄、ロープ又は針金にスリングのフックをかけるはならない。
(保護帽の着用)
第四百六十四条 事業者は、港湾荷役作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第三款 揚貨装置の取扱い

(点検)

第四百六十五条 事業者は、揚貨装置を用いて、荷の巻上げ又は巻卸しの作業を行なうときは、当該作業を開始する前に、揚貨装置の作動状態について点検し、異常がないことを確認した後でなければ、労働者に揚貨装置を使用させてはならない。

(制限荷重の厳守)

第四百六十六条 事業者は、揚貨装置にその制限荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

(合図)

第四百六十七条 事業者は、揚貨装置を用いて作業を行なうときは、揚貨装置の運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を揚貨装置ごとに指名して、その者に合図を行なわせなければならない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(作業位置からの離脱の禁止)
第四百六十八条 事業者は、揚貨装置の運転者を荷をつつたまま作業位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつつたまま作業位置を離れてはならない。

(ワイヤロープの安全係数)
第四百六十九条 事業者は、揚貨装置の玉掛けに用いるワイヤロープの安全係数については、六以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(鎖の安全係数)
第四百六十九條の二 事業者は、揚貨装置の玉掛けに用いる鎖の安全係数については、次の各号に掲げる鎖の区分に応じ、当該各号に掲げる値以上としなければならない。

- 一 次のいずれにも該当する鎖
イ 切断荷重の二分の一の荷重で引つ張つた場合において、その伸びが〇・五パーセント以下のものであること。
ロ その引張強さの値が四百ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、その伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に

Table with 2 columns: 引張強さ(単位 ニュートン毎平方ミリメートル) and 伸び(単位 パーセント). Rows include 四百以上六百三十未満, 六百三十以上千未満, 千以上.

二 前号に該当しない鎖
五 前項の安全係数は、鎖の切断荷重の値を、当該鎖にかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(フック等の安全係数)
第四百七十条 事業者は、揚貨装置の玉掛けに用いるフック又はシャックルの安全係数については、五以上としなければならない。

2 前項の安全係数は、フック又はシャックルの切断荷重の値を、それぞれ当該フック又はシャックルにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)
第四百七十一条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープを揚貨装置の玉掛けに使用してはならない。

- 一 ワイヤロープ一よりの間において素線(フイラ線を除く。以下本号において同じ。)の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの
二 直径の減少が公称径の七パーセントをこえるもの
三 キンクしたもの
四 著しい形くずれ又は腐食があるもの

(不適格な鎖の使用禁止)
第四百七十二條 事業者は、次の各号のいずれかに該当する鎖を揚貨装置の玉掛けに使用してはならない。

- 一 伸びが、当該鎖が製造されたときの長さの五パーセントをこえるもの
二 リンクの断面の直径の減少が、当該鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントをこえるもの
三 き裂があるもの
四 不適格なフック等の使用禁止

第四百七十三條 事業者は、変形し、又はき裂があるフック、シャックル又はリングを揚貨装置の玉掛けに使用してはならない。

(不適格な繊維ロープ等の使用禁止)

第四百七十四條 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトを揚貨装置の玉掛けに使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
二 著しい損傷又は腐食があるもの(ワイヤロープ及び鎖)
第四百七十五條 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又は鎖については、その両端にフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければ、揚貨装置の玉掛けに使用してはならない。

2 前項のアイは、アイスブライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。

第四百七十六條 事業者は、揚貨装置を用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるフック付きスリング、もつこスリング、ワイヤスリング等のスリングの状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(スリングの点検)
第四百七十七條 事業者は、伐木の作業(伐木等機械による作業を除く。以下同じ。)を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際のを取り除くこと。
三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。

この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)
第四百七十八條 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。

ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。

(伐倒の合図)
第四百七十九條 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者(以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。)に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(造材作業における危険の防止)
第四百八十條 事業者は、造材の作業(伐木等機械による作業を除く。以下同じ。)を行うときは

は、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つてゐる場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

第四百八十二条 削除

(悪天候時の作業禁止)

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第四百八十四条 事業者は、造林等の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(下肢の切創防止用保護衣の着用)

第四百八十五条 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作

業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

第四百八十六条から第五百七条まで 削除

第八章の二 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止

(作業計画)

第五百七条の二 事業者は、令第六条第十五号の二の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
二 部材の落下又は部材により構成されているものの倒壊を防止するための方法
三 作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(建築物等の鉄骨の組立て等の作業)
第五百七条の三 事業者は、令第六条第十五号の二の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
三 材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任)
第五百七条の四 事業者は、令第六条第十五号の二の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)
第五百七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第八章の三 鋼橋架設等の作業における危険の防止

(作業計画)

第五百七条の六 事業者は、令第六条第十五号の三の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
二 部材（部材により構成されているものを含む。）の落下又は倒壊を防止するための方法
三 作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の設置の方法

4 使用する機械等の種類及び能力
3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(鋼橋架設等の作業)
第五百七条の七 事業者は、令第六条第十五号の三の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
三 材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

四 部材又は架設用設備の落下又は倒壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、控えの設置、部材又は架設用設備の座屈又は変形の防止のための補強材の取付け等の措置を講ずること。

(鋼橋架設等作業主任者の選任)
第五百七条の八 事業者は、令第六条第十五号の三の作業については、鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、鋼橋架設等作業主任者を選任しなければならない。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)
第五百七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(保護帽の着用)

第五百七条の十

事業者は、令第六条第十五号の三の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第八章の四 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止

(木造建築物の組立て等の作業)

第五百七条の十一 事業者は、令第六条第十五号の四の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

三 材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
(木造建築物の組立て等作業主任者の選任)
第五百七条の十二 事業者は、令第六条第十五号の四の作業については、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、木造建築物の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)
第五百七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第八章の五 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止

第五百七十二条の十四

事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、工作物の倒壊、物体の飛来又は落下等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序

二 使用する機械等の種類及び能力

三 控への設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊又は落下による労働者の危険を防止するための方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項第一号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

第五百七十二条の十五

事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

三 器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(引倒し等の作業の合図)

第五百七十二条の十六

事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行う場合において、外壁、柱等の引倒し等の作業を行うときは、引倒し等について一定の合図を定め、関係労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の引倒し等の作業を行う場合において、当該引倒し等の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条において「他の労働者」という。）に引倒し等により危険を生ずるおそれのあるときは、当該引倒し等の作業に従事する労働者に、あらかじめ、同項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければならない。

3 第一項の引倒し等の作業に従事する労働者は、前項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、他の労働者が避難したことを確認した後でなければならない。

第五百七十二条の十七

事業者は、令第六条第十五号の五の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、かつ、当該作業主任者を選任しなければならない。

第五百七十二条の十八

事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第五百七十二条の十九

事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第八章の六 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止

第五百七十二条の二十

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序

二 部材（部材により構成されているものを含む）の落下又は倒壊を防止するための方法を防止するための設備の設置の方法

三 作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための設備の種類及び能力

3 事業者は、第一項の作業計画を定めるときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

第五百七十二条の二十一

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

三 材料、器具、工具類等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

四 部材又は架設用設備の落下又は倒壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、控への設置、部材又は架設用設備の座屈又は変形の防止のための補強材の取付け等の措置を講ずること。

第五百七十二条の二十二

事業者は、令第六条第十六号の作業については、コンクリート橋架設等作業主任者を選任し、かつ、当該作業主任者を選任しなければならない。

第五百七十二条の二十三

事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第五百七十二条の二十四

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第一節 墜落等による危険の防止

第五百八十一条

事業者は、高さ二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百八十二条

事業者は、高さ二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百八十三条

事業者は、高さ二メートル以上の箇所等作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

第五百八十四条

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合

業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百八十五条

事業者は、高さ二メートル以上の箇所等作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

第五百八十六条

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合

において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百八十七条

事業者は、高さ二メートル以上の箇所等作業を行なうときは、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百八十八条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百八十九条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百九十条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百九十一条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百九十二条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第五百九十三条

事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（不用のたて坑等における危険の防止）
第五百二十五条 事業者は、不用のたて坑、坑井又は四十度以上の斜坑には、坑口の閉そくその他墜落による労働者の危険を防止するための設備を設けなければならない。

2 事業者は、不用の坑道又は坑内採掘跡には、さく、囲いその他通行しや断の設備を設けなければならない。

（昇降するための設備の設置等）
第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

（移動はし）
第五百二十七条 事業者は、移動はしごとについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 丈夫な構造とすること。
二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
三 幅は、三十センチメートル以上とする。

四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

（脚立）
第五百二十八条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 丈夫な構造とすること。
二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。
（建築物等の組立て、解体又は変更の作業）
第五百二十九条 事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。

二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
（立入禁止）
第五百三十条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

（船舶により労働者を輸送する場合の危険の防止）
第五百三十一条 事業者は、船舶により労働者を作業を行なう場所に輸送するときは、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定に基づいて当該船舶について定められた最大とう載人員をこえて労働者を乗船させないこと、船舶に浮袋その他の救命具を備えること等当該船舶の転覆若しくは沈没又は沈没の水中への転落による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（救命具等）
第五百三十二条 事業者は、水上の丸太材、網羽、いかだ、櫓又は櫓を用いて運転する舟等の上で作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が水中に転落することによりおぼれるおそれのあるときは、当該作業を行なう場所に浮袋その他の救命具を備えること、当該作業を行なう場所の附近に救命のための舟を配置すること等救命のために必要な措置を講じなければならない。

（ホッパー等の内部における作業の制限）
第五百三十三条の二 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土砂に埋没するこゝ等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で行なう作業を行わしてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（煮沸槽等への転落による危険の防止）
第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の

危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第二節 飛来崩壊災害による危険の防止
（地山の崩壊等による危険の防止）
第五百三十四条 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。
（落盤等による危険の防止）
第五百三十五条 事業者は、坑内における落盤肌落ち又は側壁の崩壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、支保工を設け、浮石を取り除く等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（高所からの物体投下による危険の防止）
第五百三十六条 事業者は、三メートル以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 労働者は、前項の規定による措置が講じられていないときは、三メートル以上の高所から物体を投下してはならない。
（物体の落下による危険の防止）
第五百三十七条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（物体の飛来による危険の防止）
第五百三十八条 事業者は、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（保護帽の着用）
第五百三十九条 事業者は、船台の附近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者

が作業を行なつているところにおいて作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第三節 ロープ高所作業における危険の防止
（ライフラインの設置）
第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

（メインロープ等の強度等）
第五百三十九条の三 事業者は、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付けるための接続器具（第五百三十九条の五第二項第四号及び第五百三十九条の九において「メインロープ等」という。）については、十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持器具については、次に定める措置を講じなければならない。
一 メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上にある堅固な支持物（以下この節において「支持物」という。）に緊結すること。
この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる支持物に、外れなように確実に緊結すること。
二 メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さのものとすること。

三 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所（次条第四号及び第五百三十九条の五第二項第六号において「切断のおそれのある箇所」という。）に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四 身体保持器具は、メインロープに接続器具（第一項の接続器具をいう。）を用いて確実に取り付けること。
（調査及び記録）

第五百三十九条の四 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておくなければならない。
一 作業箇所及びその下方の状況
二 メインロープ及びライフラインを繋結するためのそれぞれ支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況
三 作業箇所及び前号の支持物に通ずる通路の状況
四 切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態
（作業計画）

第五百三十九条の五 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
二 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
一 作業の方法及び順序
二 作業に従事する労働者の人数
三 メインロープ及びライフラインを繋結するためのそれぞれ支持物の位置
四 使用するメインロープ等の種類及び強度
五 使用するメインロープ及びライフラインの長さ
六 切断のおそれのある箇所及び切断防止措置
七 メインロープ及びライフラインを支持物に繋結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止するための措置
八 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
九 労働災害が発生した場合の応急の措置

三 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。
（作業指揮者）
第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

一 第五百三十九条の三第二項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
二 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。
（要求性能墜落制止用器具の使用）
第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。
二 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。
三 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
（保護帽の着用）
第五百三十九条の八 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、物体の落下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならない。
二 労働者は、前項の保護帽の着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。
（作業開始前点検）
第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたとときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

第十章 通路、足場等
第一節 通路等
第五百四十条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。
二 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。
（通路の照明）
第五百四十一条 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等、通行する労働者に、適当な照明を所持させるときは、この限りでない。
（屋内に設ける通路）
第五百四十二条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

一 用途に応じた幅を有すること。
二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。
（機械間等の通路）
第五百四十三条 事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。
（作業場の床面）
第五百四十四条 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。
（作業踏台）
第五百四十五条 事業者は、旋盤、ロール機等の機械が、常時当該機械に係る作業に従事する労働者の身長に比べて不適当に高いときは、安全で、かつ、適当な高さの作業踏台を設けなければならない。
（危険物等の作業場等）
第五百四十六条 事業者は、危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造又は取扱いをする作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。
二 前項の出入口に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。
第五百四十七条 事業者は、前条の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。この場合において、それらのうちの二については、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもって代えることができる。
二 前項の直通階段又は傾斜路のうち一は、屋外に設けられたものでなければならない。ただし、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具が設けられているときは、この限りでない。
第五百四十八条 事業者は、第五百四十六条第一項の作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に関係労働者にこれをすみやかに知らせるための自動警報設

備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備えなければならない。
（避難用の出入口等の表示等）
第五百四十九条 事業者は、常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておくなければならない。
二 第五百四十六条第二項の規定は、前項の出入口又は通路に設ける戸について準用する。
（通路と交わる軌道）
第五百五十条 事業者は、通路と交わる軌道で車両を使用するときは、監視人を配置し、又は警鈴を鳴らす等適当な措置を講じなければならない。
（船舶と岸壁等との通行）
第五百五十一条 事業者は、労働者が船舶と岸壁又は船舶とその船舶に横づけとなつていて船舶との間を通行するときは、歩板、はしご等適当な通行設備を設けなければならない。ただし、安全な船側階段を備えたときは、この限りでない。
二 労働者は、前項の通行設備又は船側階段を使用しなければならない。
（架設通路）
第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
一 丈夫な構造とすること。
二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
三 勾配が十五度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けること。
四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
ロ 高さ三十五センチメートル以上五十七センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）

一 用途に応じた幅を有すること。
二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。
（機械間等の通路）
第五百四十三条 事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。
（作業場の床面）
第五百四十四条 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。
（作業踏台）
第五百四十五条 事業者は、旋盤、ロール機等の機械が、常時当該機械に係る作業に従事する労働者の身長に比べて不適当に高いときは、安全で、かつ、適当な高さの作業踏台を設けなければならない。
（危険物等の作業場等）
第五百四十六条 事業者は、危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造又は取扱いをする作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。
二 前項の出入口に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。
第五百四十七条 事業者は、前条の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。この場合において、それらのうちの二については、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもって代えることができる。
二 前項の直通階段又は傾斜路のうち一は、屋外に設けられたものでなければならない。ただし、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具が設けられているときは、この限りでない。
第五百四十八条 事業者は、第五百四十六条第一項の作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に関係労働者にこれをすみやかに知らせるための自動警報設

備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備えなければならない。
（避難用の出入口等の表示等）
第五百四十九条 事業者は、常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておくなければならない。
二 第五百四十六条第二項の規定は、前項の出入口又は通路に設ける戸について準用する。
（通路と交わる軌道）
第五百五十条 事業者は、通路と交わる軌道で車両を使用するときは、監視人を配置し、又は警鈴を鳴らす等適当な措置を講じなければならない。
（船舶と岸壁等との通行）
第五百五十一条 事業者は、労働者が船舶と岸壁又は船舶とその船舶に横づけとなつていて船舶との間を通行するときは、歩板、はしご等適当な通行設備を設けなければならない。ただし、安全な船側階段を備えたときは、この限りでない。
二 労働者は、前項の通行設備又は船側階段を使用しなければならない。
（架設通路）
第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
一 丈夫な構造とすること。
二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
三 勾配が十五度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けること。
四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
ロ 高さ三十五センチメートル以上五十七センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）

一 用途に応じた幅を有すること。
二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。
（機械間等の通路）
第五百四十三条 事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。
（作業場の床面）
第五百四十四条 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。
（作業踏台）
第五百四十五条 事業者は、旋盤、ロール機等の機械が、常時当該機械に係る作業に従事する労働者の身長に比べて不適当に高いときは、安全で、かつ、適当な高さの作業踏台を設けなければならない。
（危険物等の作業場等）
第五百四十六条 事業者は、危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造又は取扱いをする作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。
二 前項の出入口に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。
第五百四十七条 事業者は、前条の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。この場合において、それらのうちの二については、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具をもって代えることができる。
二 前項の直通階段又は傾斜路のうち一は、屋外に設けられたものでなければならない。ただし、すべり台、避難用はしご、避難用タラップ等の避難用器具が設けられているときは、この限りでない。
第五百四十八条 事業者は、第五百四十六条第一項の作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に関係労働者にこれをすみやかに知らせるための自動警報設

五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
 六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登り橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を受け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
 3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならぬ。

4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
 (軌道を設けた坑道等の回避所)
第五百五十三条 事業者は、軌道を設けた坑道、ずい道、橋梁、等を労働者が通行するときは、適当な間隔ごとに回避所を設けなければならない。ただし、軌道のそばに相当の余地があつて、当該軌道を運行する車両に接触する危険のないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、建設中のずい道等については、適用しない。
 (軌道内等の作業における監視の措置)
第五百五十四条 事業者は、軌道上又は軌道に近接した場所で作業を行なうときは、労働者と当該軌道を運行する車両とが接触する危険を防止するため、監視装置を設置し又は監視人を配置しなければならない。
 (保線作業等における照度の保持)
第五百五十五条 事業者は、軌道の保線の作業又は軌道を運行する車両の入れ換え、連結若しくは解放の作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうために必要な照度を保持しなければならない。(はしご道)

第五百五十六条 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 丈夫な構造とすること。
 二 踏さんと等間隔に設けること。
 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
 五 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。
 六 坑内はしご道でその長さが十メートル以上のもものは、五メートル以内ごとに踏だなを設けること。
 七 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること。

2 前項第五号から第七号までの規定は、潜窓内等のはしご道については、適用しない。
 (坑内に設けた通路等)
第五百五十七条 事業者は、坑内に設けた通路又ははしご道で、巻上げ装置と労働者との接触による危険がある場所には、当該場所に板仕切その他の隔壁を設けなければならない。
 (安全靴等の使用)
第五百五十八条 事業者は、作業中の労働者に、通路等の構造又は当該作業の状態に応じて、安全靴その他の適当な履物を定め、当該履物を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、同項の規定により定められた履物の使用を命じられたときは、当該履物を使用しなければならない。
第二節 足場
第一款 材料等
第五百五十九条 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。
第五百六十条 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本産業規格A八九五(鋼管足場)に定める単管足場用鋼管の規格(以下「単管足場用鋼管規格」という。)又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。
 一 材質は、引張強さの値が三百七十七ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、伸

びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものであること。

引張強さ(単位 ニュートン毎平方ミリメートル)	伸び(単位 パーセント)
三百七十以上三百九十未満	二十五以上
三百九十以上五百未満	二十以上
五百以上	十以上

 二 肉厚は、外径の三十一分の一以上であること。
 2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具のうち、令別表第八号から第七号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質(衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。)が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ、使用してはならない。(構造)
第五百六十一条 事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。(本足場の使用)
第五百六十二条 事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。(最大積載荷重)
第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
 2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場(ゴンドラ)のつり足場を除く。以下この節において同じ。)にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が十以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が五以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては二・五以上、木材にあつては五以上となるように、定めなければならない。
 3 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。(作業床)
第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じ、計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。

木材の種類	許容曲げ応力(単位 ニュートン毎平方センチメートル)
あかまつ、くろまつ、からまつ、ひば、ひのき、つが、べいまつ又はべいひ	一、三二〇
すぎ、もみ、えぞまつ、とどまつ、べいすぎ又はべいつが	一、〇三〇
かし	一、九一〇
くり、なら、ぶな又はけやき	一、四七〇
アビトン又はカポールをフェノール樹脂により接着した合板	一、六二〇

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
 イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。
 ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
 ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とする。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないもの)に限る。以下「足場用墜落防止設備」という。)を設けること。
 イ わく組足場(妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。) 次のいずれかの設備
 (1) 交差筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の棧若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 (2) 手すりわく

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
 イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。
 ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
 ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とする。

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中
棧等

四 腕木、布、はり、脚立その他作業床の支持
物は、これにかかる荷重によつて破壊するお
それのないものを使用すること。

五 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、
又は脱落しないように二以上の支持物に取り
付けること。

六 作業のため物体が落下することにより、労
働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高
さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシ
ート若しくは防網又はこれらと同等以上の機
能を有する設備（以下「幅木等」という。）
を設けること。ただし、第三号の規定に基づ
き設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有
する場合又は作業の性質上幅木等を設けるこ
とが著しく困難な場合若しくは作業の必要上
臨時に幅木等を取り外す場合において、立入
区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第二号の規定は、次の各号のいずれか
に該当する場合であつて、床材と建地との隙間
が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る
等墜落による労働者の危険を防止するための措
置を講じたときは、適用しない。

一 はり間方向における建地と床材の両端との
隙間の和が二十四センチメートル未満の場合
二 はり間方向における建地と床材の両端との
隙間の和を二十四センチメートル未満とする
ことが作業の性質上困難な場合

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用
墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合
又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を
取り外す場合において、次の措置を講じたとき
は、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付け
るための設備等を設け、かつ、労働者に要求
性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこ
れと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者
以外の労働者を立ち入らせないこと。

4 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれか
に該当するときは、適用しない。
一 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・
五センチメートル以上、長さが三・六メー
トル以上の板を床材として用い、これを作業に
応じて移動させる場合で、次の措置を講ずる
とき。

イ 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこ
と。

ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、十
センチメートル以上とし、かつ、労働者が
当該突出部に足を掛けるおそれのない場合
を除き、足場板の長さの十八分の一以下と
すること。

ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点
の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二
十センチメートル以上とすること。
ニ 幅が三十センチメートル以上、厚さが六セ
ンチメートル以上、長さが四メートル以上の
板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに
定める措置を講ずるとき。

5 事業者は、第三項の規定により作業の必要上
臨時に足場用墜落防止設備を取り外したとき
は、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備
を原状に復さなければならない。

6 労働者は、第三項の場合において、要求性能
墜落制止用器具の使用を命じられたときは、こ
れを使用しなければならない。

第二款 足場の組立て等における危険
の防止
（足場の組立て等の作業）
第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足
場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組
立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の
措置を講じなければならない。

一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順
序を当該作業に従事する労働者に周知させる
こと。
二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内
には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁
止すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業
の実施について危険が予想されるときは、作
業を中止すること。
四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業
にあつては、墜落による労働者の危険を防止
するため、次の措置を講ずること。

イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設
けること。ただし、当該作業床を設けるこ
とが困難なときは、この限りでない。
ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付
けるための設備等を設け、かつ、労働者に
要求性能墜落制止用器具を使用させる措置
を講ずること。ただし、当該措置と同等以

上の効果を有する措置を講じたときは、こ
の限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすと
きは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させ
ること。ただし、これらの物の落下により労
働者に危険を及ぼすおそれがないときは、こ
の限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う
場合において要求性能墜落制止用器具の使用を
命ぜられたときは、これを使用しなければならない。
（足場の組立て等作業主任者の選任）
第五百六十五条 事業者は、令第六号第十五号の
作業については、足場の組立て等作業主任者技
能講習を修了した者のうちから、足場の組立て
等作業主任者を選任しなければならない。
（足場の組立て等作業主任者の職務）
第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業
主任者に、次の事項を行わせなければならない。
ただし、解体の作業のときは、第一号の規
定は、適用しない。

一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り
除くこと。
二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び
保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこ
と。

三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作
業の進行状況を監視すること。
四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用
状況を監視すること。
（点検）
第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除
く。）における作業を開始する前に、作業を指
名して、その日の作業を開始する前に、作業を
行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外
し及び脱落の有無について点検させ、異常を認
めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若し
くは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解
体若しくは変更の後において、足場における作
業を行うときは、点検者を指名して、作業を開
始する前に、次の事項について点検させ、異常
を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取
付部の緩みの状態

三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の
有無
五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
六 脚部の沈下及び滑動の状態
七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付
状態及び取り外しの有無
八 建地、布及び腕木の損傷の有無
九 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつ
り装置の歯止め機能
3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の
事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事
が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果及び点検者の氏名
二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じ
た場合にあつては、当該措置の内容
（つり足場の点検）
第五百六十八条 事業者は、つり足場における作
業を行うときは、点検者を指名して、その日の
作業を開始する前に、前条第二項第一号から第
五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項につ
いて点検させ、異常を認めたとときは、直ちに補
修しなければならない。

第三款 丸太足場
第五百六十九条 事業者は、丸太足場について
は、次に定めるところに適合したものでなけれ
ば使用してはならない。

一 建地の間隔は、二・五メートル以下とし、
地上第一の布は、三メートル以下の位置に設
けること。
二 建地の脚部には、その滑動又は沈下を防止
するため、建地の根本を埋め込み、根がらみ
を設け、皿板を使用する等の措置を講ずること。

三 建地の継手が重ね継手の場合には、接続
部において、一メートル以上を重ねて二箇所
以上において縛り、建地の継手が突合せ継手
の場合には、二本組の建地とし、又は一・八
メートル以上の添木を用いて四箇所以上にお
いて縛ること。

四 建地、布、腕木等の接続部及び交差部は、
鉄線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。
五 筋かいで補強すること。
六 一側足場、本足場又は張出し足場であるも
のにあつては、次に定めるところにより、壁
つなぎ又は控えを設けること。

七 筋かいで補強すること。
六 一側足場、本足場又は張出し足場であるも
のにあつては、次に定めるところにより、壁
つなぎ又は控えを設けること。

イ 間隔は、垂直方向にあつては五・五メートル以下、水平方向にあつては七・五メートル以下とすること。
 ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて堅固なものとすること。
 ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。

2 前項第一号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、なべつり、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

3 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第四款 鋼管足場

第五百七十条

事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。

二 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建設物に固定させる等の措置を講ずること。

三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した付属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四 筋かいで補強すること。
 五 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。
 イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。

鋼管足場の種類	間隔（単位メートル）
---------	------------

鋼管足場	向	垂直方向
	わく組足場（高さが五メートル未満のものを除く。）	水平方向
鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとする。	九	五・五
引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。	八	五・五

六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

2 前条第三項の規定は、前項第五号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第六号」とあるのは、「第五百七十条第一項第五号」と読み替えるものとする。

第五百七十一条

事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 建地の間隔は、けた行方向を一・八五メートル以下、はり間方向は一・五メートル以下とすること。
 二 地上第一の布は、二メートル以下の位置に設けること。

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

四 建地間の積載荷重は、四百キログラムを限度とすること。
 五 最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。

六 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。
 七 高さ二十メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ二メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は一・八五メートル以下とすること。

2 前項第一号又は第四号の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点を単純はりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。

3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

第五百七十二条

事業者は、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めるところによるほか、各支点間を単純はりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下のものでなければ使用してはならない。

鋼管の肉厚と外径との比	係数
肉厚が外径の二十四分の一以上	一
肉厚が外径の二十分の一以上十四分の一未満	〇・九
肉厚が外径の三十一分の一以上二十分の一未満	〇・八

第五百七十三条

事業者は、外径及び肉厚が同一であり、又は近似している鋼管で、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管の混用にによる労働者の危険を防止するため、鋼管の色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、色を付する方法のみによるものであつてはならない。

第五款 つり足場

第五百七十四条

事業者は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

- イ ワイヤロープ一よりの間において素線（ワイヤ線を除く。以下この号において同じ。）の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの
- ロ 直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- ハ キンクしたものを
- ニ 著しい形崩れ又は腐食があるものを
- 三 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。

- イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントを超えるもの
- ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントを超えるもの
- ハ 亀裂があるものを

三 つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。
 四 つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
 イ ストランドが切断しているもの
 ロ 著しい損傷又は腐食があるもの

五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場桁、スタールラップ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。
 六 作業床は、幅を四十七センチメートル以上とし、かつ、隙間がないようにすること。
 七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場桁、スタールラップ等に取り付けること。

八 足場桁、スタールラップ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。
 九 棚足場であるものにあつては、桁の接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

2 前項第六号の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第五百七十五条 事業者は、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。

第十一章 作業構台

第五百七十五条の二 事業者は、仮設の支柱及び作業床等により構成され、材料若しくは仮設機材の集積又は建設機械等の設置若しくは移動を目的とする高さが二メートル以上の設備で、建設工事に使用するもの（以下「作業構台」という。）の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、作業構台に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がないものでなければ、使用してはならない。

3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本産業規格G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一九一（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G三一九二（熱間圧延鋼）、日本産業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本産業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

第五百七十五条の三 事業者は、作業構台については、著しいねじれ、たわみ等が生ずるおそれのない丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

第五百七十五条の四 事業者は、作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2 事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

第五百七十五条の五 事業者は、作業構台を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、支柱、作業床、はり、大引き等の部材の配置及び寸法が示されているものでなければならない。

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

1 作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。

2 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないように緊結金具等で堅固に固定すること。

3 高さ二メートル以上の作業床の床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

4 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中棧等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限定。）を設けること。

2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

1 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

2 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第五百七十五条の七 事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。

四 材料、器具、工具等を持ち上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

1 支柱の滑動及び沈下の状態

2 支柱、はり等の損傷の有無

3 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

4 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

5 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

6 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

7 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事を終了するまでの間、これを保存しなければならない。

1 当該点検の結果

2 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

第十二章 土石流による危険の防止

第五百七十五条の九 事業者は、降雨、融雪又は地震に伴い土石流が発生するおそれのある河川（以下「土石流危険河川」という。）において建設工事の作業（臨時の作業を除く。以下同じ。）を行うときは、土石流による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、作業場所から上流の河川及びその周辺の状況を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

（土石流による労働災害の防止に関する規程）

第五百七十五条の十 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、あらかじめ、土石流による労働災害の防止に関する規程を定めなければならない。

2 前項の規程は、次の事項が示されているものでなければならない。

1 降雨量の把握の方法

2 降雨又は融雪があつた場合及び地震が発生した場合に講ずる措置

3 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

4 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法

5 避難の訓練の内容及び時期

3 事業者は、第一項の規程については、前条の規定による調査により知り得たところに適応するものとしなければならない。

（把握及び記録）

第五百七十五条の十一 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、作業開始時にあつては当該作業開始前二十四時間における降雨量を、作業開始後にあつては一時間ごとの降雨量を、それぞれ雨量計による測定その他の方法により把握し、かつ、記録しておくなければならない。

（降雨時の措置）

第五百七十五条の十二 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。

（退避）

第五百七十五条の十三 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生を急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。

（警報用の設備）

第五百七十五条の十四 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に関係労働者にこれを速やかに

に知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、関係労働者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

2 事業者は、前項の警報用の設備については、常時、有効に作動するように保持しておかなければならない。

(避難用の設備)

第五百七十五条の十五 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に労働者を安全に避難させるための登り桟橋、はしこ等の避難用の設備を適当な箇所に設け、関係労働者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。

2 事業者は、前項の避難用の設備については、常時有効に保持しなければならない。

(避難の訓練)

第五百七十五条の十六 事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、関係労働者に対し、工事開始後遅滞なく一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難の訓練を行わなければならない。

2 事業者は、避難の訓練を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 訓練を受けた者の氏名
- 三 訓練の内容

第三編 衛生基準

第一章 有害な作業環境

(有害原因の除去)

第五百七十六条 事業者は、有害物を取り扱い、ガス、蒸気又は粉じんを発生し、有害な光線又は超音波にさらされ、騒音又は振動を発生し、病原体によつて汚染される等有害な作業場においては、その原因を除去するため、代替物の使用、作業の方法又は機械等の改善等必要な措置を講じなければならない。

(ガスの発散の抑制等)

第五百七十七条 事業者は、ガス、蒸気又は粉じんを発生する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度がある程度にならないようするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

3 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、法第六十六条の規定による健康診断のほか、リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4 事業者は、第二項の業務に従事する労働者が、同項の厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、当該労働者に対し、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、医師又は歯科医師による健康診断を行わなければならない。

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質である物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

6 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果（リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、次に定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

- 一 リスクアセスメント対象物健康診断が行われた日から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師又は歯科医師の意見をリスクアセスメント対象物健康診断個人票に記載すること。

7 事業者は、医師又は歯科医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

8 事業者は、第六項の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、衛生委員会又は安全衛生委員会への当該医師又は歯科医師の意見の報告その他の適切な措置を講じなければならない。

9 事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、リスクアセスメント対象物健康診断の結果を通知しなければならない。

10 事業者は、第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない。

11 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合）に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 第一項、第二項及び第八項の規定により講じた措置の状況
- 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況

三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事象が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

12 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第五百七十七条の三

事業者は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う作業場において、リスクアセスメント対象物以外の化学物質に係る危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、労働者がリスクアセスメント対象物以外の化学物質にばく露される程度を最小限度にするよう努めなければならない。

(内燃機関の使用禁止)

第五百七十八条 事業者は、坑、井筒、潜函、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。

(排気処理)

第五百七十九条 事業者は、有害物を含む排気を排出する局所排気装置その他の設備については、当該有害物の種類に応じて、吸収、燃焼、

集じんその他の有効な方式による排気処理装置を設けなければならない。

第五百八十条 事業者は、有害物を含む排液については、当該有害物の種類に応じて、中和、沈

た後に排出しなければならない。

第五百八十一条 事業者は、病原体により汚染された排気、排液又は廃棄物については、消毒、殺菌等適切な処理をした後に、排出し、又は廃棄しなければならない。

第五百八十二条 事業者は、粉じんを著しく飛散する屋外又は坑内の作業場においては、注水その他の粉じんの飛散を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第五百八十三条 事業者は、坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。ただし、空気呼吸器、酸素呼吸器又はホースマスクを使用して、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。

第五百八十四条 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。

第五百八十五条 事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 多量の高温熱物を取り扱う場所又は著しく暑熱な場所

二 多量の低温物体を取り扱う場所又は著しく寒冷な場所

三 有害な光線又は超音波にさらされる場所

四 炭酸ガス濃度が一・五パーセントを超える場所、酸素濃度が十八パーセントに満たない場所又は硫化水素濃度が百万分の十を超える場所

五 ガス、蒸気又は粉じんを発散する有害な場所

六 有害物を取り扱う場所

七 病原体による汚染のおそれの著しい場所

八 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入ってはならない。

第五百八十六条 事業者は、有害物若しくは病原体又はこれらによつて汚染された物を、一定の場所に集積し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

第五百八十七条 令第二十一条第二号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

一 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場

二 キュボラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場

三 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場

四 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場

五 鉱物の焙焼又は焼結の業務を行なう屋内作業場

六 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場

七 溶融金属の運搬又は鑄込みの業務を行なう屋内作業場

八 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場

九 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場

十 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場

十一 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場

十二 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの

十三 多量の蒸気を使用する染色槽により染色する業務を行なう屋内作業場

十四 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場

十五 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの

十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

第五百八十八条 令第二十一条第三号の厚生労働省令で定める著しい騒音を発する屋内作業場は、次のとおりとする。

一 鋸、打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場

二 ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行なう屋内作業場

三 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場

四 タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場

五 動力によりチエン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場

六 ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場

七 チツパーによりチツプする業務を行なう屋内作業場

八 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行なう屋内作業場

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

第五百八十九条 令第二十一条第四号の厚生労働省令で定める坑内の作業場は、次のとおりとする。

一 炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場

二 気温が二十八度をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場

三 通気設備が設けられている坑内の作業場（騒音の測定等）

第五百九十条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、等価騒音レベルを測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三 測定箇所

四 測定条件

五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

第五百九十一条 事業者は、第五百八十八条に規定する著しい騒音を発する屋内作業場の施設若しくは設備を変更し、又は当該屋内作業場における作業工程若しくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

（坑内の炭酸ガス濃度の測定等）

第五百九十二条 事業者は、第五百八十九条第一号の坑内の作業場について、一月以内ごとに一回、定期に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

第一章の二 廃棄物の焼却施設に係る作業（ダイオキシン類の濃度及び含有率の測定）

第五百九十二条の二 事業者は、第三十六条第三十四号及び第三十五号に掲げる業務を行う作業場について、六月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空気中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、第三十六条第三十六号に掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業を開始する前に、当該作業に係る設備の内部に付着した物に含まれるダイオキシン類の含有率を測定しなければならない。

（付着物の除去）

第五百九十二条の三 事業者は、第三十六条第三十六号に規定する解体等の業務に係る作業に労働者に従事させるときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後に作業を行わなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を

含む物を除去した後には作業を行わなければならない旨を周知させなければならない。

（ダイオキシンを含む物の発散源の湿潤化）
第五百九十二条の四 事業者は、第三十六条第三十四号及び第三十六号に掲げる業務に係る作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場におけるダイオキシンを含む物の発散源を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、当該発散源を湿潤な状態のものとする

ことが著しく困難なときは、この限りでない。
2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作業場におけるダイオキシンを含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。
（保護具）
第五百九十二条の五 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業に労働者を従事させるときは、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシンの濃度及び含有率の測定の結果に応じて、当該作業に従事する労働者に保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用させなければならない。ただし、ダイオキシンを含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシンを含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項の規定により保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
3 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシンの濃度及び含有率の測定の結果に応じて、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。
（作業指揮者）
第五百九十二条の六 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に当該作業を指揮させるとともに、前三条の措置がこれらの規定に適合して講じられているかどうかについて点検させなければならない。

（特別の教育）
第五百九十二条の七 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。
一 ダイオキシンの有害性
二 作業の方法及び事故の場合の措置
三 作業開始時の設備の点検
四 保護具の使用
五 前各号に掲げるもののほか、ダイオキシンのばく露の防止に関し必要な事項
（掲示）
第五百九十二条の八 事業者は、第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に労働者を就かせるときは、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。
一 第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う作業場である旨
二 ダイオキシンの種類及びその症状
三 ダイオキシンの取扱以上の注意事項
四 第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う場合においては適切な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
第二章 保護具等

（呼吸用保護具等）
第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発生する有害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を備えなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようになる必要がある旨を周知させなければならない。
（皮膚障害等防止用の保護具）
第五百九十四条 事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚

から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようになる必要がある旨を周知させなければならない。
第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかでないに限り、以下「皮膚等障害性化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害性化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（騒音障害防止用の保護具）
第五百九十五条 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、耳栓その他の保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようになる必要がある旨を周知させなければならない。
（換気）
第六百一条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直

から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようになる必要がある旨を周知させなければならない。
第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがなく、かつ、皮膚に侵入しないものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害性化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
（労働者の使用義務）
第五百九十七条 第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十四条の二第一項及び前条第一項に規定する保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。
（労働者の使用義務）
第五百九十七条 第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十四条の二第一項及び前条第一項に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
（専用の保護具等）
第五百九十八条 事業者は、保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。
第五百九十九条 削除
第三章 気積及び換気
（気積）
第六百条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面積から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。
（換気）
第六百一条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直

から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようになる必要がある旨を周知させなければならない。
第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがなく、かつ、皮膚に侵入しないものを除く。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害性化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。
2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
（労働者の使用義務）
第五百九十七条 第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十四条の二第一項及び前条第一項に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
（専用の保護具等）
第五百九十八条 事業者は、保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。
第五百九十九条 削除
第三章 気積及び換気
（気積）
第六百条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面積から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。
（換気）
第六百一条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直

接外気に向つて開放することができると部分の面積が、常時床面積の二十分の一以上になるようにならなければならない。ただし、換気が十分行なわれる性能を有する設備を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、前条の屋内作業場の気温が十度以下であるときは、換気に際し、労働者を毎秒一メートル以上の気流にさらしてはならない。

第六百二条 事業者は、坑内の作業場において

は、衛生上必要な分量の空気を坑内に送給するために、通気設備を設けなければならない。ただし、自然換気により衛生上必要な分量の空気が供給される坑内の作業場については、この限りでない。

第六百三条 事業者は、第五百八十九条第三号の

坑内の作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における通気量を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

第四章 採光及び照明

(照度)

第六百四条 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

作業の区分	基準
精密な作業	三百ルクス以上
普通の作業	百五十ルクス以上
粗な作業	七十ルクス以上

(採光及び照明)

第六百五条 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

2 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期に、点検しなければならない。

第五章 温度及び湿度

(温湿度調節)

第六百六条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

(気温、湿度等の測定)

第六百七条 事業者は、第五百八十七条に規定する暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱(ふく射熱については、同条第一号から第八号までの屋内作業場に限り)を測定しなければならない。

2 第五百九十一条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

(ふく射熱からの保護)

第六百八条 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

2 事業者は、屋内作業場に前項の溶融炉等があるときは、当該屋内作業場において作業に従事する者(労働者を除く)に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの保護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでない。

(加熱された炉の修理)

第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることに付いて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

(給湿)

第六百十条 事業者は、作業の性質上給湿を行なうときは、有害にならない限度においてこれを行ない、かつ、噴霧には清浄な水を用いなければならない。

(坑内の気温)

第六百十一条 事業者は、坑内における気温を三十七度以下としなければならない。ただし、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じて人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。

(坑内の気温測定等)

第六百十二条 事業者は、第五百八十九条第二号の坑内の作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における気温を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

第六章 休養

(休憩設備)

第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

(有害作業場の休憩設備)

第六百十四条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でないことができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(立業のためのいす)

第六百十五条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしば行ふことのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。

(睡眠及び仮眠の設備)

第六百十六条 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に別して設けなければならない。

2 事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

(発汗作業に関する措置)

第六百十七条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

(休養室等)

第六百十八条 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に別して設けなければならない。

第七章 清潔

(清掃等の実施)

第六百十九条 事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 日常行う清掃のほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、統一的行うこと。
- 二 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果

に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

三 ねずみ、昆虫等の防除のため殺虫剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

(労働者の清潔保持義務)

第六百二十条 労働者は、作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所ですてないようにしなければならない。

(汚染床等の洗浄)

第六百二十一条 削除

(床の構造等)

第六百二十二条 事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。

(床の構造等)

第六百二十三条 事業者は、前条の床及び周壁並びに水その他の液体を多量に使用することにより湿潤のおそれがある作業場の床及び周壁を、不透水性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。

(汚物の処置)

第六百二十四条 事業者は、汚物を、一定の場所において露出しないように処理しなければならない。

(洗浄設備等)

第六百二十五条 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者に従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがい設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。

2 事業者は、前項の設備には、それぞれ必要な用具を備えなければならない。

(被服の乾燥設備)

第六百二十六条 事業者は、労働者の被服が著しく湿潤する作業場においては、被服の乾燥設備を設けなければならない。

(給水)

第六百二十七条 事業者は、労働者の飲用に供す水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

十四 炊事場には、炊事従業員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
十五 炊事場には、炊事場専用の履物を備え、土足のまま立ち入らせないこと。

(栄養の確保及び向上)

第六百三十一条 事業者は、事業場において労働者に対し給食を行なうときは、当該給食に関し、栄養の確保及び向上に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(栄養士)

第六百三十二条 事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行なうときは、栄養士を置くよう努めなければならない。

2 事業者は、栄養士が、食品材料の調査又は選択、献立の作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好調査、栄養指導等を衛生管理者及び給食関係者と協力して行なうようにさせなければならない。

第九章 救急用具

第六百三十三条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。
第六百三十四条 削除
第四編 特別規制
第一章 特定元方事業者等に関する特別規制

(法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所)
第六百三十四条の二 法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
一 土砂等が崩壊するおそれのある場所(関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。)

二 機械等が転倒するおそれのある場所(関係請負人の労働者が用いる車両系建設機械のうち合則表第七三号に掲げるもの又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所に限る。)

三 架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの(関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。)

四 埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所(関係請負人の労働者により当該埋設物等又は建設物に近接する場所において明かり掘削の作業が行われる場所に限る。)

(協議組織の設置及び運営)
第六百三十五条 特定元方事業者(法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。以下同じ。)は、法第三十条第一項第一号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。
一 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。
二 当該協議組織の会議を定期的に開催すること。

2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が設置する協議組織に参加しなければならない。
(作業間の連絡及び調整)
第六百三十六条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。
(作業場所の巡視)
第六百三十七条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。

2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行なう巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
(教育に対する指導及び援助)
第六百三十八条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第四号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行なう場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。
(法第三十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業種)
第六百三十八条の二 法第三十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業種は、建設業とする。

(計画の作成)
第六百三十八条の三 法第三十条第一項第五号に規定する特定元方事業者は、同号の計画の作成については、工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。
(関係請負人の講ずべき措置についての指導)
第六百三十八条の四 法第三十条第一項第五号に規定する特定元方事業者は、同号の関係請負人の講ずべき措置についての指導については、次に定めるところによらなければならない。
一 車両系建設機械のうち合則表第七各号に掲げるもの(同表第五号に掲げるもの以外のものにあつては、機体重量が三トン以上のものに限る。)を使用する作業に関し第五十五条第一項の規定に基づき関係請負人が定める作業計画が、法第三十条第一項第五号の計画に適合するよう指導すること。
二 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンを使用する作業に関し第六十六条の二第一項の規定に基づき関係請負人が定める同項各号に掲げる事項が、法第三十条第一項第五号の計画に適合するよう指導すること。

(クレーン等の運転についての合図の統一)
第六百三十九条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等(クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。)を用いて行なうものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
2 特定元方事業者及び関係請負人は、自ら行なう作業について前項のクレーン等の運転についての合図を定めるときは、同項の規定により統一的に定められた合図と同一のものを定めなければならない。

(事故現場等の標識の統一等)
第六百四十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 有機則第二十七条第二項本文(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により労働者を立ち入らせなければならない事故現場
二 高圧則第一条の二第四号の作業室又は同条第五号の気こう室
三 電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域
四 酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸素欠則」という。)

第九号第一項の酸素欠乏危険場所又は酸素欠則第十四条第一項の規定により労働者を退避させなければならない場所
2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行なう作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示しなければならない。
3 特定元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。
(有機溶剤等の容器の集積箇所の統一)
第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積される時(第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。)は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。
一 有機溶剤等(有機則第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。)又は特別有機溶剤等(特化則第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等をいう。以下同じ。)を入れる容器
二 有機溶剤等又は特別有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤又は特別有機溶剤(特化則第二条第一項第三号の二の特別有機溶剤をいう。以下同じ。)の蒸気が発散するおそれのあるもの
3 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

2 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所に前項の容器を集積するとき(同項第二号に掲げる容器については、屋外に集積するときに限る。)は、同項の規定により統一的に定められた箇所に集積しなければならない。

(警報の統一等)

第六百四十二条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときには、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 当該場所にあるエックス線装置（令第六条第五号のエックス線装置をいう。以下同じ。）に電力が供給されている場合

二 当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行なわれている場合

三 当該場所において発破が行なわれる場合

四 当該場所において火災が発生した場合

五 当該場所において、土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生した場合又はこれらが発生するおそれのある場合

六 特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エックス線装置に電力を供給する場合、前項第二号の機器により照射を行なう場合又は発破を行なう場合は、同項の規定により統一的に定められた警報を行なわなければならない。

七 当該場所において、火災が発生した場合又は土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生した場合若しくはこれらが発生するおそれのあることを知ったときも、同様とする。

八 特定元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号から第五号までに掲げる場合において、前項の規定により警報が行なわれたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

九 (避難等の訓練の実施方法等の統一等) 第六百四十二条の二 特定元方事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときは、第三百八十九条の十一第一項の規定に基づき特定元方事業者及び関係請負人が行う避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

十 特定元方事業者及び関係請負人は、避難等の訓練を行うときは、前項の規定により統一的に定められた実施時期及び実施方法により行わなければならない。

十一 特定元方事業者は、関係請負人が行う避難等の訓練に対して、必要な指導及び資料の提供等の援助を行わなければならない。

十二 前条の規定は、特定元方事業者が土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百八十九条の十一第一項の規定」とあるのは、「第五百七十五条の十六第一項の規定」と、同項から同条第三項までの規定中「避難等の訓練」とあるのは「避難の訓練」と読み替えるものとする。

十三 (周知のための資料の提供等) 第六百四十二条の三 建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下この条において同じ。）を、当該場所において行なわれる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であつて当該場所新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。

十四 (特定元方事業者の指名) 第六百四十三条 法第三十条の規定による指名は、次の者について、あらかじめその者の同意を得て行わなければならない。

一 法第三十条第二項の場所において特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事を行なう請負人で、建築工事における躯体工事等当該仕事の主要な部分を請け負つたもの（当該仕事の主要な部分が数次の請負契約によつて行なわれることにより当該請負人が二以上あるときは、これらの請負人のうち、最も先次の請負契約の当事者である者）

二 前号の者が二以上あるときは、これらの者が互選した者

三 法第三十条第二項の規定により特定元方事業者を指名しなければならない発注者（同項の発注者をいう。）又は請負人は、同項の規定による指名ができないときは、遅滞なく、その旨を当該場所を管轄する労働基準監督署長に届け出なければならない。

第六百四十三条の二 (作業間の連絡及び調整) 第六百四十三条の二 第六百三十六条の規定は、法第三十条の二第一項の元方事業者（次条から

第六百四十三条の六までにおいて「元方事業者」という。）について準用する。この場合において、第六百三十六条中「第三十条第一項第二号」とあるのは、「第三十条の二第一項」と読み替えるものとする。

第六百四十三条の三 第六百三十九条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

第六百四十三条の四 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 有機則第二十七条第二項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場

二 電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

三 酸欠則第九條第一項の酸欠欠乏危険場所又は酸欠則第十九条第一項の規定により労働者を退避させなければならない場所

四 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行なう作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示しなければならない。

五 元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

第六百四十三条の五 第六百四十一条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

第六百四十一条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

第六百四十三条の六 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときは、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 当該場所にあるエックス線装置に電力が供給されている場合

二 当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行なわれている場合

三 当該場所において火災が発生した場合

四 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エックス線装置に電力を供給する場合又は前項第二号の機器により照射を行う場合は、同項の規定により統一的に定められた警報を行わなければならない。当該場所において、火災が発生したとき又は火災が発生するおそれのあることを知ったときも、同様とする。

五 元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号に掲げる場合において、前項の規定により警報が行なわれたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

第六百四十三条の七 第六百四十三条の規定は、法第三十条の二第二項において準用する法第三十条の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事」と、「建築工事における躯体工事等当該仕事」とあるのは「当該仕事」と、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。

第六百四十三条の八 第六百四十三条の規定は、法第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第二十五条の二第一項に規定する仕事」と、「建築工事における躯体工事等」とあるのは「ずい道等の建設の仕事における掘削工事等」と、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。

第六百四十三条の九 第二十四条の七及び第二十四条の九の規定は、法第三十条の三第五項にお

いて準用する法第二十五条の二第二項の救護に関する技術的事項を管理する者について準用する。

2 法第三十条の二第五項において準用する法第二十五条の二第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、第二十四条の八に規定する者とする。

(くい打機及びくい抜機についての措置)

第六百四十四條 法第三十一条第一項の注文中(以下「注文」という。)は、同項の場合において、請負人(同項の請負人をいう。)以下この章において同じ。)の労働者にくい打機又はくい抜機を使用させるときは、当該くい打機又はくい抜機については、第二編第二章第二節(第百七十二條、第百七十四條から第百七十六條まで、第百七十八條から第百八十一条まで及び第百八十三條に限る。)に規定するくい打機又はくい抜機の基準に適合するものとしなければならない。

第六百四十五條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に軌道装置を使用させるときは、当該軌道装置については、第二編第二章第三節(第百九十六條から第百九十四條まで、第二百七條から第二百九條まで、第二百二十二條、第二百十三條及び第二百五條から第二百七條までに限る。)に規定する軌道装置の基準に適合するものとしなければならない。

(型わく支保工についての措置)

第六百四十六條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章(第二百三十七條から第二百三十九條まで、第二百四十二條及び第二百四十三條に限る。)に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

(アセチレン溶接装置についての措置)

第六百四十七條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

- 一 第三百二條第二項及び第三項並びに第三百三條に規定する発火器室の基準に適合する発火器室内に設けること。

二 ゲージ圧力七キロパスカル以上のアセチレンを発生し、又は使用するアセチレン溶接装置にあつては、第三百五條第一項に規定する基準に適合するものとする。

三 前号のアセチレン溶接装置以外のアセチレン溶接装置の清浄器、導管等でアセチレンが接触するおそれのある部分には、銅を使用しないこと。

四 発生器及び安全器は、法第四十二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとする。

五 安全器の設置については、第三百六條に規定する基準に適合するものとする。

(交流アーク溶接機についての措置)

第六百四十八條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に交流アーク溶接機(自動溶接機を除く。)を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

- 一 船舶の二重底又はピクタンクの内部その他導電体に囲まれた著しく狭い場所
- 二 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれのあるところ

(電動機械器具についての措置)

第六百四十九條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に電動機を有する機械又は器具(以下この条において「電動機械器具」という。)で、対地電圧が百五十ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものを使用させるときは、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。

2 前項の注文者は、同項に規定する措置を講ずることが困難なときは、電動機械器具の金属性外わく、電動機の金属製外被等の金属部分を除き、第三百三十三條第二項各号に定めるところにより接地できるものとしなければならない。

(潜函等についての措置)

第六百五十條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に潜函等を使用させる場合で、当該労働者が当該潜函等の内部で明り掘削の作業を行なうときは、当該潜函等について、次の措置を講じなければならない。

- 一 掘下げの深さが二メートルをこえるときは、送気のための設備を設けること。
- 二 前号に定めるもののほか、第二編第六章第一節第三款(第三百七十六條第二号並びに第三百七十七條第一項第二号及び第三号に限る。)に規定する潜函等の基準に適合するものとする。

(ずい道等についての措置)

第六百五十一條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にずい道等を使用させる場合で、当該労働者がずい道等の建設の作業を行なうとき(落盤又は肌落ちにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに限る。)は、当該ずい道等についてずい道支保工を設け、ロックボルトを施す等落盤又は肌落ちを防止するための措置を講じなければならない。

(ずい道型わく支保工についての措置)

第六百五十二條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にずい道型わく支保工を使用させるときは、当該ずい道型わく支保工を、第二編第六章第二節第三款に規定するずい道型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

(物品揚卸口等についての措置)

第六百五十三條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあ

るものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

(架設通路についての措置)

第六百五十四條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二條に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

(足場についての措置)

第六百五十五條 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付け部の緩みの状態
- ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

二 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態

ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態

チ 建地、布及び腕木の損傷の有無

リ 突りようとして索との取付けの状態及びつり装置の歯止め機能

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節(第五百五十九條から第五百六十一条まで、第五百六十九條から第五百七十二條まで及び第五百七十四條に限る。)に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を

行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならぬ。

- 一 当該点検の結果及び点検者の氏名
- 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

- 一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを作業構台の見やすい場所に表示すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

- イ 支柱の滑動及び沈下の状態
- ロ 支柱、はり等の損傷の有無

- ハ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ニ 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付け部の緩みの状態

- ホ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ヘ 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

- ト 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無

- 三 前二号に定めるもののほか、第二編第十一章(第五百七十五条の二、第五百七十五条の三及び第五百七十五条の六に限る。)に規定する作業構台の基準に適合するものとしなければならない。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果
- 二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(クレーン等についての措置)

第六百五十六条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が

定める基準(特定機械等の構造に係るものに限る。)又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ゴンドラについての措置)

第六百五十七条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にゴンドラを使用させるときは、当該ゴンドラを、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(特定機械等の構造に係るものに限る。)に適合するものとしなければならない。

(局所排気装置についての措置)

第六百五十八条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に局所排気装置を使用させるとき(有機則第五十条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

又は粉じん則第四十条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人が局所排気装置を設けなければならない場合に限る。)

は、当該局所排気装置の性能については、有機則第十六条(特化則第三十八条の八)において準用する場合を含む。)

又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

(ブッシュ型換気装置についての措置)

第六百五十八条の二

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にブッシュ型換気装置を使用させるとき(有機則第五十条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

又は粉じん則第四十条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がブッシュ型換気装置を設けなければならない場合に限る。)

は、当該ブッシュ型換気装置の性能については、有機則第十六条(特化則第三十八条の八)において準用する場合を含む。)

又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

(全体換気装置についての措置)

第六百五十九条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に全体換気装置を使用させるとき(有機則第六条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条(特化則第三十八条の八)においてこれらの規定を準用する場合を含む。)

の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限る。)

性能については、有機則第十七条(特化則第三十八条の八)において準用する場合を含む。)

(圧気工法に用いる設備についての措置)

第六百六十条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に潜凹工法その他の圧気工法に用いる設備で、その作業室内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるときは、当該設備を、高圧則第四条から第七条の三まで及び第二十一条第二項に規定する基準に適合するものとしなければならない。

(エックス線装置についての措置)

第六百六十一条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に令第十三条第三項第二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(ガンマ線照射装置についての措置)

第六百六十二条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に令第十三条第三項第三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

(令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定める第二類物質)

第六百六十二条の二

令第十五条第一項第十号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。

(法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業)

第六百六十二条の三

法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業は、同条に規定する設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業とする。

(文書の交付等)

第六百六十二条の四

法第三十一条の二の注文者(その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。)

は、次の事項を記載した文書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。)

二 当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項

三 当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置

四 当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

2 前項の注文者(その仕事を他の者から請け負わないで注文している者を除く。)

は、この項の規定により交付を受けた文書の写しをその請負人に交付しなければならない。

3 前二項の規定による交付は、請負人が前条の作業を開始する時までに行わなければならない。

(法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める機械)

第六百六十二条の五

法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 機体重量が三トン以上の車両系建設機械のうち令別表第七号1、2及び4に掲げるもの
- 二 車両系建設機械のうち令別表第七号1から3まで及び6に掲げるもの
- 三 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン

(パワー・シヨベル等についての措置)

第六百六十二条の六

法第三十一条の三第一項に規定する特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているもの(次条及び第六百六十二条の八において「特定発注者等」という。)

は、当該仕事に係る作業として前条第一号の機械を用いて行う荷のつり上げに係る作業を行うときは、当該特定発注者等とその請負人であつて当該機械に係る運転、玉掛け又は誘導の作業その他当該機械に係る作業を行うものとの間及び当該請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行わなければならない。

(くい打機等についての措置)

第六百六十二条の七

特定発注者等は、当該仕事に係る作業として第六百六十二条の五第二号の機械に係る作業を行うときは、当該特定発注者等とその請負人であつて当該機械に係る運転、作業装置の操作(車体上の運転者席における操作を除く。)

玉掛け、くい建て込み、くい若

しくはオーガの接続又は誘導の作業その他当該機械に係る作業を行うものとの間及び当該請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行わなければならない。

(移動式クレーンについての措置)

第六百六十二条の八 特定発注者等は、当該仕事に係る作業として第六百六十二条の五第三号の機械に係る作業を行うときは、当該特定発注者等とその請負人であつて当該機械に係る運転、玉掛け又は運転についての合図の作業その他当該機械に係る作業を行うものとの間及び請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整を行わなければならない。

(法第三十二条第三項の請負人の義務)

第六百六十二条の九 法第三十二条第三項の請負人は、法第三十条の三第一項又は第四項の規定による措置を講ずべき元方事業者又は指名された事業者が行う労働者の救護に關し必要な事項についての訓練に協力しなければならない。

(法第三十二条第四項の請負人の義務)

第六百六十三条 法第三十二条第四項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2 法第三十二条第四項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(法第三十二条第五項の請負人の義務)

第六百六十三条の二 法第三十二条第五項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

(報告)

第六百六十四条 特定元方事業者(法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者を除く)は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該作業の開始後、遅滞なく、次の事項を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地

二 関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地

三 法第十五条の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときは、その旨及び統括安全衛生責任者の氏名

四 法第十五条の二の規定により元方安全衛生管理者を選任しなければならないときは、その旨及び元方安全衛生管理者の氏名

五 法第十五条の三の規定により店社安全衛生管理者を選任しなければならないときは、その旨及び店社安全衛生管理者の氏名(第十八条の六第二項の事業者にあつては、統括安全衛生責任者の職務を行う者及び元方安全衛生管理者の職務を行う者の氏名)

2 前項の規定は、法第三十条第二項の規定により指名された事業者について準用する。この場合において、前項中「当該作業の開始後」とあるのは、「指名された後」と読み替へるものとする。

第二章 機械等貸与者等に関する特別規制(機械等貸与者)

第六百六十五条 法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、令第十条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者に貸与する者とする。

(機械等貸与者の講ずべき措置)

第六百六十六条 前条に規定する者(以下「機械等貸与者」という)は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めたとときは、補修その他必要な整備を行なうこと。
- 二 当該機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること。
- イ 当該機械等の能力
- ロ 当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項

2 前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行うもの(小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第六項に規定する都道府県の設備貸与機関が行う設備貸与事業を含む)については、適用しない。

(機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置)

第六百六十七条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。
- 二 機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること。

- イ 作業の内容
- ロ 指揮の系統
- ハ 連絡、合図等の方法
- ニ 運行の経路、制限速度その他当該機械等の運行に関する事項
- ホ その他当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

第六百六十八条 前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条第二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。

第六百六十九条 削除

第三章 建築物貸与者に関する特別規制(共用の避難用出入口等)

第六百七十条 法第三十四条の建築物貸与者(以下「建築物貸与者」という)は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかなければならない。

2 建築物貸与者は、前項の出入口又は通路に設ける戸を、引戸又は外開戸としなければならない。

(共用の警報設備等)

第六百七十一条 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造若しくは取扱いをするとき、又は当該建築物の貸与を受けた事業者の労働者で、当該建築物の内部で就業するものの数が五十人以上であるときは、非常の場合に關係労働者にすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備え、かつ、有効に作動するように保持しておかなければならない。

(貸与建築物の有効維持)

第六百七十二條 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で、次の各号のいずれかの装置を設けたものを貸与する場合において、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が当該装置の全部又は一部を共用することとなるときは、その共用部分の機能を有効に保持するため、点検、補修等の必要な措置を講じなければならない。

- 一 局所排気装置
- 二 ブッシニブル型換気装置
- 三 全体換気装置
- 四 排気処理装置
- 五 排液処理装置

(貸与建築物の給水設備)

第六百七十三条 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で飲用又は食器洗浄用の水を供給する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備を、水道法第三条第九項に規定する給水装置又は同法第四条の水質基準に適合する水を供給することができる設備としなければならない。

(貸与建築物の排水設備)

第六百七十四条 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないように、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

(貸与建築物の清掃等)

第六百七十五条 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物を貸与するときは、当該建築物の清潔を保持するため、当該建築物の貸与を受けた事業者との協議等により、清掃及びねずみ、昆虫等の防除に係る措置として、次の各号に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

- 一 日常行う清掃のほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、統一的行うこと。
- 二 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
- 三 ねずみ、昆虫等の防除のため殺虫剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等

の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

(便宜の供与)

第六百七十六條 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、当該設備の設置に伴う建築物の変更の承認、当該設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、これを供与するようにしなければならない。

(貸与建築物の便所)

第六百七十七條 建築物貸与者は、貸与する建築物に設ける便所で当該建築物の貸与を受けた二百以上の事業者が共用するものについては、第六百二十八条第一項各号及び第六百二十八条の二に規定する基準に適合するものとするようにしなければならない。この場合において、労働者の数に応じ設けるべき便所等については、当該便所を共用する事業者の労働者数を合算した数に基づいて設けるものとする。

(警報及び標識の統一)

第六百七十八條 建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。

2 建築物貸与者は、工場の用に供される建築物を貸与する場合において、当該建築物の内部に第六百四十条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一百五十四条から第七十一条まで、第二百二十一条、第二百二十三条から第二百二十五条まで、第三百五十八条、第四百二十四条、第五百五十四条、第五百五十五条及び第六百六十六条の規定 昭和四十八年一月一日

- 二 第四十三号第五号、第四十四号第一項第五号、第四百五十二号、第四百五十三号、第四百五十四号、第四百五十五号、第四百五十六号、第四百五十七号、第四百五十八号、第四百五十九号、第五百九十一条、第六百七十条から第六百七十四条まで及び第六百七十八号の規定 昭和四十八年四月一日
- 三 第五百七十六条及び第六百三十一条第十一号(休憩室の設置に係る部分に限る。)の規定 昭和四十八年十月一日

(廃止)

第二条 次の省令は、廃止する。

- 一 労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号)
- 二 労働基準法に基く検査等の手数料に関する省令(昭和二十三年総理府令・労働省令第一号)
- 三 労働基準法第四十八条の有害物を指定する省令(昭和三十四年労働省令第二十五号)
- 四 安全衛生改善計画に関する省令(昭和四十七年労働省令第二十六号)

(安全管理者の資格に関する経過措置)

第五条 事業者は、この省令の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の労働安全衛生規則(以下「旧安衛則」という。)第一条の規定により安全管理者として選任されている者で、第五条に規定する資格を有する者に該当しない者を、引き続き、安全管理者に選任することができる。

2 前項の規定により選任した安全管理者については、第四条第二項において準用する第二条第二項の規定による報告は、要しないものとする。

(産業医の選任に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に旧安衛則第十一条の規定により医師である衛生管理者として選任されている者は、この省令の施行の際法第十三条の規定により産業医として選任されたものとみなす。この場合において、第十三条第二項の規定による報告は、要しないものとする。

(プレス作業主任者に関する経過措置)

第八条 事業者は、昭和四十七年九月三十日まで旧安衛則第四編第二章の三の規定によるプレス作業主任者講習を修了した者で、同日においてプレス機械による作業に従事した経験年数が五年に満たないものについては、当該経験年数が五年に達する日までの間は、プレス機械作業主任者として選任することができる。

(規格を具備すべき機械等の使用に関する経過措置)

第十条 ボイラー則附則第二条の規定による廃止前のボイラー及び圧力容器安全規則(昭和三十四年労働省令第三号。以下「旧ボイラー則」という。)附則第四条の第二種圧力容器は、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 前項の規定は、同項の第二種圧力容器又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。

第十一条 第二十七条の規定は、ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令(昭和三十八年労働省令第一号)附則第四条第一項の貫流ボイラーについては、適用しない。

2 前項の規定は、同項の貫流ボイラー又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該貫流ボイラー又はその部分については、適用しない。

第十二条 クレーン則附則第二条の規定による廃止前のクレーン等安全規則(昭和三十七年労働省令第十六号。以下「旧クレーン則」という。)附則第二条第四項のクレーンで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

2 第二十七条及び法第四十二条の規定は、旧クレーン則附則第二条第五項のクレーンについては、適用しない。

3 前二項の規定は、これらの項のクレーン又はその部分が法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備するに至つた後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

第十三条 クレーン等安全規則の一部を改正する省令(昭和四十六年労働省令第二十一号)附則第六条第三項の簡易リフトで、同項の規定により、なお従前の例によることとされた構造規格に適合するものは、第二十七条及び法第四十二条の規定の適用については、同条の厚生労働大臣が定める規格を具備しているものとみなす。

を具備するに至つた後における当該簡易リフト又はその部分については、適用しない。

(譲渡等の制限に関する経過措置)

第十四条 昭和四十六年七月一日前に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(昭和四十五年労働省令第二十一号)による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第一項又は労働安全衛生規則の一部を改正する省令(昭和四十五年労働省令第二十一号)附則第三條第一項の規定により労働省労働基準局長の認定を受けた木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、当該安全装置に係る認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。

第十五条 昭和四十七年十月一日前に旧安衛則第三十六条の規定により労働省労働基準局長の認定を受けたプレス機械及びシヤアの安全装置並びにゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置については、当該装置の認定の有効期間内に限り、第二十七条及び法第四十二条の規定は、適用しない。

(昭和五十四年六月二十九日まで)に製造され、又は輸入された化学物質の名称等の公表手続等)

第十五条の二 労働大臣は、令附則第九条の二の規定によりその名称等を公表しなければならない化学物質(以下「公表化学物質」という。)のうち昭和五十二年一月一日までに製造され、又は輸入された化学物質の名称等を記載した表を昭和五十四年二月二十八日までに公示するものとする。

第十五条の三 前条の規定により公示された表に訂正する必要があると認める者は、その公示の日から一月以内に限り、その旨を労働大臣に申し出ることができる。

第十五条の四 前条の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、その申出の内容を証明することができる書類を添えて、労働大臣に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 申出に係る化学物質の名称及び構造式又は示性式(示性式が明らかでない場合は、当該化学物質の製法の概略) 三 申出に係る化学物質の用途 四 申出の趣旨

第十五条の五 労働大臣は、附則第十五条の三の申出があつた場合において、その申出に理由が

あると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称等を附則第十五条の二の表に追加し、又は同表から削除し、その旨を昭和五十四年五月三十一日までに公示するものとする。

第十五条の六 昭和五十二年十二月二日から昭和五十四年二月二十八日まで新たに製造され、又は輸入された化学物質が公表化学物質であると認める者は、同年三月三十一日までにその旨を労働大臣に申し出ることができる。

第十五条の七 労働大臣は、昭和五十二年十二月二日から昭和五十四年二月二十八日まで製造され、又は輸入された公表化学物質の名称等を記載した表を同年五月三十一日までに公示するものとする。

第十五条の八 昭和五十四年三月一日から同年六月二十九日まで新たに製造され、又は輸入された化学物質が公表化学物質であると認める者は、同年七月三十一日までにその旨を労働大臣に申し出ることができる。

第十五条の九 労働大臣は、昭和五十四年三月一日から同年六月二十九日まで製造され、又は輸入された公表化学物質の名称等を記載した表を同年八月三十一日までに公示するものとする。

第十五条の十 附則第十五条の二、第十五条の五、第十五条の七及び第十五条の九の規定による公示は、官報に掲載することにより行うものとする。

第十七条 事業者は、第四十一条の規定にかかわらず、令第二十条第一号の業務のうち導火線発破の業務については昭和四十六年四月一日において現に昭和四十六年改正前安衛則第二百二十六条第一項の規定による導火線発破技士免許を有する者を、同号の業務のうち電気発破の業務については同日において現に同条第二項の規定による電気発破技士免許を有する者を、それぞれ当該業務につかせることができる。この場合において、それらの免許を有する者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

第十八条 事業者は、第四十一条の規定にかかわらず、令第二十条第十二号の業務については、

この省令の施行の際現に当該業務に適法に従事し、かつ、当該業務に三月以上従事した経験を有する者で、昭和四十九年九月三十日までの間に行なわれる講習で労働大臣が定めるものを修了した者を当該業務につかせることができる。この場合においては、当該者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

第十九条 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、当分の間、第五十二条の二第一項に定めるもののほか、労働基準法施行規則第六十九条の二に規定する特定医師であつて、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることを見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）のうち、同令第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が同号に規定する面接指導を行い、かつ、法第六十六条の八第二項ただし書の書面の提出があつた者以外の者であることとする。

第二十条 面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行なわれなければならない。

第二十一条 面接指導対象医師については、事業者が管理者に労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導を行わせる場合においては、第五十二条の二第三項、第五十二条の三及び第五十二条の四の規定は、適用しない。

第二十二条 面接指導対象医師が受けた面接指導の結果は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行なわれなければならない。

第二十三条 面接指導対象医師に対する面接指導の結果は、第五十二条の五各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならない。

第二十四条 面接指導対象医師に対する面接指導の結果の記録の作成

件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働基準局長が行なうものとする。

第二十五条 都道府県労働局長は、第七十条の規定にかかわらず、附則第十七条に規定する者に対し、発破技士免許試験の試験科目のうち別表第五第四号の試験科目の欄中イ及びロの科目を免除することができる。

第二十六条 令附則第十三条第一号の労働省令で定める技能講習は、次のとおりとする。

一 旧安衛則第四編第二章の三の規定によるプレス作業主任者講習（昭和四十六年一月一日前に都道府県労働基準局長が指定したプレス作業主任者講習を含む。）

二 旧安衛則第四編第二章の四の規定による船内荷役作業主任者講習

三 労働省労働基準局長の定めた基準に基づいて建設業労働災害防止協会が実施した足場の組立て、解体又は変更の作業主任者講習

四 旧ボイラ則第十四条の五から第十四条の八までの規定によるボイラすえつけ工事作業主任者講習

十 旧安衛則第四編第二章の二の規定によるホークリフト運転技能講習

十一 旧クレートン則第六章第三節の規定による玉掛技能講習

十二 旧ボイラ則第十九条の二から第十九条の五までの規定によるボイラ取扱講習

二十五条の二 当分の間、第三百三十一条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「手払い式安全装置」とあるのは、「手払い式安全装置（ストローク長さが四ミリメートル以上であつて防護板（スライド）の作動中に手の安全を確保するためのものをいう。）の長さ（当該防護板の長さが三百ミリメートル以上のものであり、かつ、毎分ストローク数が百二十以下である両手操作式のプレス機械に使用する場合を除く。）」とする。

第二十五条の三 昭和五十四年六月三十日前行われた研修で、厚生労働省労働基準局長が次の各号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると認めるものを修了した者は、当該各号に掲げる研修を修了した者とみなす。

一 第三百三十五条の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

二 第三百五十一条の二十四第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

三 第三百六十九条の二第二項において準用する第三百五十一条の二十四第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

四 第三百六十九条の二第三項において準用する第三百五十一条の二十四第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

五 第三百六十九条の二第四項において準用する第三百五十一条の二十四第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修

二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

第二十六条 昭和四十八年三月三十一日において現に存する軌道装置については、第二百五条、第二百六条、第二百十條、第二百一十一條、第二百一十四條及び第二百一十八條の規定は、適用しない。

(揚貨装置運転士免許試験の学科試験の免除に
関する暫定措置)

第三十二条 法第七十五条の二第三項の規定によ
り免許試験の実施に関する事務(以下「試験事
務」という。)の全部を行わないものとされた
都道府県労働局長は、自らその試験事務を行
つた最後の揚貨装置運転士免許試験の学科試験に
合格した者が、指定試験機関が当該都道府県労働
局長に係る試験事務を開始した日から起算し
て一年以内に行う揚貨装置運転士免許試験を受
けようとする場合には、別表第五第五号の規定
にかかわらず、その者の申請により、一回に限
り、揚貨装置運転士免許試験の学科試験の全部
を免除することができる。

附則 (昭和四十八年五月一五日労働省令
第一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四十九年四月一一日労働省令
第一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正
後の職業訓練法施行規則の規定、次条の規定及
び附則第三条の規定による改正後の労働安全衛
生規則別表第四条の規定は、昭和四十九年四月一
日から適用する。

附則 (昭和四十九年五月二一日労働省令
第一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区
分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施
行する。
一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定
昭和四十九年五月二十五日
二 第一条中労働安全衛生規則目次の改正規定
(「第四十条」を「第四十条の二」に改める部
分に限る。)、同規則第四条、第八条、第三十
六条及び第三十九条の改正規定、同規則第四
十条の次に一条を加える改正規定、同規則第
二百五十八条の改正規定、同規則第二百七十
四条の次に一条を加える改正規定、同規則第
二百七十五条の改正規定、同条の次に一条を
加える改正規定、同規則第二百七十六条、第
三百三十一条、第三百三十二条、第三百五十
二条及び第四百五十五条の改正規定並びに同
規則様式第四号の次に様式を加える改正規
定 昭和四十九年八月二十五日

三 第一条中労働安全衛生規則第二百六十九
条、第二百七十一条及び第二百七十二条の改
正規定、同規則第二百七十三条の次に四条を
加える改正規定並びに同規則第二百七十四条
の改正規定 昭和四十九年十一月二十五日
(普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
に関する経過措置)
第二条 昭和四十九年五月二十五日前に改正前の
労働安全衛生規則(以下「旧安衛則」という。)
及び改正前のボイラー及び圧力容器安全規則
(以下「旧ボイラー則」という。)の規定により
行われた第一種圧力容器取扱作業主任者技能講
習は、改正後の労働安全衛生規則(以下「新安
衛則」という。))及び改正後のボイラー及び圧
力容器安全規則(以下「新ボイラー則」とい
う。)の規定により行われた普通第一種圧力容
器取扱作業主任者技能講習とみなし、旧安衛則
第八十一条の規定により交付された第一種圧力
容器取扱作業主任者技能講習修了証は、新安衛
則第八十一条の規定により交付された普通第一
種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了証とみ
なす。
(免許試験の学科試験の免除に関する経過措置)
第四条 都道府県労働基準局長は、昭和四十九年
五月二十五日前に行われた揚貨装置運転士免許
試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイ
ラー溶接士免許試験、クレーン運転士免許試
験、移動式クレーン運転士免許試験又はデリツ
ク運転士免許試験の学科試験に合格した者につ
いては、新安衛則別表第五第五号、新ボイラー
則第一百一十一条又は改正後のクレーン等安全規則
第二百二十七条、第二百三十三條若しくは第二
百三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例
によりこれらの免許試験の学科試験の全部を免
除することができる。
(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任に関す
る経過措置)
第五条 事業者は、新ボイラー則第六十二条第一
項の規定にかかわらず、昭和五十一年五月二十
四日までの間は、普通第一種圧力容器取扱作業
主任者技能講習を修了した者を、労働安全衛生
法施行令(以下「令」という。)第六条第十七
号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器
の取扱いの作業についての第一種圧力容器取扱
作業主任者として選任することができる。
2 事業者は、新ボイラー則第六十二条第二項の
規定にかかわらず、昭和四十九年五月二十五日

前に旧ボイラー則第一百九条第一項の規定によ
る特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受
けた者を、令第六条第十七号の作業のうち化学
設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業につ
いての第一種圧力容器取扱作業主任者として選
任することができる。
(指定教習機関に関する経過措置)
第六条 昭和四十九年五月二十五日前に改正前の
検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関
規則第十二号の第一種圧力容器取扱作
業主任者技能講習に係る指定教習機関として指
定を受けた者は、改正後の同規則第十二号第十
三号の普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能
講習に係る指定教習機関として指定を受けた者
とみなす。

附則 (昭和五〇年一月二六日労働省令
第一号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(健康管理手帳の交付に関する経過措置)
第二条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する
政令(昭和五十年政令第四号) 附則第八号の規
定による健康管理手帳の交付は、改正後の労働
安全衛生規則(次項において「新規則」とい
う。))第五十三條第一項に規定する要件に該
当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働基
準局長が行うものとする。
2 前項の申請をしようとする者は、この省令の
施行の日から一年以内に、健康管理手帳交付申
請書(様式第七号)に新規則第五十三條第一項
の要件に該当する事実を証する書類(当該書類
がない場合には、当該事実についての申立て
書)を添えて、所轄都道府県労働基準局長に提
出しなければならない。
附則 (昭和五〇年三月二二日労働省令
第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。
一 第一条中労働安全衛生規則第三十二条の改
正規定、同規則別表第一の改正規定(同表令
第六条第五号の作業の項の次に一項を加える
部分に限る。))並びに同規則別表第二及び別
表第四の改正規定 昭和五十年四月一日
二 第一条中労働安全衛生規則目次の改正規定
(「第三百二十一条の二に係る部分に限る。))、

同規則第三十六条、第二百九十六条及び第三
百零八条の改正規定、同規則第二編第四章中
第七節の次に一節を加える改正規定(第三百
二十一条の二に係る部分に限る。))並びに同
規則第三百四十八条、第三百五十一条、第三
百五十二条、第六百四十条、第六百七十八條
及び附則第二十三条の改正規定 昭和五十年
七月一日
三 第一条中労働安全衛生規則目次の改正規定
(「第三百二十一条の三及び第三百二十一条の
四に係る部分に限る。))、同規則第三十一条、第
七十八條、第七十九條、第八十三條、第二
百六十九條、第二百七十条、第二百七十二條
第一号、第二百七十三條の三、第二百七十三
條の五、第二百七十四條、第二百七十四條の
二、第二百七十五條及び第二百七十八條の改
正規定、同規則第二編第四章中第七節の次に
一節を加える改正規定(第三百二十一条の三
及び第三百二十一条の四に係る部分に限る。))
、同規則第四百五十五條の改正規定、同規則
別表第一の改正規定(同表令第六条第八号の
作業の項の次に一項を加える部分に限る。))、
同規則別表第六の改正規定(同表乾燥設備作
業主任者技能講習の項の次に一項を加える部
分に限る。))、同規則別表第七及び別表第八の
改正規定並びに附則第二条及び第三条の規
定 昭和五十年十月一日
四 第一条中労働安全衛生規則第四百二十二條、
第四百四十七條、第三百六十條、第三百七十
五條、第四百四條、第五百十四條、第五百十
八條、第五百十九條、第五百二十條、第五百
二十一條、第五百三十三條、第五百六十三
條、第五百六十四條及び第五百六十六條の改
正規定並びに第二条から第五条までの規定
昭和五十一年一月一日
(化学設備等に関する経過措置)
第二条 次の表の上欄に掲げる設備等で昭和五十
年九月三十日において現に存するものについて
は、同表の下欄に掲げる改正後の労働安全衛生
規則(以下「安衛則」という。))の規定は、昭
和五十一年三月三十一日までの間は、適用しな
い。
化学設備(労働安全衛生法施行 第二百六十
令(昭和四十七年政令第三百十 八条
八号。以下「令」という。))別表 八条
第一に掲げる危険物に係るもの

同規則第三十六條、第二百九十六條及び第三
百零八條の改正規定、同規則第二編第四章中
第七節の次に一節を加える改正規定(第三百
二十一条の二に係る部分に限る。))並びに同
規則第三百四十八條、第三百五十一条、第三
百五十二条、第六百四十條、第六百七十八條
及び附則第二十三條の改正規定 昭和五十年
七月一日
三 第一条中労働安全衛生規則目次の改正規定
(「第三百二十一条の三及び第三百二十一条の
四に係る部分に限る。))、同規則第三十一条、第
七十八條、第七十九條、第八十三條、第二
百六十九條、第二百七十条、第二百七十二條
第一号、第二百七十三條の三、第二百七十三
條の五、第二百七十四條、第二百七十四條の
二、第二百七十五條及び第二百七十八條の改
正規定、同規則第二編第四章中第七節の次に
一節を加える改正規定(第三百二十一条の三
及び第三百二十一条の四に係る部分に限る。))
、同規則第四百五十五條の改正規定、同規則
別表第一の改正規定(同表令第六條第八号の
作業の項の次に一項を加える部分に限る。))、
同規則別表第六の改正規定(同表乾燥設備作
業主任者技能講習の項の次に一項を加える部
分に限る。))、同規則別表第七及び別表第八の
改正規定並びに附則第二条及び第三条の規
定 昭和五十年十月一日
四 第一条中労働安全衛生規則第四百二十二條、
第四百四十七條、第三百六十條、第三百七十
五條、第四百四條、第五百十四條、第五百十
八條、第五百十九條、第五百二十條、第五百
二十一條、第五百三十三條、第五百六十三
條、第五百六十四條及び第五百六十六條の改
正規定並びに第二条から第五条までの規定
昭和五十一年一月一日
(化学設備等に関する経過措置)
第二条 次の表の上欄に掲げる設備等で昭和五十
年九月三十日において現に存するものについて
は、同表の下欄に掲げる改正後の労働安全衛生
規則(以下「安衛則」という。))の規定は、昭
和五十一年三月三十一日までの間は、適用しな
い。
化学設備(労働安全衛生法施行 第二百六十
令(昭和四十七年政令第三百十 八条
八号。以下「令」という。))別表 八条
第一に掲げる危険物に係るもの

で同表第二号13又は第三号5若しくは6に掲げる物以外の物に係るもの以外の物及び引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、又は取り扱うもの（同表に掲げる危険物のうち同表第二号13又は第三号5若しくは6に掲げる物以外の物に係るものを除く。）に限る。以下この表において同じ。）を内部に設ける建築物

化学設備

化学設備の配管

化学設備の附属設備

乾燥設備（令別表第一第二号13若しくは第三号5若しくは6に掲げる物以外の物又は同表第二号13若しくは第三号5若しくは6に掲げる物以外の物が発生する乾燥物に係るもの以外のものに限る。以下この表において同じ。）を設ける部分の建築物

乾燥設備

令別表第一に掲げる危険物の製造又は取扱いをする作業場のうち同表第二号13又は第三号5若しくは6に掲げる物以外の物

若しくは6に掲げる物以外の物

Table with 2 columns: Article/Section and Description. Includes items like 第二百六十九條, 第二百七十一條, 第二百七十二條, 第二百七十三條, 第二百七十四條, 第二百七十五條, 第二百七十六條, 第二百七十七條, 第二百七十八條, 第二百七十九條, 第二百八十條, 第二百八十一條, 第二百八十二條, 第二百八十三條, 第二百八十四條, 第二百八十五條, 第二百八十六條, 第二百八十七條, 第二百八十八條, 第二百八十九條, 第二百九十條, 第二百九十一條, 第二百九十二條, 第二百九十三條, 第二百九十四條, 第二百九十五條, 第二百九十六條, 第二百九十七條, 第二百九十八條, 第二百九十九條, 第三百條.

の製造又は取扱いをするもの以外のもの
前項に掲げる作業場を有する建築物
第五百四十六條及び第五百四十七條

2 安衛則第八十六條第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七號）第八十八條第二項において準用する同條第一項の規定は、昭和五十年十二月一日前に前項の化学設備又は乾燥設備を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。
（ボイラー等の安全装置に関する経過措置）

第三条 昭和五十年十月一日前に製造され、又は輸入された令第一條第三号イ、ハ及びニに掲げるボイラー並びに大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（同條第三号のボイラー並びに同條第五号イからニまでに掲げる容器及び同條第七号に掲げる第二種压力容器を除く。）で内容積が〇・一立方メートルを超えるもの安全装置については、改正前の労働安全衛生規則第二百七十八條の規定は、なお効力を有する。
（罰則に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前にした改正前の労働安全衛生規則第三百三十二條又は第六百四十八條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和五〇年八月一日労働省令第三二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（昭和五十年八月一日）から施行する。ただし、第三條、第四條及び第六十一條の規定は法第三條の規定の施行の日から、附則第七條の規定（労働安全衛生規則第五百八十七條の前の見出しを改める部分並びに同令様式第二十一號の二）（第五面）及び（第六面）を加える部分を除く。）は法附則第四條のうち労働安全衛生法第六十五條の改正規定中同條に四項を加える部分の施行の日から施行する。
（様式に関する経過措置）

第十三條 附則第六條の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二條の規定による証票、附則第七條の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五條の三の規定による証票及び附則

第十一條の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五條の規定による証票は、当分の間、それぞれ、附則第六條の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二條の規定による証票、附則第七條の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五條の三の規定による証票及び附則第十一條の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五條の規定による証票とみなす。
附則（昭和五一年一月二六日労働省令第二二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十二條の改正規定は、昭和五十一年四月一日から施行する。
（健康管理手帳の交付に関する経過措置）

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十一年政令第一号。以下「改正政令」という。）附則第五條の規定による健康管理手帳の交付は、改正後の労働安全衛生規則（以下「新規則」という。）第五十三條第一項で定める要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働基準局長が行うものとする。
2 前項の申請をしようとする者は、速やかに、健康管理手帳交付申請書（新規則様式第七号）に改正政令附則第五條に規定する要件に該当する者であることを証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三十八号）第二十三條第八号の業務に係る前項の申請をしようとする者にあつては、離職前に撮影した胸部のエックス線直接撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。
附則（昭和五一年三月二五日労働省令第四〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
（施行期日）

附則（昭和五一年七月九日労働省令第二二八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五二年三月二九日労働省令第二二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
附則（昭和五一年七月九日労働省令第二二八号）抄
（施行期日）

一 第一條中高気圧障害防止規則目次の改正規定、同令第六條第一項の改正規定、同令第七條の次に三條を加える改正規定（第七條の二に係る部分を除く。）、同令第二十條の次に一條を加える改正規定、同令第二十一條の改正規定及び同令第二十二條第一項の改正規定（第七條の四の用具に係る部分に限る。）並びに第二條中労働安全衛生規則第六百六十條の改正規定（「第七條」を「第七條の三」に改める部分中第七條の三に係る部分及び「第二十一條第一項」を「第二十一條第二項」に改める部分に限る。） 昭和五十一年七月一日

二 第一條中高気圧障害防止規則第七條の次に三條を加える改正規定（第七條の二に係る部分に限る。）及び同令第二十二條第一項の改正規定（第七條の二の自動警報装置に係る部分に限る。）並びに第二條中労働安全衛生規則第六百六十條の改正規定（「第七條」を「第七條の三」に改める部分中第七條の二に係る部分に限る。） 昭和五十一年十月一日
（作業室及び気閉室に関する経過措置）

2 昭和五十二年七月一日前から引き続き労働安全衛生法第三十一條第一項の注文者が請負人の労働者に使用させている作業室及び気閉室については、改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第六百六十條の規定にかかわらず、当該使用させている間は、なお従前の例による。
3 昭和五十二年七月一日前に製造し、又は存する気閉室については、新高圧則第七條の三の規定及び新安衛則第六百六十條の規定（新高圧則第七條の三に係る部分に限る。）は、適用しない。
（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした改正前の高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和五二年一〇月二七日労働省令第二九号）抄
（施行期日）

附則（昭和五二年一〇月二七日労働省令第二九号）抄
（施行期日）

附則（昭和五二年一〇月二七日労働省令第二九号）抄
（施行期日）

附則（昭和五二年一〇月二七日労働省令第二九号）抄
（施行期日）

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二編第一章の次に一章を加える改正規定(第百五十一条の三十一から第百五十一条の三十五まで及び第百五十一条の三十八から第百五十一条の四十二までに係る部分に限る。)
- 二 昭和五十三年四月一日

二 第百三十五条の次に二条を加える改正規定(第百三十五条の三に係る部分に限る。)、第二編第一章の次に一章を加える改正規定(第百五十一条の二十四に係る部分に限る。)、及び第百六十九條の次に一条を加える改正規定並びに附則第四條の規定 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十六号。以下「改正法」という。)

第一条の規定(労働安全衛生法第四十五條に三項を加える改正規定のうち同條第二項に係る部分に限る。)の施行の日

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)
第二条 改正法による改正前のじん肺法第十三條第二項(第十五條第三項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。の規定により決定された健康管理の区分が管理三(じん肺健康診断の結果が、エックス線写真の像が第一型で、じん肺法による中等度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの又はエックス線写真の像が第一型で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある不活動性の肺結核があると認められるものである場合に限る。)

とある者(この省令の施行の日前に改正前の労働安全衛生規則(以下「新安衛則」という。))の規定により行われた車両系建設機械運転技能講習は、新安衛則の規定により行われた車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習とみなし、旧新安衛則第八十一條の規定により交付された車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証とみなす。

(労働安全衛生法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者に関する経過措置)
第四条 昭和五十三年一月一日前に中央労働災害防止協会が実施した動力プレス機械点検整備コースを修了した者は、第百三十五条の三第二項第一号の規定の適用については、同号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者とみなす。

定により交付された車両系建設機械運転技能講習修了証は、新安衛則第八十一條の規定により交付された車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証とみなす。

(労働安全衛生法第四十五條第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者に関する経過措置)
第四条 昭和五十三年一月一日前に中央労働災害防止協会が実施した動力プレス機械点検整備コースを修了した者は、第百三十五条の三第二項第一号の規定の適用については、同号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者とみなす。

附則(昭和五十三年三月二十八日労働省令第一〇号)
第一条 この省令は、昭和五十三年三月三十一日から施行する。

(様式に関する経過措置)
第二条 改正前の労働安全衛生規則様式第八号の健康管理手帳は、当分の間、改正後の労働安全衛生規則様式第八号の健康管理手帳とみなす。

(健康管理手帳に関する経過措置)
第三条 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令(昭和五十三年政令第三十三号)によりじん肺管理区分が管理三イと決定されたときとみなされた者のうち、この省令の施行の日の前日において労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十六号)による改正前のじん肺法(昭和三十三年法律第三十号)第十三條第二項(同法第十五條第三項及び第十六條第二項)において準用する場合を含む。の規定により決定された健康管理の区分が管理三(じん肺健康診断の結果が、エックス線写真の像が第一型で、じん肺による中等度の心肺機能の障害その他の症状があり、かつ、病勢の進行のおそれがある肺結核がないと認められるもの又はエックス線写真の像が第一型で、じん肺による高度の心肺機能の障害その他の症状がなく、かつ、病勢の進行のおそれがある不活動性の肺結核があると認められるものである場合に限る。)

のである者(この省令の施行の日前に改正前の労働安全衛生規則(以下「新安衛則」という。))の規定により健康管理手帳(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第二十三條第三号の業務に係るもの)に限る。以下同じ。の交付の申請をした者及び同日以後新たに決定を受けたじん肺管理区分が管理三である者を除く。に対しては、改正後の労働安全衛生規則第五十三條第一項の規定にかかわらず、健康管理手帳を交付しないものとする。

の交付の申請をした者及び同日以後新たに決定を受けたじん肺管理区分が管理三である者を除く。に対しては、改正後の労働安全衛生規則第五十三條第一項の規定にかかわらず、健康管理手帳を交付しないものとする。

附則(昭和五十三年八月七日労働省令第三二号)抄
第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 第四条による改正後の労働安全衛生規則第三十二條第六号の三に掲げる物であつて、この省令の施行の日において現に存するものについては、昭和五十四年二月二十八日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定(同項第三号の適用に係る部分に限る。)

は、適用しない。

附則(昭和五十三年八月二六日労働省令第三三号)
 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則(昭和五十三年九月二九日労働省令第三五号)
第一条 この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

(免許試験の試験科目に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)

以後に行われる揚貨装置運転士免許試験、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験又はデリック運転士免許試験であつて、これらの受験の申請の受付が施行日前に開始されたものに係る実技試験の試験科目は、改正後の労働安全衛生規則(以下「新安衛則」という。)

別表第五第五号又は改正後のクレーン等安全規則(以下「新クレーン則」という。)

第二百二十六條第三項、第二百三十二條第三項若しくは第二百三十七條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(就業制限に関する経過措置)
第三条 事業者は、新安衛則別表第三又は新クレーン則第二百二十一條の規定にかかわらず、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第二十條第十三号の業務については、

次の各号に掲げる者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、これらの者については、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)

第六十一條第二項の規定は適用しない。

一 施行日前に揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けた者及び施行日前にそれぞれの免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日以後に当該免許を受けたもの

二 次のいずれかに該当する者

イ 施行日以後に行われる揚貨装置運転士免許試験、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験又はデリック運転士免許試験であつて、これらの免許試験の受験の受付が施行日前に開始されたものの実技試験に合格した者で、それぞれの免許を受けたもの

ロ 施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に行われる揚貨装置運転実技講習、クレーン運転実技講習、移動式クレーン運転実技講習又はデリック運転実技講習であつて、これらの実技講習の申込みが施行日前に行われたものを修了した者で、それぞれの免許を受けたもの

ハ この省令の施行の際現に行われている職業訓練(当該職業訓練を修了することにより、揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けることができる資格を取得することとなるものに限る。)

を修了した者で、揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けたもの

附則(昭和五十三年九月三〇日労働省令第三七号)抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 附則第十三條の規定(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第百五十一條の二十四の改正規定に限る。)

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十六号)第一条の規定

により行われた車両系建設機械運転技能講習は、新安衛則の規定により行われた車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習とみなし、旧新安衛則第八十一條の規定により交付された車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証とみなす。

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附則（昭和五十九年一月三十一日労働省令第一号）
この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年三月二十七日労働省令第六号）
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年九月三〇日労働省令第二三号）抄

第一条 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年一月二四日労働省令第一号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 前条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票は、当分の間、前条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票とみなす。

附則（昭和六一年三月一八日労働省令第八号）

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六二年一月一六日労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月二七日労働省令第八号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年六月六日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年九月一日労働省令第二四号）抄

第一条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第一編第二章第三節の二に係る部分に限る。）、第四条第一項第二号の改正規定、第五条の改正規定、第七条第一項の改正規定（改正後の同項第三号に係る部分を除く。）、第十条の改正規定、第一編第二章第三節の次に一節を加える改正規定、第九十二条の二の改正規定、第九十二条の三の改正規定、別表第九の改正規定及び様式第二十号の改正規定 昭和六十四年四月一日

二 第七条第一項の改正規定（改正後の同項第三号に係る部分に限る。）、第六十九条の改正規定及び別表第五の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定 昭和六十四年十月一日

（有害性の調査に関する経過措置）

第二条 昭和六十三年十月一日前に開始された第五十七条の二第一項の規定による有害性の調査については、改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第三十四条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（衛生管理者免許に関する経過措置）

第三条 昭和六十四年十月一日において現に改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第六十二条の規定により衛生管理者免許を受けている者は、新安衛則第六十二条の規定により第一種衛生管理者免許を受けた者とみなす。

（様式に関する経過措置）

第四条 昭和六十三年十月一日において現に交付されている旧安衛則様式第十二号の免許証は、新安衛則様式第十一号の免許証とみなす。

第五条 昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日までの間における新安衛則様式第十一号及び第十二号の適用については、新安衛則様式第十一号（表 面）

中

一 衛生管理

二 衛生管理

とあるのは

衛生管理

と、新安衛則様式第十二号（一）中

とあるのは

衛生管理

と、同様式（二）中

50 第一種衛生管理者

51 衛生工学衛生管理者

52 第二種衛生管理者

とあるのは

50 衛生管理者

51 衛生工学衛生管理者

と、

衛生管理

と、

衛生管理

と、

衛生管理

と、

衛生管理

と、

衛生管理

と、

衛生管理

と、

衛生管理

則（以下「新安衛則」という。）第三十六条の規定の適用については、同条第十五号ロ中「つり上げ荷重が五トン以上の跨線テルハ」とあるのは「床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は跨線アルハで、つり上げ荷重が五トン以上のも」と、同条第十六号中「一トン」とあるのは「五トン」とする。

（就業制限に関する経過措置）

第三条 事業者は、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第二十条第六号に掲げる業務（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）による改正前の令（以下「旧令」という。）第二十条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）については、この省令の施行の際現に当該業務に適合した経験の有する者であつて、平成四年九月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働基準局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十一条第二項の規定は、適用しない。

2 事業者は、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、令第二十条第七号に掲げる業務（旧令第二十条第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）については、この省令の施行の際現に当該業務に適合した経験の有する者であつて、平成四年九月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働基準局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

3 事業者は、新安衛則第四十一条の規定にかかわらず、令第二十条第十二号に掲げる業務（旧令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）については、この省令の施行の際現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に三月以上従事した経験を有する者であつて、平成四年九月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働基準局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二編第一章の二第一節第四款の次に一款を加える改正規定（第百五十一条の五十六に係る部分に限る。）、第百六十九条の二の改正規定及び第二編第二章第二節の次に一節を加える改正規定（第百九十四条の二十二に係る部分に限る。）は、平成四年十月一日から施行する。

（特別教育に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成四年九月三十日までの間における改正後の労働安全衛生規則

（特別教育に関する経過措置）

(施行期日)
第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成六年一月二五日労働省令第二号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則(以下この条において「新規則」という。)第三百八十九条の十一第一項の規定にかかわらず、この省令による改正前の労働安全衛生規則第三百八十九条の十一第一項の規定に基づく最後の避難及び消火の訓練(以下この条において「旧規則による最後の訓練」という。)を平成五年四月一日から平成五年九月三十日までの間に行つた事業者が新規則第三百八十九条の十一第一項の規定に基づく最初の避難及び消火の訓練(以下この条において「新規則による最初の訓練」という。)を行わなければならない期限は、当該旧規則による最後の訓練を行つた日から一年以内とし、旧規則による最後の訓練を平成五年十月一日から平成六年三月三十一日までの間に行つた事業者が新規則による最初の訓練を行わなければならない期限は、平成六年十月一日までとする。

附則 (平成六年三月三〇日労働省令第二〇号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成六年四月一日労働省令第二四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附則 (平成七年一月二六日労働省令第三号)
(施行期日)

第一条 この省令は平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働安全衛生規則第三百二十八条の二の次に二条を加える改正規定(第三百二十八条の三に係る部分に限る。)及び第三百二十八条中特定化学物質等障害予防規則第三十六条の二の改正規定 平成七年十月一日
- 二 第一条中労働安全衛生規則第二百八十六条の次に一条を加える改正規定 平成八年四月一日

(計画の届出に関する経過措置)
第二条 改正後の労働安全衛生規則第九十条第五号の二の仕事であつて平成七年六月一日前に開始されるものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第八十八条第四項の規定は適用しない。

附則 (平成八年三月五日労働省令第七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成八年九月一三日労働省令第三五号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

(労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。)

第二条 次の各号に掲げる者は、第一条による改正後の労働安全衛生規則(以下「新規則」という。)第十四条第二項の規定にかかわらず、労働安全衛生法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者とする。

一 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に新規則第十四条第二項第一号に規定する研修に相当する研修として厚生労働大臣が定めるものの受講を開始し、当該研修を修了した者

二 平成十年九月三十日において労働安全衛生法第十三条第一項の産業医として同項に規定する労働者の健康管理等を行つた経験年数が三年以上である者

(健康診断の結果の通知に関する経過措置)
第三条 施行日前に労働者に対して行つた労働安全衛生規則第四十三条、第四十四条又は第四十五条から第四十六条までの健康診断については、新規則第五十一条の四の規定は、適用しない。

附則 (平成九年三月二五日労働省令第一三三号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働安全衛生規則第十六条第二項の改正規定及び第二条の規定 平成九年四月一日

附則 (平成九年九月二五日労働省令第三一三号)
(施行期日)

第一条 この省令は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成九年十月一日)から施行する。

附則 (平成九年十一月二日労働省令第三四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十年六月一日から施行する。

附則 (平成一〇年二月二六日労働省令第一号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 土石流危険河川において行われる建設工事から平成十年六月一日前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、改正後の労働安全衛生規則の規定(第五百七十五条の十三の規定を除く。)は適用しない。

附則 (平成一〇年二月二五日労働省令第三七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年三月三十一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年四月二七日労働省令第二四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年六月二四日労働省令第二六号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則第四十三条の改正規定、第四十四条第一項及び第三項の改正規定、第四十五条第二項の改正規定(第八号まで)を「第九号まで」に、「第十号」を「第十一号」に改める部分に限る。、第四十五条の二第四項の改正規定、様式第五号の改正規定並びに様式第六号の改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。

附則 (平成一一年一月二日労働省令第四号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年三月三〇日労働省令第二一号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年八月一三日労働省令第三五号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。ただし、第三十六条の改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。

附則 (平成一二年九月二九日労働省令第三七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年一月三〇日労働省令第四六号）

この省令は、平成二十一年一月三〇日から施行する。

附則（平成二十二年一月三十一日労働省令第二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

（様式に関する経過措置）
第五条 第一条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正前の労働保険の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第十二条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条による改正前の雇用保険法施行規則第七十七条の七及び第百四十四条の証明書は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第二十二條の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条による改正前の雇用保険法施行規則第七十七条の七及び第百四十四条の証明書は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第二十二條の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第七十七条の七及び第百四十四条の規定による証明書とみなす。

（様式に関する経過措置）
第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当の様式による申請書等とみなす。

第七條 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附則（平成二十二年三月二四日労働省令第七号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三〇日労働省令第二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則第六号の改正規定及び第五条の規定（製造時等検査代行機関等に関する規則様式第七号の三の改正規定を除く。）は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月三十一日労働省令第四一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十三條第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正前の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正前の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正後の職業安定法施行規則第三十三條第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による改正後の証票、第三十一条の規定による改正後の

の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正後の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書とみなす。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年三月二七日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年四月二五日厚生労働省令第二一〇号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の労働安全衛生規則第九十条第五号の三の仕事であつて平成十三年八月一日前に開始されるものについては、労働安全衛生法第八十八条第四項の規定は、適用しない。

附則（平成十三年四月二七日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年五月一日から施行し、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百三十四條の規定は、同年四月一日から適用する。

（計画の届出に関する経過措置）

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法第八十八条第二項において準用

する同条第一項の規定は、平成十三年八月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令別表第三第二号5の2に掲げる物又は第二条の規定による改正後の特定化学物質等障害予防規則（以下「新特化則」という。）別表第一第五号の二に掲げる物（以下「エチレンオキシド等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

附則（平成一三年七月一六日厚生労働省令第一七二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年七月一六日厚生労働省令第一七二号）抄

1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一三年一月一六日厚生労働省令第二二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成十三年十二月一日から施行する。

附則（平成一四年二月二日厚生労働省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成一五年一月二〇日厚生労働省令第二号）抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一月一〇日厚生労働省令第一七四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中労働安全衛生規則第六百七十二条に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一五年二月一九日厚生労働省令第一七五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

（酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）及び第十一条の規定による改正前の酸素欠乏症等防止規則（以下「旧酸欠則」という。）の規定により行われた第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習は、それぞれ第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）及び第十一条の規定による改正後の酸素欠乏症等防止規則（以下「新酸欠則」という。）の規定により行われた酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習とみなし、旧安衛則第八十一条の規定により交付された第一種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証又は第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証は、新安衛則第八十一条の規定により交付された酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証とみなす。

（様式に関する経過措置）

第十一条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第十二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一七九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日厚生労働省令第四四号）抄

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一月一日厚生労働省令第一四六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項に規定する石綿含有製品で、同令の施行の日（次条において「施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものに対する第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三十四条の二の二及び別表第二第二号の二の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 施行日前にした行為及び前条の規定による施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年二月二四日厚生労働省令第二二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日厚生労働省令第四七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日厚生労働省令第五九号）抄

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働安全衛生規則第四条第一項第二号の改正規定、同令第五条の改正規定及び同令様式第三号（裏面）備考の改正規定（「衛生管理者選任報告」を「安全管理者選任報告の場合（労働安全衛生規則第5条第2号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成一八年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成十八年十月一日

二 第一条中労働安全衛生規則の目次の改正規定（「機械等及び有害物」を「機械等並びに危険物及び有害物」に改める部分及び「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」に改める部分に限る。）同令第一編第三章の章名の改正規定、同章第二節の節名の改正規定、同令第三十一条の改正規定、同令第三十二条から第三十四条までの改正規定、同令第三十四条の二の四の改正規定並びに同令別表第二の改正規定 平成十八年十二月一日

三 附則第八條、第九條及び第十條第二項の規定 公布の日

第二条 安全管理者に関する経過措置

第一条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第五条第一号又は第二号に該当する者で、前条第一号に定める日において労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第一条第一項の安全管理者として同項に規定する事項の管理を行った経験年数が二年以上であるものは、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第五条第一号の規定にかかわらず、法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者とする。

附則（平成一七年六月一日厚生労働省令第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月一日厚生労働省令第一七〇号）抄

第三条 事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかわらず、同表の第二欄に掲げる作業については、同表の第三欄に掲げる講習を修了した者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

適用除外する規定	作業の区分	資格を有する者	名称
新安衛則第三百五十九条及び別表第一	労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。) 第六号第六号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)	地山の掘削
新安衛則第三十七及別表第一	令第六号第十号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)	土止め支保工
新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則第二十七	令第六号第十八号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)	化学物質等作業主任者
新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則第二十七	令第六号第十八号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)	化学物質等作業主任者
新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則第二十七	令第六号第十八号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)	化学物質等作業主任者

新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の石綿障害予防規則第十九条	令第六号第二十三号に掲げる作業	旧法別表第十号に掲げる特定化学物質等作業主任者	石綿
正後の四アルキル鉛中毒予防規則第十四条	講習を修了した者	講習を修了した者	業主

第四条 事業者は、新安衛則別表第三又は第六の規定による改正後のクレーン等安全規則(以下「新クレーン則」という。)

第八号の規定にかかわらず、令第二十号に掲げる業務については、第六号の規定による改正前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン則」という。)

第二十三号に規定するデリック運転士免許(以下「旧デリック免許」という。)

を受けた者(附則第六号第四項の規定により旧デリック免許を受けた者を含む。)

当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一号第二項の規定は、適用しない。

第七号 都道府県労働局長は、平成十九年三月三十一日までの間、新安衛則第六十九号の規定にかかわらず、旧デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの(前条第一項の規定に該当する者を除く。)

旧デリック免許を受けた者	免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
旧デリック免許を受けた者	旧デリック免許を受けた者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)

一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行つた旧安衛則第六十九号第十四号のクレーン運転士免許試験(以下「旧クレーン」という。)

二 当該免許試験を行う指定試験機関(法第七十五条の二第一項の指定試験機関をいう。)

三 当該免許試験が行つた旧クレーン運転士免許試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの

一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行つたデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者

二 当該免許試験を行う指定試験機関(法第七十五条の二第一項の指定試験機関をいう。)

旧床上クレーン限定免許を受けた者	免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
旧床上クレーン限定免許を受けた者	旧床上クレーン限定免許を受けた者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)

一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行つたデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者

二 当該免許試験を行う指定試験機関(法第七十五条の二第一項の指定試験機関をいう。)

三 当該免許試験が行つた旧床上クレーン限定免許を受けた者

一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行つたデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者

二 当該免許試験を行う指定試験機関(法第七十五条の二第一項の指定試験機関をいう。)

第十一条 この省令の施行の際に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この

省令による改正後のそれぞれの省令に定める相
当様式による申請書等とみなす。

第十二条 この省令の施行の際現に存するこの省
令による改正前のそれぞれの省令に定める様式
による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改
定をした上、使用することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適
用については、なお従前の例による。

**附則 (平成一八年八月二日厚生労働省
令第一四七号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、労働安全衛生法施行令の一
部を改正する政令の施行の日(平成十八年九月
一日)から施行する。

第二条 (届出に関する経過措置)
この省令は、労働安全衛生法施行令の二
に掲げる仕事(経過措置
対象物に係るものに限る。)であつて、平成十
八年十月一日前に開始されるものについては、
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七
号)第八十八条第四項の規定は、適用しない。
(適用除外製品等に関する経過措置)

第三条 (適用除外製品等に関する経過措置)
労働安全衛生法施行令の一部を改正する
政令(以下「改正政令」という。)附則第三
条に規定する適用除外製品等については、旧石綿
則第十五条、第二十八条、第二十九条、第三十
一条、第三十三条から第三十五条まで、第四
十条第一項及び第四十四条並びに第二条の規定に
よる改正前の労働安全衛生規則別表第七の二十
五の項の規定は、なおその効力を有する。この
場合において、旧石綿則第三十五条中「三十年
間」とあるのは、「当該労働者が当該事業場
において常時当該作業に従事しないこととなつた
日から四十年間」とする。

第四条 改正政令附則第四項の規定により
なおその効力を有するものとされた改正政令に
よる改正前の労働安全衛生法施行令(昭和四十
七年政令第三百十八号。次項において「旧令」と
いう。)第六條第二十三号の厚生労働省令
で定める物は、石綿(アモサイト及びクロシ
ドライトを除く。)をその重量の〇・一パーセン
トを超えて含有する製剤その他の物とする。

第五条 旧令第十八条第三十九号及び別表第九第六
号の厚生労働省令で定める物は、石綿
(アモサイト及びクロシドライトを除く。以下、

この項において同じ。)を含有する製剤その他
の物(石綿の含有量が重量の〇・一パーセント
未満であるものを除く。)とする。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交
付されているこの省令による改正前のそれぞれ
の省令に定める様式による申請書等は、この省
令による改正後のそれぞれの省令に定める相当
様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令
による改正前のそれぞれの省令に定める様式に
よる申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定
をした上、使用することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この省令の施行の日前にした行為及び附
則第四条の規定によりなおその効力を有するこ
ととされる場合におけるこの省令の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

**附則 (平成一八年一〇月二〇日厚生労
働省令第一八五号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十八年十二月一日から
施行する。

第二条 (経過措置)
この省令による改正後の労働安全衛生規
則(以下「新安衛則」という。)第三十条の物
又は新安衛則第三十一条各号に掲げる物(この
省令による改正前の労働安全衛生規則(以下
「旧安衛則」という。)別表第二に掲げる物に該
当するものを除く。)であつて、労働安全衛生
法施行令(以下「令」という。)別表第三第一
号1から6まで若しくは新安衛則別表第二の上
欄に掲げる物の含有量がその重量の一パーセン
ト未満であるもの又は令別表第三第一号7に掲
げる物の含有量がその重量の〇・五パーセント
未満であるものについては、平成二十年十一月
三十日までの間は、労働安全衛生法(以下
「法」という。)第五十七条第一項の規定は、適
用しない。

第三条 新安衛則第三十条の物(労働安全衛生法
施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令
第三百三十一号。以下「改正政令」という。)
附則第二条第二号及び第三号に掲げる物、旧安
衛則別表第二に掲げる物並びに前条の物に該
当するものを除く。)であつて、この省令の施行
の際現に存するものについては、平成十九年五
月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の
規定は、適用しない。

第四条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則
第三十四条の二の二の物に該当するものを除
く。)又は新安衛則第三十四条の二の二各号に
掲げる物であつて、令別表第三第一号1から6
まで若しくは新安衛則別表第二の二の上欄に掲
げる物の含有量がその重量の一パーセント未満
であるもの又は令別表第三第一号7に掲げる物
の含有量がその重量の〇・五パーセント未満で
あるものについては、平成二十年十一月三十日
までの間は、法第五十七条の二第一項の規定
は、適用しない。

第五条 新安衛則第三十四条の二の物(改正政令
附則第三条第二号及び第三号に掲げる物、旧安
衛則第三十四条の二の二の物並びに前条の物に
該当するものを除く。)であつて、この省令の
施行の際現に存するものについては、平成十九
年五月三十一日までの間は、法第五十七条の二
第一項の規定は、適用しない。

**附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四三三号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十九年四月一日から施
行する。

第二条 (助教授の在職に関する経過措置)
この省令による改正後の次に掲げる省令
の規定の適用については、この省令の施行前
における助教授としての在職は、准教授として
在職とみなす。

一から六まで 略
七 労働安全衛生規則第十四条第二項第四号及
び附則第三号(裏面)別表
附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

**附則 (平成一九年七月六日厚生労働省
令第九六号)**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十年四月一日から施
行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現に提出され又は交
付されている改正前の様式第七号による健康管
理手帳交付申請書、様式第八号による健康管
理手帳、様式第九号による健康管理手帳による健
康診断実施報告書、様式第十号による健康管理
手帳書替申請書及び健康管理手帳再交付申請書
並びに様式第十二号による免許申請書、免許証
再交付申請書、免許証書替申請書及び免許更新
申請書は、それぞれこの省令による改正後の様
式第七号による健康管理手帳交付申請書、様式
第八号による健康管理手帳、様式第九号による
健康管理手帳による健康診断実施報告書、様式
第十号による健康管理手帳書替申請書及び健康
管理手帳再交付申請書並びに様式第十二号によ
る免許申請書、免許証再交付申請書、免許証書
替申請書及び免許更新申請書とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存する改正前の
様式第十二号による申請書は、当分の間、必要
な改定をした上、使用することができる。

**附則 (平成一九年二月四日厚生労働
省令第一四三三号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十年三月一日から施
行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現に交付され、又は
提出されているこの省令による改正前の労働安
全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及び
じん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康
管理実施状況報告は、この省令による改正後の
労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手
帳及びじん肺法施行規則様式第八号によるじん
肺健康管理実施状況報告とみなす。

**附則 (平成一九年一二月二八日厚生労
働省令第一五五号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十年三月一日から施
行する。

第二条 (計画の届出に関する経過措置)
労働安全衛生規則第八十六条第一項及び
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七
号)第八十八条第二項において準用する同条第

月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の
規定は、適用しない。

第四条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則
第三十四条の二の二の物に該当するものを除
く。)又は新安衛則第三十四条の二の二各号に
掲げる物であつて、令別表第三第一号1から6
まで若しくは新安衛則別表第二の二の上欄に掲
げる物の含有量がその重量の一パーセント未満
であるもの又は令別表第三第一号7に掲げる物
の含有量がその重量の〇・五パーセント未満で
あるものについては、平成二十年十一月三十日
までの間は、法第五十七条の二第一項の規定
は、適用しない。

第五条 新安衛則第三十四条の二の物(改正政令
附則第三条第二号及び第三号に掲げる物、旧安
衛則第三十四条の二の二の物並びに前条の物に
該当するものを除く。)であつて、この省令の
施行の際現に存するものについては、平成十九
年五月三十一日までの間は、法第五十七条の二
第一項の規定は、適用しない。

**附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四三三号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十九年四月一日から施
行する。

第二条 (助教授の在職に関する経過措置)
この省令による改正後の次に掲げる省令
の規定の適用については、この省令の施行前
における助教授としての在職は、准教授として
在職とみなす。

一から六まで 略
七 労働安全衛生規則第十四条第二項第四号及
び附則第三号(裏面)別表
附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

**附則 (平成一九年七月六日厚生労働省
令第九六号)**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十九年十月一日から施
行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現に提出され又は交
付されている改正前の様式第七号による健康管
理手帳交付申請書、様式第八号による健康管
理手帳、様式第九号による健康管理手帳による健
康診断実施報告書、様式第十号による健康管理
手帳書替申請書及び健康管理手帳再交付申請書
並びに様式第十二号による免許申請書、免許証
再交付申請書、免許証書替申請書及び免許更新
申請書は、それぞれこの省令による改正後の様
式第七号による健康管理手帳交付申請書、様式
第八号による健康管理手帳、様式第九号による
健康管理手帳による健康診断実施報告書、様式
第十号による健康管理手帳書替申請書及び健康
管理手帳再交付申請書並びに様式第十二号によ
る免許申請書、免許証再交付申請書、免許証書
替申請書及び免許更新申請書とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に存する改正前の
様式第十二号による申請書は、当分の間、必要
な改定をした上、使用することができる。

**附則 (平成一九年一二月二八日厚生労働
省令第一四三三号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十年三月一日から施
行する。

第二条 (経過措置)
この省令の施行の際現に交付され、又は
提出されているこの省令による改正前の労働安
全衛生規則様式第八号による健康管理手帳及び
じん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康
管理実施状況報告は、この省令による改正後の
労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手
帳及びじん肺法施行規則様式第八号によるじん
肺健康管理実施状況報告とみなす。

**附則 (平成一九年一二月二八日厚生労
働省令第一五五号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成二十年三月一日から施
行する。

第二条 (計画の届出に関する経過措置)
労働安全衛生規則第八十六条第一項及び
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七
号)第八十八条第二項において準用する同条第

月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の
規定は、適用しない。

第四条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則
第三十四条の二の二の物に該当するものを除
く。)又は新安衛則第三十四条の二の二各号に
掲げる物であつて、令別表第三第一号1から6
まで若しくは新安衛則別表第二の二の上欄に掲
げる物の含有量がその重量の一パーセント未満
であるもの又は令別表第三第一号7に掲げる物
の含有量がその重量の〇・五パーセント未満で
あるものについては、平成二十年十一月三十日
までの間は、法第五十七条の二第一項の規定
は、適用しない。

第五条 新安衛則第三十四条の二の物(改正政令
附則第三条第二号及び第三号に掲げる物、旧安
衛則第三十四条の二の二の物並びに前条の物に
該当するものを除く。)であつて、この省令の
施行の際現に存するものについては、平成十九
年五月三十一日までの間は、法第五十七条の二
第一項の規定は、適用しない。

**附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四三三号) 抄**

第一条 (施行期日)
この省令は、平成十九年四月一日から施
行する。

第二条 (助教授の在職に関する経過措置)
この省令による改正後の次に掲げる省令
の規定の適用については、この省令の施行前
における助教授としての在職は、准教授として
在職とみなす。

一から六まで 略
七 労働安全衛生規則第十四条第二項第四号及
び附則第三号(裏面)別表
附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働
省令第四七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
る。

労働災害再発防止講習規程」という。第一条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の二第一項の指定（旧労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第二条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の二第一項の指定（旧労働災害防止業務従事者労働災害再発防止講習規程第三条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第百五十一号（クレール・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前のクレール・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十一号。以下「旧クレール・デリック運転士等労働災害再発防止講習規程」という。）第一条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）
法第九十九条の三第一項の指定（旧労働災害再発防止講習規程第二条に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の二第一項の指定（登録省令第六十八号に規定する安全管理者等に対する講習に係るものに限る。）	法第九十九条の二第一項の指定（登録省令第六十八号に規定する統括安全衛生責任者等に対する講習に係るものに限る。）	法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八十二号に規定するクレール・デリック運転士等に対する講習に係るものに限る。）

法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第百五十二号（車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前の車両系建設機械運転業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十二号）本則に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の三第一項の指定（平成二十一年厚生労働省告示第百五十三号（玉掛業務従事者労働災害再発防止講習規程を廃止する件）による廃止前の玉掛業務従事者労働災害再発防止講習規程（平成四年労働省告示第八十三号）本則に規定する者に対する同項の講習に係るものに限る。）	法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八十二号に規定する玉掛業務従事者に対する講習に係るものに限る。）	法第九十九条の三第一項の指定（登録省令第八十二号に規定する玉掛業務従事者に対する講習に係るものに限る。）
4 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習、研修、実習又は科目を修了した者とみなす。	旧選任基準本則第四号の講習（安全衛生推進者に係るものに限る。）	新安衛則第十二条の三第一項の講習（登録省令第一条の二第一項第一号に係るものに限る。）	新安衛則第十二条の三第一項の講習（登録省令第一条の二第一項第二号に係るものに限る。）
旧選任基準本則第四号の講習（衛生推進者に係るものに限る。）	新安衛則第十四条第二項第一号の厚生労働大臣が定める研修	新安衛則第十四条第二項第一号の厚生労働大臣の指定する者が行う研修	新安衛則第十四条第二項第二号の実習

新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習	新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修
新安衛則別表第五の四の表受験資格の欄第三号の発破実技講習	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修	新安衛則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第一号及び別表第七の上欄第十二号に掲げる機械等に係る工事の項第一号口の研修

仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項第一号ハの研修	号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項第一号ハの研修	新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目	新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目
新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目	新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目	新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目	新安衛則別表第五の五の項第一号に規定する該当科目

附則（平成二二年一月二日厚生労働省令第一五八号）
 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
附則（平成二二年一月二日厚生労働省令第九号）
 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附則（平成二二年六月二日厚生労働省令第八二号）
 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
附則（平成二二年七月一日から施行する）
 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。
附則（平成二三年一月二日厚生労働省令第三号）
 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。
附則（平成二三年一月一四日厚生労働省令第五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二條 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十三年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号15若しくは19の2に掲げる物又は第三第二号の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「新特化則」という。)別表第三十五号若しくは第十九号の二に掲げる物(以下「酸化プロピレン等」という。)に係るもの、労働安全衛生規則別表第七の二十の二の上欄に掲げる機械等であつて、一・四一ジクロロエーテン又は一・四一ジクロロエーテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「一・四一ジクロロエーテン等」という。)に係るもの又は第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の四の項の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)
第三条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当地様式による申請書等とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則(平成二十三年三月二九日厚生労働省令第三〇号)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則(平成二十三年九月三〇日厚生労働省令第一一九号)抄
第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる指定を受けている者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同表の下欄に掲げる登録を受けている者とみなす。この場合において、第二条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の二の四第一項から第三項まで及び第一条の二の二の六の規定は適用しない。

衛生管理者規程の一部を改正する件(平成二十三年厚生労働省告示第三百八十七号)による改正前の「新安衛則」という。別表第四衛生管理者規程(昭和四十七年労働省告示第九十四号)第三条第三号の登録

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の厚生労働大臣の定める講習を修了した者は、新安衛則別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号の衛生工学衛生管理者講習を修了した者とみなす。

附則(平成二十三年二月二二日厚生労働省令第一五二号)抄
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則(平成二十四年一月二〇日厚生労働省令第六号)抄
第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十四年一月二七日厚生労働省令第九号)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十四年七月三一日厚生労働省令第一二一号)
この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附則(平成二十四年九月一四日厚生労働省令第一二九号)
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附則(平成二十四年一〇月一日厚生労働省令第一四三号)抄
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(名称等の通知に関する経過措置)
第二条 第一条による改正後の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「新安衛則」という。)第三十四条の二の物(第一条による改正前の労働安全衛生規則(以下「旧安衛則」という。)第三十四条の二の物に該当するもの及び次条の物に該当するものを除く)については、平成二十五年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

第三条 新安衛則第三十四条の二の物(旧安衛則第三十四条の二の物に該当するものを除く)であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)
第四条 この省令の施行の際現に提出されている旧安衛則に定める様式による申請書は、新安衛則に定める相当様式による申請書とみなす。

第五条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(計画の届出に関する経過措置)
第六条 新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)第二条第三号の二に掲げる物(以下「エチルベンゼン等」という。)に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第三号の二に掲げる物(以下「インジウム化合物等」という。)又は合別表第三第二号13の2若しくは新特化則別表第一第三十三号の二に掲げる物(以下「コバルト等」という。)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年一月九日厚生労働省令第三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年四月二二日厚生労働省令第五七号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第五八号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二五年十月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第五九号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六〇号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六一号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六二号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六三号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六四号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六五号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六六号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六七号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六八号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則(平成二五年四月二二日厚生労働省令第六九号)抄
この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則(次条において「新安衛則」という。)第五百五十一条の百七十五第二項各号に掲げる機械であつて、平成二十五年七月一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、労働安全衛生法(次条において「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(就業制限に関する経過措置)

第三条 事業者は、新安衛則第百五十一条の百七十五第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、平成二十六年六月三十日までの間は、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者

2 事業者は、前項の業務については、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この省令(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年六月二十八日厚生労働省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成二十五年七月八日厚生労働省令第八九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年八月十三日厚生労働省令第九六号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則第八十六条第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十六年一月一日前に同規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(第五条において「新特化則」という。)第二条第一項第三号の二に掲げる物(第二条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則(第四条において「旧特化則」という。))第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。第五条において「二・二」ジクロロプロパン等」という。)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則(次条において「旧安衛則」という。)に定める様式による申請書は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則に定める相当様式による申請書とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧特化則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十五年一月二十九日厚生労働省令第一二五号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

(前照灯の設置等に関する経過措置)

第二条 車両系木材伐出機械であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、平成二十六年十一月三十日までの間は、改正後の労働安全衛生規則(以下「新安衛則」という。)第五百五十一条の八十五、第五百五十一条の八十六及び第五百五十一条の八十七の規定は、適用しない。

2 集材機(架線集材機を含む。次項において同じ。)であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものを用いて林業架線作業を行う場合は、平成二十六年十一月三十日までの間は、新安衛則第百五十一条の百三十六及び第百五十一条の百三十七の規定は、適用しない。

3 集材機であつて、平成二十六年五月三十一日において現に製造しているもの又は現に存するものを用いて簡易林業架線作業を行う場合は、平成二十六年十一月三十日までの間は、新安衛則第百五十一条の百六十二の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第八七号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附則(平成二十六年八月二十五日厚生労働省令第一〇一号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八条第一項の規定は、平成二十七年二月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であつて、第三条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)第二条第一項第三号の三に掲げる物(第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則(次条において「旧有機則」という。))第一条第二号に該当するもの及び第三条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則(次条において「旧特化則」という。))第二条第一項第三号の二に掲げる物に該当するものを除く。附則第五条において

「経過措置対象有機溶剤等」という。)に係るもの又は労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百八十八号)別表第三第一号19の4若しくは新特化則別表第十九号の四に掲げる物(以下「ジメチル・二・二」ジクロロピニルホスフェイト等」という。)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十六年一月二八日厚生労働省令第一三二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則(次項において「旧安衛則」という。))又は第八十八条の規定による改正前の機械等検定規則(次項において「旧検定則」という。))に定める様式による申請書等は、第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則又は第八十八条の規定による改正後の機械等検定規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧検定則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則(平成二十六年一月二二日厚生労働省令第一三三二号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則(平成二十七年三月五日厚生労働省令第三〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

第二条 事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則(次条に

(特別教育に関する経過措置)

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

第二条 事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則(次条に

において「新安衛則」という。）第三十六条第三十九号に掲げる業務に従事している者については、平成二十九年六月三十日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法第五十九条第三項の特別の教育を行うことを要しない。
(足場の作業床に関する経過措置)

第三条 はり間方向における建地の内法幅が六十センチメートル未満の足場の作業床であつて、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、新安衛則第五百六十三条第一項第二号ハの規定は、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

附則 (平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第七三三号) 抄
この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
附則 (平成二十七年四月一日)から施行する。
省令第九四号)

1 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定(「安全衛生改善計画(第八十四条)」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画(第八十四条―第八十四条の三)」に改める部分を除く)、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二とすする改正規定、同章第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日において、労働安全衛生法第十三条第一項に業務に従事した経験年数が三年以上である看護師又は精神保健福祉士は、第一条の規定による

改正後の労働安全衛生規則(次項において「新安衛則」という。)第五十二条の十第一項の規定にかかわらず、同法第六十二条の十第一項の厚生労働省令で定める者とする。
(様式に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第八十四条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに同令第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、新安衛則第八十四条の三の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに新安衛則第九十五条の三及び第九十五条の三の二の規定による証票並びに第三条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

附則 (平成二十七年六月二三日厚生労働省令第一一五号) 抄
この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。
(様式に関する経過措置)

1 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日)から施行する。
2 第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び第二条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。

附則 (平成二十七年八月五日厚生労働省令第一二九号) 抄
この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則(以下この条において「新安衛則」という。)第五百三十九条の二に規定するロープ高作業業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業又はのり面における石張り、芝張り、モルタルの吹付け等ののり面を保護するための工事に係る作業以外の作業については、次の措置を

講じたときは、当分の間、同条及び第五百三十九条の三第二項第一号の規定は、適用しない。
一 新安衛則第五百三十九条の二に規定するメインロープ(次号において「メインロープ」という。)を作業箇所の上方にある異なる二以上の堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること。
二 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープが切断するおそれのある箇所とメインロープとの接触を避ける措置を講ずること。ただし、当該措置を講ずることが作業の性質上困難な場合において、前号の支持物の他に当該箇所の下方にある堅固な支持物にメインロープを緊結させたときは、この限りでない。

2 前項の場合における新安衛則第五百三十九条の三から第五百三十九条の七までの規定の適用については、新安衛則第五百三十九条の三第一項中「ライフレイン、これらを」とあるのは「これ」と、同条第二項中、「ライフレイン及び」とあるのは「及び」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同項第二号中「メインロープ及びライフレイン」とあるのは「メインロープ」と、同項第三号中「メインロープ又はライフレイン」とあり、及び「これら」とあるのは「メインロープ」と、新安衛則第五百三十九条の四第二号中「メインロープ及びライフレイン」とあるのは「メインロープ」と、「それぞれの支持物」とあるのは「堅固な支持物(次条第二項第三号及び第七号において「支持物」という。）」と、新安衛則第五百三十九条の五第二項第三号中「メインロープ及びライフレイン」とあるのは「メインロープ」と、「それぞれの支持物」とあるのは「支持物」と、同項第五号及び第七号中「メインロープ及びライフレイン」とあるのは「メインロープ」と、新安衛則第五百三十九条の六第一号中「第五百三十九条の三第二項」とあるのは「第五百三十九条の三第二項第二号から第四号まで及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第二百二十九号)附則第二條第一項」と、「同項」とあるのは「これら」と、新安衛則第五百三十九条の七第二項中「ライフレイン」とあるのは「メインロープ」とする。

附則 (平成二十七年八月三十一日厚生労働省令第一三四号) 抄

講じたときは、当分の間、同条及び第五百三十九条の三第二項第一号の規定は、適用しない。
一 新安衛則第五百三十九条の二に規定するメインロープ(次号において「メインロープ」という。)を作業箇所の上方にある異なる二以上の堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること。
二 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープが切断するおそれのある箇所とメインロープとの接触を避ける措置を講ずること。ただし、当該措置を講ずることが作業の性質上困難な場合において、前号の支持物の他に当該箇所の下方にある堅固な支持物にメインロープを緊結させたときは、この限りでない。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則 (平成二十七年九月一七日厚生労働省令第一四一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。
(計画の届出に関する経過措置)

2 若しくは第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)別表第一第二十三号の二に掲げる物(以下「ナフタレン等」という。)に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であつて、新令別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下「リフレクトリセラミックファイバー等」という。)に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれら主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

附則 (平成二十七年一月二二日厚生労働省令第一七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十二号)以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。
附則 (平成二十八年二月三日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則 (平成二十八年二月三日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成三十一年三月二五日厚生労働省令第二十九号）抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三十二年四月一〇日厚生労働省令第六八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和元年六月五日厚生労働省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年八月八日厚生労働省令第三三号）

1 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

2 事業者は、この省令の施行の日前にこの省令による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第四号に掲げる業務に関する労働安全衛生法第五十九号に掲げる特別の教育を行った労働者をこの省令による改正後の労働安全衛生規則第三十六号第四号の二に掲げる業務に就かせるとき

は、当該業務に関する同項の特別の教育を行うことを要しない。

附則（令和元年八月三〇日厚生労働省令第三七号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日厚生労働省令第八〇号）抄

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三日厚生労働省令第二〇号）

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六一号）抄

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第六六号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

（平成二十九年法律第十五号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年六月一五日厚生労働省令第一二八号）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条中労働安全衛生規則第三百八十三条の三の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和二年七月一日厚生労働省令第三四号）抄

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石綿障害予防規則第六条の二の改正規定並びに附則第三条第二項及び第六条の規定 令和二年十月一日

二 届出に関する経過措置等

第四条 新石綿則第五号第一項若しくは第二号に掲げる作業又は第三条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下この項及び次項において「新安衛則」という。）第九十条第五号の二若しくは第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第五号第一項及び新安衛則第九十条の規定は適用せず、旧石綿則第五号第一項及び第三

条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十条第五号の二の規定は、なおその効力を有する。

2 新安衛則第九十条第五号の二又は第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日後に開始されるものに係る労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第三項の規定による計画の届出は、この省令の施行前においても、同項及び労働安全衛生規則第九十一条第二項の規定の例により行うことができる。

附則（令和二年八月二八日厚生労働省令第一五四号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和二年二月二日厚生労働省令第一九三号）

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二日厚生労働省令第二〇〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則別表第九号の規定の適用については、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）前に建

築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十二条第一項の一級建築士試験に合格した者（次項において「施行前一級建築士試験合格者」という。）は、建築士法の一部を改正する法律による改正後の建築士法第四條第二項に規定する一級建築士の免許を受けることができる者（次項において「一級建築士免許権利者」という。）とみなす。

罰則に関する経過措置

第三条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月二五日厚生労働省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生規則様式第十五号から様式第十八号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令（前条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月二二日厚生労働省令第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中労働安全衛生規則別表第三の改正規定（「建設機械施工技術検定」を「建設機

械施工管理技術検定」に改める部分に限る。）及び第四条の規定は、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十四号。附則第三条において「第百七十四号政令」という。）の施行の日（令和三年四月一日。附則第三条において「改正令施行日」という。）から施行する。

（業務につくことができる者に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の労働安全衛生規則別表第三の規定の適用については、この省令の施行の前日に建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第七十一号）による改正前の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七條の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者及び改正令施行日前に建設業法施行令第三十四條に規定する建設機械施工技術検定に合格した者は、第百七十四号政令による改正後の建設業法施行令第三十四條に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者とみなす。

附則（令和三年二月二五日厚生労働省令第一八八号）抄

（罰則に関する経過措置）

第四条 この省令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月二五日厚生労働省令第一八八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月一九日厚生労働省令第八号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二四日厚生労働省令第二五号）

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同令中別表第九の改正規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和四年四月一五日厚生労働省令第八二号）抄

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年四月二八日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日
- 二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日

（型式検定に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第二十九條の二各号に掲げる防毒マスク（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二條の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを同法第四十四條の二第二項の登録型式検定機関が認めたものに限る。）であつて、この省令の施行の日において現に存するものは、令和九年五月三十日までの間、同項の型式検定に合格しているものとみなす。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第十号の申請書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第十号の申請書とみなす。

第四条 この省令（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定（第四条及び第八条に

（施行期日）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の労働安全衛生規則（次項において「旧安衛則」という。）様式第六号の報告書（労働安全衛生規則第四十八條の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、この省令による改正後の労働安全衛生規則様式第六号の二の報告書とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令の施行の前に行われた労働安全衛生規則第四十八條の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第五十二條の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年五月三二日厚生労働省令第九一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日
- 二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日

（型式検定に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第二十九條の二各号に掲げる防毒マスク（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二條の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを同法第四十四條の二第二項の登録型式検定機関が認めたものに限る。）であつて、この省令の施行の日において現に存するものは、令和九年五月三十日までの間、同項の型式検定に合格しているものとみなす。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第十号の申請書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第十号の申請書とみなす。

第四条 この省令（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定（第四条及び第八条に

（以下同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年八月二二日厚生労働省令第一一二号）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一月一八日厚生労働省令第五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年三月一四日厚生労働省令第二二号）

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五百六十一條の次に一条を加える改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（規格に適合した機械等の使用に関する経過措置）

第二条 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三條第五項の表別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び第三條の規定による改正後の労働安全衛生規則第二十六條の二に規定する防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具で、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、令和八年九月三十日までの間

は、労働安全衛生規則第二十七条の規定は、適用しない。

附 則 (令和五年三月二八日厚生労働省令第三三三号)

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年二月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月三日厚生労働省令第六六号) 抄

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月二四日厚生労働省令第七〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

改正する政令(令和五年政令第二百六十五号)第一条の規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年二月一八日厚生労働省令第一五七号) 抄

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月二五日厚生労働省令第七九号) 抄

1 この省令は、令和八年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和六年七月一日

二 次項の規定 令和七年一月一日

別表第一(第十六条、第十七条関係)

作業の区分	資格を有する者	名称
令第六条第一号の作業	高圧室内作業主任者免許を受けたる者	高圧室内作業主任者
令第六条第二号の作業	ガス溶接作業主任者免許を受けたる者	ガス溶接作業主任者

令第六条第三号の作業

林業架線作業主任者免許を受けた者

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が五百平方メートル以上の場合(貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。)における当該ボイラーの取扱いの作業

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル以上五百平方メートル未満の場合(貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上とのきを含む。)における当該ボイラーの取扱いの作業

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第四号の作業のうち取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二百五十平方メートル未満の場合における

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

令第六条第十号の作業

に係る第一種圧力容器の取扱いの作業	能講習を修了した者	取扱作業主任者
令第六条第十号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技術講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技術講習（講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したものを以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を除く。令第六条第二十号の作業の項において同じ。）を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十号の作業のうち、金属アーク溶接する作業、アーク溶接する作業、アーク溶接等作業主任者限定技能講習を含む。）を修了した者	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技術講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を含む。）を修了した者	金属アーク溶接等作業主任者

下この項において「金属アーク溶接等作業」という。）	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（特別有機溶剤等関係）
令第六条第十号の作業のうち、特別有機溶剤又は令別表第三第二号37に掲げる物で特別有機溶剤に係るものを製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
令第六条第十号の作業	鉛作業主任者技能講習を修了した者	鉛作業主任者
令第六条第二十号の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者
令第六条第二十一号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
令第六条第二十一号の作業のうち、令別表第六第三号の三、第九号又は第十二号に掲げる酸素欠乏危険場所（同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるとそれ及び硫化水素中毒にかかるとそのある場所として厚生労働大臣が定める場所における。）における作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	有機溶剤作業主任者

臣が定める場所における。）における作業	令第六条第二十二号の作業	令第六条第二十三号の作業	令第六条第四号の作業に係る伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。
有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者	一 ボイラーの伝熱面積の算定方法は、ボイラー則第二条に規定するところによること。 二 貫流ボイラーについては、前号により算定した伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該ボイラーの伝熱面積とすること。 三 廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。 四 令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。
有機溶剤作業主任者	有機溶剤作業主任者	石綿作業主任者	五 ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条に規定する含有量（重量パーセント）
アクリル酸エチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アクリルアミド	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセトアミド	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセトアルデヒド	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセトニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトフェノン	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満	一パーセント未満
アクリル酸ニ（ジメチルアミン）エチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸ノルマルブチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸ニヒドロキシプロピル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリル酸メチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アクロレイン	一パーセント未満	一パーセント未満
アザチオプリン	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アジ化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
亜硝酸イソブチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アスファルト	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
アセチルアセトン	一パーセント未満	一パーセント未満

アセトンチオセミカルバゾン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
アニリン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アフラトキシシン	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アミド硫酸アンモニウム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
二アミノエタノール	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
二アミノエタンチオール(別名システアミン)	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
N-(二アミノエチル)-二アミノエタノール	〇・二パー セント未満	〇・一パー セント未満
三アミノノールエチルカルバゾール	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
四アミノノールターシャリーブチル-三メチルチオール・二・四トリアジン-五(四H)-オン(別名メトリブジン)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
三アミノ-一H-一・二・四トリアゾール(別名アミトロール)	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
四アミノ-一・三・五・六トリクロロピリジン-二カルボン酸(別名ピクロラム)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
(S)-二アミノ-一・三-「四」ロエチル)アミノ「フェニル」ブ	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満

ロバン酸(別名メルフアラシ)	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
二アミノ-一・四「ヒド」ロキシ(メチル)ホスホリル」ブタン酸及びそのアンモニウム塩	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
二アミノピリジン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
三アミノ-一・一・一プロペン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
四アミノ-一・一・一ベーターD-リボフラノシル-一・三・五-トリアジン-二(二H)-オン	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
亜硫酸水素ナトリウム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
アリルアルコール	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
一アリルオキシシ-二・三-エボキシプロパン	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
四アアリル-一・二-ジメトキシベンゼン	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アリル水銀化合物	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
アリルノルマル「プロピル」ジスルフィド	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
亜りん酸トリメチル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
アルキルアルミニウム化合物	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
アルキル水銀化合物	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
十七アルファアセチルオキシ-六「クロロ」プレグナ-四・六-ジエン-三・二十一-ジオン	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満

三(アルファアセトニルベンジル)-一・四-ヒドロキシマリン(別名ワルファリン)	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アルファ-アルファ-ジクロロトルエン	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アルファ-メチルステレン	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
アルミニウム水溶性塩	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
アンチモン及びその化合物(三酸化二アンチモンに限る)	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
アンチモン及びその化合物(三酸化二アンチモンを除く)	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
アントラセン	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
アンモニア	〇・二パー セント未満	〇・一パー セント未満
石綿(合第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る)	〇・一パー セント未満	〇・一パー セント未満
メチル-一・三・五・五-トリメチルシクロヘキシル「イソシアネート	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
イソシアネ酸三・四-ジクロロフェニル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イソシアネ酸メチル	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
イソブレン	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満

四・四-「イソ」プロピリデンジフェニール(別名ビスフェノールA)	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
N-イソプロピルアニリン	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
N-イソプロピルアミノホスホン酸	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
〇-エチル-〇-(二)メチル-四「メチルチオ」フェニル(別名フェナミホス)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イソプロピルエミン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イソプロピルエテル	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イソホロン	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満
一塩化硫黄	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
一酸化炭素	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
一酸化窒素	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
一酸化二窒素	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
イットリウム及びその化合物	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イブシロン-カプロラクタム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
イブプロフェン	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
二-イミダゾリジンチオン	〇・三パー セント未満	〇・一パー セント未満
四・四-「四」イミノシクロヘキサ-二・五-ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩	一パーセン ト未満	〇・一パー セント未満

シアン化カリウム	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
四アルキル鉛	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二・四―ジアミノトルエン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
四・四―ジアニミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
メチルジフェニルメタン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
テル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
四・四―ジアニミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジフェニルエーテル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二・四―ジアニミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二―シアノアクリル酸エチル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二―シアノアクリル酸メチル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シアナミド	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジアゾメタン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジアセトンアルコール	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジペン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
次亜塩素酸カルシウム	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
N・N、―ジアセチルベンジジン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジアセトキシプロペン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
三弗化ほう素	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
三弗化アルミニウム	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
三弗化塩素	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン

シアン化カルシウム	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シアン化水素	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シアン化ナトリウム	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
(SP―四―二)―ジアンミンジクロリド白金(別名シスプラチン)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジイソブチルアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジイソブチルケトン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二・三・四・五―ジイソブチルプロピルデン―イール	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
スルファモイル―ベーターD―イール	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ルクトピラノース	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジイソプロピルアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジイソプロピル―S―(エチルスルフィニルメチル)―ジチオホスフェイト	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエタノールアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
N・N―ジエチル亜硝酸アミド	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二―(ジエチルアミノ)エタノール	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチルアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチルケトン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチル―一―クロルフェニル(二・三・四、―ジクロルフェニル)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン

二―クロルピニルホスフェイト	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチル―(一、三)―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチルスチルベスチルロール(別名スチルベスチルロール)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ヒドラジン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
N・N―ジエチルヒドロキシシラルミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチルホスホロクロリドチオネイト	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルカルビトール)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジエチレントリアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
四塩化炭素	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
一・四―ジオキササン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
一・四―ジオキササン―二・三―ジイロジチオビス(チオホスホン酸)O・O・O・O、―テトラエチル(別名ジオキサチオン)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン

一・三―ジオキソラン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二―(一・三)―ジオキソラン―二―イール)―フェニル―N―メチルカルバメート	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロスポリン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキサノール	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキサノン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキササン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキシミド	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキシルアミン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二―シクロヘキシルビフェニル	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロヘキセン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロペンタジエン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロペンタン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
シクロホスファミド及びその一水和物	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
二・四―ジクロルフェニル四、―ニトロフェニルエーテル(別名NIP)	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジクロロアセチレン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
ジクロロエタン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン
四・四、―二―ジクロロエタン	ト未満	一パーセン	ト未満	一パーセン

ニトログリコール	一パーセン	一パーセン
ニトログリセリン	ト未満	ト未満
六ニトクロクリ	一パーセン	一パーセン
ニトセルロース	一パーセン	一パーセン
ニトニトロソフェ	一パーセン	一パーセン
ニルヒドロキシ	一パーセン	一パーセン
アミンアンモニウ	一パーセン	一パーセン
ム塩	一パーセン	一パーセン
Nニトロソモル	一パーセン	一パーセン
ホリン	一パーセン	一パーセン
ニトロールエン	一パーセン	一パーセン
一ニトロピレン	一パーセン	一パーセン
一(四ニトロ	一パーセン	一パーセン
フェニル)一三	一パーセン	一パーセン
(ニニピリジルメ	一パーセン	一パーセン
チル)ウレア	一パーセン	一パーセン
ニトロプロパン	一パーセン	一パーセン
ニトロベンゼン	一パーセン	一パーセン
ニトロメタン	一パーセン	一パーセン
ニナトリウムIIエ	一パーセン	一パーセン
タン一ニジ	一パーセン	一パーセン
イルジカルバモジ	一パーセン	一パーセン
チオアト	一パーセン	一パーセン
乳酸ノルマルーブ	一パーセン	一パーセン
チル	一パーセン	一パーセン
二硫化炭素	一パーセン	一パーセン
ノナン	一パーセン	一パーセン
ノルマルーブチル	一パーセン	一パーセン
アミン	一パーセン	一パーセン
ノルマルーブチル	一パーセン	一パーセン
エチルケトン	一パーセン	一パーセン
ノルマルーブチル	一パーセン	一パーセン
一ニ・三エポキ	一パーセン	一パーセン
シプロピルエー	一パーセン	一パーセン
テル	一パーセン	一パーセン

N「一」(N	一パーセン	一パーセン
ノルマルーブチル	一パーセン	一パーセン
カルモイル)一	一パーセン	一パーセン
一H「二」ベン	一パーセン	一パーセン
イミダゾール)カ	一パーセン	一パーセン
ルバミン酸メチル	一パーセン	一パーセン
(別名ベノミル)	一パーセン	一パーセン
発煙硫酸	一パーセン	一パーセン
白金及びその水溶	一パーセン	一パーセン
性塩	一パーセン	一パーセン
ハフニウム及びそ	一パーセン	一パーセン
の化合物	一パーセン	一パーセン
パラアアニジン	一パーセン	一パーセン
パラエトキシア	一パーセン	一パーセン
セトアニリド(別	一パーセン	一パーセン
名フェナセチン)	一パーセン	一パーセン
パラクロロア	一パーセン	一パーセン
ニリン	一パーセン	一パーセン
パラクロロア	一パーセン	一パーセン
ルファ・アルフ	一パーセン	一パーセン
ア・アルファト	一パーセン	一パーセン
リフルオロトル	一パーセン	一パーセン
エン	一パーセン	一パーセン
パラクロロトル	一パーセン	一パーセン
エン	一パーセン	一パーセン
パラジクロロベ	一パーセン	一パーセン
ンゼン	一パーセン	一パーセン
パラジメチルア	一パーセン	一パーセン
ミノアゾベンゼン	一パーセン	一パーセン
パラターシヤリ	一パーセン	一パーセン
ブチル安息香酸	一パーセン	一パーセン
パラターシヤリ	一パーセン	一パーセン
ブチルトルエン	一パーセン	一パーセン
パラニトロア	一パーセン	一パーセン
ニリン	一パーセン	一パーセン
パラニトロ安息	一パーセン	一パーセン
香酸	一パーセン	一パーセン
パラニトロクロ	一パーセン	一パーセン
ロベンゼン	一パーセン	一パーセン
パラフェニルア	一パーセン	一パーセン
ジアニリン	一パーセン	一パーセン
パラベンゾキ	一パーセン	一パーセン
ノン	一パーセン	一パーセン

パラメトキシニ	一パーセン	一パーセン
トロベンゼン	一パーセン	一パーセン
パラメトキシフ	一パーセン	一パーセン
エノール	一パーセン	一パーセン
バリウム及びその	一パーセン	一パーセン
水溶性化合物	一パーセン	一パーセン
二「二」バイオキ	一パーセン	一パーセン
シラン	一パーセン	一パーセン
ピクリン酸	一パーセン	一パーセン
ビス(二「三」エ	一パーセン	一パーセン
ポキシプロピル)	一パーセン	一パーセン
エーテル	一パーセン	一パーセン
一「三」ビス「	一パーセン	一パーセン
(二「三」エポキ	一パーセン	一パーセン
シプロピル)オキ	一パーセン	一パーセン
シ「ベンゼン	一パーセン	一パーセン
四「四」[ビス	一パーセン	一パーセン
(二「ク」ロロエ	一パーセン	一パーセン
ル)「アミノ」フェ	一パーセン	一パーセン
ニル)「ブタン酸	一パーセン	一パーセン
ビス(二「ク」ロ	一パーセン	一パーセン
ロエチル)エー	一パーセン	一パーセン
ビス(二「ク」ロ	一パーセン	一パーセン
ロエチル)スル	一パーセン	一パーセン
ド(別名マスタ	一パーセン	一パーセン
ドガス)	一パーセン	一パーセン
N「一」ビス(二	一パーセン	一パーセン
「ク」ロロエチル)	一パーセン	一パーセン
「二」ナフチル	一パーセン	一パーセン
ア	一パーセン	一パーセン
ニ	一パーセン	一パーセン
N「一」ビス	一パーセン	一パーセン
(二「ク」ロロエ	一パーセン	一パーセン
チル)「一」ニ	一パーセン	一パーセン
トロ	一パーセン	一パーセン
ソ尿素	一パーセン	一パーセン
ビス(二「ク」ロ	一パーセン	一パーセン
ロエチル)メチル	一パーセン	一パーセン
ア	一パーセン	一パーセン
ミン(別名HN	一パーセン	一パーセン
二)	一パーセン	一パーセン
N「一」ビス(二	一パーセン	一パーセン
「ク」ロロエチル)	一パーセン	一パーセン
メチルアミン「N	一パーセン	一パーセン
「一」オキシド	一パーセン	一パーセン
ビス(三「四」ジ	一パーセン	一パーセン
クロロフェニル)	一パーセン	一パーセン
ジアゼン	一パーセン	一パーセン

ビス(ジチオリ	一パーセン	一パーセン
ン酸)S「S」	一パーセン	一パーセン
「一」メ	一パーセン	一パーセン
チレン「O」	一パーセン	一パーセン
「O」	一パーセン	一パーセン
「一」テ	一パーセン	一パーセン
ラエチル(別名	一パーセン	一パーセン
エチオン)	一パーセン	一パーセン
ビス(二「ジメ	一パーセン	一パーセン
チルアミノエチル)	一パーセン	一パーセン
エーテル	一パーセン	一パーセン
二「二」ビス	一パーセン	一パーセン
(四「一」ハイド	一パーセン	一パーセン
ロキシ「三」	一パーセン	一パーセン
「五」	一パーセン	一パーセン
「ジプロモフェ	一パーセン	一パーセン
ニル)プロパン	一パーセン	一パーセン
五「八」ビス	一パーセン	一パーセン
(二「ヒドロキ	一パーセン	一パーセン
シエチルアミノ)	一パーセン	一パーセン
エチルアミノ)	一パーセン	一パーセン
「一」四「アン	一パーセン	一パーセン
トラ	一パーセン	一パーセン
キノンジオール	一パーセン	一パーセン
二塩酸塩	一パーセン	一パーセン
三「三」ビス(四	一パーセン	一パーセン
「ヒドロキシフ	一パーセン	一パーセン
フェ	一パーセン	一パーセン
ニル)「一」三	一パーセン	一パーセン
「ジヒドロイソ	一パーセン	一パーセン
ベン	一パーセン	一パーセン
ゾフラン「一」	一パーセン	一パーセン
オン(別名フェ	一パーセン	一パーセン
ノ	一パーセン	一パーセン
ルフタレイン)	一パーセン	一パーセン
S「S」ビス(二	一パーセン	一パーセン
「メチルプロピ	一パーセン	一パーセン
ル)「O」エチ	一パーセン	一パーセン
ル)「ホスホロジ	一パーセン	一パーセン
チオ	一パーセン	一パーセン
アト(別名カ	一パーセン	一パーセン
ズ	一パーセン	一パーセン
サホス)	一パーセン	一パーセン
砒素及びその化	一パーセン	一パーセン
合物	一パーセン	一パーセン
ヒドラジン及びそ	一パーセン	一パーセン
の「一」水和物	一パーセン	一パーセン
ヒドラジンチオカ	一パーセン	一パーセン
ルボヒドラジド	一パーセン	一パーセン
二「ヒドロキシ	一パーセン	一パーセン
ア	一パーセン	一パーセン
セトニトリル	一パーセン	一パーセン
三「ヒドロキシ	一パーセン	一パーセン
「一」三「五」	一パーセン	一パーセン
(十)	一パーセン	一パーセン
「エストラトリ	一パーセン	一パーセン
エ	一パーセン	一パーセン

ペンゾ「e」フル オラセン	ペンタカルボニ ル鉄	ペンタクロロナフ タレン	ペンタクロロニト ロペンゼン	ペンタクロロフェ ノール(別名PC P)及びそのナト リウム塩	一ペンタナール	一・一・三・三・ 三ペンタフルオ ロ二一(トリフ ルオロメチル)一 一プロペン(別 名PFI B)	ペンタボラン	ペンタン	ほう酸アンモニ ウム	ほう酸	ほう酸ナトリウム	ホスゲン	ポリ「グアニジン N・N、一ジイ ルヘキサニー・ 六一ジイルイミ ノ(イミノメチ レン)塩酸塩	(二一ホルミルヒ ドラジノ)一四一 (五ニトロローニ 一フリル)チアゾ ール	ホルムアミド
○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満	○・三パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満
○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満

ホルムアルデヒド	マゼンタ	マンガン	無機マンガン化 合物	ミネラルスピリッ ト(ミネラルシン ナー、ペトリウ ムスピリット、ホ ワイトスピリッ ト及びミネラル ターペンを含む)	無水酢酸	無水フタル酸	無水マレイン酸	メタキシルレン ジアミン	メタクリル酸	メタクリル酸二一 イソシアナトエ チル	メタクリル酸二・ 三エボキシプロ ピル	メタクリル酸クロ リド	メタクリル酸二一 (ジエチルアミノ) エチル	メタクリル酸メ タクリロニト リル	メタジシアノベ ンゼン	メタノール
○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満	○・三パー セント未満
○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満

メタバナジン酸ア シモノウム	メタンシルホニル クロリド	メタンシルホニル フルオリド	メタンシルホニル エチル	メタンシルホニル メチル	メチラール	メチルアセチレン	N一メチルアニ リン	二・二一「四 一(メチルアミ ノ)一三ニトロ フェニル」アミ ノ」ジエタノール (別名HCブルー ナンパー)	N一メチルアミノ ホスホン酸〇一 (四一ターシヤリ ブチル一ニク ロロフェニル)一 〇一メチル(別名 クルホメート)	メチルアミン	メチル二イソチオ シアネート	メチルイソブチル ケトン	メチルイソブチル ケトン	メチルエチルケ トン	N一メチルカルバ ミン酸二一イソブ ロピルオキシフェ ニル(別名プロボ キスル)
○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満
○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満

N一メチルカルバ ミン酸二・三一ジ ヒドロ一七二一 ジメチル一七一 ンジ「b」フラニ ル(別名カルボフ ラン)	N一メチルカルバ ミン酸二一セカン ダリーブチルフェ ニル(別名フェ ブカルブ)	メチル二カルボ クロリダート	メチル二ニトロ クロロ一五一(四・六 一ジメトキシ一ニ 一ピリミジニルカ ルバモイルスル アモイル)一 メチルピラゾール 一四一カルボキシ ラート(別名ハロ スルフロメチ ル)	メチルシクロヘキ サノール	メチルシクロヘキ サノン	メチルシクロヘキ サン	二一メチルシクロ ペンタジエニルト リカルボニルマン ガン	N一メチルジチオ カルバミン酸(別 名カーバム)	二一メチル一四・ 六一ジニトロフェ ノール	二一メチル一三・ 五一ジニトロペン ズアミド(別名ジ ニトルミド)
一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・三パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満
一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	一パーセン ト未満

ドロキシナフタレン ー・三ージス ルホナート)	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満
四ナトリウム 六・六、一「 二・一、一ビフ エニル」ー四 四、一ジイル」 ス(ジアゼニル) ビス(四ーアミノ ー五ーヒドロキシ ナフタレンー二 七ージスルホナ ー	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満
ラクトニトリル (別名アセトアル デヒドシアンヒド リン)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
ラサロシド	○・三パー セント未満	○・一パー セント未満
リチウム トリフルオロメ タンスルホン)イ ミド	○・三パー セント未満	○・一パー セント未満
硫化カリウム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化カルボニル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化ジメチル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化水素	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化水素ナトリ ウム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化ナトリウム	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫化りん	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫酸	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
硫酸ジイソプロ ピル	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満
硫酸ジエチル	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満

硫酸ジメチル	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満
りん化水素	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸ジノルマ ループチル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸ジノルマ ループチル フェニル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸ー二ージ プロモー二ー二ー ジクロロエチル ジメチル(別名ナ レド)	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満
りん酸ジメチル (E)ー (N・Nージメチ ルカルバモイル) ー 二ーイル(別名ジ クロトホス)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸ジメチル (E)ー (N ーメチルカルバモ イル)ー ペンー二ーイル (別名モノクロト ホス)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸ジメチル ー ボニルー ペンー二ーイル (別名メビソホス)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
りん酸トリス(二 ークロロエチル)	○・三パー セント未満	○・一パー セント未満
りん酸トリス (二ー三ージプロ モプロピル)	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満
りん酸トリス(ジ メチルフェニル)	○・三パー セント未満	○・一パー セント未満
りん酸トリトリル (りん酸トリ(オ ルトートリル)	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満

業務の区分 令第二十号 第一号の業 務	業務につくことができる者 一 発破技士免許を受けた者 二 火薬類取締法第三十一条の 火薬類取扱保安責任者免状を有 する者 三 鉱山保安法施行規則(平成 十六年経済産業省令第九十六 号)附則第二条の規定による廃 止前の保安技術職員国家試験規 則(昭和二十五年通商産業省令 第七十二号。以下「旧保安技術 職員国家試験規則」という。) による甲種上級保安技術職員試 験、乙種上級保安技術職員試 験、乙種上級保安技術職員試 験若しくは丁種上級保安技術職員 試験、甲種発破係員試験若しく は乙種発破係員試験、甲種坑外 保安係員試験若しくは丁種坑外 保安係員試験又は甲種坑内保安 係員試験、乙種坑内保安係員試 験若しくは丁種坑内保安係員試 験に合格した者	ルトリル)に 限る。)	りん酸トリトリル (りん酸トリ(オ ルトートリル)を 除く。)	○・三パー セント未満	○・一パー セント未満
ロジウム及びその 化合物	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	りん酸トリフェ ニル	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満
ロジン	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満	りん酸トリメチル	○・一パー セント未満	○・一パー セント未満
ロテノン	一パーセン ト未満	一パーセン ト未満	レソルシノール	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満
		一パーセン ト未満	六塩化ブタジエン	一パーセン ト未満	○・一パー セント未満

令第二十号 第二号の業 務	揚貨装置運転士免許を受けた者
令第二十号 第三号の業 務のうち次 の項に掲げ る業務以外 の業務	令第二十号 第三号の業 務のうち次 の項に掲げ る業務以外 の業務
令第二十号 第四号の業 務のうち次 の項に掲げ る業務以外 の業務	令第二十号 第四号の業 務のうち次 の項に掲げ る業務以外 の業務
令第二十号 第五号の業 務	令第二十号 第五号の業 務
令第二十号 第六号の業 務のうち次 の項に掲げ	令第二十号 第六号の業 務のうち次 の項に掲げ

<p>る業務以外 の業務</p>	<p>一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二 床上操作式クレーン運転技 能講習を修了した者</p>	<p>令第二十 六号の業 務のうち床 上で運転し 、かつ、当該 運転をする 者が荷の移 動とともに 移動する方 式のクレー ンの運転の 業務</p>	<p>令第二十 七号の業 務のうち次 の項に掲げ る業務以外 の業務</p>	<p>一 移動式クレーン運転士免許 を受けた者 二 小型移動式クレーン運転技 能講習を修了した者</p>	<p>令第二十 八号の業 務</p>	<p>クレーン・デリック運転士免許 を受けた者</p>	<p>令第二十 九号の業 務</p>	<p>潜水士免許を受けた者</p>	<p>令第二十 号の業 務</p>	<p>一 ガス溶接作業主任者免許を 受けた者 二 ガス溶接技能講習を修了し た者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号1に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>一 車両系建設機械（整地・運 搬・積み込み用及び掘削用）運転 技能講習を修了した者 二 建設業法施行令（昭和三十 一年政令第二百七十三号）第三 十四条に規定する建設機械施工 管理技術検定に合格した者（厚 生労働大臣が定める者を除く。） 三 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる建設機械運転科 の訓練（通信の方法によって行 うものを除く。）を修了した者 四 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>一 車両系建設機械（基礎工事 用）運転技能講習を修了した者 二 建設業法施行令第三十四条 に規定する建設機械施工管理技 術検定に合格した者（厚生労働 大臣が定める者を除く。） 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>一 車両系建設機械（解体用） 運転技能講習（平成二十五年七 月一日以後に開始されたものに 限る。）を修了した者 二 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号1に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号1に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号1に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>	<p>令第二十 号の業 務のうち 第六号2に 掲げる建設 機械の運転 の業務</p>
<p>機械の運 転の業務</p>	<p>一 ショベルローダー等運転技 能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第二の訓練 科の欄に定める揚重運搬機械運 転系港湾荷役科の訓練（通信の 方法によつて行うものを除く。） を修了した者で、ショベルロー ダー等についての訓練を受けた もの 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 四号の業 務</p>	<p>令第二十 四号の業 務</p>	<p>一 不整地運搬車運転技能講習 を修了した者 二 建設業法施行令第三十四条 に規定する建設機械施工管理技 術検定に合格した者（厚生労働 大臣が定める者を除く。） 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 五号の業 務</p>	<p>一 高所作業車運転技能講習を 修了した者 二 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>	<p>令第二十 六号の業 務</p>	<p>一 玉掛け技能講習を修了した 者 二 職業能力開発促進法第二十 七条第一項の準則訓練である普 通職業訓練のうち職業能力開発 促進法施行規則別表第四の訓練 科の欄に掲げる玉掛け科の訓練 （通信の方法によつて行うもの を除く。）を修了した者 三 その他厚生労働大臣が定め る者</p>								
<p>を授与された者（当該課程を修めた 者に限る。）又はこれと同等以上の学 力を有する者と認められる者を含む。） 三 学校教育法による大学において、 保健衛生に関する学科を専攻して卒 業した者（大学改革支援・学位授与 機構により学士の学位を授与された 者（当該学科を専攻した者に限る。） 若しくはこれと同等以上の学力を有 すると認められる者又は当該学科を 専攻して専門職大学前期課程を修了 した者を含む。）で労働衛生に関する 講座又は学科目を修めたもの 四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>一 第二種衛生管理者免許試験に合 格した者 二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>第二種 衛生管 理者免 許</p>	<p>衛生工 学衛生 管理者 免許</p>	<p>一 学校教育法による大学又は高等 専門学校において、工学又は理学に 関する課程を修めて卒業した者（大 学改革支援・学位授与機構により学 士の学位を授与された者（当該課程 を修めた者に限る。）若しくはこれと 同等以上の学力を有すると認められ る者又は当該課程を修めて専門職大 学前期課程を修了した者を含む。） で、都道府県労働局長の登録を受け た者が行う衛生工学衛生管理者講習 を修了したもの 二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>高圧室 内作業 主任者 免許</p>	<p>一 高圧室内業務に二年以上従事し た者であつて、高圧室内作業主任者 免許試験に合格したもの 二 高圧則第四十七条第二号に掲げ る者</p>	<p>ガス溶 接作業 主任者 免許</p>	<p>一 次のいずれかに掲げる者であつ て、ガス溶接作業主任者免許試験に 合格したもの イ ガス溶接技能講習を修了した者 であつて、その後三年以上ガス溶接 等の業務に従事した経験を有するも の ロ 学校教育法による大学又は高等 専門学校において、溶接に関する学 科を専攻して卒業した者（当該学科</p>	<p>第一種 衛生管 理者免 許</p>	<p>一 第一種衛生管理者免許試験に合 格した者 二 学校教育法による大学又は高等 専門学校において、医学に関する課 程を修めて卒業した者（大学改革支 援・学位授与機構により学士の学位</p>																								

を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）
 ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は化学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上ガスを溶接等の業務に従事した経験を有するもの
 ニ 職業能力開発促進法第二十八条第一項の職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工科、構造物鉄工科又は配管科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
 ホ 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定めた金属加工系溶接科の訓練を修了した者であつて、その後一年以上ガスを溶接等の業務に従事した経験を有するもの
 ヘ 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三に掲げる検定職種のうち、鉄工、建築板金、工場板金又は配管に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、その後一年以上ガスを溶接等の業務に従事した経験を有するもの
 ト 旧保安技術職員国家試験規則による溶接係員試験に合格した者であつて、その後一年以上ガスを溶接等の業務に従事した経験を有するもの
 チ その他厚生労働大臣が定める者
 ニ 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第二十七条第一項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第八の五の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者

林業架線作業主任者免許	三 その他厚生労働大臣が定める者 一 林業架線作業の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、林業架線作業主任者免許試験に合格したもの 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は科目を修めて卒業した者（当該講座又は科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後一年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は科目を修めて卒業した者で、その後三年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者	特級ボイラー技士免許	一 一級ボイラー技士免許を受けた後、五年以上ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。以下この欄において同じ。）を取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、三年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの 二 ボイラー則第一百一条第一号ロ又はハに掲げる者で、特級ボイラー技士免許試験に合格したもの	一級ボイラー技士免許	一 二級ボイラー技士免許を受けた後、一年以上ボイラーを取り扱った経験がある者又は当該免許を受けた後、一年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者であつて、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの 二 ボイラー則第一百一条第二号ロ又はハに掲げる者で、一級ボイラー技士免許試験に合格したもの 三 ボイラー則第九十七条第三号イに掲げる者	二級ボイラー
-------------	---	------------	--	------------	---	--------

技士免許	二 ボイラー則第九十七条第三号ロ及びハに掲げる者 一 エツクス線作業主任者免許試験に合格した者 二 電離則第四十八条各号に掲げる者 一 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者 二 電離則第五十二条の四各号に掲げる者	特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許	ポイラー則第九十九条第一項各号に掲げる者	一 次のいずれかに掲げる者であつて、発破技士免許試験に合格したものの イ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）であつて、その後三月以上発破の業務について実地修習を経たもの ロ 発破の補助作業の業務に六月以上従事した経験を有する者 ハ 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者 ニ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上発破の業務について実地修習を経たもの	エツクス線作業主任者免許	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
------	---	--------------------	----------------------	---	--------------	-------------------

揚貨装置運転士免許	一 揚貨装置運転士免許試験に合格した者 二 揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に揚貨装置運転実技講習を修了したものの 三 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けたもの 四 その他厚生労働大臣が定める者	特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許試験に合格した者	普通ボイラー溶接士免許	一 普通ボイラー溶接士免許試験に合格した者 二 普通ボイラー溶接士免許試験の学科試験の全科目及び実技試験の全部の免除を受けることができる者 ボイラー則第一百三十三条各号のいずれかに掲げる者であつて、ボイラー整備士免許試験に合格したもの	ボイラー整備士免許	一 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者 二 クレーン則第二百二十三条第二号から第六号までに掲げる者	移動式クレーン運転士免許	一 移動式クレーン運転士免許試験に合格した者 二 クレーン則第二百二十九条第二号から第五号までに掲げる者	潜水士免許	一 潜水士免許試験に合格した者 二 高圧則第五十二条第二号に掲げる者	別表第五（第七十条関係） 一 第一種衛生管理者免許試験
-----------	---	-------------	---------------------	-------------	---	-----------	---	--------------	---	-------	---------------------------------------	--------------------------------

<p>足場の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻</p>	<p>で、その後二年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>学科講習 イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>	<p>一 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>鋼橋架設等作業主任者</p>	<p>一 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>学科講習 イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>	<p>一 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習</p>	<p>一 コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>れるものの架設、解体又は変更の作業（次号において「鋼橋架設等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>学科講習 イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>	<p>一 コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具等に関する知識 ハ 作業環境等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>はい作業主任者技能講習</p>	<p>一 岩石の掘削の作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>学科講習 イ はい（倉庫、上屋又は土場に積み重</p>	<p>一 岩石の掘削の作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>

<p>木造建築物の組立て又は若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において</p>	<p>船内荷役作業主任者技能講習</p> <p>一 揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、その後四年以上船内荷役作業に従事した経験を有するもの</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ねられた荷の集団をいう。(以下同じ。)に</p> <p>ロ 人力によるのはい付け又はははい崩しの作業に関する知識</p> <p>ハ 機械等によるのはい付け又はははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>二 関係法令</p>
<p>木造建築物の組立て又は若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において</p>	<p>学科講習</p> <p>イ 作業の指揮に必要な知識</p> <p>ロ 船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>ニ 荷役の方法に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>	<p>二 関係法令</p> <p>イ 作業の指揮に必要な知識</p> <p>ロ 船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>ニ 荷役の方法に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
<p>フクリフト運転技能講習</p>	<p>ガス溶接技能講習</p>	<p>土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>
<p>イ 学科講習</p> <p>ロ 走行に関する知識</p> <p>ハ 荷役に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>二 実技講習</p> <p>二 走行の操作</p>	<p>一 学科講習</p> <p>イ 走行に関する知識</p> <p>ロ 荷役に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>二 実技講習</p> <p>二 走行の操作</p>	<p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>車両系建設機</p>	<p>車両系建設機(整地・運搬・積込み用)及び掘削用(運転技能講習)</p>	<p>シヨベ ルロー ダー等 運転技能講習</p>
<p>不整地運搬車</p>	<p>車両系建設機(基礎工事)運転技能講習</p>	<p>車両系建設機(解体)運転技能講習</p>
<p>イ 学科講習</p> <p>ロ 作業のた</p> <p>作 及び合図</p>	<p>一 学科講習</p> <p>イ 走行に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>二 実技講習</p> <p>二 走行の操作</p>	<p>イ 走行に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p>二 実技講習</p> <p>二 走行の操作</p>

<p>高所作 業車運 転技能 講習</p>	<p>一 学術講習 二 実技講習 三 関係法令 四 実技講習 五 関係法令 六 実技講習 七 関係法令 八 実技講習 九 関係法令 十 実技講習 十一 関係法令 十二 実技講習</p>	<p>造及び取扱い の方法に関する 知識 の荷の運搬 に関する知識 ハ 運転に必 要な力学に関 する知識 ニ 関係法令 三 実技講習 四 走行の操 作 五 荷の運搬</p>
<p>一 動力プ レス（機械 プレスでク ランク軸等 の偏心機構 を有するも の及び液圧 プレスに限 る。）</p>	<p>一 種類 二 圧力能力 三 ストローク 長さ 四 停止性能 五 切替えス イ 六 ツチの種類 七 機械プレス の偏心機構を 有するものに あつては、ク ランク軸の 型式 ロ 型式 イ クラツチの 型式 ロ ブレーキの 型式</p>	<p>一 動力プレ スの構造図又 はカタログ 二 型式検定 に合格した動 力プレスにあ つては、型式 検定合格標準 の写し 三 安全装置 を取り付ける 動力プレスに あつては、当 該安全装置に 係る型式検定</p>
<p>一 当該溶解 炉及び主要な 付属設備の構 造図 二 設置場所 の四隣の概要 を示す図面</p>	<p>一 種類、型式 二 製造者及び製 造年月 三 取り扱う金 属その他の鈹物 の種類及び性状 四 加熱の方法 、温度、圧力そ の他の使用条件 五 構造、材質 及び主要寸法 六 冷却装置、 酸素吹込装置、 ピットその他の 主要な附属設備 の構造、材質及 び主要寸法</p>	<p>合格標準の写 し及び当該安 全装置の構造 図又はカタロ グ 四 前二号に 掲げる動力プ レス以外の動 力プレスにあ つては、安全 措置の概要を 示す図面又は カタログ</p>
<p>一 種類、型式 二 製造者及び製 造年月 三 乾燥物の種 類及び性状 四 加熱の方法 、温度、圧力 五 構造、材質 及び主要寸法 六 換気装置、 温度測定装置、 温度調整装置そ の他の主要な附 属設備の機能、 構造、材質及び 主要寸法</p>	<p>一 種類、型式 二 製造者及び製 造年月 三 乾燥物の種 類及び性状 四 加熱の方法 、温度、圧力 五 構造、材質 及び主要寸法 六 換気装置、 温度測定装置、 温度調整装置そ の他の主要な附 属設備の機能、 構造、材質及び 主要寸法</p>	<p>三 化学設 備（配管を 除く。）（製 造し、若し くは取り扱 う危険物又 は製造し、 若しくは取 り扱う引火 点が六十五 度以上の物 の量が厚生 労働大臣が 定める基準 に満たない ものを除く 。） 一 種類、型式 二 製造者及 び製造年月 三 乾燥物の種 類及び性状 四 加熱の方法 、温度、圧力 五 構造、材質 及び主要寸法 六 換気装置、 温度測定装置、 温度調整装置そ の他の主要な附 属設備の機能、 構造、材質及び 主要寸法 七 アセチ レン溶接装 置（移動式 のものを除 く。） 一 配置図 二 発生器及 び安全器の構 造図 三 発生器室 の構造図 四 設置場所 の四隣の概要 を示す図面</p>
<p>一 発生器の種 類、型式、製造 者及び製造年月 二 安全器の種 類、型式、製造 者、製造年月及 び個数並びに構 造、材質及び主 要寸法 三 安全器の種 類、型式、製造 者、製造年月及 び個数並びに構 造、材質及び主 要寸法 四 配管、バル ブその他の附属 器具の名称、構 造、材質及び主 要寸法 五 最大使用荷 重 六 支間の斜距 離、傾斜角及び 中央垂下比 七 主索及び作 業索の構造及び 直径 八 主索及び作 業索の安全係数</p>	<p>一 発生器の種 類、型式、製造 者及び製造年月 二 安全器の種 類、型式、製造 者、製造年月及 び個数並びに構 造、材質及び主 要寸法 三 安全器の種 類、型式、製造 者、製造年月及 び個数並びに構 造、材質及び主 要寸法 四 配管、バル ブその他の附属 器具の名称、構 造、材質及び主 要寸法 五 最大使用荷 重 六 支間の斜距 離、傾斜角及び 中央垂下比 七 主索及び作 業索の構造及び 直径 八 主索及び作 業索の安全係数</p>	<p>二 発生器の種 類、型式、製造 者及び製造年月 三 安全器の種 類、型式、製造 者、製造年月及 び個数並びに構 造、材質及び主 要寸法 四 清浄器その 他の附属器具の 名称、構造、材 質及び主要寸法 五 カーバイド のかすだめの構 造及び容積 六 ガス集 合溶接装置 （移動式 のものを除 く。） 一 配置図 二 安全器の 構造図 三 ガス装置 室の構造図 四 設置場所 の四隣の概要 を示す図面</p>

<p>八 運材索道（支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもに限る。）</p>	<p>一 種類 二 最大使用荷重及び搬器と搬器との間隔 三 支間の斜距離の合計 四 最長の支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 五 主索及びびえい索の構造及び直径 六 主索及びびえい索の安全係数（強度計算書を添付すること。） 七 動力式のものにあつては、運材機の型式及び定格出力 八 設置期間</p>	<p>九 軌道装置</p> <p>一 使用目的 二 起点及び終点の位置並びにその高低差（平均勾配） 三 軌道の長さ 四 最小曲線半径及び最急勾配 五 軌間、単線又は複線の区別 六 橋梁の長さ、幅及び構造 七 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主要寸法</p>
<p>（強度計算書を添付すること。） 六 集材機の型式、定格出力及び最大けん引力 七 設置期間</p>	<p>配置図</p> <p>中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る平面図、断面図、構造図等の図面</p>	<p>一 設置目的 二 起点及び終点の位置並びにその高低差（平均勾配） 三 軌道の長さ 四 最小曲線半径及び最急勾配 五 軌間、単線又は複線の区別 六 橋梁の長さ、幅及び構造 七 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主要寸法</p>

<p>八 巻上げ機の形式、能力及び主要寸法 九 ブレーキの種類及び作用 十 信号、警報及び照明設備の状況 十一 最大運転速度 十二 逸走防止装置の設置箇所及び構造 十三 地下に設置するものにあつては、軌道装置と周囲との関係</p>	<p>十 型枠支保工（支柱の高さが三・五メートル以上のものに限る。） 十一 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ十メートル以上のもに限る。） 十二 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが十メートル以上の構造のものに限る。）</p>	<p>一 設置箇所 二 種類及び用途 三 構造、材質及び主要寸法</p>
<p>一 打設しようとするコンクリート構造物の概要 二 構造、材質及び主要寸法 三 設置期間</p>	<p>一 設置箇所 二 構造、材質及び主要寸法 三 設置期間</p>	<p>一 設備等の組立図及び配置図 二 組立図及び配置図 三 組立図及び配置図</p>

<p>三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュ型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）</p> <p>二 有機溶剤業務を行う作業場の図面 三 局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 四 ブッシュ型換気装置にあつてはブッシュ型換気装置摘要書（様式第二十六号）</p>	<p>一 鉛業務（鉛則第一号第五号）の項において同（鉛等（鉛則第一号第一号）の項において同）の概要 二 鉛等（鉛則第一号第一号）の項において同（鉛等（鉛則第一号第一号）の項において同）の概要 三 局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 四 ブッシュ型換気装置にあつてはブッシュ型換気装置摘要書（様式第二十六号）</p>	<p>一 設備等の図面 二 鉛業務を行う作業場の図面 三 局所排気装置にあつては局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 四 ブッシュ型換気装置にあつてはブッシュ型換気装置摘要書（様式第二十六号）</p>
--	---	--

<p>機械又は設備の概要 三 鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散の抑制の方法 四 鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方法及び当該設備の主要構造部分の構造の概要</p>	<p>一 業務に用いる機械又は装置の図面 二 業務を行う作業場の図面</p>	<p>一 特定第一類物質又は特定第二類物質等を製造する業務の概要 二 主要構造部分の構造の概要 三 密閉の方式及び労働者に当該物質を取り扱</p>
--	--	---

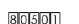
<p>二十の四 特化則第三 十八條の十 九の一・三 一プロパン スルトン等 (以下この 項において 「一・三」 プロパンス ルトン等」 という。) を製造し、 又は取り扱 う設備及び その附属設 備</p>	<p>一 一・三 一プロパン スルトン等 を製造し、又 は取り扱う業 務の概要 二 主要構造部 分の構造の概 要 三 附属設備の 構造の概要 四 密閉の方式 及び労働者に 当 該物質を取り扱 わせるときは健 康障害防止の措 置の概要</p>	<p>(様式第二十 六号) 一 周囲の状 況及び四隣と の関係を示す 図面 二 一・三 プロパンスル トン等を製造 し、又は取り 扱う設備を設 置する建築物 の構造 三 一・三 プロパンスル トン等を製造 し、又は取り 扱う設備及び その附属設備 の配置状況を 示す図面 四 一・三 プロパンスル トン等を製造 し、又は取り 扱う設備及び その附属設備 の図面</p>	<p>器を除く。 以下この項 において同 じ。 二十二事 務所衛生基 準規則(昭 和四十七年 労働省令第 四十三号) 第五條の空 気調和設備 又は機械換 気設備で中 央管理方式 のもの 一 空気の処理 方法 イ 空気の浄化 方法 ロ 減湿・与湿 方法 ハ 加湿方法 ニ 冷却方法 ヒ 換気能力 三 送風機又は 排風機の種類 及び能力 四 主要構造部 分の構造 五 空気の供給 又は排気の系 統 六 設備点検の 要領</p>
<p>二十一電 離則第十五 條第一項の 放射線装置 (放射性同 位元素等の 規制に關す る法律(昭 和三十二年 法律第六十 七号)第五 十二條の五 第二項に規 定する表示 付認証機器 又は同條第 三項に規定 する表示付 特定認証機</p>	<p>放射線装置を用 いる業務、製品 及び作業工程の 概要 一 管理区域 を示す図面 二 放射線装 置摘要書(様 式第二十七 号)</p>	<p>一 粉じん作業 (粉じん則第 二條第一項 第一号の粉 じん作業を いう。以下同 じ)の概要 二 機械又は設 備の種類、名 称、能力、台 数及び粉じん の飛散防止 する方法 三 粉じんの飛 散防止する方 法として粉じん の発生源を密 閉する設備に よるときは、 密閉の方式、 主要構造部分 の構造の概要 及びその機能 要及びその機 能要及びその 機能要及び前 号の型ばら の型ばら</p>	<p>一 周囲の状 況及び四隣と の関係を示す 図面 二 作業場 における主要 な機械又は設 備の配置を示 す図面 三 局所排気 装置以外の粉 じんの飛散を 防止するため の設備の構造 を示す図面</p>
<p>二十五石 綿等の粉じ んが飛散す る屋内作業 場に設ける 発散抑制の 設備</p>	<p>一 石綿等を取 り扱い、若し くは試験研究 のため製造す る業務 又は石綿分析 用試料等(令 第六條第二十 三號に規定 する石綿分 析用試料等を いう)を製造 する業務の概 要 二 石綿等の粉 じんの発散源 を密閉する 設備又は全体 換気装置の図 面 三 局所排気 装置が設置さ れている場合 に於ては、局 所排気装置</p>	<p>一 周囲の状 況及び四隣と の関係を示す 図面 二 作業場所 の全体を示す 図面 三 石綿等の 粉じんの発散 源を密閉する 設備又は全体 換気装置の図 面 四 局所排気 装置が設置さ れている場合 に於ては、局 所排気装置</p>	<p>粉じんの飛散 を防止するた めの設備の型 式、主要構造 部分の概要及 びその能力 粉じん作業の 概要 一 周囲の状 況及び四隣と の関係を示す 図面 二 作業場 における主要 な機械又は設 備の配置を示 す図面 三 局所排気 装置に於ては 局所排気装 置摘要書(様 式第二十五 号) 四 プッシュ ブル型換気装 置に於ては プッシュブル 型換気装置摘 要書(様式第 二十六号)</p>
<p>別表第七 の上欄第 十二号に 掲げる機 械等に係 る工事</p>	<p>一 次のイ及びロのいずれにも該 当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (一) 足場に係る工事の設計監理 又は施工管理の実務に三年以上従 事した経験を有すること。</p>	<p>別表第九(第九十二條の三關係) 資格 一 次のイ及びロのいずれにも該 当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (一) 型枠支保工に係る工事の設 計監理又は施工管理の実務に三年 以上従事した経験を有すること。 (二) 建築士法(昭和二十五年法 律第二百二號)第四條第二項に規 定する一級建築士の免許を受ける ことができる者であること。 (三) 建設業法施行令第三十四條 に規定する一級土木施工管理技術 検定又は一級建築施工管理技術検 定に合格したこと。</p>	<p>三 全体換気装 置に於ては、 第二十五号) 五 プッシュ ブル型換気装 置が設置され ている場合に 於ては、プッ シュブル型換 気装置摘要書 (様式第二十 六号)</p>

申請書中の2 (第52条関係) (裏面)

1. □に口で書かれた種別以下「記入欄」という、に記入する事項は、従来の定書・イメージ図表(裏面)に於て記載事項を記入するもので、この欄には記入し、これを付する。必要に応じて訂正を記入し得る。
2. 記入する事項の記入欄は、欄外に記入し、訂正を記入するものとする。
3. 記入欄の欄外に、必要に応じて訂正を記入し、欄外に記入するものとする。
4. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
5. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
6. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
7. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
8. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
9. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
10. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。

様式第6号の3 (第52条の21関係) (表面)

様式第6号の3 (第52条の21関係) (表面)

													
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>年齢</td> <td>職業</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	氏名	性別	年齢	職業	住所	電話番号	メールアドレス		<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> </table>	申請書	申請書	申請書	申請書
氏名	性別	年齢	職業										
住所	電話番号	メールアドレス											
申請書	申請書												
申請書	申請書												
<table border="1"> <tr> <td>1. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>2. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>3. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。</td> <td>申請書</td> </tr> </table>	1. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書	2. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書	3. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書	<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> </table>	申請書	申請書	申請書	申請書		
1. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書												
2. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書												
3. 申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。	申請書												
申請書	申請書												
申請書	申請書												

様式第7号 (第53条関係)

1. □に口で書かれた種別以下「記入欄」という、に記入する事項は、従来の定書・イメージ図表(裏面)に於て記載事項を記入するもので、この欄には記入し、これを付する。必要に応じて訂正を記入し得る。
2. 記入する事項の記入欄は、欄外に記入し、訂正を記入するものとする。
3. 記入欄の欄外に、必要に応じて訂正を記入し、欄外に記入するものとする。
4. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
5. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
6. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
7. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
8. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
9. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。
10. 「対象者」の欄は、申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。

様式第7号 (第53条関係)

様式第7号 (第53条関係)

<p>申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。</p>													
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>性別</td> <td>年齢</td> <td>職業</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>電話番号</td> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	氏名	性別	年齢	職業	住所	電話番号	メールアドレス		<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>申請書</td> <td>申請書</td> </tr> </table>	申請書	申請書	申請書	申請書
氏名	性別	年齢	職業										
住所	電話番号	メールアドレス											
申請書	申請書												
申請書	申請書												

申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。

申請書

申請書

申請書に於ける申請者の氏名を記入するものとする。

様式別紙(第4号)様式別紙(第4号) (注) (別紙)

調査 日

健康診断手帳
(P10-1)様式

氏 名 _____

所 在 所 職 業 _____

(注)

(1) 氏名	(2) 性別	(3) 年齢	(4) 職業
姓 名	男 女	歳	
生年月日	測定値 → 収縮血圧・拡張血圧・心拍数		検 査 日 時
性 別	測定値	検 査 日 時	
職 業	検 査 結果		

労働安全衛生法第47条第1項の健康診断手帳を交付します。

年 月 日

労働局長

(注)

健康診断手帳(第4号)様式別紙(第4号)の様式に
適合しない部分、

従 業 期 間	健康診断の回数	従 業 し た 業 務
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		
前 年 度		

(注)

労働安全衛生法第47条第1項の健康診断手帳を交付します。

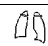
(1) 氏名	(2) 性別	(3) 年齢	(4) 職業
姓 名	男 女	歳	
生年月日	測定値 → 収縮血圧・拡張血圧・心拍数		検 査 日 時
性 別	測定値	検 査 日 時	
職 業	検 査 結果		

労働安全衛生法第47条第1項の健康診断手帳を交付します。


年 月 日

労働局長

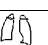
様式第9号(第7条関係)(3)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(クロム酸等)	
健康管理手帳番号 号	特殊な撮影法によるエックス線写真の所見
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	呼吸の聴診
健康診断の結果 異常あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	気管支鏡検査
既往歴 なし たん、せき、胸痛、鼻腔()、皮膚()、その他()	皮膚の病理学的検査
自覚症状及び他覚症状 なし たん、せき、胸痛、その他()	年 月 日
鼻腔の所見 なし 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔	医療機関名 所 在 地 医 師 名
皮膚の所見 なし	労働局長 殿
胸部のエックス線直接撮影による検査 	


様式第9号(第7条関係)(4)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(塩素)	
健康管理手帳番号 号	肝機能検査
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	赤血球系の血液検査
健康診断の結果 異常あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	酸素化合物量の測定結果
既往歴 なし たん、せき、口内炎、下痢、便秘、体重減少、 知覚異常、皮膚()、その他()	特殊な撮影法によるエックス線写真の所見
自覚症状及び他覚症状 なし たん、せき、食欲不振、体重減少、知覚異常、 その他()	呼吸の聴診
鼻腔の所見 なし	気管支鏡検査
皮膚の所見 なし 色素異常(沈着、脱色)、角化、その他()	皮膚の病理学的検査
胸部のエックス線直接撮影による検査 	年 月 日
	医療機関名 所 在 地 医 師 名
	労働局長 殿


様式第9号(第7条関係)(5)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(クロルメチル)ニール	
健康管理手帳番号 号	特殊な撮影法によるエックス線写真の所見
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	呼吸の聴診
健康診断の結果 異常あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	気管支鏡検査
既往歴 なし たん、せき、胸痛、食欲不振、皮膚()、 その他()	皮膚の病理学的検査
自覚症状及び他覚症状 なし たん、せき、胸痛、その他()	年 月 日
皮膚の所見 なし 皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、ガス痘、 その他()	医療機関名 所 在 地 医 師 名
胸部のエックス線直接撮影による検査 	労働局長 殿

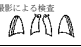
様式第9号(第7条関係)(6)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(ビス(クロロメチル)ニール)	
健康管理手帳番号 号	特殊な撮影法によるエックス線写真の所見
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	呼吸の聴診
健康診断の結果 異常あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	気管支鏡検査
既往歴 なし せき、たん、胸痛、体重減少 その他()	皮膚の病理学的検査
自覚症状及び他覚症状 なし せき、たん、胸痛、体重減少 その他()	年 月 日
胸部のエックス線直接撮影による検査 	医療機関名 所 在 地 医 師 名
	労働局長 殿


様式第9号(第57条関係)(7)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(ペリリウム)	
健康管理手帳番号 号	胸部理学的検査
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	肺熱象機能検査
健康診断の結果 再 検 査、不要 追加健診 要、不要 検 査 費、不要	肺拡張機能検査
既往歴 なし、 呼吸器症状、アレルギー症状 その他()	心電図検査
	尿中又は血液中のペリリウムの量の測定
自覚症状及び他覚症状 なし 乾性せき、喘鳴、のどのいらいら、胸膈、胸膈不安感、 息切れ、胸悶、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、 体重減少、その他()	皮膚結核試験
皮膚の所見	ヘマトクリット値の測定
肺 活 量	年 月 日
胸部の엑스線直接撮影による検査 	医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿


様式第9号(第57条関係)(8)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(ベンゾトリアコロド)	
健康管理手帳番号 号	特殊な撮影法による엑스線写真の所見
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	心臓の細動診
健康診断の結果 異 常 あり、なし 再 検 査、不要 追加健診 要、不要 検 査 費、不要	気管支鏡検査
既往歴 なし せき、たん、胸膈、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、 鼻ポリープ、皮膚()、その他()	頸部の엑스線撮影等による検査
	血液検査(血液像を含む。)
自覚症状及び他覚症状 なし せき、たん、胸膈、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、 鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大、その他()	リンパ腺の病理組織学的検査
皮膚の所見 なし ゆづり、色素沈着、その他()	皮膚の病理組織学的検査
胸部の엑스線直接撮影による検査 	年 月 日 医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿

様式第9号(第57条関係)(9)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(塩化ビニル)	
健康管理手帳番号 号	血小板数
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	T-GTP
健康診断の結果 異 常 あり、なし 再 検 査、不要 追加健診 要、不要 検 査 費、不要	ZTT
既往歴 なし 全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、 皮膚、顔色、手指の蒼白、肝疾患、痔瘻、その他()	LD
	LDH
自覚症状及び他覚症状 なし 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上 腹部症状、黄斑、顔色、手指の疼痛、その他()	肝又は脾のシンチグラムによる検査
肝又は脾の腫大	中枢神経系の神経学的検査
肝機能検査	年 月 日
胸部の엑스線直接撮影による検査 	医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿

様式第9号(第57条関係)(10)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(石油)	
健康管理手帳番号 号	特殊な撮影法による엑스線写真の所見
氏名及び住所 生 年 月 日 年 月 日生(満 才)男・女	心臓の細動診
健康診断の結果 異 常 あり、なし 再 検 査、不要 追加健診 要、不要 検 査 費、不要	気管支鏡検査
既往歴 なし、やめた、吸っている	年 月 日
自覚症状及び他覚症状 なし せき、たん、息切れ、胸膈、その他()	医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿
胸部の엑스線直接撮影による検査 	

様式第19号(第84条関係)
 特別安全衛生改善計画作成計画書
 年 月 日
 期 厚生労働大臣

労働安全衛生法第76条第4項の規定により、下記事項についての特別安全衛生改善計画を作成してください。

既製品以外の労働設備等に関する事項	
その他の事項	

備考
 1 この報告による特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに作成し、その計画を記載した書類を、書類の保存の所在地を管理する労働衛生管理委員会に提出して、厚生労働大臣に届出を行うこと。
 2 以上より特別安全衛生改善計画を作成した書類を提出するときは、労働安全衛生法第76条第4項の規定に基づき届出の書類を添付すること。
 3 「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に関する助言を受けるべきことを記入すること。

様式第19号の2(第84条の2関係)
 特別安全衛生改善計画変更計画書
 年 月 日
 期 厚生労働大臣

労働安全衛生法第76条第4項の規定により、下記事項の1より特別安全衛生改善計画に変更してください。

変更すべき事項	
---------	--

備考
 この報告による変更後の特別安全衛生改善計画は、年 月 日までに、書類の保存の所在地を管理する労働衛生管理委員会に提出して、厚生労働大臣に届出すること。

様式第19号の3(第84条の3関係)
 特別安全衛生改善計画変更届
 年 月 日
 厚生労働大臣 期
 事業者職長 氏名

労働安全衛生法第76条第4項の規定により、変更後の1より特別安全衛生改善計画について、改めなおし変更いたしましたので届出の旨をお知らせします。

変更届出及び内容	
----------	--

備考 変更後の特別安全衛生改善計画を添付すること。

様式第19号の4(第84条の3関係)
 安全衛生改善計画作成届出書
 年 月 日
 期 労働局長

労働安全衛生法第76条第4項の規定により、下記事項についての安全衛生改善計画を作成してください。

改善計画を採りつゝの事項	
その他の事項	

備考
 1 この報告による安全衛生改善計画は、年 月 日までに作成し、その計画を記載した書類を、労働局長の所在地を管理する労働衛生管理委員会に提出して、労働局長に届出すること。
 2 以上より安全衛生改善計画を作成した書類を提出するときは、労働安全衛生法第76条第4項において「採りつゝの事項」欄の項目を記載した書類を添付すること。
 3 「その他の事項」の欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に関する助言を受けるべきことを記入すること。

様式第21号の2の2(第95条の3関係)
(第1面)

第 号	立 入 検 査 証		
写 真	官 職 氏 名	年 月 日 生	
印	又	は	期 印
			上記の者は、 立入検査をする職員であることを証明する。
			の規定によ 年 月 日
厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印			

(第2面)

労働安全衛生法(抄)
(厚生労働大臣等の権限)

第95条 厚生労働大臣は、型式検査に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検査を受けた事業者又は当該型式検査に係る機械等若しくは設備等の所在すると思われる場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に入り、関係者に質問させ、又はその業務に関する関係若しくは書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検査機関、登録型式検査機関、検査業者、指定試験機関、登録講習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(外国登録製造時等検査機関、外国登録型式検査機関、外国登録個別検査機関及び外国登録型式検査機関(第23条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。)を除く。)(以下「登録製造時等検査機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に入り、関係者に質問させ、又はその業務に関する関係、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導員を前条第2項の規定による事務に参画させる必要があると認めるときは、当該労働衛生指導員をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

(第3面)

(参考)
(労働基準監督官の権限)

第94条 (第1項及び第2項 略)

3 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第4面)

労働災害防止団体法(抄)
(報告等)

第35条 厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第5面)

作業環境測定法(抄)
(厚生労働大臣等の権限)

第41条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関、指定試験機関、登録講習機関又は指定登録機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に入り、関係者に質問し、その業務に関する関係、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に関する資料その他の物件を収去させることができる。

2 第39条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第6面)

(参考)
(労働基準監督官の権限)

第39条 (第1項 略)

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

